

平成 3 1 年第 2 回北中城村議会定例会会期日程表

開 会 3 月 8 日（金曜日） 会期 2 0 日間
閉 会 3 月 2 7 日（水曜日）

月 日	曜	会議別	開議時刻	摘 要
3. 8	金	本会議	午 前 1 0 時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 諸般の報告 議員全員協議会 施政方針 議案説明
3. 9	土	休 会		各 自 研 究 (中学校卒業式)
3. 10	日	休 会		各 自 研 究
3. 11	月	本会議	午 前 1 0 時	質疑、委員会付託省略、討論、決定（条例、補正予算、報告等） 質疑、委員会付託（条例、当初予算等） ※一般質問通告締切（午後 5 時）
3. 12	火	委員会	午 前 1 0 時	委員会審査 質疑事項の検討（抜き出し）、質疑事項各課へ通知
3. 13	水	委員会	午 前 1 0 時	委員会審査 付託案件・陳情案件等審議
3. 14	木	委員会	午 前 1 0 時	委員会審査 各課聞き取り
3. 15	金	委員会	午 前 1 0 時	委員会審査 各課聞き取り (幼稚園卒園式)
3. 16	土	休 会		各 自 研 究
3. 17	日	休 会		各 自 研 究
3. 18	月	本会議	午 後 6 時	一般質問（夜間議会）
3. 19	火	本会議	午 後 6 時	一般質問（夜間議会）
3. 20	水	本会議	午 後 6 時	一般質問（夜間議会） (北中城小学校、島袋小学校卒業式)
3. 21	木	休 会		各 自 研 究
3. 22	金	本会議	午 後 6 時	一般質問（夜間議会）
3. 23	土	休 会		各 自 研 究
3. 24	日	休 会		各 自 研 究
3. 25	月	委員会	午 前 1 0 時	委員会審査（まとめ、陳情案件、委員会報告等）
3. 26	火	委員会	午 前 1 0 時	議員全員協議会（合同審査）
3. 27	水	本会議	午 前 1 0 時	委員長報告、質疑、討論、決定（陳情案件等） 議員研修会等派遣決議・調査の申出及び閉会中の継続審査 閉 会

平成 3 1 年第 2 回北中城村議会定例会会議録						
招 集 年 月 日	平成 3 1 年 3 月 8 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	平成31年 3 月 8 日 午前10時00分			議 長	名 幸 利 積
	散 会	平成31年 3 月 8 日 午前10時59分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出席 等別	議 席 番 号	氏 名	出席 等別
	1 番	安 里 道 也	出	8 番	喜屋武 すま子	出
	2 番	稲 福 恭 秀	出	9 番	天 久 朝 誠	出
	3 番	伊 集 守 吉	出	1 0 番	比 嘉 義 弘	出
	4 番	大 城 律 也	出	1 1 番	山 田 晴 憲	出
	5 番	上 間 堅 治	出	1 2 番	比 嘉 義 彦	出
	6 番	金 城 高 治	出	1 3 番	比 嘉 次 雄	出
	7 番	比 嘉 盛 一	出	1 4 番	名 幸 利 積	出
会 議 録 署 名 議 員	1 1 番 議 員		山 田 晴 憲			
	1 2 番 議 員		比 嘉 義 彦			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	新 垣 邦 男		教 育 長	砂 川 恵 重	
	副 村 長	比 嘉 聰		教 育 総 務 課 長	喜 納 克 彦	
	総 務 課 長	仲 本 正 一		生 涯 学 習 課 長	與 儀 光 敏	
	総合調整監兼企画振興課長	石 渡 一 義		建 設 課 長	瀬 上 恒 星	
	会 計 課 長	米 須 清 喜		農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	楚 南 兼 二	
	住 民 生 活 課 長	名 幸 芳 徳		健 康 保 険 課 長	安 里 直 彦	
	税 務 課 長	奥 間 かほる		農 林 水 産 課 参 事	鹿 島 直 昭	
	上 下 水 道 課 長	安次嶺 正 春		学 校 教 育 指 導 主 事		
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第 1 号

平成 3 1 年 3 月 8 日（金曜日）

1. 開議 午前 1 0 時 0 0 分

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		行政報告	
4		平成 3 1 年度施政方針	
5	議案第 2 号	北中城村個人情報保護条例の一部を改正する条例について	説 明
6	議案第 3 号	北中城村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について	〃
7	議案第 4 号	北中城村植物ごみ資源化ヤードの設置及び管理に関する条例の制定について	〃
8	議案第 5 号	北中城村下水道条例の一部を改正する条例について	〃
9	議案第 6 号	北中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例について	〃
1 0	議案第 7 号	北中城村水道事業設置等に関する条例の一部を改正する条例について	〃
1 1	議案第 8 号	北中城村水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について	〃
1 2	議案第 9 号	沖縄市の公共下水道の使用に関する協議について	〃
1 3	議案第 1 0 号	沖縄市に公共下水道を使用させることに関する協議について	〃
1 4	議案第 1 1 号	平成 3 0 年度北中城村一般会計補正予算（第 5 号）について	〃
1 5	議案第 1 2 号	平成 3 0 年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）について	〃
1 6	議案第 1 3 号	平成 3 0 年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について	〃

日程 番号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
17	議案第14号	平成30年度北中城村公共下水道事業特別会計補正予算 (第4号)について	説 明
18	議案第15号	平成30年度北中城村水道事業会計補正予算(第3号)に ついて	〃
19	議案第16号	平成31年度北中城村一般会計予算について	〃
20	議案第17号	平成31年度北中城村国民健康保険特別会計予算について	〃
21	議案第18号	平成31年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算につい て	〃
22	議案第19号	平成31年度北中城村公共下水道事業特別会計予算につい て	〃
23	議案第20号	平成31年度北中城村水道事業会計予算について	〃
24	議案第21号	北中城村学習等供用施設等の指定管理者の指定について	〃
25	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	即 決
26	同意第1号	北中城村副村長の任命について	〃
27	報告第1号	平成31年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書の報告に ついて	報 告

○議長（名幸利積）

おはようございます。ただいまから平成31年第2回北中城村議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程に入るに先立ち、会務の報告をします。

平成30年12月から31年2月までの会務報告をします。

12月4日 12月定例議会に向けての議会運営委員会を開催しました。

7日から14日まで12月定例議会を開催しました。

12月9日 北中城村婦人会創立70周年記念祝賀会が開催され、多くの議員とともに出席し、挨拶を述べました。

12月15日 ふれあい福祉交流会ボッチャ大会が開催され、多くの議員が参加しました。

同日、北中城幼稚園生活発表会が開催され出席しました。

12月22日 第21回わかてだを見る集いが中城城公園で開催され、多くの議員が参加しました。

12月29日 北中城村農水産物フェアオープニングセレモニーが開催され、多くの議員が参加しました。

平成31年1月4日 村役場で年始会が開催され、出席し、訓辞を述べました。

同日、北中城村商工会主催の新年名刺交換会が開催され、出席し、挨拶を述べました。

1月7日 中城北中城消防本部での消防出初式に多くの議員とともに出席しました。

同日、村民新年会・村功労者表彰式が開催され、多くの議員とともに出席し、挨拶を述べました。

1月13日 北中城村成人式が開催され、多くの議員とともに出席し、祝辞を述べました。

1月19日 生涯学習フェスティバルオープニングセレモニーが開催され、多くの議員とともに

に出席し、テープカットを行いました。

1月22日 役場庁舎建てかえ等公共工事の地元企業優先活用についての要望書の提出があり、要望書を受け取りました。

同日、ひまわり畑視察及び北中城村まつり活性化委員会が開催され、出席しました。

1月26日 沖縄花のカーニバル2019オープニングイベントが中城城跡で開催され、多くの議員が参加しました。

同日、荻道自治会総合展示・即売会が開催され、多くの議員が参加しました。

1月28日 中城村議会文教社会常任委員会所管事務調査の受け入れを行い、挨拶を述べました。

同日、中部市町村会・中部広域市町村圏事務組合理事及び議員合同研修会が開催され、出席しました。

2月5日 神奈川県愛川町議会議員行政視察研修の受け入れを行い、挨拶を述べました。

同日、第1回2月臨時会に向けての議会運営委員会を開催しました。

2月6日から8日 北中城村・葛巻町姉妹町村締結30周年記念祝賀会が岩手県葛巻町で開催され、副議長とともに出席しました。

2月9日 ひまわり in 北中城オープニングセレモニーが開催され、多くの議員と参加しました。

2月10日 第30回ふれあいクリーンアップ大作戦がしおさい公苑で開催され、多くの議員が参加しました。

同日、第5回ちゅーぶ広域産業まつりオープニングセレモニーが北谷町で開催され、出席しました。

同日、石平家人衆会桜小路まつりが開催され、多くの議員とともに参加しました。

2月12日 第1回2月臨時議会を開催しました。

同日、福島県大玉村議会の行政視察研修受け

入れを行い、挨拶を述べました。

同日、北中城村教育の日記念式典及び演奏会が開催され、多くの議員とともに出席し、祝辞を述べました。

2月15日 沖縄県町村議会議長会主催の議会議員・事務局職員研修会が南風原町で開催され、多くの議員とともに出席しました。

2月16日 第3回JAおきなわ北中城支店まつりオープニングセレモニーが開催され、出席し、テープカットを行いました。

2月21日 沖縄県町村会70周年祝賀会が那覇市で開催され、出席しました。

以上をもって会務の報告を終わります。

次に、諸般の報告事項として、平成30年12月定例会以降に受理しました請願・陳情書をお手元に配付しました。請願・陳情一覧表のとおりとなっておりますので、御承知おきください。

村監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成30年12月から平成31年2月までの例月現金出納検査報告書が提出され、お手元にお配りしておりますので、御参照ください。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（名幸利積）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、山田晴憲議員及び比嘉義彦議員を指名します。

日程第2. 会期決定の件

○議長（名幸利積）

日程第2. 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から3月27日までの20日間にしたいと思います。御異

議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。会期は本日から3月27日までの20日間に決定しました。

なお、18日、19日、20日、22日の一般質問の本会議は、会議規則第9条第2項の規定により、議会活性化の一環として会議の開始時刻を変更し、午後6時に繰り下げて開くことにします。

日程第3. 行政報告

○議長（名幸利積）

日程第3. 行政報告を行います。村長から行政報告の申し出がありますので、これを許可します。

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、行政報告をいたします。

平成30年12月から平成31年2月までであります。

12月9日です。北中城村婦人会創立70周年記念祝賀会が中央公民館で開催をされ、大変盛大な祝賀会となっております。

12月13日 福島県の玉川村の皆さんが村長以下数十名、本村に表敬に来ておりました。

12月14日 島袋地区の浸水対策事業住民説明会を開催しております。

12月22日 第21回のわかてだを見る集いということで、大変立派なわかてだを見ることができました。

12月23日 荻道老人クラブの創立50周年記念式典が開催され、参加をしております。

年が明けまして、1月4日 北中城村商工会主催の新年名刺交換会が多くの皆さんが参加されて、名刺交換会をいたしました。

1月7日 消防出初式。

同日、村民新年会、さらには村功労者表彰式

が行われ、にぎわっております。

1月13日 平成31年北中城村の成人式が開催をされ、参加をしております。今年は193名、男女ですね、該当者がおりました。

1月25日 浦添市・中城村・北中城村のごみ処理施設連絡会議を浦添市役所で行っております。

1月29日 沖縄振興会議及び沖縄振興市町村協議会が自治会館で開催をされ、参加をしております。

1月30日 北中城村観光協会主催の講演会、第2回の講演会ですが、中部徳洲会病院で、宮城県の気仙沼の森講師を招き大変有意義な講演会となりました。

2月6日から8日、葛巻町姉妹町村締結30周年記念祝賀会に参加をしてきました。私、教育長、議長、副議長、そして総務課職員2人ということで、6人が参加をしております。

2月9日 ひまわり in 北中城オープニングセレモニーということで参加をしております。今年は30区画を公募してやって、咲いているところと咲いていないというところもあったりして、その反省をまた来年生かしていきたいと思っております。

2月12日 平成30年度北中城村教育の日記念式典が開催をされ、参加しております。子供たちが、小中学生、非常に優秀な成績を今年度もおさめております。

2月15日 中国のバスケットチームが表敬に来ております。

2月17日 第27回2019おきなわマラソンが開催をされております。

同日、中国のバスケットボールチーム、ビンルーレンというチームが北中城小学校、島袋小学校、そしてキャンプ瑞慶覧の米軍の子供たちとの交流バスケットボール大会を村民体育館で開催をしております。

2月25日 米軍飛行場周辺における住宅防音

工事の対象拡大実施要請ということで、これは中部市町村会が中心になって、沖縄防衛局のほうに要請に行っております。

以上が行政報告とさせていただきます。

○議長（名幸利積）

以上で村長の行政報告を終わります。

日程第4．平成31年度施政方針

○議長（名幸利積）

日程第4．平成31年度施政方針を行います。

村長から施政方針の申し出がありますので、これを許可します。

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、平成31年度の施政方針を申し述べます。

まず初めに、平成31年第2回北中城村議会定例会の開会に当たり、提案しました議案等の説明に先立ちまして、村政運営の基本方針と主に新規施策の概要を申し述べ、村民の皆様を初め、議員各位の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

今年は、天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位が予定され、改元によって新しい時代の幕開けとなります。その時代の節目において、国内経済は昨年に引き続き景気の回復が続くと見込まれる一方で、国政においては、消費税10%引き上げに合わせた幼児教育・保育の無償化が行われるなど、社会保障制度の転換期を迎えております。

県内経済においては、入域観光客数の年間1,000万人達成が期待されていることに加え、翌年には2020東京オリンピック・パラリンピックの開催や那覇空港第二滑走路の完成、中城城跡を初めとする琉球王国グスク及び関連遺産群が世界遺産登録20周年を迎えることから、訪日観光需要は好調を維持し、おおむね好調に推移

するものと見込まれます。

本村に目を向けてみますと、村民が待ち望んでいた村民体育館が昨年完成し、2月に教育長主導のもと、本村の児童と中国・アメリカの小学生によるバスケットボールによる交流試合が行われるなど、本格的な運営を開始しております。また本年度は、全国高等学校総合体育大会の開催、岩手県葛巻町との姉妹町村締結30周年記念祝賀会の開催、アワセ土地区画整理事業の完了など、本村にとっても大きな節目を迎える年となります。

本来であれば、近年の経済回復や好調な観光需要、アワセ土地区画整理事業から起因する村税の年次的な増収などを踏まえ、さまざまな取組みを推進する必要があると考えておりますが、国の施策により地方交付税が減額傾向にあることや民生費並びに教育費の急激な歳出増を踏まえると、事業の選択と集中及び経費節減は重要課題であります。このような状況においても、子供たちの未来のため、民生費と教育費を着実に確保しつつ、本村の発展・進化を遂げていかなければなりません。今後とも国の動向を注視しつつ、職員とともに奮闘努力してまいり所存です。

これらを踏まえ、各分野における平成31年度の重点施策について申し上げます。

まず1番目、全村植物公苑づくりであります。

秩序ある土地利用ということで、多くの自然緑地を背景に静かな集落を形成する本村にあって、県内観光産業の目覚ましい発展やアワセゴルフ場跡地の開発など、近年では村内外を取り巻く環境が大きな変化を見せております。それにより、将来を見通したまちづくりのあり方が求められることから、都市計画変更も含め、村の発展に資する土地利用を検討してまいります。

次に、ライカム地区における広域交流拠点の形成であります。

アワセ土地区画整理事業が本年度をもって完了を予定しています。あわせて、アワセ土地区画整理組合も解散することから、新たなまちづくりに向け、住民と協働によるまちづくりに取り組んでまいります。

3番目に、生活道路の整備・維持保全であります。

村道北中城高校127号線の老朽化した渡口橋のかけかえ、中城公園アクセス道路拡幅工事に伴う用地取得及び補償業務を引き続き実施し、社会資本整備の充実を図ってまいります。

墓地・斎場への対応であります。墓地の散財化防止と集約を図るため、平成24年度より公営墓地建設の実現に向け取り組んでまいりましたが、整備環境がおおむね整ったことから、本年度より墓地公園へアクセスする進入路整備に着手してまいります。

2点目に、生涯健やかで笑顔あふれる環境づくりということで、1点目ですが、地域での健康づくりの推進。

昨年、3期連続女性長寿日本一になったことを踏まえ、さらなる健康長寿のまちづくりを推進するため、村、各種団体、医療機関等で構成する北中城村健康サポートチームによる横断的な健康意識の波及に努めてまいります。

2点目、働き盛り世代の健康づくりの推進であります。

地区公民館を活用した特定健診や人間ドック、脳ドックを引き続き実施するとともに、新たに胃・大腸・肺がん検診の個別健診を導入し、がん検診の受診機会の拡充を図り、国の指針等に基づいた質の高い健診を実施してまいります。

3点目に、国民健康保険事業等の適正化と円滑な実施であります。

国民健康保険の財政運営主体が県へ移管されることに伴い、今後は県と連携を図りながら安定的な運営に努めてまいります。また、特定健

診未受診者への訪問や保健指導等の強化により、医療費抑制に取り組んでまいります。

3点目に、人と文化を育み時代を担う人づくりであります。

1点目ですが、学校施設等の環境整備。

北中城中学校外構整備を継続して実施するとともに、島袋小学校への空調設備の更新を行い、教育環境の充実を図ります。

また、学校給食費についても4分の1補助から2分の1補助へと引き上げることで、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、安心して教育を受けることができる環境の享受に取り組んでまいります。

2点目です。相談体制の充実や関係機関連携の推進であります。

新学習指導要領では、道徳の教科化や小学校における外国語教育の新設、プログラミング教育の実施など、時代に対応した改定がなされております。これまで以上に学校現場への細かな指導助言が必要となります。本年度より学校教育指導主事を2名体制とすることで、子供一人一人に寄り添いつつ、学校への指導体制の強化、教職員の指導力及び資質向上に努めてまいります。

3点目、スポーツ・レクリエーション等の内容充実であります。

昨年11月に供用開始となった村民体育館を活用し、村民の健康・体力づくりに取り組んでまいります。また、全国高校総合体育大会においては、本村は自転車競技の会場となることから、本大会の成功に向け、県高体連と連携して取り組んでまいります。

4点目は、平和学習など普及啓発の推進であります。

平和のとうとさ、戦争の悲惨さを後世に伝えていくことは私たちの責務と認識し、平和を守る北中城村民の会や北中城村村民会議との連携により、平和意識の高揚を図ってまいります。

また、普天間飛行場から派生する航空機騒音の軽減や安全管理の徹底、軍人・軍属による事件・事故の再発防止に向け、軍転協を始めとする県や関係市町村と連携して取り組んでまいります。

4点目に、ゆいまーる（相互扶助）で築く安全・安心な地域づくり。

まず1点目です。地域ぐるみで子育てしやすい環境づくりということで、島袋小学校校区内において放課後児童クラブの整備を行うことで、就学児童の健全育成環境の向上に努めてまいります。また、子供が安心して必要な医療を適切に受診できるよう、村独自の拡充を備えた子ども医療費助成性制度を継続して実施することで、子育て支援の充実を図ってまいります。

2点目に、就学前の教育・保育など多様な保育ニーズへの対応ですが、保育における待機児童解消に向け、ライカム地区へ新たな認可園の整備を支援するとともに、給与補助等により保育士の確保に取り組んでまいります。

3点目に、災害に強い環境整備ということで、多種多様化する自然災害などの災害事案に備え、津波被害が懸念される東海岸地域及び未整備となっているライカム地区へのデジタル式防災行政無線の整備に取り組み、安全で災害に強いまちづくりを進めてまいります。

また、島袋地区の貯水施設等の用地取得及び整備工事による浸水対策を継続して進めることで、浸水被害の早期解消に向け取り組んでまいります。

5点目に、地域の魅力を活かした賑わいある産業づくりということであります。

1点目ですが、戦略的農業の推進ということで、平成29年度より実施しておりますコンテナ式水耕栽培実証実験による栽培品を活用し、6次商品化に向け、包括連携協定のもと、琉球大学の協力を得ながら実施してまいります。また、アーサに続く特産品として、パッションフルー

ツを用いた商品開発を村内事業者とともに進めてまいります。

2点目は、生産基盤の強化と生産性の向上であります。

安谷屋第2地区における安定した農業用水の確保に向け、かんがい施設整備を本格的に始動してまいります。

6点目、村民と共に創造する夢のあるまちづくり。

1点目が効率的な行政の運営ということで、昭和46年に建築された役場第一庁舎の老朽化や耐震性といった問題を解決するため、当該庁舎の建てかえに向け、設計及び工事に着手してまいります。

2点目は、計画的な財政の運営であります。新たに誕生するライカム地区を含めた村内における固定資産評価を適切に行います。また、国・県との連携による税情報の一元化、共通納税システムの導入、口座振替、コンビニ納付による納税者の利便性向上、広報紙やホームページ等による自主納税の意識高揚を促すことで、徴収強化に取り組み、計画的な自主財源の確保に努めてまいります。

終わりに、これまで申し上げました施策並びに諸事業を実施するため、平成31年度当初予算規模は次のとおりとなります。

一 般 会 計	7,960,000千円
国民健康保険特別会計	2,254,144千円
後期高齢者医療特別会計	200,832千円
公共下水道事業特別会計	540,423千円
水道事業会計	605,751千円
合 計	11,561,150千円

以上、平成31年度の村政運営の基本方針と重点施策の概要について申し上げましたが、これらの実施に当たっては、本村の将来像である「平和で人と緑が輝く健康長寿と文化のむらきたなかぐすく」の実現に向け、職員一同全力を尽くしてまいります。

議員各位初め村民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げまして、私の施政方針といたします。

平成31年3月8日

北中城村長 新垣 邦男

よろしくお願いいたします。

○議長（名幸利積）

以上で村長の施政方針を終わります。

日程第 5. 議案第2号 北中城村個人情報保護条例の一部を改正する条例について

○議長（名幸利積）

日程第5. 議案第2号 北中城村個人情報保護条例の一部を改正する条例についてから日程第24. 議案第21号 北中城村学習等供用施設等の指定管理者の指定についてまでの20件を一括議題といたします。

本案について村長の説明を求めます。

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、議案第2号 北中城村個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを御説明申し上げます。

議案第2号

北中城村個人情報保護条例の一部を改正する条例について

北中城村個人情報保護条例（平成１６年条例１６号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項の規定により、議会の議決を求める。

平成３１年３月８日 提出

北中城村長 新垣 邦男

提案理由

「個人情報保護法」及び「行政機関個人情報保護法」の改正を受け、個人情報の定義の明確化の観点から個人識別符号の概念の導入及び要配慮個人情報の概念を導入するため。

北中城村個人情報保護条例の一部を改正する条例

北中城村個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成１６年北中城村条例第１６号）の一部を次のように改正する。

改正条例	現行条例	備考
（定義） 第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１） 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、<u>次のいずれかに該当するものをいう。</u> ア <u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することがで</u>	（定義） 第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１） 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、<u>特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。</u>	

きることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

(2) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。

(3) 要配慮個人情報 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報をいう。

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(収集等の一般的制限)

第6条 省略

2 実施機関は、要配慮個人情報その他村長が第36条に規程する北中城村情報公開及び個人情報保護制度運営審議会（同条第1項を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴いて、個人の基本的人権が侵害されるおそれがあると認めた事項の収集等をしてはならない。ただし、法令又は条例（以下「法令等」という。）により個人情報の収集等を認めているとき、又は当該個人（以下「本人」という。）の生命、身体、健康若しくはその財産に対する危険を避けるためにやむを得ないと認めるときは、この限りではない。

(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(収集等の一般的制限)

第6条 省略

2 実施機関は、次に掲げる事項に係る個人情報の収集等をしてはならない。ただし、法令又は条例（以下「法令等」という。）により個人情報の収集等を認めているとき、又は当該個人（以下「本人」という。）の生命、身体、健康若しくはその財産に対する危険を避けるためにやむを得ないと認めるときは、この限りではない。

(1) 思想、信条及び宗教に関する事項

(2) 犯罪歴その他社会的差別の原因と

(指定管理者の指定に伴う措置) 第37条の2 省略 2・3 省略 4 前項に規定する場合において、指定実施機関が当該指定管理者の行う届出業務について、<u>第6条第2項</u>、第8条第2項、第9条第3項第9号、第9条第4項、第10条第2項第5号又は第12条第1項の規定により審議会の意見を聴いているときは、前項の規定により読み替えて準用するこれらの規定により審議会の意見を聴いたものとみなす。 5 省略	<u>なる事項</u> (3) <u>その他村長が第36条に規定する北中城村情報公開及び個人情報保護制度運営審議会（同条第1項を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴いて、個人の基本的な権利が侵害されるおそれがあると認めた事項</u> (指定管理者の指定に伴う措置) 第37条の2 省略 2・3 省略 4 前項に規定する場合において、指定実施機関が当該指定管理者の行う届出業務について、<u>第6条第2項第3号</u>、第8条第2項、第9条第3項第9号、第9条第4項、第10条第2項第5号又は第12条第1項の規定により審議会の意見を聴いているときは、前項の規定により読み替えて準用するこれらの規定により審議会の意見を聴いたものとみなす。 5 省略
---	---

附 則

この条例は公布の日から施行する。

この個人識別符号というのは何かというと、顔認識データとか指紋データ、さらにはDNAデータとか、そういう符号のことです。

要配慮個人情報の概念というものは、これは思想信条、人種、社会的身分、犯罪の経歴、こういうものも全て個人情報保護条例にしようという改正であります。

次に、新旧対照表が添付をされております。

現行が右で改正条例が左ですが、下線部分が改正ということになっておりますので、お目通しをお願いします。

附則として、この条例は、公布の日から施行するということです。

続いて、議案第3号 北中城村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

議案第3号

北中城村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について

北中城村特定個人情報保護条例（平成27年条例25号）の一部を改正したいので、地方自治

法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 31 年 3 月 8 日 提出
北中城村長 新垣 邦男

提案理由

北中城村個人情報保護条例の一部改正に伴い影響する条文の改正を行う。

北中城村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例

北中城村特定個人情報保護条例（平成 27 年北中城村条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

改正条例	現行条例	備考
(定義) 第 2 条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 実施機関とは北中城村個人情報保護条例（平成 16 年条例 16 号）第 2 条第 1 項第 6 号に規定する実施機関 (2)～(6) 省略	(定義) 第 2 条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 実施機関とは北中城村個人情報保護条例（平成 16 年条例 16 号）第 2 条第 1 項第 4 号に規定する実施機関 (2)～(6) 省略	

附 則

この条例は公布の日から施行する。

これも新旧対照表を掲載をしております。これは議案第 2 号の第 2 条第 1 項に 2 号、3 号を加えたことによって、4 号、実施期間の項目が 6 号に繰り下がったための改正であります。

この条例は公布の日から施行するということ

になっております。

議案第 4 号 北中城村植物ごみ資源化ヤードの設置及び管理に関する条例の制定についてを御説明申し上げます。

議案第 4 号

北中城村植物ごみ資源化ヤードの設置及び管理に関する条例の制定について

北中城村植物ごみ資源化ヤードの設置及び管理に関する条例を制定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 3 1 年 3 月 8 日 提出

北中城村長 新 垣 邦 男

提案理由

北中城村植物ごみ資源化ヤードの管理を今後、指定管理にて行なう場合には条例で明記する必要があるため。

北中城村植物ごみ資源化ヤードの設置及び管理に関する条例

(設置・目的)

第 1 条 この条例は、北中城村内のごみの減量化及び循環型社会形成のため、施設の設置及び管理に関する事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第 2 条 施設の名称は、「北中城村植物ごみ資源化ヤード」(以下「資源化ヤード」という。)
とし、位置は北中城村字島袋1631番地とする。

(管理)

第 3 条 資源化ヤードの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第
244条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて北中城村長(以下「村長」とい
う。)が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行なわせるものとする。

(指定管理者の業務)

第 4 条 指定管理者は次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 資源化ヤードの施設及び設備の利用に関すること。
- (2) 資源化ヤードの施設及び設備の維持・管理に関すること。
- (3) 植物ゴミの回収及び受入れに関すること。
- (4) 植物ゴミの破砕(チップ化)及び堆肥化に関すること。
- (5) チップ材及び堆肥の配布販売に関すること。
- (6) その他、資源化ヤードの管理・運営に関して村長が必要と認めるもの

(資源化ヤードの開業)

第 5 条 資源化ヤードは、指定管理者の指定する一日 8 時間以内においてゲートを開き搬入等を
受け付ける。

(資源化ヤードの休業)

第 6 条 次の各号に掲げる日は、休業日とする。

- (1) 日曜日及び祝祭日
- (2) 12月29日から翌年の 1 月 3 日まで
- (3) 沖縄県慰霊の日を定める条例(昭和49年沖縄県条例第42号)第 2 条に規定する慰霊の日

2 指定管理者は必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、村長の承認を得て、臨時に供用をしない日に供用し、又は供用をしない日以外の日に供用させないことができる。

(搬入物の制限)

第7条 搬入可能な植物ごみの搬出元は、村内住宅及び村公共施設とする。

2 次の各号に掲げるものは搬入不可とする。

- (1) 木材及び廃材など、加工されたもの
- (2) 造園、せん定及び伐採などにより搬出する植物ごみで既に処分費が設定されたもの
- (3) 営農行為で生産された作物等
- (4) 石、土及びごみ等が混ざったもの
- (5) 特定の樹木（ヤシ、有毒植物、根株等）及び駆除が困難な雑草（ムラサキカタバミ、コーブシ等）

3 前項の規定にかかわらず、村長が認めるものは搬入することができる。

(搬入の方法)

第8条 植物ごみを搬入しようとする者は、自動車運転免許証等搬出元がわかるものを提示し、本条例を遵守しなければならない。

(搬入物の処理)

第9条 搬入された植物ごみは、自走式破砕機でチップ化し、資源化ヤード内で保管し堆肥化する。

2 堆肥化されたものに関しては、販売することが可能とし、価格については村及び指定管理者双方で協議のうえ適正かつ法的な手続、許可を得て販売するものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、資源化ヤードの管理運営に関し必要な事項は、村長が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資源化ヤードの設置及び管理に関する条例の第1条、設置目的から第10条、委任まで記載をされております。よろしく願いいたします。

附則といたしまして、この条例は公布の日か

ら施行するということになっております。

次は議案第5号です。北中城村下水道条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案第5号

北中城村下水道条例の一部を改正する条例について

北中城村下水道条例（平成 9 年北中城村条例第 6 号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 3 1 年 3 月 8 日 提出
北中城村長 新 垣 邦 男

提案理由

消費税率の表記から、消費税額及び地方消費税額を加えている旨を明確化するため条例の一部を改正する必要がある。

北中城村下水道条例の一部を改正する条例

北中城村下水道条例（平成 9 年北中城村条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

改正条例	現行条例	備考
（使用料の算定） 第22条 使用料の額は、毎使用月（その始期及び終期は規則で定める。）において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算定した合計額に<u>消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を加えた額</u>（1 円未満の端数は切り捨てる。）とする。 省略 2・3 省略	（使用料の算定） 第22条 使用料の額は、毎使用月（その始期及び終期は規則で定める。）において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算定した合計額に<u>社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行なうための消費税法等の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行なうための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）に規定する消費税率に地方消費税率を加えた数値を乗じて得た額</u>（1 円未満の端数は切り捨てる。）とする。 省略 2・3 省略	

附 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

この条例も新旧対照表を添付をしてござい
す。左が改正ですが、第22条、使用料の算定の
下線部分が改正ということになっております。
附則といたしまして、この条例は、平成31年

4月1日から施行すると。

次に、議案第6号であります。北中城村水道

事業給水条例の一部を改正する条例についてを

御説明申し上げます。

議案第6号

北中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例について

北中城村水道事業給水条例（平成10年北中城村条例第1号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年3月8日 提出

北中城村長 新垣 邦男

提案理由

消費税率のみ表記しており、消費税額及び地方消費税額を加えている旨を明確化するため条例の一部を改正する必要がある。また、特別な場合による料金の算定について、日数による算定が必要であり、条例の一部を改正する必要がある。その他、誤字等のため、条例の一部を改正する必要がある。

北中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例

北中城村水道事業給水条例（平成10年北中城村条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正条例	現行条例	備考
(工事の施行) 第7条 工事は、管理者又は <u>指定給水装置 工事事業者</u> が施行する。 2～4 省略 (料金) 第23条 料金は、別表に定める水道料金表 の基本料金と超過料金との合計額に <u>消費 税額及び当該消費税額を課税標準として 課されるべき地方消費税額に相当する額 を加えた額</u> とする。この場合において、 その額に1円未満の端数を生じたとき は、これを切り捨てるものとする。 2 省略	(工事の施行) 第7条 工事は、管理者又は <u>指定給水装置 工事業者</u> が施行する。 2～4 省略 (料金) 第23条 料金は、別表に定める水道料金表 の基本料金と超過料金との合計額に <u>100 分の108を乗じて得た額</u> とする。この場 合において、その額に1円未満の端数を 生じたときは、これを切り捨てるものと する。 2 省略	

(特別な場合における料金の算定) 第26条 月の途中において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は次のとおりとする。 (1) <u>使用日数が15日未満かつ、</u>使用水量が、基本水量の2分の1以下のとき、基本料金の2分の1 (2) <u>使用日数が15日以上又は、</u>使用水量が、基本水量の2分の1を超えるときは、<u>1か月として算定する</u> 2 省略 (過料) 第37条 村長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し5万円以下の過料を科することができる。 (1) 省略 (2) 正当な理由がなく、第16条のメーターの設置、第24条の使用水量の計量、第21条の検査、又は<u>第35条</u>の給水の停止を拒み、又は妨げた者 (3)・(4) 省略 (5) 第23条の料金、又は<u>第29条</u>の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をしたもの (6) 省略 (料金を免れた者に対する過料) 第38条 村長は、詐欺その他、不正の行為によって第23条の料金又は、<u>第29条</u>の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。	(特別な場合における料金の算定) 第26条 月の途中において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は次のとおりとする。 (1) _____使用水量が、基本水量の2分の1以下のとき、基本料金の2分の1 (2) _____使用水量が、基本水量の2分の1を超えるときは、<u>1ヶ月として算定した金額</u> 2 省略 (過料) 第37条 村長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し5万円以下の過料を科することができる。 (1) 省略 (2) 正当な理由がなく、第16条のメーターの設置、第24条の使用水量の計量、第21条の検査、又は<u>第36条</u>の給水の停止を拒み、又は妨げた者 (3)・(4) 省略 (5) 第23条の料金、又は<u>第30条</u>の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をしたもの (6) 省略 (料金を免れた者に対する過料) 第38条 村長は、詐欺その他、不正の行為によって第23条の料金又は、<u>第30条</u>の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。	
--	--	--

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

これも新旧対照表を添付をしてございます。
左のほうが改正条例ということになっておりま

す。下線部分が改正であります。お目通しをいただきますと思います。

附則といたしまして、この条例は、平成31年
4月1日から施行するとなっております。

続きまして、議案第7号 北中城村水道事業

設置等に関する条例の一部を改正する条例につ
いてを御説明申し上げます。

議案第7号

北中城村水道事業設置等に関する条例の一部を改正する条例について

北中城村水道事業設置等に関する条例（昭和48年北中城村条例第10号）の一部を改正したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年3月8日 提出
北中城村長 新垣邦男

提案理由

北中城村水道事業変更認可第5回拡張第2回変更による行政区域内給水人口の増加のため、条例の一部を改正する必要がある。

北中城村水道事業設置等に関する条例の一部を改正する条例

北中城村水道事業設置等に関する条例（昭和48年北中城村条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正条例	現行条例	備考
（経営の基本） 第2条 省略 2 省略 3 給水人口は <u>18,400人</u> とする。 4 省略	（経営の基本） 第2条 省略 2 省略 3 給水人口は <u>17,170人</u> とする。 4 省略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

これも左のほうが改正条例であります。給水人口の変更であります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するということになっております。

続きまして、議案第8号 北中城村水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを御説明申し上げます。

す。

議案第 8 号

北中城村水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

北中城村水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成 25 年北中城村条例第 9 号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 31 年 3 月 8 日 提出

北中城村長 新垣 邦 男

提案理由

学校教育法改正法等の施行及び技術士第二次試験の選択科目の見直しに伴い、条例の一部を改正する必要がある。技術士法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

北中城村水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

北中城村水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成 25 年北中城村条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

改正条例	現行条例	備考
(布設工事監督者の資格) 第 3 条 法第 12 条第 2 項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1)・(2) 省略 (3) 学校教育法による短期大学 <u>（同法による専門職大学の前期課程を含む。）</u> 若しくは高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後 <u>（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した</u>	(布設工事監督者の資格) 第 3 条 法第 12 条第 2 項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1)・(2) 省略 (3) 学校教育法による短期大学____ ____若しくは高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後____、5 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	

後)、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4)・(5) 省略

(6) 第1号又は第2号の卒業者であつて、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 省略

(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道_____を選択した者に限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（水道技術管理者の資格）

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれに相当する学科目を修めて卒業した後、（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については6年以上、同条第4号に規定す

(4)・(5) 省略

(6) 第1号又は第2号の卒業者であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 省略

(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（水道技術管理者の資格）

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれに相当する学科目を修めて卒業した後_____、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者_____については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

る学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) 省略 (4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した<u>(当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)</u>後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者<u>(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)</u>については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5)・(6) 省略	(3) 省略 (4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した_____後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者_____については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5)・(6) 省略
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に行われた技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したのは、この条例による改正後の北中城村水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例第3条第8号の適用については、同法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

これも左のほうが改正条例で、下線部分をお目通しいたいて、改正内容になっております。よろしくお願いいたします。

附則といたしまして、1号、施行期日、この条例は、平成31年4月1日から施行すると。2

号に経過措置が記載をされております。よろしくお願いいたします。

議案第9号 沖縄市の公共下水道の使用に関する協議についてを御説明申し上げます。

議案第 9 号

沖縄市の公共下水道の使用に関する協議について

沖縄市の公共下水道を使用し、本村の住民の利用に供させるため、別紙のとおり協議したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 3 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 31 年 3 月 8 日 提出
北中城村長 新垣 邦男

提案理由

沖縄市の公共下水道を本村の住民の利用に供させることについて、沖縄市と協議する必要があるため、この案を提出する。

協 定 条 件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 3 第 2 項の規定に基づき、沖縄市の公共下水道を北中城村住民が使用することについて、沖縄市長と北中城村長は、次のとおり管理協定書を締結する。

- 1 沖縄市久保田三丁目 9 番 8 号地先から沖縄市久保田三丁目 7 番 5 号地先まで、沖縄市久保田三丁目 1 番 12 号地先から沖縄市久保田三丁目 5 番 23 号地先まで及び沖縄市久保田一丁目 28 番 33 号地先から沖縄市久保田一丁目 29 番 23 号地先までの公共下水道を北中城村の住民に処理可能な範囲で使用させるものとする。
- 2 当該排水設備の公共下水道接続に係る公共桟及び取り付け管の維持管理の費用の負担は、北中城村公共下水道管理者とする。なお、本管への接続の場合は両市村立ち会いのもとに行う。
- 3 使用料、排水設備の設置その他の事項については、北中城村下水道条例（平成 9 年条例第 6 号）の規定に基づくものとする。
- 4 その他疑義が生じた場合は、両市村協議のうえ定める。

この協定の証しとして、本書 2 通を作成して記名押印のうえ両市村 1 通を保有するものとする。

まず 1 つ目に、沖縄市久保田三丁目 9 番 8 号地先から沖縄市久保田三丁目 7 番 5 号地先まで、沖縄市久保田三丁目 1 番 12 号地先から沖縄市久保田三丁目 5 番 23 号地先まで及び沖縄市久保田一丁目 28 番 33 号地先から沖縄市久保田一丁目 29 番 23 号地先までの公共下水道を北中城村の住民に処理可能な範囲で使用させるものとする。

2 番目に、当該排水設備の公共下水道接続に係る公共ます及び取り付け管の維持管理の費用の負担は、北中城村公共下水道管理者とする。なお、本管への接続の場合は両市村立ち会いのもとに行う。

3 項、使用料、排水設備の設置その他の項目

については、北中城村下水道条例（平成 9 年条例第 6 号）の規定に基づくものとする。

4 項、その他疑義が生じた場合は、両市村協議の上定める。

この協定のあかしとして、本書 2 通を作成し、記名押印の上、両市村 1 通を保有するものとするというふうになっております。

次に、協定箇所が図式で示されておりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、議案第 10 号であります。沖縄市に公共下水道を使用させることに関する協議についてを御説明申し上げます。

議案第 10 号

沖縄市に公共下水道を使用させることに関する協議について

本村の公共下水道を使用し、沖縄市の住民の利用に供させるため、別紙のとおり協議したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 3 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 31 年 3 月 8 日 提出
北中城村長 新垣 邦男

提案理由

本村の公共下水道を沖縄市の住民の利用に供させることについて、沖縄市と協議する必要があるため、この案を提出する。

協 定 条 件

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の３第２項の規定に基づき、北中城村の公共下水道を沖縄市住民が使用することについて、沖縄市長と北中城村長は、次のとおり管理協定書を締結する。

- 1 北中城村字島袋１番地地先から北中城村字島袋３９８番地８地先まで及び北中城村字島袋３３０番地地先から北中城村字島袋３５９番地地先までの公共下水道を沖縄市の住民に処理可能な範囲で使用させるものとする。
- 2 当該排水設備の公共下水道接続に係る公共樹及び取り付け管の維持管理の費用の負担は、沖縄市公共下水道管理者とする。なお、本管への接続の場合は両市村立ち会いのもとに行う。
- 3 使用料、排水設備の設置その他の事項については、沖縄市下水道条例（平成８年条例第２号）の規定に基づくものとする。
- 4 その他疑義が生じた場合は、両市村協議のうえ定める。

この協定の証しとして、本書２通を作成して記名押印のうえ両市村１通を保有するものとする。

これも協定箇所を図で示しておりますので、
お目通しをお願いいたします。

会計補正予算（第５号）についてを御説明申し上げます。

次に、議案第１１号 平成３０年度北中城村一般

議案第１１号

平成３０年度北中城村一般会計補正予算（第５号）について

平成３０年度北中城村の一般会計補正予算（第５号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成３１年３月８日 提出
北中城村長 新垣邦男

平成３０年度北中城村一般会計補正予算（第５号）

平成３０年度北中城村の一般会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ８９，８４４千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７，６３８，９４３千円と定める。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第２条 地方自治法第２１３条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第３条 地方債の変更は、「第３表 地方債補正」による。

第１表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
１ 村 税		2,509,286	275	2,509,561
	１ 村 民 税	955,281	275	955,556
３ 利 子 割 交 付 金		1,800	△243	1,557
	１ 利 子 割 交 付 金	1,800	△243	1,557
４ 配 当 割 交 付 金		3,700	△1,192	2,508
	１ 配 当 割 交 付 金	3,700	△1,192	2,508
５ 株式等譲渡所得割交付金		4,200	△2,037	2,163
	１ 株式等譲渡所得割交付金	4,200	△2,037	2,163
６ 地方消費税交付金		257,000	5,166	262,166
	１ 地方消費税交付金	257,000	5,166	262,166
７ ゴルフ場利用税交付金		7,000	610	7,610
	１ ゴルフ場利用税交付金	7,000	610	7,610
８ 自動車取得税交付金		9,000	1,476	10,476
	１ 自動車取得税交付金	9,000	1,476	10,476
12 地 方 交 付 税		895,146	3,099	898,245

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 地 方 交 付 税	895,146	3,099	898,245
14 分担金及び負担金		134,317	△10,347	123,970
	1 負 担 金	134,317	△10,347	123,970
15 使用料及び手数料		44,740	100	44,840
	1 使 用 料	17,058	100	17,158
16 国 庫 支 出 金		1,361,471	△1,266	1,360,205
	1 国 庫 負 担 金	752,900	△2,203	750,697
	2 国 庫 補 助 金	601,534	1,437	602,971
	3 委 託 金	7,037	△500	6,537
17 県 支 出 金		857,823	△6,968	850,855
	1 県 負 担 金	385,646	△1,157	384,489
	2 県 補 助 金	431,147	△3,447	427,700
	3 委 託 金	41,030	△2,364	38,666
18 財 産 収 入		50,521	△218	50,303
	1 財 産 運 用 収 入	43,559	△218	43,341
20 繰 入 金		392,771	△90,911	301,860
	2 基 金 繰 入 金	392,471	△90,911	301,560
22 諸 収 入		113,386	12,812	126,198
	3 雑 入	77,548	12,812	90,360
23 村 債		213,954	△200	213,754
	1 村 債	213,954	△200	213,754
歳 入 合 計		7,728,787	△89,844	7,638,943

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		97,669	△1,513	96,156
	1 議 会 費	97,669	△1,513	96,156
2 総 務 費		1,280,451	△5,343	1,275,108
	1 総 務 管 理 費	1,125,771	△3,463	1,122,308
	2 徴 税 費	90,115	△546	89,569
	3 戸籍住民基本台帳費	42,492	△140	42,352
	4 選 挙 費	19,403	△1,044	18,359
	6 監 査 委 員 費	1,609	△150	1,459
3 民 生 費		2,612,573	△66,143	2,546,430
	1 社 会 福 祉 費	1,437,189	△42,391	1,394,798

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 児 童 福 祉 費	1, 175, 384	△23, 752	1, 151, 632
4 衛 生 費		830, 916	290	831, 206
	1 保 健 衛 生 費	467, 517	290	467, 807
5 農 林 水 産 業 費		182, 671	727	183, 398
	1 農 業 費	171, 168	1, 317	172, 485
	2 林 業 費	8, 684	△590	8, 094
6 商 工 費		188, 367	△934	187, 433
	1 商 工 費	188, 367	△934	187, 433
7 土 木 費		979, 553	7, 412	986, 965
	1 土 木 管 理 費	39, 110	△20	39, 090
	2 道 路 橋 梁 費	171, 500	△568	170, 932
	3 都 市 計 画 費	768, 943	8, 000	776, 943
8 消 防 費		227, 507	△1, 597	225, 910
	1 消 防 費	227, 507	△1, 597	225, 910
9 教 育 費		857, 817	△21, 600	836, 217
	1 教 育 総 務 費	115, 473	△2, 399	113, 074
	2 小 学 校 費	161, 775	△2, 840	158, 935
	3 中 学 校 費	112, 816	△4, 669	108, 147
	4 幼 稚 園 費	59, 104	△2, 782	56, 322
	5 社 会 教 育 費	203, 956	△5, 156	198, 800
	6 保 健 体 育 費	204, 693	△3, 754	200, 939
11 公 債 費		434, 330	△1, 143	433, 187
	1 公 債 費	434, 330	△1, 143	433, 187
歳 出 合 計		7, 728, 787	△89, 844	7, 638, 943

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
7 土 木 費	2 道 路 橋 梁 費	村道北中城高校127号線整備事業	69, 751
		用地購入費（中城公園アクセス線）	2, 154
	3 都 市 計 画 費	北中城村都市計画マスタープラン策定事業	13, 987
		観光宿泊施設耐震（耐震改修工事）補助金	98, 457
		ライカム地区公園施設整備手法導入検討業務	10, 000
合 計			194, 349

第3表 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
緊急防災・ 減災事業債 (J-ア ラート新機 種更新事業)	2,100	(借入方法) 証書借入又は 地方証券発行 による。 (借入先) 財 政 融 資 資 金、地方公共 団体金融機構 資金、その他	5%以内(ただ し、利率見直し 方式で借入れる 財政融資資金及 び地方公共団体 金融機構資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては当 該見直し後の利 率)	30年以内の償 還、その他借 入先の融資条 件による。た だし、村財政 の都合により 繰上償還また は低利債に借 換えること ができる。	1,900	変更なし	変更なし	変更なし
計	2,100				1,900			

なお、詳細については、全員協議会の中で説明しているようですから、省略をさせていただきます。

続きまして、議案第12号 平成30年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)についてを御説明申し上げます。

議案第12号

平成30年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について

平成30年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成31年3月8日 提出
北中城村長 新垣 邦男

平成30年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)

平成30年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,769千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,293,186千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		377,781	12,720	390,501
	1 国民健康保険税	377,781	12,720	390,501
4 使用料及び手数料		160	118	278
	1 手数料	160	118	278
10 繰入金		344,540	△28,371	316,169
	1 他会計繰入金	324,539	△28,371	296,168
12 諸収入		10	12,764	12,774
	1 延滞金、加算金及び過料	3	651	654
	4 雑収入	5	12,113	12,118
歳入合計		2,295,955	△2,769	2,293,186

歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		61,267	△1,700	59,567
	1 総務管理費	49,979	△1,150	48,829
	2 徴税費	11,030	△550	10,480
6 保健事業費		41,567	△1,069	40,498
	1 保健事業費	41,567	△1,069	40,498
歳出合計		2,295,955	△2,769	2,293,186

これも全員協議会のほうで詳細については説明したようですので、省かせていただきたいと思います。

次に、議案第13号 平成30年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを御説明申し上げます。

議案第 13 号

平成 30 年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について

平成 30 年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成 31 年 3 月 8 日 提出

北中城村長 新 垣 邦 男

平成 30 年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

平成 30 年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 940 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 204,003 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		163,123	888	164,011
	1 後期高齢者医療保険料	163,123	888	164,011
2 使用料及び手数料		2	31	33
	1 手 数 料	2	31	33
5 繰 入 金		37,965	△110	37,855
	1 一 般 会 計 繰 入 金	37,965	△110	37,855
7 諸 収 入		8	131	139
	1 延滞金、加算金及び過料	2	27	29
	2 償還金及び還付加算金	2	104	106

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
歳 入	合 計	203,063	940	204,003

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		199,715	940	200,655
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	199,715	940	200,655
歳 出	合 計	203,063	940	204,003

詳細については省略したいと思います。

年度北中城村公共下水道事業特別会計補正予算

続きまして、議案第14号であります。平成30

(第4号)についてを御説明申し上げます。

議案第14号

平成30年度北中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について

平成30年度北中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)を別添のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成31年3月8日 提出
北中城村長 新垣邦男

平成30年度北中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)

平成30年度北中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,000千円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ587,580千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 村 債		123,300	△6,000	117,300
	1 村 債	123,300	△6,000	117,300
歳 入 合 計		593,580	△6,000	587,580

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公 共 下 水 道 費		445,433	△6,209	439,224
	2 下 水 道 事 業 費	303,317	△6,209	297,108
3 予 備 費		1,981	209	2,190
	1 予 備 費	1,981	209	2,190
歳 出 合 計		593,580	△6,000	587,580

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 公 共 下 水 道 費	2 下 水 道 事 業 費	島袋浸水対策事業	138,146
合 計			138,146

第3表 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道 事業債	94,600	(借入方法) 証書借入又は	5%以内	40年以内の償 還、その他借 入先の融資条 件による。た	94,600	(借入方法) 変更無し	変更無し	変更無し
流域下水道 建設負担金	19,700	地方証券発行 の方法による			13,700			

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
事業債								
公営企業会計適用債	9,000	(借入先) 財政融資資金、機構資金、その他		だし、村財政の都合により繰上償還または低利債に替えることができる。	9,000	(借入先) 変更無し		
計	123,300				117,300			

これも詳細については省略をしたいと思います。

村水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

続きまして、議案第15号 平成30年度北中城

議案第15号

平成30年度北中城村水道事業会計補正予算（第3号）について

平成30年度北中城村水道事業会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成31年3月8日 提出
北中城村長 新垣 邦男

平成30年度北中城村水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 平成30年度北中城村水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成30年度北中城村水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		
科 目		既決予定額	補正予定額	計
第1款	水道事業収益	585,873 千円	4,942 千円	590,815 千円
第1項	営業収益	549,503 千円	8,782 千円	558,285 千円
第2項	営業外収益	36,368 千円	△3,840 千円	32,528 千円
第3項	特別利益	2 千円	0 千円	2 千円
		支 出		
第1款	水道事業費用	581,452 千円	△4,223 千円	577,229 千円
第1項	営業費用	577,763 千円	△6,323 千円	571,440 千円
第2項	営業外費用	2,685 千円	2,100 千円	4,785 千円
第3項	特別損失	4 千円	0 千円	4 千円
第4項	予備費	1,000 千円	0 千円	1,000 千円

平成30年度 北中城村水道事業会計補正予算（第3号）

収 入

（単位：千円）

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	説 明
1				585,873	4,942	590,815	
水道事業 収益	1 営業収益			549,503	8,782	558,285	
		3		6,904	8,782	15,686	
		その他営業 収益	3	2,382	8,782	11,164	基地給水事務負担金
			他会計負 担金				8,782
	2 営業外収 益			36,368	△3,840	32,528	
		4		3,840	△3,840	0	
		消費税還 付金	1 消費税還 付金	3,840	△3,840	0	消費税還付金 △3,840

平成30年度 北中城村水道事業会計補正予算（第3号）

支 出

（単位：千円）

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	説 明
1				581,452	△4,223	577,229	
水道事業 費用	1 営業費用			577,763	△6,323	571,440	
		3		92,556	△8,504	84,052	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	説 明
		総係費	19 委託料	27,740	△8,504	19,236	水道ビジョン・水道事業 経営戦略策定業務 △8,504
		4		91,107	822	91,929	
		減価償却 費	1 有形固定 資産減価 償却費	91,107	822	91,929	構築物 59 機械及び装置 763

平成30年度 北中城村水道事業会計補正予算（第3号）

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	説 明
1 水道事業 費用	1 営業費用	5 資産減耗 費		1,214	1,359	2,573	
			1 固定資産 除却費	1,213	1,359	2,572	構築物 1,347 機械及び装置 12
	2 営業外費 用			2,685	2,100	4,785	
		2		1	2,100	2,101	
		消費税及 び地方消 費税	1 消費税及 び地方消 費税	1	2,100	2,101	消費税 2,100

これも後の詳細は省略をしたいと思います。
続きまして、議案第16号です。平成31年度北

中城村一般会計予算について御説明申し上げます。

議案第16号

平成31年度北中城村一般会計予算について

みだしのことについて、地方自治法第211条第1項の規定により議会の議決を求めます。

平成31年3月8日 提出
北中城村長 新垣邦男

平成 3 1 年度北中城村一般会計予算

平成 3 1 年度北中城村の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7, 9 6 0, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2, 0 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 村 税		2, 343, 238
	1 村 民 税	799, 629
	2 固 定 資 産 税	1, 385, 217
	3 軽 自 動 車 税	53, 572

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
	4 村 た ば こ 税	104,819
	5 特 別 土 地 保 有 税	1
2 地 方 譲 与 税		34,600
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	9,600
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	25,000
3 利 子 割 交 付 金		1,600
	1 利 子 割 交 付 金	1,600
4 配 当 割 交 付 金		3,700
	1 配 当 割 交 付 金	3,700
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		4,100
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	4,100
6 地 方 消 費 税 交 付 金		267,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	267,000
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		7,600
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	7,600
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金		8,000
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	8,000
9 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		78,000
	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	78,000
10 施 設 等 所 在 市 町 村 調 整 交 付 金		246,000
	1 施 設 等 所 在 市 町 村 調 整 交 付 金	246,000
11 地 方 特 例 交 付 金		5,160
	1 地 方 特 例 交 付 金	5,160
12 地 方 交 付 税		1,190,000
	1 地 方 交 付 税	1,190,000
13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		1,830
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1,830
14 分 担 金 及 び 負 担 金		138,147
	1 負 担 金	138,147
15 使 用 料 及 び 手 数 料		48,867
	1 使 用 料	20,989
	2 手 数 料	27,878
16 国 庫 支 出 金		1,560,372
	1 国 庫 負 担 金	779,220
	2 国 庫 補 助 金	776,135

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
	3 委 託 金	5,017
17 県 支 出 金		973,477
	1 県 負 担 金	384,505
	2 県 補 助 金	557,507
	3 委 託 金	31,465
18 財 産 収 入		44,162
	1 財 産 運 用 収 入	44,160
	2 財 産 売 払 収 入	2
19 寄 附 金		20,001
	1 寄 附 金	20,001
20 繰 入 金		354,490
	1 特 別 会 計 繰 入 金	1
	2 基 金 繰 入 金	354,489
21 繰 越 金		20,000
	1 繰 越 金	20,000
22 諸 収 入		96,856
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	2,000
	2 村 預 金 利 子	1
	3 雑 入	61,506
	4 受 託 事 業 収 入	1
	5 貸 付 金 元 利 収 入	33,348
23 村 債		512,800
	1 村 債	512,800
歳 入 合 計		7,960,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		96,158
	1 議 会 費	96,158
2 総 務 費		1,342,088
	1 総 務 管 理 費	1,189,525
	2 徴 税 費	98,200
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	43,006
	4 選 挙 費	9,021
	5 統 計 調 査 費	843

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
	6 監 査 委 員 費	1,493
3 民 生 費		2,832,374
	1 社 会 福 祉 費	1,309,327
	2 児 童 福 祉 費	1,523,047
4 衛 生 費		934,440
	1 保 健 衛 生 費	569,288
	2 清 掃 費	365,152
5 農 林 水 産 業 費		224,648
	1 農 業 費	220,074
	2 林 業 費	1,778
	3 水 産 業 費	2,796
6 商 工 費		196,251
	1 商 工 費	196,251
7 土 木 費		640,407
	1 土 木 管 理 費	39,699
	2 道 路 橋 梁 費	182,954
	3 都 市 計 画 費	417,754
8 消 防 費		236,633
	1 消 防 費	236,633
9 教 育 費		988,542
	1 教 育 総 務 費	113,298
	2 小 学 校 費	270,261
	3 中 学 校 費	126,105
	4 幼 稚 園 費	57,558
	5 社 会 教 育 費	183,415
	6 保 健 体 育 費	237,905
10 災 害 復 旧 費		1
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1
11 公 債 費		452,508
	1 公 債 費	452,508
12 諸 支 出 金		2
	1 普 通 財 産 取 得 費	2
13 予 備 費		15,948
	1 予 備 費	15,948
歳 出 合 計		7,960,000

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
あやかりの杜指定管理委託料	平成32年度 ～ 平成35年度	218,320

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
緊急防災・減災事業債 (防災無線整備事業)	34,200	(借入方法) 証書借入または地方証券 発行の方法による。 (借入先) 財政融資資金、地方公共 団体金融機構資金、その他	5%以内(ただし、利率 見直し方式で借入れる財政 融資資金及び地方公共団体 金融機構資金について、利 率の見直しを行った後にお いては当該見直し後の利 率)	30年以内の償還、その他 借入先の融資条件による。 ただし、村財政の都合によ り繰上償還または低利債に 借換えすることができる。
公共施設等適正管理推進事業債 (村役場第一庁舎改築事業)	272,800			
公共事業等債 (アワセ土地区画整理組合負担金)	15,700			
公共事業等債 (村道北中城高校127号線整備事業)	20,300			
一般補助施設整備等事業債 (公営墓地整備事業)	24,800			
一般補助施設整備等事業債 (沖縄県放課後児童クラブ支援事業)	6,200			
一般事業債 (沖縄県放課後児童クラブ支援事業)	13,000			
一般事業債 (渡口地区雨水排水路整備工事)	8,800			
臨時財政対策債	117,000			
計	512,800			

これも詳細については省略をしたいと思います。

関連して、平成31年度の一般会計予算に関する説明資料が添付をされております。お目通し

をよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第17号 平成31年度北中城村国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

議案第17号

平成 3 1 年度北中城村国民健康保険特別会計予算について

平成 3 1 年度北中城村国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成 3 1 年 3 月 8 日 提出
北中城村長 新 垣 邦 男

平成 3 1 年度北中城村国民健康保険特別会計予算

平成 3 1 年度北中城村国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2, 2 5 4, 1 4 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 険 税		380,381
	1 国 民 健 康 保 険 税	380,381
2 一 部 負 担 金		1

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 一 部 負 担 金	1
3 分 担 金 及 び 負 担 金		1
	1 分 担 金	1
4 使 用 料 及 び 手 数 料		160
	1 手 数 料	160
5 国 庫 支 出 金		1
	2 国 庫 補 助 金	1
6 県 支 出 金		1,522,039
	1 県 負 担 金 ・ 補 助 金	1,522,038
	2 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	1
8 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
10 繰 入 金		213,505
	1 他 会 計 繰 入 金	213,504
	2 基 金 繰 入 金	1
11 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
12 諸 収 入		138,053
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	3
	2 預 金 利 子	1
	3 受 託 事 業 収 入	1
	4 雑 入	138,048
13 市 町 村 債		1
	1 財 政 安 定 化 基 金 貸 付 金	1
歳 入 合 計		2,254,144

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		63,134
	1 総 務 管 理 費	51,563
	2 徴 税 費	11,300
	3 運 営 協 議 会 費	56
	4 趣 旨 普 及 費	215
2 保 険 給 付 費		1,428,214
	1 療 養 諸 費	1,192,815

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
	2 高 額 療 養 費	213,689
	3 移 送 費	110
	4 出 産 育 児 一 時 金	21,000
	5 葬 祭 費	600
3 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金		683,873
	1 医 療 給 付 費 分	486,697
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	148,650
	3 介 護 納 付 金 分	48,526
4 共 同 事 業 拠 出 金		1
	1 共 同 事 業 拠 出 金	1
6 保 健 事 業 費		45,914
	1 保 健 事 業 費	45,914
7 基 金 積 立 金		1
	1 基 金 積 立 金	1
8 公 債 費		3
	1 公 債 費	1
	2 広 域 化 等 支 援 基 金 償 還 金	1
	3 財 政 安 定 化 基 金 償 還 金	1
9 諸 支 出 金		3,004
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	3,004
10 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出 合 計		2,254,144

これも詳細については省略をしたいと思います。

関連いたしまして、この国民健康保険特別会計予算に関する資料が添付をされておりますの

で、これもお目通しをお願いしたいと思います。

続きまして、議案第18号 平成31年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算についてを御説明申し上げます。

議案第18号

平成31年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算について

平成31年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり提出し、議会の議決を求め

ます。

平成 3 1 年 3 月 8 日 提出
北中城村長 新 垣 邦 男

平成 3 1 年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算

平成 3 1 年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 0 0 , 8 3 2 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料		164, 604
	1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	164, 604
2 使 用 料 及 び 手 数 料		2
	1 手 数 料	2
4 寄 付 金		1
	1 寄 付 金	1
5 繰 入 金		36, 216
	1 一 般 会 計 繰 入 金	36, 216
6 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
7 諸 収 入		8
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	2
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	2
	3 預 金 利 子	1
	4 貸 付 金 元 利 収 入	1
	5 雑 入	2
歳 入 合 計		200, 832

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		1,982
	1 総 務 管 理 費	871
	2 徴 収 費	1,111
2 後期高齢者医療広域連合納付金		198,128
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	198,128
3 諸 支 出 金		622
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	621
	2 繰 出 金	1
4 予 備 費		100
	1 予 備 費	100
歳 出 合 計		200,832

これも詳細については省略をしたいと思います。

願いたいと思います。

なお、後期高齢者医療特別会計予算の予算資料も添付をされておりますので、お目通しをお

続きまして、議案第19号 平成31年度北中城村公共下水道事業特別会計予算についてを御説明申し上げます。

議案第19号

平成31年度北中城村公共下水道事業特別会計予算について

平成31年度北中城村公共下水道事業特別会計予算を別添のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成31年3月8日 提出
北中城村長 新垣 邦男

平成31年度北中城村公共下水道事業特別会計予算

平成31年度北中城村公共下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ540,423千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使 用 料 及 び 手 数 料		96,001
	1 使 用 料	96,000
	2 手 数 料	1
2 国 庫 支 出 金		1
	1 国 庫 補 助 金	1
3 県 支 出 金		95,280
	1 県 補 助 金	95,280
4 繰 入 金		160,000
	1 一 般 会 計 繰 入 金	160,000
5 繰 越 金		60,000
	1 繰 越 金	60,000
6 諸 収 入		2,001
	1 村 預 金 利 子	1
	2 雑 入	2,000
7 村 債		127,140
	1 村 債	127,140
歳 入 合 計		540,423

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 公 共 下 水 道 費		387,084
	1 下 水 道 費	155,510
	2 下 水 道 事 業 費	231,574
2 公 債 費		150,197
	1 公 債 費	150,197
3 予 備 費		3,142
	1 予 備 費	3,142
歳 出 合 計		540,423

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業債	92,100	(借入方法) 証書借入又は地方証券発行の方法による	5%以内	40年以内の償還、その他借入先の融資条件による。ただし、村財政の都合により繰上償還または低利債に借替えることができる。
流域下水道建設負担金事業債	20,040			
公営企業会計適用債	15,000	(借入先) 財政融資資金、機構資金、その他		
計	127,140			

これも詳細については省略をしたいと思います。

村水道事業会計予算について御説明申し上げます。

続きまして、議案第20号 平成31年度北中城

議案第20号

平成31年度北中城村水道事業会計予算について

地方公営企業法第24条第2項の規定により、平成31年度北中城村水道事業会計予算を提出し、議会の議決を求めます。

平成31年3月8日 提出
北中城村長 新垣 邦男

平成31年度北中城村水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度北中城村水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | |
|---|----------------------------|-----------------|----------------|
| 1 | 給水戸数 | 7, 3 0 0 | 戸 |
| 2 | 年間総給水量 | 2, 5 6 8, 6 0 0 | m ³ |
| 3 | 一日平均給水量 | 7, 0 3 8 | m ³ |
| 4 | 主要な建設改良工事 | | |
| | ・補助工事 | | |
| | ・北中城村内配水管改良工事 | | |
| | ・単独事業 | | |
| | ・県道宜野湾北中城線道路改良工事に伴う配水管移設工事 | | |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

<u>収 入</u>			
第1款	水道事業収益	589,747	千円
第1項	営業収益	552,595	千円
第2項	営業外収益	37,150	千円
第3項	特別利益	2	千円

<u>支 出</u>			
第1款	水道事業費用	581,940	千円
第1項	営業費用	576,643	千円
第2項	営業外費用	2,295	千円
第3項	特別損失	2	千円
第4項	予備費	3,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に
対し不足する額96, 167千円は、過年度分損益勘定留保資金82, 401千円、当年度分
消費税及び地方消費税資本的収支調整額3, 371千円及び減債積立金10, 395千円で補

填するものとする。）。

収 入

第 1 款	資本的収入	16,004	千円
第 1 項	企業債	1	千円
第 2 項	出資金	1	千円
第 3 項	他会計からの長期借入金	1	千円
第 4 項	固定資産売却代金	1	千円
第 5 項	国庫補助金	15,000	千円
第 6 項	工事負担金	1,000	千円

支 出

第 1 款	資本的支出	112,171	千円
第 1 項	建設改良費	98,130	千円
第 2 項	企業債償還金	10,395	千円
第 3 項	国庫補助金返還金	2,623	千円
第 4 項	投資	23	千円
第 5 項	予備費	1,000	千円

（債務負担行為）

第 6 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
自動車賃貸借	平成31年4月1日～平成36年3月31日	1,911千円

（一時借入金）

第 8 条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第 9 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- （１）営業費用、営業外費用及び特別損失との間
- （２）建設改良費、企業債償還金、国庫補助金返還金及び投資との間

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 10 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- （１）職員給与費 45,541千円
- （２）交際費 20千円

（たな卸資産購入限度額）

第13条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

これも詳細については省略をしたいと思います。

関連して予算に関する説明書が添付をされておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。

ます。

それでは、議案第21号 北中城村学習等供用施設等の指定管理者の指定についてを御説明申し上げます。

議案第21号

北中城村学習等供用施設等の指定管理者の指定について

北中城村学習等供用施設等の指定管理者について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|---------|----------------------|
| 1 | 施設の名称 | 渡口公民館 |
| 2 | 施設の位置 | 北中城村字渡口55番地 |
| 3 | 指定管理者 | 渡口自治会長 伊 佐 信 栄 |
| 4 | 指 定 期 間 | 平成31年4月1日～平成33年3月31日 |

平成31年3月8日 提出
北中城村長 新 垣 邦 男

提案理由

渡口公民館の指定管理者による指定期間が、平成31年3月31日をもって満了となるため、更新する必要がある。

○議長（名幸利積）

以上で村長の説明を終わります。

日程第25．諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（名幸利積）

日程第25．諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。本案について提案理由の説明求めます。

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを御説明申し上げます。

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求める。

記

住 所 北中城村字屋宜原

氏 名 上 里 幸 春

生年月日 昭和 34 年 生

平成 31 年 3 月 8 日 提出
北中城村長 新 垣 邦 男

提案理由

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞いて法務大臣に推薦したいため。

略 歴 書

住 所 北中城村字屋宜原

氏 名 上 里 幸 春

生年月日 昭和 34 年 生

学 歴

昭和 55 年 専門学校育英航空学院 卒業

職 歴

昭和 55 年～平成 23 年 株式会社興洋電子 勤務

平成 23 年～平成 27 年 株式会社興洋電子取締役

平成 27 年	第一工業株式会社専務取締役
平成 29 年	第一工業株式会社代表取締役社長（至現在）

その他の経歴

平成 4 年～平成 23 年	北中城村体育指導委員
平成 29 年	北中城村村民提案審査委員会委員（至現在）
平成 20 年～平成 22 年	北中城村学校支援地域本部事業運営協議会委員
平成 20 年～平成 24 年	北中城村公民館運営審議会委員・社会教育委員
平成 21 年	平成 21 年度北中城小学校父母教師会 会長
平成 21 年～平成 23 年	北中城村次世代育成支援対策推進協議会委員
平成 23 年～平成 27 年	北中城村教育委員会委員
平成 28 年	北中城小学校学校評議委員（至現在）

別添、上里氏の略歴書を添付をしてございます。お目通しをいただいて、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思ひます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから諮問第1号 人権擁護委員候補者の

推薦についてを採決いたします。

お諮りします。本案は諮問のとおり答申したいと思ひます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については諮問されたとおり答申することに決定いたしました。

休憩します。

午前10時54分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

日程第26. 同意第1号 北中城村副村長の任命について

○議長（名幸利積）

日程第26. 同意第1号 北中城村副村長の任命についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、同意第1号 北中城村副村長の選

任についてを御説明申し上げます。

同意第 1 号

北中城村副村長の選任について

北中城村副村長に下記の者を選任することについて、地方自治法第 1 6 2 条の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

住 所 宜野湾市大謝名

氏 名 比 嘉 聰

生年月日 昭和 2 7 年 生

平成 3 1 年 3 月 8 日 提出

北中城村長 新 垣 邦 男

提案理由

平成 3 1 年 3 月 3 1 日付で北中城村副村長、比嘉 聰が任期満了となるため。

略 歴 書

住 所 宜野湾市大謝名

氏 名 比 嘉 聰

生年月日 昭和 2 7 年 生

学 歴

昭和 5 1 年 3 月 沖縄国際大学商経学部経済学科 卒業

職 歴

昭和 5 3 年 4 月 北中城村役場事務吏員 採用
水道課に配置

昭和 6 1 年	7 月～	総務課主査に配置
平成 3 年	4 月～	選挙管理委員会書記を兼任
平成 6 年	4 月～	企画課主査に配置
平成 7 年	4 月～	税務課徴収係長に配置
平成 1 1 年	4 月～	総務課電算係長に配置
		選挙管理委員会書記を兼任
平成 1 6 年	4 月～	産業振興課長
平成 1 8 年	4 月～	上下水道課長
平成 2 2 年	4 月～	企画開発課長
平成 2 3 年	3 月 3 1 日	退職

経 歴

平成 2 3 年	4 月	北中城村副村長
平成 2 7 年	4 月	北中城村副村長 再任
		現在に至る

比嘉氏の略歴書を添付してございます。よろしく願いいたします。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

す。

これから同意第1号 北中城村副村長の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。同意第1号 北中城村副村長の任命については同意することに決定されました。

日程第27. 報告第1号 平成31年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書の報告について

○議長（名幸利積）

日程第27. 報告第1号 平成31年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書の報告についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、報告第 1 号 平成31年度沖縄県町

村土地開発公社事業計画書の報告についてを御
説明申し上げます。

報告第 1 号

平成 3 1 年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、平成 3 1 年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書を別紙のとおり提出いたします。

平成 3 1 年 3 月 8 日 提出
北中城村長 新 垣 邦 男

なお、事業計画書を添付してございます。お
目通しのほどをよろしくお願いしたいと思いま
す。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありません
か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
す。

以上で村長の報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日は
これで散会します。御苦労さまでした。

午前 1 0 時 5 9 分 散会

平成 3 1 年第 2 回北中城村議会定例会会議録						
招 集 年 月 日	平成 3 1 年 3 月 8 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	平成31年 3 月11日 午前10時00分			議 長	名 幸 利 積
	散 会	平成31年 3 月11日 午前11時22分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出席 等別	議 席 番 号	氏 名	出席 等別
	1 番	安 里 道 也	出	8 番	喜屋武 すま子	出
	2 番	稲 福 恭 秀	出	9 番	天 久 朝 誠	出
	3 番	伊 集 守 吉	出	1 0 番	比 嘉 義 弘	出
	4 番	大 城 律 也	出	1 1 番	山 田 晴 憲	出
	5 番	上 間 堅 治	出	1 2 番	比 嘉 義 彦	出
	6 番	金 城 高 治	出	1 3 番	比 嘉 次 雄	出
	7 番	比 嘉 盛 一	出	1 4 番	名 幸 利 積	出
会 議 録 署 名 議 員	1 1 番 議 員		山 田 晴 憲			
	1 2 番 議 員		比 嘉 義 彦			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	新 垣 邦 男		教 育 長	砂 川 恵 重	
	副 村 長	比 嘉 聰		教 育 総 務 課 長	喜 納 克 彦	
	総 務 課 長	仲 本 正 一		生 涯 学 習 課 長	與 儀 光 敏	
	総合調整監兼企画振興課長	石 渡 一 義		建 設 課 長	瀬 上 恒 星	
	会 計 課 長	米 須 清 喜		農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	楚 南 兼 二	
	住 民 生 活 課 長	名 幸 芳 徳		健 康 保 険 課 長	安 里 直 彦	
	税 務 課 長	奥 間 かほる		農 林 水 産 課 参 事	鹿 島 直 昭	
	上 下 水 道 課 長	安次嶺 正 春		学 校 教 育 指 導 主 事		
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第 2 号

平成 3 1 年 3 月 1 1 日（月曜日）

1. 開議 午前 1 0 時 0 0 分

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1	議案第 2 号	北中城村個人情報保護条例の一部を改正する条例について	質疑、委員会付託 省略、討論、決定
2	議案第 3 号	北中城村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について	〃
3	議案第 4 号	北中城村植物ごみ資源化ヤードの設置及び管理に関する条例の制定について	質疑、委員会付託
4	議案第 5 号	北中城村下水道条例の一部を改正する条例について	質疑、委員会付託 省略、討論、決定
5	議案第 6 号	北中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例について	〃
6	議案第 7 号	北中城村水道事業設置等に関する条例の一部を改正する条例について	〃
7	議案第 8 号	北中城村水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について	〃
8	議案第 9 号	沖縄市の公共下水道の使用に関する協議について	〃
9	議案第 1 0 号	沖縄市に公共下水道を使用させることに関する協議について	〃
1 0	議案第 1 1 号	平成 3 0 年度北中城村一般会計補正予算（第 5 号）について	〃
1 1	議案第 1 2 号	平成 3 0 年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）について	〃
1 2	議案第 1 3 号	平成 3 0 年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について	〃
1 3	議案第 1 4 号	平成 3 0 年度北中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について	〃
1 4	議案第 1 5 号	平成 3 0 年度北中城村水道事業会計補正予算（第 3 号）について	〃

日程 番号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1 5	議案第 1 6 号	平成 3 1 年度北中城村一般会計予算について	質疑、委員会付託
1 6	議案第 1 7 号	平成 3 1 年度北中城村国民健康保険特別会計予算について	〃
1 7	議案第 1 8 号	平成 3 1 年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算について	〃
1 8	議案第 1 9 号	平成 3 1 年度北中城村公共下水道事業特別会計予算について	〃
1 9	議案第 2 0 号	平成 3 1 年度北中城村水道事業会計予算について	〃
2 0	議案第 2 1 号	北中城村学習等供用施設等の指定管理者の指定について	質疑、委員会付託 省略、討論、決定

○議長（名幸利積）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．議案第2号 北中城村個人情報保護条例の一部を改正する条例について

○議長（名幸利積）

日程第1．議案第2号 北中城村個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号 北中城村個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第2号 北中城村個人情報保護条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第2．議案第3号 北中城村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について

○議長（名幸利積）

日程第2．議案第3号 北中城村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号 北中城村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第3号 北中城村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第3．議案第4号 北中城村植物ごみ資源化ヤードの設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（名幸利積）

日程第3．議案第4号 北中城村植物ごみ資源化ヤードの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

条例を定めるためには予算も同時に組む必要があると思うが、その予算も編成されているので、近々に指定管理者の募集を考えているのか御質問申し上げます。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

お答えいたします。

条例制定に当たっては、今後、昨年の一般質問の中でもありましたけれども、ヤードのほうを委託、もしくは指定管理にしていきたいという答弁をしております。その中で条例事項ですので、条例を定めないと指定管理にできないということもありまして、ちょっと早目ではあるんですけども、条例を定めて、予算が伴えばすぐにでも指定管理に持っていくような形で今回の提案になっております。以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

指定管理者のその対象者は、どちらかという

と村を中心にした指定管理になるのかお答えください。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

基本的には村内の農業生産法人とか、その他、今現在肥料の会社をやっているところがございます。そういったところに公募をかけてやっていきたいと思っております。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

念のために、予算規模は公表できるかどうかわかりませんが、予算規模はどれぐらいになっていますか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

予算規模に関しまして、前回直営でやっていたときに約1,000万ほどかかっておりましてけれども、その約5割から7割ぐらいの範囲内でできればというふうに考えております。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

指定管理者の話がありましたけれども、もし指定管理者が見つからなかった場合、村がそのままやるわけですね。その中にですね、3条に、指定する者に「行わせるものとする」とあるんだけれども、普通だったら「行わせることができる」じゃないかなと私は思うんですけどもね。それが1つです。

それから、この条例の最後は、公布の日から施行するとあるんですけども、公布の日はいつなのかと。

それでもう一つ、既に処分費が設定されたものとは何なのか。

それともう一つ、特定樹木の中にカタバミとかコウブシ、あれは草なんですけれども、それが入っているんだけど、特定外来生物のツルヒヨドリがないんですよ。ツルヒヨドリは特定外来生物に指定されているので、その種が、これ固まりですから、タンポポみたいだし、固まりますから、これがもし中に入ってね、中に入っていたらどうするのか。これで堆肥をつくと、この堆肥を農家に配ると、特定外来生物を拡散したことになるんです。特定外来生物に指定されたら、拡散したら違法なんです。そうすると、村が違法な行為をすることになるんですけども、それはどうやりますか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

指定管理に関しましては、あくまで今は条例制定でございますので、もし指定管理が該当しなければ、委託の方法でも考えられますので、そういった方向でやっていきたいと思います。

それと、2番目の質問に関しては、もう一度後でお願いしたいと思うんですけども、3番目の有害生物に関しましては、最初どうしようかなということ考えていたんです。余り細かいのをやってくると、条例の中に入れると、ちょっと先が進まないのかなと。今後、要綱とか規則等で定めればいいのかないかなということで、細かいものまでは入れてございません。

2番目に関してはもう一度お願いします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

比嘉盛一議員の2番目の公布の日はいつからという御質問にお答えしたいと思います。

今、公布の日は条例を制定後、総務課のほうで決裁を受けて3月中に公布する予定となっております。告示する日にちが公布日となっております。以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

先ほど細かくつくっちゃいけないと言ったんだけど、カタバミとかコウブシを入れること自体、細かすぎるんですよ。だけれども、この特定外来生物と、こういう重要なものをね、これを入れてこれを入れないというのは、おかしいと私は思うんです。ある特定外来生物のチラシごらんになりましたかね。1階のほうに置かれていますけれども、あれ特定外来生物に指定されているのは、絶対受け入れちゃいけないでしょう。だけれども、コウブシとカタバミの受け入れをしても、これはただ広がるだけであって、問題ではないんです。もう一度考え直してもらえませんか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

条文に関しては、要綱等、参考にしてつくっております。直さないといけないのであれば、修正も考えますけれども、今回はこれで走ってもらって、指定管理等受けてもらう業者が出てきた場合には、細かいことまでその辺、指定管理の契約の中に入れていければなと思ってますので、その辺、御理解をいただきたいと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

そこを直して走ったほうが私はいいんじゃないかなと思うんですよ。農林水産課長の意見もちょっと聞きたいんですけども。農林水産課長の責任ですから、この特定外来生物については。だから、ちょっと意見を聞いていいですか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時09分 休憩

午前10時10分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（新垣邦男）

先ほど担当課長からあったように、細かい項目は規則でやりますから。そういうのに十分対応できると思いますよ。この条例に出るという規定もないし。ですから、我々としては、大事なものは全て規則等々、細かく、もう少し打ち合わせをしながらやっていけたらいいんじゃないかなと。条例に全部細かく入れる必要性もないんじゃないかなと思うんです。ですから、その辺は、議員の御指摘のとおりしっかりもう少し練って、規則等々でしっかり対応していきたいと思っております。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第4号 北中城村植物ごみ資源化ヤードの設置及び管理に関する条例の制定については、総務厚生常任委員会に付託いたします。

日程第4．議案第5号 北中城村下水道条例の一部を改正する条例について

○議長（名幸利積）

日程第4．議案第5号 北中城村下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号 北中城村下水道条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第5号 北中城村下水道条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第5．議案第6号 北中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長（名幸利積）

日程第5．議案第6号 北中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

す。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号 北中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第6号 北中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第6．議案第7号 北中城村水道事業設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（名幸利積）

日程第6．議案第7号 北中城村水道事業設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

す。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号 北中城村水道事業設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第7号 北中城村水道事業設置等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第7．議案第8号 北中城村水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（名幸利積）

日程第7．議案第8号 北中城村水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号 北中城村水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第8号 北中城村水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第8．議案第9号 沖縄市の公共下水道の使用に関する協議について

○議長（名幸利積）

日程第8．議案第9号 沖縄市の公共下水道の使用に関する協議についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありません

か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号 沖縄市の公共下水道の使用に関する協議についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第9号 沖縄市の公共下水道の使用に関する協議については原案のとおり可決されました。

日程第9．議案第10号 沖縄市に公共下水道を使用させることに関する協議について

○議長（名幸利積）

日程第9．議案第10号 沖縄市に公共下水道を使用させることに関する協議についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号 沖縄市に公共下水道を使用させることに関する協議についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第10号 沖縄市に公共下水道を使用させることに関する協議については原案のとおり可決されました。

日程第10．議案第11号 平成30年度北中城村一般会計補正予算（第5号）について

○議長（名幸利積）

日程第10．議案第11号 平成30年度北中城村一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

5ページ、繰越明許費のところですか。予算説明では、年度内の完了が見込めないためということで繰り越しになっているようですが、都市計画費ですね、北中城村都市計画マスタープランの策定業務1,398万7,000円ですね。これは平成29年度に都市計画マスタープラン改定に向けて調査は終えていると思いますが、既に支出が582万1,200円、これは決算であらわれていますが、その繰り越し事業執行がどのぐらいまでいっているのかですね。

あと、繰越明許の1,398万7,000円が計上されておりますが、当初予算では1,394万6,000円、約4万1,000円のちよっとずれというんですかね、補正があったかどうか、それ金額をもう一度お聞きしたいと思います。

次に、観光宿泊施設耐震補助金、これ6月8日に1号補正で8,559万7,000円、あと30年12月7日に1,286万円、4号補正でされております。計9,845万7,000円、そのとおりですけども。年度内の完了が見込めないということなんですけれども、これは実際工事どの程度まで進んでいるのか、その進捗状況をお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

今の御質問にお答えいたします。

5ページの繰越明許費、7款3項の北中城村都市計画マスタープランの策定事業、まずこちらにつきましては、現在作業を進めている状況ではありまして、もともとの予定といたしましては、今回の3月の定例議会で皆様方に報告という形で提出したかったというのがあるんですけども、現在、沖縄県とこの都市計画マスタープランの内容につきまして協議中でありまして、今、県のほうが、今の現段階では北中城

村は那覇広域に含まれた計画の中で進めているところではあるんですけども、この中で私どもの希望を県のほうにお尋ねしまして、今御意見をいただいているところでございます。予定としましては、まだ県からの正式な回答とか、そういった詰めがまだ滞っている状況でございます。予定といたしましては、また今度の6月定例議会に新しいマスタープランの計画を皆様方に報告できればと考えております。

続きまして、都市計画マスタープランの後、金額の差ということでちょっとおっしゃられていたんですけども、こちらの表記につきましては、まず、この委託業務等都市計画審議会の委員の費用の報酬がこれに含まれておりまして、実際のこの13節の金額と多少のずれがございますので、これは御理解ください。

続きまして、観光宿泊施設の耐震の補助金につきましては、現在、工事の途中で工事の内容で変更がございまして、これも3月末で完了予定だったんですけども、どうしてもこの変更後の工種がとれず、間に合わないということで報告を受けまして、実際繰り越しの手続をとらせていただきたいと思います。

進捗状況につきましては、現在のところ7割から8割程度と聞いておりますので、これも完成予定、竣工予定が大体6月末というふうにこちらのほうには連絡が来ております。以上でございます。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

金額の誤差については、審議会が入っているようで、これは理解いたしました。

何か今の説明で、那覇広域都市計画区域ですか、まだ県との協議中ということでありました。去る3月5日、琉球新報ですかね、そこで那覇広域都市計画区域から中部広域基本計画に広域圏が変わるという報道も、マスコミ等の掲載が

ありました。そのための影響なのか、この策定業務は6月には報告できるということなんですけれども、これ中城村と両方で今、中部広域に変更しようという新聞報道もあるんで、このマスタープランがですね、6月報告を受けた場合に、その内容がまた変更になるのか。このまた中部都市圏に行くのがどのぐらいの日数なのかということが気になるものですから。これももう一度お聞きしたいと思います。

あと、観光宿泊施設耐震性7割強ということの完成を見ておりますが、これもやはり6月までかかるのか。7割程度なんで、6月に変更して報告ができるということであるんですけども。随分、事業絡みなんで、いろいろ国との協議もしながらということで、事業執行もそういう調整をとりながらということは理解はできますけれども。やはり補正が6月補正と、12月ぎりぎりの補正なんで。その辺はうまく補助金を活用するということも理解できますけれども。この辺もどうしても6月、なぜ6月なのかですね、この辺を含めて再度質問いたします。以上です。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

現在、都市計画のマスタープランで県との協議というのは、マスタープラン自体を変更するに当たっての過程の中の一つでございます。今回、3月5日の新聞報道を受けたような動きが直接影響したわけではございません。やはりマスタープランとなると、その一自治体の今後の開発など見越して、これがさまざまな農とか水も含めた土地利用に関する上位計画にもなっております。やはり県も方針を打ち出しておりますので、それに沿ったものであるのかというのを確認していただいている状況でございますので、これは直接の影響ではございません。

あと、観光宿泊施設の進捗状況も踏まえての

話なんですけれども、実際の今現在、コストビスタホテルのほうの工事の進捗ぐあいから、とりあえず6月末までにはということで現在報告を受けております。私どもとしては、無事、無事故で進んでいただくことを願っている次第で、特にこれに関してはそういった補助金などの時期とかそういったものについては直接影響しているものではございません。以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

再質問ですね。ことしの6月には都市計画マスタープランが報告できるということであります。じゃ、この場合、現都市計画マスタープランの一部の変更ということだという答弁ですけれども。これ一部というのは、ちょっと見ないとわからないんですけれども、やはり何ていいますかね。気になるのは東海岸地域ですね、ここがどのくらい変更があるのか。今、産業振興課で取り組んでいる農を生かした、ちょっと長ったらしいんだ。あの、という事業とありますよね。この前は荻道にもそういう施設ができるということの説明があったんですけれども。そのほうの見直しが含まれているのかですね。今も中部広域に移行するという話があるんで、その影響がないというのはわかりました。それについては、あと村長の、中部広域の予算絡みです。もし、どのくらい進んでいるかもお聞かせいただければなと思っています。

あとは、観光宿泊耐震工事については、どうしても6月までかかるということであれば、それはまた進捗を見きわめたいと思います。以上です。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時28分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

お答えいたします。

都市計画マスタープラン、今回のこの改定といますか、策定事業につきましては、村全体の今後の方針というものを見据えた計画を今現在つくっているところでございまして、先ほど議員がおっしゃられていました荻道地区とか、あと東海岸地区のこの土地利用について検討区域としてうたっております。この内容につきましては、関係各課、今回は検討委員会として、副村長を委員長として、全課長、あと教育長も入っていただきまして、今後の北中城村の課題等について意見を出していただいて、改定すべきところは改定していきたいという方針で現在つくっておりますので。その内容につきましては、また検討、それぞれの担当部署でまたやはり意見とかもございまして。こういったのを取りまとめたもので現在協議しているところでございます。以上です。

○2番（稲福恭秀議員）

6月には報告は上がるということだね。

○建設課長（瀬上恒星）

今それを目指しております。ちょっと私どもだけでやることではございませんので。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

休憩します。

午前10時31分 休憩

午前10時31分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（新垣邦男）

まだ具体的な話はやっておりません。ただ、以前から浜田村長とは、ぜひそういうもう時代に沿った土地利用をやってもらいたいと。前か

ら那覇広域から外してくれという希望はあったんですが、なかなか動いていただけないということで。まずは、大々的に両村長でのぼりを上げようじゃないかということでやっております。ですから、事務方も県も非常にびっくりをしているんですが、ただ、内々には、ぜひ知事に理解いただいて、県議会でも質問していただいて、その方向で。だから、圏域を中部に移すのかどうなのか、あるいは両村のエリアだけ特定してやるのかどうなのかということ、いろいろ方法があるだろうということですね。ぜひその辺は積極的に県も動いてもらいたいという要請をこれからやりたいということですから、具体的な話は全くスタート、これからという話です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○５番（上間堅治議員）

それでは、質問いたします。

14ページです。収入の17款２項４目１節農地利用最適化交付金ということで、説明では実績に伴う交付金ということでしたが、本村では最適化推進委員の活動によりどのくらいの耕作放棄地が解消されたのか伺います。

あと、37ページ、7款３項２目13節委託料です。ライカム地区公園施設整備手法導入検討業務ですが、業務の詳しい内容と、あと、今年度末に新規事業ですぐまた繰越明許を行うという、その理由ですね。お伺いします。

あと、40ページ、9款２項１目学校管理費、19節の島袋小学校校舎防音機能仮復旧設計業務ですか。業務内容の説明をお願いします。

あと、収入の面で補助金の項目、これに対して補助金の項目がちょっと私のほうでは確認できなかったのも、これ一般財源で持ち出しなのか、この辺よろしくお伺いします。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

上間議員の御質問にお答えいたします。

この農地利用最適化交付金ですが、主に耕作放棄地の減少面積や担い手への集積の実績に伴う交付金の決定でございますけれども、今回、農業委員、そして最適化推進委員のこの遊休農地の解消面積は3ヘクタールとなっております。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

私のほうからは37ページの7款３項２目13節の委託料につきまして御説明いたします。

これは先ほどの5ページの繰越明許の7款３項のライカム地区公園施設整備手法導入検討業務の1,000万とリンクするものなんですけれども。これにつきましては、内閣府から、ことしの2月に入りまして、民間資金等の活用事業の調査費につきまして、1自治体につきまして1,000万を上限とする補助金があるということで連絡を受けました。実際これの内容につきましては、各地域で今滞っている公園の整備とか、あと利用方法などにつきまして、民間資金を活用して住民にこういった公園敷地とかを有意義に利用できないかということで、そういったのを検討しなさい、検討するのであれば、この補助金が使えますよというようなことで連絡がありました。

現在、私どもがライカム地区の公園につきましては約1万4,000平米ぐらいですね、公園面積がございまして、その中のメインというふうに考えております、現在工事業者にヤードとして使わせている部分がちょうど中央部分にあるんですけれども、こちらが約7,500平米ぐらいありまして、こちらを、実際公園といいますのが、そこに施設を建てるということ自体が面積に対するパーセンテージで規定されておりますけれども、この法改正がございまして、これが緩和されるということで。公園内にお店とかそ

ういったのもつくれるように今、法が緩和されております。

その緩和に当たって、民間事業者がその公園内に建物を建てて、維持管理まで、その民間業者がやってもらえるというような今現在事例とかも出てきておりますので、こういった手法がとれないかということを検討する内容でございます。

ただし、今、内閣府に申請している段階で、まだこれが採択されるかどうかはちょっと確定ではないんですけれども。実際これが予算といましては、平成30年度の予算でございまして、実施は31年に実施しないといけないということで、繰越明許も合わせまして、補正予算として計上させていただいております。以上です。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

40ページの13節委託料、島袋小学校校舎防音機能復旧設計業務についてなんですが、これは平成31年度実施します島袋小学校の防音工事に伴って入れました空調設備の入れかえ工事の設計業務を今年度行いました。その設計業務の入札執行残でございます。以上です。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時39分 休憩

午前10時39分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

初めの農地利用最適化交付金なんですけれども、3ヘクタールということだったんですけれども、解消されたの。これはもう毎年大体このぐらいなのか。多分、当初予算では100万ぐらいを予定していたのかな、そのぐらいだったと思うんですけれども。結構多く交付されている

ようなんですけれども、これは実績が相当、この推進委員の方が頑張った結果なのか、その辺お聞かせください。

あと、ライカム地区の公園整備の手法なんですけど、ちょっとよく、今はやりの民間活用ということなんですけれども。この公園自体、そんなに大きい公園なのか。ちょっと何ていうのかな、面積言ってもらったんですけれども。ここに実際本当に売店とか置いて、ほかのやるような形、できるようなところなのか、その辺もお聞かせください。

あとは、島袋小学校のあれはよろしいです。この2点だけお願いします。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

再質問にお答えいたします。

今回、農業委員、最適化推進委員、これは毎年最適化交付金ということで割り当てが来ますけれども。これは遊休農地の面積だけの算定ではなくて、担い手の集積、大体、今後、北中城を担う農家へのそういった集積させた場合の、これを遊休農地面積の解消と合わせた金額となっております。これはやっぱり農業委員さん、最適化推進委員さんが日ごろ戸別訪問等を行いながら、その成果に伴うこの交付金でございます。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

今現在のライカム公園といいますのが先ほど数字を述べましたとおり、こちらには1号から4号まで公園敷地としてございまして、こちらのちょうど南伸線と東西線の交差する部分から東向きですね。東向きのほうに1号公園、2号公園というふうに配置してございますけれども、こちらにつきまして、全体で7,500平米程度でございます。

こちらにつきまして、まだ民間業者にこの面積でできますかというような、まだこういった動きはやっておりませんが、こういったのが検討できないかということをまずやること自体がこの手法導入検討業務の内容でございます。また、これで実際やれるということであれば、やはり維持管理費が村の財政にも負担になっている現状でもございますので、こういったのが民間資金が利用できていけば、その財政にとってもいい話だと考えておりますので、ぜひこういったのは実現していきたいと考えております。以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

16ページ、歳入の件ですが、22款諸収入、括弧して財産収入じゃないかなと思っておりますけれども、2目雑入、1節土地賃借村民体育館771万5,000円、これは賃借は賃貸じゃないかなと思っておりますけれども、その1点と、関連するんで44ページ、歳出、9款2目14節村体育館賃借料、賃料相殺分771万6,000円、この件について御説明いただけませんか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時45分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

副村長。

○副村長（比嘉 聡）

諸収入の土地賃借料、これは支払いする側の支払い分ということで、賃借料として、向こう側のほうで払うものですから、賃借料になっているわけです。逆にこっちが賃貸料と言ったら、こっちが貸している、賃貸料だとそぐわないということで。相手は賃借料ということで支払い

するので、そのまま賃借料という形での表記にしております。

○議長（名幸利積）

歳出の相殺の説明。

休憩します。

午前10時46分 休憩

午前10時48分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

副村長。

○副村長（比嘉 聡）

お答えします。

当初、契約上は相殺という形になっているんですよ。ただ、12月で村長が答弁した後の話なんですけれども、弁護士等々含めて協議したら、これは、先ほども申したとおり、予算の総計主義という観点からしたら、予算上は総額を計上すべきだということで、今回計上してあります。ただ、処理については、これは金銭の動きは、実質的にですね、入って出すという金銭の動きはありません。これはあくまでも会計処理でできる処理になりますから。以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

確かに副村長がおっしゃるとおりね、相殺はいわゆる何ていうかな、予算上は使っちゃいけないということですよね。それがなぜ相殺にこだわるかというと、実は体育館をつくるときの債務負担行為がありましたね。たしか当初は12億か11億だったと思っておりますけれども。その相殺したことによって、9億弱に変化したんですよ。そういった意味で少しこだわったんですけれども。前回の12月の村長の答弁では、やっぱり協議しているから、それは直さなくてもいいと。余りにもこだわったもので、僕はもう1回地方自治法も、少し本も買いました。調べてみたら、今、副村長がおっしゃるとおりなんです。これ

いつごろわかったんですか。

○議長（名幸利積）

副村長。

○副村長（比嘉 聰）

これはですね、実は補正予算を組むときに、これはもう1回調査してきちっと会計主義の原則をやったほうがいいということで、去年の12月ぐらいですかね、補正予算を組む前から、弁護士も含めて財政で調査させて、そういうことで、現状の予算の計上の仕方になっております。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

今、さっき少し触れましたけれども、何でこれにこだわったかという中で、やっぱり債務負担行為が額が減ったということで、これもどちらかというと、少し選挙にも関係があったんで、この額というのは今後、計上したことによって変化はありますか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時51分 休憩

午前10時52分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

副村長。

○副村長（比嘉 聰）

質問にお答えします。

実際、予算に計上はありますけれども、金銭のこの出し入れは、これはないということです、実質的にはですね。ただ、会計処理でこれは処理するというので、金銭の出し入れがなくなるということの話であって、実際、契約もそういう形でなっています。ただ、前から言っているとおり、やっぱり総計主義、予算上は開示しないといけないということで、これは今回計上しております。

その後、お尋ねの債務負担行為との関連につ

いては、当初おっしゃったように9億という話がありますので、その件については今ちょっと手元にないので、また後でお答えさせていただきたいと思います。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

議案第11号 平成30年度北中城村一般会計補正予算の第5号について質疑をいたします。

29ページ、3款2項19節の負担金及び補助金及び交付金ですけれども、230万の残が残っておりますけれども、その内容についてお聞かせください。利用者数と最初の見積額との関連でそうなったのかお聞きしたいと思います。

それから次に、30ページの3款2項11節と13節なんですけれども、食糧費のほうで60万の残、それから委託料で397万9,000円の残が出ておりますけれども、この子供の運営事業のその内容、それから食料の提供とかそういうものの何回ぐらい行われているのか。それから、この委託料なんですけれども、どちらのほうがそれを担っているのか、子供の数など詳細を教えてくださいと思います。

それから、30ページの4款1項3目の母子保健費、これが残が200万残っておりますけれども、これ妊婦健診委託料なんですけれども。實際上、これはどういうことになっているのか。額としても大きいということがありますので、受診者の数とか委託内容も教えてくださいと思います。

それから、39ページなんですけれども、9款1項の13節委託料でストレスチェック制度委託料で10万円の減がありますけれども、その内容についてもお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

喜屋武すま子議員の御質問にお答えいたします。

まず29ページです、3款2項1目児童福祉費の19節ひとり親家庭認可外保育施設利用補助金の230万の執行残でございますけれども、これは当初見込んだ数に対しまして申請が少なかったということでございます。数といたしましては、現在手元に今数字を持ち合わせておりませんので、また追って資料提供させていただきたいと思います。

続きまして、30ページの3款2項4目児童館費の11節食糧費、子供の居場所運営支援事業及び子供の居場所運営支援事業委託料ということでの残の計上でございますが、まず現在、食糧費で上げている居場所運営事業等につきましては、児童館であるとか、あるいは中央公民館で実施しております無料塾と関連して、子供たちへの食事の提供というか、そういった軽食の提供を行っている事業での執行残の食糧費でございます。

もう一つ、委託料につきましては、子供の居場所運営支援事業ということで、現在児童館を中心に子供の居場所づくり事業ということで、夏休みを中心に行っておりました。そういった事業の拡充であるとか、あるいは新規の子供の食堂とか、そういった居場所をやりたいというようなニーズがあれば、それに対応できるように予算措置していたところではございますけれども、実際といたしましては、児童館のそういった夏休み、長期休みの昼食の提供場所というような事業で終わっているために執行残が出ている状況でございます。

私からは以上です。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（安里直彦）

喜屋武すま子議員の御質問にお答えします。

4款1項3目の母子保健事業費の200万の減でございますが、議員おっしゃるとおり妊婦健診の残になっております。対象者数がですね、母子手帳の交付件数で30年度は予定していた件数が177件で、1月末現在の件数が149名の方が健診を受けております。健診の内容としましては、問診から血液検査ですとか、あとはB型肝炎、C型肝炎、H I VとかH T L V－1とかですね、そういった性病に関する検査項目となっております。毎年、予算確保自体がちょっと多目に持っているものですから、3月末までの執行分よりもですね。今後の見込みを計算して200万の減という形になっております。

説明は以上でございます。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

39ページの13節委託料、ストレスチェックの減額なんです。これは教師を対象にストレスチェックを行っています。その結果、相談が必要な教師に関しましては、専門医との相談になるんですが、その分、委託料を見込んでおりましたが、実際相談される教師の方が少なかったと。そのための執行残でございます。以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

29ページ、3款2項1目の19節のひとり親家庭の認可外保育施設の利用料補助金なんですけれども、これはやはりこのひとり親家庭で利用料が必要な方だけではなく、請求していないという方もいるのかどうかお聞きしたいと思います。

それから、やっぱり3款2項13節なんですけれども、現在夏休みのみということなんですけれども、これは必要な児童もいるのではないかと思いますので、再度これをもうちょっと細かく、子供の様子を見て事業がふやせないかどうか検討していただきたいんですけれども、これ

はいかがでしょうか。新聞紙上でも非常に困難な家庭もいるので。やはりそれは再度チェックして、きめ細かに事業をやってほしいなと考えておりますけれども、その考え方についてお聞きしたいと思います。

それから、次に4款1項13節の委託料なんですけれども、妊産婦委託料、これが当初で177件、現在149件で、これからの受診者も含めて残が残ったということなんですけれども。漏れている方はいないのかどうか。実際に必要なだけでなく、受診を受けていない妊婦がいないのかどうかお聞きしたいと思います。以上、よろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えします。

29ページの補助金についてでございますけれども、対象者につきましては、認可外保育所を通じまして、そういった案内等を行っておりますので、ある程度の該当される方については申請いただいているものだというふうに認識しております。引き続き次年度も県の一括交付金事業として継続される見込みでございますので、その辺の周知については引き続き丁寧に行っていきたいと考えております。

続きまして、30ページの子供の居場所関連の事業につきましては、議員御指摘のように、我々としても継続していくこと、あるいは拡充という方向は考えております。ただし、現場といたしましては、いろいろ、やはりメニュー等につきましても、やりすぎという言葉は変でございますが、余りやりすぎると、逆に家庭での食事に影響を及ぼす、家庭の自立を阻害しかねないという懸念もありましたので、そういった意味からメニューをおにぎりとか、そういった軽食に変えたりというふうな、現場サイドからの意見も踏まえて減額しているところもあります。

すので、そういった状況も踏まえながら次年度の事業についてもしっかりと検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（安里直彦）

お答えいたします。

先ほど申しましたとおり、母子手帳を交付されている方については、基本的に産科、婦人科で健診等は100%行っているものというふうに考えております。転入、転出とかですね、そういったものがない限りは受けていらっしゃるのかなというふうに、ほとんど漏れはないというふうに把握しております。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

それでは、3款2項の19節なんですけれども、ぜひひとり親家庭のその利用料についてはですね、ぜひ周知をして徹底してやっていただきたいと思っております。

それから、3款2項の子供の居場所支援事業なんですけれども、確かにこれはやりすぎると、親のまた自立について影響も出るということもありますけれども、やはり支援しないといけない子供というのはどうしても、少人数であってもいると思いますのでね。ぜひチェックをして、また頑張っていっていただきたいと思っております。

それから、妊産婦健診委託料なんですけれども、やはり何ていうのかしら。未成年というんですかね、若年妊婦がいないのかどうか、そこら辺が未受診になる可能性もあるんですけれども。北中城村の状況としては、若年妊婦というのはいるのかいないのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。以上です。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（安里直彦）

お答えいたします。

人数までは正確には把握していないんですけれども、年間数件はあるというふうに確認はしております。こういった形で把握するかというと、本人からの相談の申し出であったり、退院するときの際の医療機関からの情報提供であったりですね。未熟児もあわせて、経過を観察するような形はうちの保健師のほうで行っているところでございます。以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

まず16ページ、22款3項2目1節の先ほど義弘議員から質問あったんですけれども、質問していたんですけれども、回答があったかどうか分からないんですけれども。この雑入に入っている金額が財産収入じゃないかと思うんです。これはもう村の土地として契約もしているわけですから。それが1つ。

それから、33ページ、5款2項1目13節の委託料ですけれども、松の薬剤樹幹注入ですね。これが59万マイナスになっているんですけれども、もう村内の松は全部注入が済んだのかどうかお聞きしたいと思います。

それから、34ページ、6款1項3目13節の委託料、これは湧水群と一緒にしているんですけれども、93万4,000円のマイナス。観光周遊バス実証実験なんですけれども、それがどこまで進んでいるのかお聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

副村長。

○副村長（比嘉 聡）

盛一議員の質問にお答えします。

先ほどの体育館敷地の件なんですけれども、財産収入じゃないかということですが、あの土地はまだ公社の土地です。そういうことで雑入

で収入を受けているということでもあります。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

比嘉盛一議員の質問にお答えいたします。

松の樹幹注入に関してですが、平成28年度に松マップを作成して、この松マップを作成しているときから結構この松枯れが多くてですね。注入自体は、今回終わったんですけれども、今後は伐倒を中心に考えていきたいと思います。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

34ページの観光周遊バス実証実験検討業務委託ですけれども、現在、実証実験の計画書の作成を終えたところでございます。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

ごめんなさい、ちょっとよく聞こえなかったんですけれども、ちょっとお願いしますね。

それと、松の樹幹注入は、道とか公園じゃなくて、個人の土地もやっているのかどうか。

それから、さっきの財産収入の件なんですけれども、これ公社の土地ということ、まだ買っていないからそうであるんですけれども、でも、村の土地として契約して賃借料をもらっているわけですよね。後々調べるときにね、財産収入に入っていなかったらわかりにくいんじゃないかと。だから、財産収入でいいと思うんですけども、これはもうこういう決まりがあるんですね、経理の。

じゃ、松の件と、さっき、実証実験の件、もう一度お願いします。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

実証実験の計画書の作成を終えたところです。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

お答えいたします。

個人の土地については、基本的には行っておりません。しかし、通学路とかそういった危険を伴う場合は、一応考慮しながら考えております。以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

松はですね、もし枯れた場合、個人の土地の松が枯れた場合、これはもう片づけるのも、これ個人ですね、当然ね。そうではあるんですけども、これは枯らさないようにしておかないと、じゃ、枯れてしまって、個人でこれを処分しなかったと。これが倒れた場合、飛散しますよね、松くい虫は。だから、松くい虫が飛散したら、また公共的なところにつくわけですよ。これはもう5年もつから5年後にまたやるのかどうかですね。だから、個人の土地がもし、まだあるんであれば、半強制的にでも売るような対策も必要じゃないかなと思うんですけども。

それから、実証実験については、これからということですよ。結局、実証するのは。ということは、もう30年度は終わりで、31年度に実験をするということですね。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

実際にバスを走らせるのは31年度を考えております。そのための計画書を30年度に作成したということです。ただ、この計画書はあくまで我々がこのように走らせたいという計画書であって、これを今後、内閣府のほうで承認いただければ、31年度から走らせることができるということになります。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

個人の方へのそういった松くい虫の被害と、また対策と、その辺をまたいろいろ検討しながら、広報等通じて図っていきたいと考えております。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号 平成30年度北中城村一般会計補正予算（第5号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第11号 平成30年度北中城村一般会計補正予算（第5号）については原案のとおり可決されました。

日程第11．議案第12号 平成30年度北中城村国民健康保険特別会計補

正予算（第5号）について

○議長（名幸利積）

日程第11．議案第12号 平成30年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号 平成30年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第12号 平成30年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）については原案のとおり可決されました。

日程第12．議案第13号 平成30年度北中城村後期高齢者医療特別会計

補正予算（第2号）について

○議長（名幸利積）

日程第12．議案第13号 平成30年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号 平成30年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第13号 平成30年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第13．議案第14号 平成30年度北

中城村公共下水道事業特別会計
補正予算（第４号）について

○議長（名幸利積）

日程第13. 議案第14号 平成30年度北中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号 平成30年度北中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第14号 平成30年度北中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）については原案のとおり可決されました。

日程第１４. 議案第１５号 平成３０年度北中城村水道事業会計補正予算
（第３号）について

○議長（名幸利積）

日程第14. 議案第15号 平成30年度北中城村水道事業会計補正予算（第３号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号 平成30年度北中城村水道事業会計補正予算（第３号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第15号 平成30年度北中城村水道事業会計補正予算（第３号）については原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第16号 平成31年度北
中城村一般会計予算について

○議長（名幸利積）

日程第15. 議案第16号 平成31年度北中城村一般会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案については議長を除く13人の委員で構成する平成31年度北中城村一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。したがって、本案は議長を除く13人の委員で構成する平成31年度北中城村一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました平成31年度北中城村一般会計予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。したがって、平成31年度北中城村一般会計予算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りした名簿のとおり選任することに決定しました。

平成31年度北中城村一般会計
予算審査特別委員会名簿

①	安里道也	⑧	喜屋武すま子
---	------	---	--------

②	稲福恭秀	⑨	天久朝誠
③	伊集守吉	⑩	比嘉義弘
④	大城律也	⑪	山田晴憲
⑤	上間堅治	⑫	比嘉義彦
⑥	金城高治	⑬	比嘉次雄
⑦	比嘉盛一		
委員長	天久朝誠	副委員長	稲福恭秀

日程第16. 議案第17号 平成31年度北
中城村国民健康保険特別会計予
算について

○議長（名幸利積）

日程第16. 議案第17号 平成31年度北中城村国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第17号 平成31年度北中城村国民健康保険特別会計予算については、総務厚生常任委員会に付託いたします。

日程第17. 議案第18号 平成31年度北
中城村後期高齢者医療特別会計
予算について

○議長（名幸利積）

日程第17. 議案第18号 平成31年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第18号 平成31年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算については、総務厚生常任委員会に付託いたします。

日程第18．議案第19号 平成31年度北中城村公共下水道事業特別会計予算について

○議長（名幸利積）

日程第18．議案第19号 平成31年度北中城村公共下水道事業特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第19号 平成31年度北中城村公共下水道事業特別会計予算については、建設文教常任委員会に付託いたします。

日程第19．議案第20号 平成31年度北中城村水道事業会計予算について

○議長（名幸利積）

日程第19．議案第20号 平成31年度北中城村水道事業会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第20号 平成31年度北中城村水道事業会計予算については、建設文教常任委員会に付託いたします。

日程第20．議案第21号 北中城村学習等供用施設等の指定管理者の指定について

○議長（名幸利積）

日程第20 議案第21号 北中城村学習等供用施設等の指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号 北中城村学習等供用施設等の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第21号 北中城村
学習等供用施設等の指定管理者の指定について
は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午前 11 時 22 分 散会

平成 3 1 年第 2 回北中城村議会定例会会議録						
招 集 年 月 日	平成 3 1 年 3 月 8 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	平成31年 3 月18日 午後 6 時00分			議 長	名 幸 利 積
	散 会	平成31年 3 月18日 午後 8 時47分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出席 等別	議 席 番 号	氏 名	出席 等別
	1 番	安 里 道 也	出	8 番	喜屋武 すま子	出
	2 番	稲 福 恭 秀	出	9 番	天 久 朝 誠	出
	3 番	伊 集 守 吉	出	1 0 番	比 嘉 義 弘	出
	4 番	大 城 律 也	出	1 1 番	山 田 晴 憲	出
	5 番	上 間 堅 治	出	1 2 番	比 嘉 義 彦	出
	6 番	金 城 高 治	出	1 3 番	比 嘉 次 雄	出
	7 番	比 嘉 盛 一	出	1 4 番	名 幸 利 積	出
会 議 録 署 名 議 員	1 1 番 議 員		山 田 晴 憲			
	1 2 番 議 員		比 嘉 義 彦			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	新 垣 邦 男		教 育 長	砂 川 恵 重	
	副 村 長	比 嘉 聰		教 育 総 務 課 長	喜 納 克 彦	
	総 務 課 長	仲 本 正 一		生 涯 学 習 課 長	與 儀 光 敏	
	総合調整監兼企画振興課長	石 渡 一 義		建 設 課 長	瀬 上 恒 星	
	会 計 課 長	米 須 清 喜		農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	楚 南 兼 二	
	住 民 生 活 課 長	名 幸 芳 徳		健 康 保 険 課 長	安 里 直 彦	
	税 務 課 長	奥 間 かほる		農 林 水 産 課 参 事	鹿 島 直 昭	
	上 下 水 道 課 長	安次嶺 正 春		学 校 教 育 指 導 主 事		
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第3号

平成31年3月18日（月曜日）

1. 開議 午後6時00分

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

一 般 質 問 通 告 書

順位	質 問 者	件 名
1	稲 福 恭 秀	1. 植物ごみ資源化ヤードの稼働状況について 2. 資源ごみ回収の委託化について 3. 消費税改正に伴う村指定ごみ袋等の取り扱いについて 4. 青葉苑に代わる浦添市、中城村、北中城村の共同整備する新一般廃棄物処理施設についての進捗状況
2	比 嘉 盛 一	1. 村民体育館
3	金 城 高 治	1. 防災行政について 2. 戦略的農業推進について 3. 農業振興への取り組みについて

○議長（名幸利積）

皆さん、こんばんは。本日から20日水曜日までの3日間は、一般質問の本会議は夜間議会となります。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午後 6時00分）

日程第1．一般質問

○議長（名幸利積）

日程第1．一般質問を行います。

順次発言を許します。

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

では、質問いたします。

大量生産、大量消費による大量のごみとなって捨てられる社会、最終処分場の問題は喫緊の課題となっています。両村の運営する青葉苑も平成15年度に建てかえられ、ダイオキシン対策と処理能力の向上により、環境に配慮した施設として15年に及び今日に至っています。ごみの減量化に向けては数々の施策等が講じられ、改善されつつありますが、莫大な予算が伴っているのは言うまでもありません。また、少子高齢化社会を迎え、社会保障費が年々増加の一途をたどり、厳しい財政運営となっており、平成31年度の予算は緊縮財政となり、これまで以上の歳出削減や新たな財源確保が必要不可欠となっております。

ことし、平成最後の年を迎え、インターネットやGPS、AIといったさまざまなシステム構築がなされ、社会構造も大きな変革期を迎えておりますが、なお厳しい時代がこれからも続くものと考えております。

では、通告に従いまして、4点ほどの質問をいたします。

1、植物ごみ資源化ヤードの稼働状況について。

植物ごみの資源化を図るために平成24年度沖縄振興特別推進市町村交付事業により導入したヤードについて、村内の住宅や公共施設等から出た草木について、資源化处理されずに山積みされた状態ですが、休止に至った経緯を問う。

①植物ごみの資源化施設が休止状態と聞いているが、いつから、なぜ稼働していないのか。

②現在の職員体制と維持管理費の詳細を伺う。

③現在、村内から出る草木の回収方法、処理の方法の実態はどうなっているか。

④年間何トンの草木が搬入されているか。

⑤導入当時、沖縄振興特別推進市町村交付金事業の補助を活用したと思うが、総事業費と村の持ち出しの額は。

⑥導入当時、搬入に対する1日当たりの処理能力と堆肥化になるまでの工程は。

⑦また、その成果品は公共施設や学校に提供し緑化作業に再利用する目的とされていたが、事業達成されたか。

⑧平成30年度予算の植物ごみ資源化ヤード処理困難ごみ処理委託業務の内容と成果物は。

⑨今後の運用開始の見通しは。

2、資源ごみ回収の委託化について。

資源ごみの回収について、本村は直営方式をとっているが、その現状を伺う。

①祝祭日等の日に資源ごみの回収がないため、空き缶、ペットボトルのごみ出しができず、その始末に支障を来し、2週間にわたり回収できないこともある。中城村では委託方式をとっているため、祝祭日も回収、環境行政に差が出ている。ちなみに収集日が月曜日に当たる地域では、昨年、振りかえ休日も含めて休日9日間、ことしは10日間に及び、地域間の不公平感が生じている。以前にも同様の一般質問が出されたと思うが、早急の対策が問われているが、どうか。

②回収したごみの受け入れ先と資源ごみから得る収入総額は。

③平成30年度予算に計上された北中城村資源ごみ収集業務委託料積算要領作成業務について、成果品が出ていると思うが、業務委託をした場合の委託料の積算と結論内容はということです。

④委託化事業に向けた見通しはついたか。実施時期はいつか。消費税が8%から10%に改正されるに伴い、指定袋の料金について。

次、3、消費税改正に伴う村指定ごみ袋等の取り扱いについて。

①消費税8%に改正されたときに据え置きとなった指定袋は、今回の改定はあるか。また、近隣市町村の指定袋について、サイズごとの単価（西原町、中城村、北谷町、嘉手納町、読谷村、宜野湾市、沖縄市）。

②粗大ごみ処理券、個人搬入の処理料金の改定はあるか。

③これまで消費税改正に伴い据え置きになった指定袋等の村の持ち出し総額は。

4番、青葉苑に代わる浦添市、中城村、北中城村の共同整備する新一般廃棄物処理施設についての進捗状況。

平成29年度12月に基本合意を交わし、建設に向けた作業について、新一般廃棄物処理施設整備推進室が設置されたことについて。

①平成30年度予算から負担金が計上されているが、負担金の内訳は。

②今後の運用開始に向けて1市2村の協議の持ち方や作業部会の構成メンバー、整備に向けた工程表の大まかな内容は。

③新施設の運用開始はいつごろか。

④新施設の建設等含めた費用負担とごみ処理経費について、青葉苑の老朽化に伴い改善を余儀なくされることは承知していますが、トータルの見て今後も中城村・北中城村一部事務組合が運営するとした場合の費用負担を比較した場合、どのぐらいの経費節減を見込んでいるか。

⑤ごみ収集車の運搬業務の行程が遠距離になるため、通常収集業務にある程度影響が出ると

思うが、そのリスクについての対応策は考えているか。また、本村と新施設までの道のりと所要時間をどう捉えているか。

⑥委託業者、許可業者に新施設について説明はなされているか。また、意見を徴する必要があるか。以上です。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、稲福恭秀議員の御質問にお答えいたします。

大変細かく、質問内容が多いですので、よろしくお願ひしたいと思います。

細かい答弁は、担当課長のほうにさせたいと思いますが、まず1番目の植物ごみ資源化ヤードの稼働状況ということですが、一番最後、今後の運用開始の見通しはという御質問ですが、これは指定管理等で運用を早期に開始していきたいと考えております。

2番目の資源ごみ回収の委託化については、状況を踏まえて担当課長に説明をさせたいと思います。

3点目の消費税改正に伴う村指定ごみ袋の取り扱いについてということなのですが、1点目の消費税が改正されたら指定袋の料金はどうなるんだということですが、これについては、当然受益者負担という観点から申し上げれば、改正すべきものだろうというふうに考えております。ただ、この改定については、近隣市町村の動向を見ながら本村も考えていきたいなと思っていますところであります。

指定袋について、サイズごとの単価ということですが、これは答弁書のほうに詳細が記載をしてありますから、お目通しをお願いしたいと思います。

4点目の青葉苑に代わる浦添市、中城村、北中城村の共同整備する新一般廃棄物処理施設についての進捗状況ということですが、これは私

からは3番目の新施設の運用開始はいつからかということですが、今、話し合いの中では、運用開始は2027年を予定しております。

詳細は後ほど担当課長のほうに答弁をさせたいんですが、4番目の中城村・北中城村一般事務組合が運営することについての費用負担ということですが、そもそも今現在ある一部事務組合を建てかえるということは、もうちょっと現状ではかなり厳しい状況であります。ですから、これから新たな場所、土地を探してやるということになると、大変なことにとっております。基本的にはそういうことを踏まえて、予算的にはかなり軽減されるものじゃないかと思っております。

残りの詳細については、担当課長に答弁をさせたいと思います。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

それでは、稲福恭秀議員の質問にお答えします。

まず1点目の植物ごみ資源化ヤードの稼働状況についてでございますけれども、先ほどもありました。平成30年4月から、今休止の状態になっています。なぜかということですが、先ほど村長からの答弁もありましたとおり、委託等ができないか、運営方法を見直しを図るために、一応今現状としては休止しております。

それと、2番目の現在の職員体制と維持管理費の詳細につきましては、現在1名、役場内に受付担当とその他業務という形で置いております。費用負担は、30年度の予算ベースで全体で414万3,000円、うち臨時職員の手当が2万8,000円、それから人件費が159万5,000円、需要費が149万9,000円、これは消耗品費、燃料費、あと光熱水費、修繕費等々が入っております。あと、役務費が31万円、それから委託費が86万9,000円、負担金が2万7,000円、公課費、重量

税等の公課費が3万6,000円となっております。

それから、現在受け入れは、資源ごみの収集方法等どうなっているかということですが、毎週木曜日に、その他の資源ごみと一緒に収集してヤードにストックしております。これは資源ごみと一緒にですね。住民から通ってほしいという旨の連絡があれば、そのときに収集しているということでございます。

それから、年間何トンの草木が搬入されているか。大体80トンから90トンぐらい、毎年入っている一応状況になっております。

それから、5番目の導入時等からの補助金の額になりますけれども、平成24年度と平成25年度の2年間で総事業費9,001万6,000円の事業費となっております。そのうち村の持ち出し分は対象外経費含めて1,871万8,000円となっております。

6番目、導入当時、搬入量に対する1日当たりの処理能力と緑化作業に再利用する目的、処理能力と堆肥化になるまでの工程はということですが、一概には1日当たり幾らということでは示すことはできませんけれども、チップパーの処理能力が1時間当たりおおむね50キロという形になっています。それで稼働時間をかければ1日当たりということで、チップパーの処理能力がわかるんですが、堆肥化につきましてはただチップパーでやるわけではなくて、次に聞いている工程とのかかわりがありますけれども、大体6カ月ぐらいかかるということです。

その工程につきましては、まず、草木の搬入から入りまして、あと樹木の破碎、チップ化ですね。チップ化が終わった後は振るい機にかけます。その後、EMとか米ぬか、糖蜜の配合を行い、2カ月に一遍混ぜ合わせる作業を3回繰り返します。それでおおむね6カ月という形ですね。冬場は少々発酵等の件もありますので、8カ月ぐらいはかかる予定でつくられております。

7番目の堆肥化の成果は、事業達成はなされたかということなんですけれども、チップ化して、腐葉土みたいな形にしてヒマワリ畑とか、それから公共施設、各自治会等、必要なところがあれば、そこに持っていったということで、事業は達成されたものと考えております。

それから、8番目、植物ごみ資源化ヤード処理困難ごみ処理委託費の内容等についてはということなんですけれども、これに関しましては、管理要綱の第8条2項5目で定められている植物、竹とか木の根っことか、それからあとコウブシとかカタバミ等が入っているんですけれども、そういったものの受け入れはできないことになっているんですけれども、多々、台風時とか、あとは各字の清掃作業のときに、その受け入れるための寸法より大きいもの等がよく入ってきます。そういったものを産業廃棄物という形で一般の処理業者に委託していますので、成果物ということでは上がってはおりません。

それから、今後の運用開始の見通しは、先ほど村長が答弁をしたとおり、早い時期に指定管理等でできればというふうに考えております。

あと、2番目の資源ごみの収集委託化につきましてですけれども、議員の御指摘のとおりと理解しております。現在、対応に向けての準備をしているところでございます。

2番目の収集した資源ごみの受け入れ先と、資源ごみから得る収入総額はということなんですけれども、本村が受け入れている資源ごみで村の収入に入ってくるものは2つ種類がございまして、古布類、それから古紙類という形で、古紙に関しては中部紙業さんが受け取っております。年間、30年度の予算ベースで83万5,000円の歳入がございます。古布類が有限会社環境クリーン開発さん、これは年間1万3,000円程度を見込んでおります。また、アルミ缶等の缶類については中城村北中城村清掃事務組合のほうで対応していますので、資料等が必要であれば追っ

てまた差し上げたいと思います。

それから、3番目、平成30年度予算に計上された北中城村資源ごみ収集業務委託料積算要領の作成業務について、成果品ができていると思うが、業務委託をした場合の委託料の精算と結論内容ということなんですけれども、これは、資源ごみを委託するに当たり、こういった費用が出てくるのかということを民間の業者に委託して、ある程度の積算額を出しております。特にこの積算に関しましては、国土交通省や県独自の積算単価がありまして、歩掛かり等を掛けてどれぐらい搬入するかとか、そういったのを掛けて、その委託料が決まってくるので、委託するに当たって、その数字を使って委託料をはじき出していくという形になります。

それから、実施時期はいつかということなんですけれども、委託の実施につきましては2020年4月からの実施の予定でございます。

3番目、消費税改正に伴う村指定ごみの取り扱いについてですけれども、一番上のほうは、先ほど村長から答弁ありました。各近隣市町村のごみも数字で示してありますので、一応ごらんください。

2番目の粗大ごみの処理券、個人搬入処理料金についてもごみ袋同様に考えております。消費税等が上がれば、近隣の状況も見ながら、上げるのかどうか検討していきたいと思っております。

それから、3番目ですけれども、ちょっとどういう意味か、私のほうでは理解をしていないんですけれども、まず、ごみの指定袋に関しましては、村内の業者さんが工場のほうと契約をして作成しています。それが1枚当たり幾らで作成されているのかはちょっとこちらでは今把握はしておりません。金額の流れにつきましては、その村内の指定業者さんが村内外のお店等に卸した額が、村の大体200円とか、10枚まとめたの額になりますが、その搬入した額が村

の歳入として入ってくることになります。

あと、その業者さんにはどういうふうに対応しているかという、1枚当たり、袋の大きさにもよるんですけども、大体大袋で7円、中で5円、小で3円、粗大ごみで12円のものをその委託業者のほうに販売した分を支払っている状況です。村が幾ら払ったかというのは一概には言えないんですけども、そのごみ袋でごみ処理が全部賄えているかという、それは大変厳しいんじゃないかなというふうに考えています。

細かい数字については、ちょっと調べることができませんでしたので、よろしくお願いします。

4番目、浦添との新施設についてでございますけれども、平成31年度の予算負担金の内容、内訳等については、お手元のほうに資料が添付されているかと思っておりますけれども、資料1-1ですね、ご覧ください。

その中の①の①ですね。交付金対象経費が5項目ありますけれども、この額と、あと②の交付金対象外経費、右側のほうですね、1節報酬から18節までの備品購入費含めての額です。その合計額が事業予算となります。そのうちに北中城村、中城村、浦添のごみ搬入量をパーセンテージであらわして、そのうちの北中城が13%になっているんですけども、3番のほうですね、各市町村の負担金額のところを見ていただければわかると思うんですが、総事業費が1億7,130万8,000円ですけども、交付金対象経費、その2分の1が交付金となります。それを差し引いた1億701万3,000円が各市町村の搬入割で積算されることになります。村の負担の割合が、1,420万3,000円が村の負担金の合計額となっております。

続きまして、連絡会議に関しましては、連絡会は3市村の長で構成し、年2回の開催をしています。作業部会は3市村の関連する課の主

査、技査、それから係長クラス8名で構成し、新施設の建設、管理・運営に向けての所掌事務について調査・研究を行うために設置しております。今後の整備に向けた工程は、別紙資料2のとおりでございますので、ごらんください。

3番については、先ほど村長が答弁しています。2027年を予定しております。

4番目の新施設の建設等含めた費用負担とごみ処理経費について、青葉苑との比較になっておりますけれども、青葉苑を新しくつくるとしても、これからいろいろごみ量とかはかって建設していきます。今、浦添市がそういう状況で、各3市村のごみ量ですね、それがもうわかってきて、それをもとに工場の大枠、規模が決まてきます。この規模が決まらないと予算もわからないということで、ここで大体幾らぐらいということで申し上げますと、また数字がひとり歩きしてしまいますので、その辺の答弁は一応避けたいと思います。

去年の6月議会で質問がありまして、委員会で一応答弁していますけれども、今言えることは、委託方式から協議会方式に変わったということです。その委託方式から協議会方式に変わった時点での負担軽減が運営費、議会費とか人件費等を含めて、毎年1,800万の削減になりますよということは答弁しています。これは3市村での負担軽減ですので、そのうちの先ほど言った約13%に当たる234万円が北中城村の今、協議会で続けているために毎年削減になるということでございます。

それから、リスクについての対応策については、今のところ考えておりません。今後、調査研究をしていきたいと考えています。

また、所要時間につきましては、天候や時間にもよると思いますが、西海岸道路の整備も進んでおり、40分から60分ぐらいはかかるんじゃないかと予想しております。

6番目、新施設について、許可業者に説明さ

れているかということですが、今後そういう方向になることは、都度話をしております。細かい話は、今後進捗状況を見て調整していきたいと思っております。以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

予算委員会でも聞いていますので、わかる部分については短目にしたいと思います。まず、今お手元に資料が配られていると思うんですが、写真ですね。1枚目ですね。これ平成30年の休止状態のごみということですね、今ね。ということだと僕は考えていますが、本当は資源化ヤードというのは、やっぱり資源化にならんと、ごみの減量化になっていないわけですね。これを今の写真は、私はもうこれはごみというふうな形で表現しますけれども、これが年間80トンというお答えでしたので、これを含めて、全て80トンのごみが置かれている状態であるということを写真で今説明します。

あと2枚目ですね。高架橋の下ですね。こういうふうにヤードが、先ほど振興開発事業の補助金9,000万ですか、使った施設なんですけれども、ごらんのとおり、これ供用開始というか、稼働していないなというふうな感じで見受けられております。

あと3枚目です。これは破砕機といいますか、チップ化する機械だと思うんですが、これも何年使ったかわかりませんが、これチップ機械というんですかね。そういうことで、そういうのを機械を写しております。

あと4枚目です。これは堆肥化する、置く場所だと思うんですが、確かに堆肥化した後は見れるんですが、実際、条例ですか、ストックヤード設備管理要綱という中で、ごみの資源化配布販売ということなんです、これもいつまでこういう堆肥化をしたかということで、ちょっと疑問に思っ、そういうふうに写真で

掲載してあります。

じゃ、再質問します。

資源化ごみ休止状態と聞いているが、いつから、なぜ稼働していないかという、休止、これは答えが運営方針を図るためということですが、私が聞いているのとは答えになっていない気がしてですね。じゃ、この26年からフル稼働だと思うんですが、26、27、28、29、約4カ年間運用しているということですが、なぜ今の時期に運営方針を見直したか、それをお伺いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

お答えいたします。

議員が御指摘のとおり、29年度までやりました。30年度休止をして、当然これは堆肥化の効率化、さらには予算の削減化を目指そうということで、これは行政がずっとやっていくと、予算がふえ続けていくと。そして処理能力もですね、これはなかなかかからないというような状況を踏まえて、ここで一度立ちどまってですね、指定管理で民間事業者をぜひ活用しながら、もう少し効率化を図っていきたいということですから、次年度、ぜひその指定管理を早目に決めてやっていきたいと思っております。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

それはよろしいです。

あと、現在の職員体制はということで、現在の職員、これは臨時職員ですかね、1人含めて30年度は414万3,000円。先ほど詳細を答えていますが、それを含めてのことだと思うんですが、この収支状態で30年はこういうごみもずっとたまりっぱなしなんですけれども、やはり414万3,000円、1年間でですね。そういった状態だということを見て、ちょっと予算的に費用対効果も考えてしまうんですが、今、職員1人置い

ていますので、これ毎週木曜日がその他の資源ごみも同時に収集しているというんですけれども、この毎週木曜日は収集して歩いているの。日ごろはどういう状態なのかお聞かせください。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

ただいまの御質問にお答えします。

日ごろは個人というよりは、意外と多いのが各部落の共同作業のときに多いんですけれども、日曜日のときは職員であけて、一応搬入しています。個人で持ってくる場合も、電話で役場に一報入れてもらって、いつ、どれぐらい、どういったものを搬入するということを聞いた上で、何時ごろということで、その時間に合わせて職員がヤードの鍵をあけて受け入れを確認して、終わった後はまた施錠して戻っているという状況でございます。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

今、30年度は専属の職員を配置しているというふうなようですけれども、先ほど課長から、申請受け付け作業とか、毎週木曜日にはほかの資源等も収集しながらという、そういった業務のような気がするんですが。自治会事業もですね、一斉作業が年4回なんです。それは持ち込みはあるんですが、個人からの持ち込みが頻繁にあるのかですね、清掃作業も年4回かなとは思いますが、やはり気になるのは、ふだんどういった状況でこの400万を投じて稼働しているのか。その辺はちょっと疑問視します。

もう一度お尋ねしますけれども、これは申し込み受け付け方法ですかね、受け付けして個人が持ち込むと。この職員が回って収集するというのはあるのでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

ぜひ御理解いただきたいのは、ここたまっているじゃないかと、稼働していないんじゃないか。当然1年間は休止ですから、稼働しません。職員1人を置いて、受け付けや管理をやってもらわなければ、これはもう資源資材が搬入できませんので。そういう管理と受け付けのために人を置いてあるという御理解をいただきたいなと思っております。基本的には個人受け付けというふうになっています。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

1人置いてちゃんと管理しているというお答えですけれども、見たところ、排水ですね、向こうは雨水がたまって、何ていうんですかね。本当にヘドロといいますかね、そういった状況で、本当に管理しているかどうかということを感じました。

それと、毎日施錠はしているんですかね。時間帯をあけたり閉めたりしているのか、その辺をお聞きします。管理ということですから。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

個人搬入等があるときのみ、先ほども申し上げたとおり、職員が現地に赴いて鍵をあけて搬入受け入れという形です。受け入れが終わった後は、職員のほうで施錠して戻っているという状況です。

そのほかに、建物とか一応備品ですね、車両等ございますので、委託契約料の中に入っていますけれども、機械警備委託料という形で、夜間とか休日等は、そういった形で管理を今している状況です。以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

⑤に移りたいんですが、村長も先ほど答弁しておりました。平成24年度と25年度に総事業費9,000万の補助金、村の持ち出しが1,800万という数字です。見直しというのは、やはり民間に委託したほうが効率的ということは、そのとおりだと思います。

あと、次に移ります。

先ほど1日当たりの処理能力、これも省きましょうね。これも聞いた。

あとですね、この成果品というんですかね。公共施設等に提供し、緑化作業に目的とされて、その事業が達成されたということの答弁がありますけれども、自治会のほうですね、自治会に聞いたら、そういうのは余り見たことがないという印象でした。学校等の公共施設にどういう形でこれを搬入しているのか。また、学校側が堆肥化ですか、それとも腐葉土なんですかね。それをどういう形でこの資源を活用しているのかお聞きします。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

お答えいたします。

この成果物に関しては、とりに来れる方は、とりに来てもらうような形で、向こうでシャボで上げて、トラック等に積んで持っていつてもらっている状況。率先して村で運んで持つていくということはほとんどやっておりません。村の事業として、先ほども話したとおり、ヒマワリ畑とかそういったとき、土壌改良が必要ということがありましたけれども、そのときは村の職員を動員して、村のトラックを活用して、その現場のほうに持っていつていたという状況がありますけれども、基本的にはもうとりに来てもらうという形の対応をしておりました。以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

ある程度、目的達成というか、そういうのはいかがい知れますけれども、あと、資源化ヤード管理要綱ですか、設置及び管理要綱というのがありまして、こちらにチップ材及び堆肥の配布販売とあるんですけれども、販売等々の実績があるかどうかお聞きします。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

販売につきましては、実績はございません。販売については、国の許可が必要ですので、その成分の分析とか、あと、袋詰めするための機械、それから計量器等が必要になりますけれども、今、袋詰め機械とか計量器がありませんので、販売の実績はないということになります。以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

販売の実績がないというようなお答えです。要綱には、チップ材及び堆肥の配布販売ということでありまして。それで、民間委託と先ほど村長答弁しているんで、やはり今のこの処理施設で、果たしてどういった経費節減になるかわかりませんが、民間委託した場合はぜひこういう販売等も促進しながら、役場が捻出する、委託料、負担金が経費節減されるので、それは期待したいと思います。

あと、次の質問ですね、⑧平成30年度予算の植物資源化ヤード困難処理ごみ委託料、これ40万5,900円ありますけれども、処理できないから民間業者に委託するという回答です。チップ材で処理できる、これは幹の大きさによるものではないでしょうか、何で困難なのかということをお聞きします。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

先ほどもありましたけれども、基本的にはチップで処理できない、議員が持ってきた1枚目の写真を見てもらえばわかると思うんですけれども、右側のほうから真ん中あたりまでの上のほうにかなり大きな大木等がございます。これに関してはチップで処理できませんので、こういったのを民間業者に処分させてもらっているという状況であります。特に本来は受け入れないごみではあるんですけれども、やむを得ない理由で、台風とか、それから今現在もありますけれども、一時預かりということで、ある自治会のほうから預かっていてくれないかということで受け入れているごみもあります。そういったのを処理するための委託で、これは民間業者が処分していますので、その年の成果物はないということでございます。以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

台風の倒木等の大木ですか、すぐ処理できないということで、本村の施設では、この大木はできないということは、民間委託、指定管理でも同じ悩みというんでしょうかね、同じ現象が続くと思うんですよ。やはり民間委託するには、これ全部処理しないと本来の業務達成にならないと思うんですが。やはり処理困難ごみというのはこれからも続くということと、この委託料というのがまだ残っているということですよ。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

お答えします。

予算はまだ残っております。でも、基本的には受け入れ困難ごみの要綱の中にありますので、できるだけそういったのを持ち込まない、持ち込ませないような対応をとっていければ、その分の経費も削減になるかと思っております。以

上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

⑨についての運用開始の見通しはついているように見受けられますので、そうですね、指定管理条例は先に出ていて、なぜ当初予算にそれを組んでいないのか、それをお聞きします。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

お答えいたします。

今回の条例制定と同時に、一応当初予算の中で約500万余り、予算化はしてあったんですけれども、諸般の事情という、予算との兼ね合いで、ちょっと予算が足りないということで、当初予算には入っていない状況になっております。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

続きまして、2番の資源ごみ収集の委託化についてです。本村は今、直営方式をとっているという現状を問うんですけれども、これは、この指摘のとおりということで準備しているという回答です。あとは、収集したごみについても、それもよろしいです。

あとは、③の平成30年度予算に計上された北中城村資源ごみ収集業務委託料積算要領作成業務ですか、その成果品ができていくかということの質問で、これはできているということです。それについて、これから北中城村資源ごみ収集委託業務、作成業務について、今後委託化に向けてやるという返事です。

それで、これも回答がありますので、④の。委託の実施につきましては、2020年4月からの実施という回答ですけれども、今度は、これ平成31年中に業者選定というんですかね、そういったことの作業が出てくると思うんですけれど

も、こういった形で業者選定をするのかですね。もちろんいろいろ議会からも要請があると思うんですけども、できるだけ村内企業を優先するようにという考えは一緒なんですけれども、やはり今現在、嘱託職員が6名いるんで、その人たちはもちろん長年の経験と、そういったごみ収集の順路というんですか、よく熟知しているんで、そういう人たちに引き継ぐということも考えているかどうかお聞きします。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

委託化ということになりますので、民間の業者にお任せということになると思うんですけども、今いる委託のメンバーについては、その委託を受ける業者さんが受け入れてくれるのであれば、ぜひ村としても積極的に推薦していきたいと思っています。二、三年前から、今現在の嘱託職員にも話はしているんですけども、自分としてできるのであれば、そういうふうな形でやってもいいよということで、話はしています。ただ、本人たちが受けるかどうかはちょっとわからないんで、今後委託にするに当たり、入札等も考えていますけれども、そういった方法でできるだけ村内の業者ができるような方法を考えていきたいと思っています。以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

できるだけですね、村内業者、また、今の人たちの雇用をですね、急にまた仕事が無くなった場合は困るだろうという思いもあるんですけども、できるだけ村内の企業、そういう人たち、また長い経験積んでいるんで、そういう人たちの考え、意向もお聞きしていただければいいかなと思っています。

あと、3番ですね、消費税に伴うごみ袋の対応について、先ほど村長から答弁もあるように、

なかなか、受益者負担だけでも、近隣市町村の単価表をつけておりますけれども、なかなか上げられないということではありますが、この近隣市町村の単価を見ますと、西原、中城、北中城ですかね、その3町村が低いんですが、比較してですね。その辺は今まで財政難の折、そういうのは議論というんですかね、そういう予算の要求の中からあったかどうかお聞きします。なければならないでいいです。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

以前、5%から8%に上がるときにどうするかという話は出たとは思いますが、やっぱり住民負担を考えると、いずれ10%に上がるということもわかっていましたので、据え置こうという形で、今の現状になっております。以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

住民負担は少なくなるんですが、やはりこれからの財政難とかいろいろある場合には、やっぱり受益者負担ということも今後は出てくるんじゃないかなというふうな気がする。もちろん粗大ごみについても、ほかの市町村に比べて中城村、北中城村は低いような、100円も低いような気がするんで、果たしてそれが妥当かどうか、ちょっとその辺は、私はちょっと差があるなということをお聞きします。

あと、次ですね、青葉苑にかわる浦添市、中城村の共同整備に関することについてお尋ねします。

平成31年度の予算の内訳が別紙1-1のとおりということではありますが、平成30年、31年度の負担金を低くした場合は、去年よりは767万円ふえていますけれども、聞きたいのは、今後も、平成30年度もふえるのかお聞きします。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 6時50分 休憩

午後 6時51分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

負担金については、御存じのとおり、今後です
ね、これから環境アセスメント等の基準書をつくら
ないといけなくなるとか、設計とか建設工事等々入っ
てきます。建設に近づいてくるに従って、負担金は上
がるものと考えております。以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

建設費についてはなかなか厳しいと思うんです
けれども、やはりそれで、この作業部会で建設という
んですか、建設工事が始まるんですけれども、これ
もまだまだこれから先のほうですかね。今基本設計
とかいろいろな業務が平成31年度組まれています
けれども。これは今からなのか、その辺また、工程
表が31年までしかないんで、わかる範囲内でいい
です。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

すみません、工程表は大まかに月を追って表示
しているのが31年度まででございまして、その後、
2020年から2026年までですかね、年間で細かく
書いているのがございます。その中で、状況調査と
か準備書とか評価書等々の準備に入っていて、20
26年に設計、工事という予定になっております。以
上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

別紙1－1ですね、各市村の負担金額というの
がありまして、予算上は1,414万4,000円と計
上されておりますが、今、1,420万3,000円とい
うことで、交付金対象外の金額もこれに入ってい
るんですかね、1,414万4,000円に。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

お答えします。

3番の表の中にあります。対象経費があつて、そ
れの2分の1が交付金になっていますけれども、そ
れを差し引いた残りのものを3市村でごみの搬入量
割で割ったものが負担金となっております。以上
です。

○2番（稲福恭秀議員）

いや、だから、対象外経費は。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 6時54分 休憩

午後 6時55分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

平成39年、2027年稼働を予定しておりますけ
れども、これは大まか、この施設使用については、
青葉苑がやっているごみの受け入れについてほぼ
可能ということで合意は交わさると思えますけれど
も、最終的な最終処分場については作業部会等々で
話があるのか、この辺、これが一番大きな課題だ
と思うんですが。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

浦添市のほうも最終処分場はございません。こ
れから作業部会のほうでどういうふうにするかとい
うのを詳しく調査研究していく予定でございま
す。以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

わかりました。

あと、今、青葉苑から浦添のほうに場所を移してということですが、あと、ごみ収集車が浦添まで行くにもどのぐらいかかるかということとで回答がありますけれども、40分から60分、これは片道だと思うんですが、往復からすれば1時間半とか2時間。通常ですね、今、2つの委託業者が運搬ですか、委託になっておりますけれども、今まで聞くと、大体2時か3時あたりに作業を終わっているというふうにお聞きしていますけれども、距離が近いからそうなるんですけれども。やはり向こうも片道1時間、2時間となると、これ本当に今、こっちで言う週2回の可燃ごみ、そして不燃ごみ週1回とか、あと危険ごみとか有害、燃えないごみとか粗大ごみも受け入れをするんで、そういった場合、果たしてこのローテーションですか、収集区分があるんですけれども。その辺は今のところですね、まだ考えていないという返事なんですけれども、リスクはね。そういうのはどういうふうに対応するか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

現状を照らし合わすとあと数年ありますから、それをしっかりどうするかということを考えればいいのかなと思っております。当然適宜、その状況に合わせて運搬をやらないといけない。今、宜野湾市さんとか倉浜まで行っていますから、その辺は、距離の問題は当然我々は処理をしなければいけないんで、どういう対応をするかは、これはしっかりまた協議会の中で議論してもらいたいと思っています。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

わかりました。それなりの人口も平成39年、2027年にはふえる想定もされているんで、当然今の体制じゃいけないだろうというのはわかるんですけれども、やはりその場合、委託料もふえますよねということを言いたかったんですが、それはそれで、まだ後で対応を考えるということとでありますので、それでいいと思います。

あと、今、青葉苑がもう事務組合は解散ですので、それについて業者さんにもそういうふうな話を受けているのかですね、説明というんですか、そういう情報がいつているのかですね。そうしないと、今言った距離的に遠くなるものですから、それなりに対応が必要になるんで、その辺は情報が行っているのかどうかお聞かせください。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

先ほども答弁したかと思いますが、業者には、いずれはそういうふうになるよということで、詳しい状況は説明していませんけれども、浦添との協議会ができていてということで、説明はしております。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

環境も年中大変な取り組みだと思います。私とかねがね、そういった状況を踏まえながら、これからまた村の環境行政について、勉強しながらいろいろ提案させていただきます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（名幸利積）

一般質問を続けます。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

通告に従い質問をいたします。

昨年11月、待望の村民体育館が供用開始され

ました。今後は村民のために、その村民体育館がきちんと活用されることを目指さねばなりません。そのためには、議員がしっかりと監視、監督をしていかなければならないだろうと思っております。

供用開始から3カ月、村民体育館は使えないという批判をたびたび耳にするようになりました。問題は主に駐車場です。いつでも満杯状態です。体育館利用者の車ではありません。ほとんどがスポーツクラブ利用者の車です。この状態では、体育館で行事を主催する人はいなくなります。すなわちせっかくできた体育館は利用されないということになります。

当初から問題含みの体育館は、ほかに問題はないだろうかと調べることにしました。その手段の手始めとして、リース契約のチェックをすべきだと考えました。昨年12月の末ごろ、議会事務局を通してリース契約書のコピーをお願いしましたところ、答えはノーでした。理由はというと、相手方の了承が必要だということです。了承が得られるまで待ってくれとのことで、待たされました。私は、債務負担行為の議決はされているものの、問題含みの案件でもあり、リース契約書について議会への開示は必要ではないかと考えております。1カ月後、やっと開示してもらえることになりました。しかし、写しはもらえませんでした。

2月11日、北中城村情報公開条例に基づき開示請求を行いました。その結果、3月8日にやっと写しがもらえました。実に2カ月余り後です。長い間待たされている間に、何かある、問題が隠されているという疑念を抱くようになりました。

本日は、体育館について、議会含めて北中城全村民に知ってもらう目的で質問をいたします。

初めに、駐車場について質問いたします。

体育館建設前の説明や質問に対し、体育館専用駐車場は80台ということでしたが、改めて質

問いたします。体育館利用者が優先的に利用できる駐車場は何台分ですか。

2番目に、平日夕方午後5時以降並びに土日・祝祭日のスポーツクラブ利用者の駐車場占有率を伺います。

3番目に、契約書の駐車場に関する条文を示し、説明をしてください。

4番目、新年度、体協競技が始まると、駐車場は大幅に不足します。どう対処するのか具体策を伺います。

5番目に、隣接地のアリーナ建設予定地を体育館専用駐車場にしているかどうかと思いますが、村長の見解をお願いいたします。

次に、体育館本体について質問いたします。

事前の説明では、体育館の維持管理は業者が行うので、より有利であるということでした。具体的に質問いたします。

数年後、雨漏りがした、床や壁が剥がれた場合、誰が修繕費を負担するのか、理由もあわせてお答えください。

上記の維持管理、修繕等について、契約書の条文を示して説明してください。

次に、多目的アリーナ関連の質問をいたします。

2月16日の新聞によると、浦添市が多目的アリーナの建設を変更する旨の記事がありました。すなわちアリーナ建設断念です。計画変更の理由に、稼働率の観点から採算性を考慮し計画変更に至った。沖縄市で進められている1万人規模の多目的アリーナや与那原町と西原町にまたがる大型MICE施設など、類似の施設が近隣自治体で計画されていることも考慮した。候補地だったエリアには、観光の拠点として宿泊施設や複合施設を誘致する方針となっておりました。すばらしい決断だと私は思っております。

一方、我が北中城村が計画する多目的アリーナ施設はどうなっているのか。昨年10月と12月の一般質問への答弁を見る限りにおいては、村

長は、まだアリーナ建設は諦めていないように思われます。本村のアリーナ計画を見てみると、当初の計画段階での収入計画はとんでもない収入計画でした。議会に提示された計画書を見ると、北中城まつり、体協行事、健康診断など、北中城村や村の関連団体から収入を得るという非常識な計画でした。また、ゴールデンキングスの試合興行収入なども沖縄市をホームタウンに決定した今となっては非現実的な収入計画です。

そんな中で、さらに状況が変わり、沖縄市の1万人規模のアリーナが着工されました。それにもかかわらず現段階でも本村の収支計画の見直しは行われておりません。北中城村に3,500名規模のアリーナをつくっても採算性は見通せず、無用の長物になることは目に見えております。浦添市に引き続き、北中城村発展のために、今こそ新垣村長の英断に期待いたします。今のお考えをお聞かせください。

○村長（新垣邦男）

議長、答弁の前に反問。

○議長（名幸利積）

質問の趣旨の。

○村長（新垣邦男）

趣旨です。

○議長（名幸利積）

じゃ、反問を許可します。

○村長（新垣邦男）

ただいまの比嘉盛一議員の御質問ですが、随分乱暴な御発言じゃないかなと思っておりますので、反問させていただきます。

まず、これまで体育館もアリーナもずっと議会で議論してきました。詳細については、もう議員も御承知かと思っておりますが、せっかく半年前にできた体育館も使えない体育館と切り捨てていいのかどうなのか。なぜそこを使えないと言うのか、しっかり根拠を示してもらいたいと思っております。

そして、当初から問題含みと言っているんですが、何が当初から問題なのか。これは議会でもうんとこれまで議論をしてきて、予算も認められてきたわけですね。でき上がったら問題含みということなんですが、案件だったということなんですが、何が問題なのか。ぜひ細かく言ってもらいたい。聞きたいですね、それをぜひ。

そして、これは議員個人が疑念を抱くようになったと、疑念を抱くということは、何か不正があったと言わんばかりの御質問なんですが、これはどういうことなのか。今、体育館は非常に利用が多くされています。ですから、その辺をしっかりね、まず、私が答弁する前に聞かせていただきたいと思っております。

そして、2点目のアリーナ予定地を体育館専用の駐車場にしたかどうかということですが、これは人の土地です。簡単に人の土地を駐車場にしますよということはできません。そして、今既に我々のアリーナは防衛省の補助ももらって土地も購入しています。ただ、たまたま地権者がなかなか納得いかないということですから、今これは交渉しているという状況の中ですよ、アリーナを見直すという話はならんだろうと思います。当然、用地の問題が解決して初めてどうするかということになるのではないかなと思っております。そして、このアリーナは防災拠点というしっかり計画の中に組み込まれたやつです。これは国との交渉、都市計画決定を見直す、そういうさまざまな作業をしなければなりません。だから、安易に見直すとか駐車場にしようとか、そういう趣旨の発言が私はなかなか納得できないと思っておりますので、ぜひその辺、納得いく内容を聞かせていただきたい。

さらには、浦添市は計画を断念したというんですが、あれは浦添市独自ではやっております。区画整理の団体がその計画をやって、まだ補助金ももらっていない、申請もしていない。

あくまでも計画段階です。当然、沖縄市のアリーナができれば、北中城村にもできるということでの判断だったかもしれませんが、浦添市みたいにやったらどうかという状況が違いますんで、この辺は御理解しているのかどうなのか。よろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

反問に対する答えですよ。

○7番（比嘉盛一議員）

反問に対する答えは休憩中でよろしいですか。

○議長（名幸利積）

いや、答えてください。今、反問ですから。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

わかりました。

まず……

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 7時09分 休憩

午後 7時09分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

まず、体育館を使えんというのは、たびたび耳にするとやっているんです。そういう状況を見た、耳にしたということです。

それから、当初の問題含みというのは、やっぱり問題いろいろありまして、3度も否決されたと。4度目に議決されましたけれども、そういうことを私は言っています。

それから、次は何でしたか。

○議長（名幸利積）

疑念。

○7番（比嘉盛一議員）

疑念というのは、これは私個人が、いや、何で見せてくれないんだろうと。見せてくれと言っても見せない、もう2カ月もかかって見せない。

い。見せないから、この契約書に何かあるのかなと疑念を抱くのが普通じゃないですか。

それから次、何でしたか。

○議長（名幸利積）

アリーナ。

○7番（比嘉盛一議員）

アリーナについては、私、浦添のアリーナは正直いって知りません。さっき村長がいろいろおっしゃっていましたが、知りません。これはあくまでも新聞にそう書いてあったので、新聞によりますとと言いましたよね。新聞にそうありました。だから、これによると、浦添市もアリーナをもうつくっても採算性がとれないだろうと、新聞に書いてありました。だから、北中城村のアリーナもつくったら採算性とれないだろうと普通思うじゃないですか。そういうことです。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

私は、ぜひ議員として言葉の重みというんですかね、そういうのを理解していただかないと、私は個人的に思っているから言ったよと、浦添市の情報はわからないけれども、新聞で見たから言ったという話になると、公の場で、村民は誤解するわけですよ。そういうことを慎重にやってもらいたいなと思っています。

体育館を使えない、駐車場が狭いというからと聞いたと。私のところにそういう意見はないんですね、まだ。担当課にも、あったかと言ったら、ないと。体育館の管理している人にも聞いたら、ないという情報は入っています。だから、何を根拠にこの駐車場がないから体育館を使えないんだということをこの議会の場で言うと、あそうか、体育館使えないのかということになります。

ですから、しっかりした根拠を示してもらいたい。例えば駐車場が使えない、使えないから

要請が来る、それに我々が対応するといったことだったら聞こえますよ。ですから、これ、私は議員の個人的な感情で言っていないかと思っています。

いろいろ情報公開の中で開示請求したけれども、当然これは相手がありますから、相手の了解を得なければいけない。出さないということじゃないです、出しています。担当が口頭で説明しているはずです。

ですから、この辺はしっかり踏まえていただいて、そうじゃないと、議論にならないと思っています。この辺をぜひ理解をしていただいて、答弁に入っていきたいと思いますが、それぞれ担当課長から答弁させたいと思っています。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

ただいまの比嘉盛一議員の質問に答えたいと思います。

生涯学習課からは、村民体育館についての部分をお答えしたいと思います。

まず、質問事項の1番目のほうですね。村民体育館利用者が優先的に利用できる駐車場は何台分ですかということなんですけれども、優先利用で使えるという特に条件は定めておりませんけれども、現状村立体育館のほうに向かいまして、村立体育館側のほうには50台の駐車スペースを確保しています。

あと、2番目の平日夕方5時以降と土日・祝祭日のスポーツクラブ利用者の駐車場の占有率なんですけれども、スポーツクラブに聞き取りを行いました。平日の5時から夜の10時までの利用者については約150名程度と伺っています。土日の利用者は、これは終日ですね。管理人がいる、職員が従事している9時から10時ごろまでの人数なんですけれども、向こうは平日は24時間オープンですんで、朝までやっているんですけれども、あくまでも10時までの時間です。

1日当たり約400名の利用者がいるそうです。あと、そのほかにスイミングのほうでは、これはマイクロバスでの送迎つきなんですけれども、80名の申し込みがあるそうです。

したがって、占有率については利用状況とか時間帯、またバスで来る人とか友達同士乗り合いで来る方もかなりいると思いますので、ちょっと占有率については数字であらわすことができません。

3番目の契約書の中に駐車場に関する条文を示し説明してくださいなんですけれども、駐車場については特に条文ではうたっておりません。

あと、質問事項の4番目、新年度体協事業が始まると駐車場は大幅に不足します。どう対処するのか具体策を伺います。それについては、村体育協会といたしましては、陸上競技を除くほかの他競技については事前抽せんを実施して開催しております。開会式は行っておりませんので、選手は試合時間に合わせて参加するので、同時時間帯に集中することは少ないと思います。万が一のことを考えまして、各字体協長を通して、総会や理事会の場で、選手ができるだけ乗り合いで来るように協力をお願いしていく予定です。

5番目に、アリーナ用地を体育館専用駐車場にしてはどうかということなんですけれども、現状、体育館前の駐車場とカルネサンス前の駐車場がいっぱいになっている場合は、アリーナ用地のほうも駐車場として利用しているのが現状です。

次に、体育館の維持管理についてなんですけれども、定期建物転貸借契約書の第13条で、本件建物の維持管理及び修繕の本文中で、本件建物の維持管理（法令で定める借り主の義務である保守点検を除いた）、報告、設備、保守、日常点検、清掃、警備等及び軽微な修繕は村の責任及び費用負担にて行うものとうたっております。したがって、大きな修繕が生じた場合は、貸し主でありますルネサンスさんのほうで

対応するということであっております。以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

駐車場に関する条文はないということでしたけれども、条文も一応あります。どういう条文があるかという、第7条には、その本件土地の空き地部分を甲の看板設置場所とか、こういういろいろあって、体育館の利用者の駐車場とすることができるとあるんです。それから10条には、本建物の賃料の中には駐車料金の使用料を含むとあるんです。ということは、これもともこの体育館については空き地部分を利用することになると、村民優先ではないということになりかねないんです。空き地部分、スポーツクラブが使って、空き地部分があれば、あいている部分があれば、どうぞ体育館利用で使ってください。そうすると今ですね、朝9時台というのはほとんどすいていますけれども、10時過ぎると、8割ぐらいはうまっているんです。体育館の利用者はおりません。体育館はほとんど午前中使っていませんけれども、利用者はほとんどおりません。そして、土日でも、土日がね、わからないんです。体育館を利用しているときはどっちが使っているかわかるんですけれども、いっぱい来ていますけれども。ふだんからこないっぱい来ていますところ、体育館専用駐車場というのをつくるべきだったんじゃないかと。体育館の専用駐車場、これについてどう思いますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

ここは最初から用地が決まっているんで、ルネサンスさんとの約束事で、そう規定しないでおこうと。両方、お互いに使えるように、多くの皆さんが使えるように。例えば体育館を使わ

ない日があったら、もしあったらですよ。これを占有を決めてしまうと、ここはがらがらなのにルネサンスは使えないと、いっぱいだと。そういうことはやめようよと。最初からそういう約束であります。

ですから、お互いが使って、さらに今は、先ほどあったようにアリーナ用地の村有地部分は今現在それを使って間に合わせているということですから、そんなに駐車場がですね、今いっぱい使えないということは、あまり聞いていないんですよ。当然ルネサンスさんへ行って1時間ぐらいで帰るとか、入れかわり立ちかわりあるもんですから。体育館も体育館で、今、課長から答弁があったように、うまいぐあいになるべく支障を来さないような運用をしようということですから、議員が心配しているように、始まったばかりであります、そんなに今は駐車場困っているという状況じゃないんじゃないかと私は認識をしています。

ただ、将来的に、本当にこの利活用が頻繁になっていった場合はどうするかということは、当然将来に向けては駐車場の問題を考えなければいけません、今時点で駐車場がないから体育館を使えないという話にはならんだろうと思っていますので、その辺をぜひ御理解いただきたい。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 7時20分 休憩

午後 7時20分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

先日、休みの日にボッチャ大会がありましたよね。議員の何名かがそこへ行ったんですけれども、体育館敷地が使えないと。周辺空き地はあるんですけれども、簡単に空き地にとめるわ

けにいきませんから、それでイオンを使ってくださいと言われているので、イオンに行ったら。イオンも全然あかんわけですよ、土曜日だから。そういうことがあったので、駐車場というのは大変だなと。

それから、今これが出たんで、隣の空き地を今臨時駐車場として使っているんですけども、この臨時駐車場については、名前を言っているんですか。ルネサンスさんと契約はしているんですか、していないんですか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 7時21分 休憩

午後 7時21分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

お答えします。

今おっしゃられている部分については、多分アリーナ用地で確保されている部分だと思うんですけども、向こうの土地については、土地開発公社の所有の部分で、個人の土地ではございませんので、使用している状況です。以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

今のちょっと何かわかりにくい答弁だったんですけども。体育館敷地も土地開発公社ですよ。それから、右側のアリーナ敷地の中の買っている部分、今砂利を敷いている部分、これも一応土地開発公社の土地ですけども、一応もう村が買った土地。だから、村の権利があるわけですよ。だから、そこについては体育館と同じです。だから、それで契約していますかということなんですけれども、契約していなければ、私は今その部分は臨時駐車場にしても

構わないと思うんです。これ答弁書にも書いていますけれども、体協があった場合も、そこを使えば、もしかしたら今のところ大丈夫かもしれません。

ただ、ここの問題なのは、駐車場入り口にこういう看板があるんです、こういう看板。これからすると、もうこれスポーツセンターの専用駐車場になるんです。それを入り口に書くと。だから、もし契約もしていなくて自由にとめているのであれば、村がとめさせているのであれば、本来契約すべきだと思いますよ、もしそうであれば、こちらの体育館も入れるべきだと。

前に、水道課の前の駐車場の話をしたときに、水道課の駐車場と書いておくと、普通の人とめられないと、あいていても。とめられないという話をしたら、課長が良識ある人間はとめないということをお答えしていたんですけども、良識ある人間はこういうところにとめますか。結局体育館を利用しに来ただけですけども、こうに書いてしまうとルネサンスの物だけだと思いますから、とめなくなります。だから、ぜひこれについては、今の体育館の駐車場と同じような扱いにするのであれば、そこに体育館もきちんと書いてほしい。そうじゃなくてルネサンスだけの駐車場であれば、これは体育館敷地については、この契約書からすると、体育館敷地は体育館だけじゃなくて、括弧して駐車料代金を含むだから、駐車料金も払っているわけですよ、北中城村はルネサンスに。契約書はそうになっていますから。だから、そうであれば、こっちも別個の契約をすべき、本来であればね。契約して収入取ればいいわけです、村が。もし取らないで一緒にやるんだったら、こっちも共用として、両方の名前を書くべきじゃないかと思うんですけれども、どうですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

議員が言ったのは仮設ですから、別にルネサンス、村体育館という必要がないんじゃない、同じような考え方ですから。あそこがあいているんで、今は村の公社のもんですから、どうぞということです。これはもう皆さんが理解していると思いますよ。

○7番（比嘉盛一議員）

体育館利用者が理解していない、体育館利用者が。

○村長（新垣邦男）

いやいや、理解していると思いますよ。みんなそれをやっていいと言って、体協で話をしているわけですから。だから、そんな支障ないんじゃないですか。だから、明記する必要もないし、一々。余計書いたら、もうあそこはとめられないなという話になるので、逆にそれはやらないほうがいいと思いますよ。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

遠慮なくとめるためには、この上のマークを消してしまえばいいんですよ、臨時駐車場、これだけ。何でこのマークがつくのかと。向こうのマークをつけておくと、向こうの駐車場だと思って遠慮する人は、常識ある村民は遠慮します。だから、これをなくしてほしいと。これをなくすか、体育館専用を入れるか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

あのマークをなくしたら、じゃ誰でもいいという話じゃないですか。あそこはルネサンスが今やっているんで、お客さんも多いんでどうぞ。当然体育館がやるときは体協に言うわけですから、村民の皆さんに言うわけですから。あれがないと、ただとめてくれと、何でもかんでもという話になりますよ。ですから、マークがあるから余計いいんだと私は認識しているんで

すよね。

これはね、全く認識の違いであって、マークを消したらいいよという話にはならないと思うんですよ。じゃ、誰の駐車場かと言われた場合は、また一々答えないといけないじゃないですか。そうではなくて、やっぱりそこは、今あるのはスポーツジムと体育館なんだから。仮設の駐車場ですよと、どうぞ御利用くださいということのほうがまだ私は適切だと思っています。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

オーケー、もうこのことについては考えの相違ですから、もうこれ以上言ってもだめだろうから言いません。

次、建物の維持管理について聞きたいと思います。

建物の維持管理は先方がやるということで、これはもうもともとそう言われていましたけれども、これですね、契約書に、きょう皆さんに配りたかったんですけども、これはやっぱり守秘義務があるということで配っちゃいけないということで配られていないと思うんですけども。この中に、負担区分表というのがあったんですよ、負担区分表。修繕は誰がしますよと。そして、これはこの前、課長に見てもらったら、いや、これは間違っていると。結局、甲の欄と乙の欄が逆になっているということなんですよ。だけれども、これ契約書ですよ、契約書。今まで気づかなくてそのままになっていたんですけども、この前の課長の説明会で、これが逆になっているのに気づきました。これ袋とじの契約書に多分なっていると思うんですけども。例えば15年ぐらい、20年後に、さあ体育館に穴があきました、直してください、あなたたちがやるべきだといった場合、じゃ契約書見てみよう。これは村がやることになっていますよということになりかねません。

だから、契約書のとおりじゃないんです。だから、これを契約し直さんといけないと思うんですけれども、どう思いますか。契約書のつくり直しです。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

この契約書の作成までの段階につきましては建設課で取り扱っておりましたので、私のほうから御説明差し上げたいと思います。

調印のときには、実際担当であります生涯学習課のほうでやったんですけれども、私どもがちょうど受け持っているときに、まず相手方から、この表でどうだということでこちらのほうに提示がございました。実際内容につきましては、やはり委員会でも御説明したとおり、まだこの契約書内でも（案）という段階で掲載されておりまして、これは修正される前のものが間違っ

て添付されていたところでございます。これは先方に問いただして、ちゃんと正しいもの

に書きかえるべきでしょうということで伝えたと、相手方も確認して、それを納得しております。

これにつきましては、契約書の差しかえにするのか、もしくは記載事項の誤記という形で処理するのかについては、またこれから最終的に調整したいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

できれば付記じゃなくて、差しかえたほうがいいと思いますよ。ほかにも直すべきところがあるんですよ。例えば22条の解除があるんですけれども、村がね、次の各号の1つに該当した場合に、乙が本契約を継続することが困難であると判断したときは、乙は何らかの通知催告をすることなく、直ちに本契約を解除するという

のがあるんです。その中に、村が手形交換所の取引停止処分があったときというのがあるんです。どういう意味ですか、これは。この条文が必要なんですか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 7時29分 休憩

午後 7時33分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（新垣邦男）

これは恐らく民間が主体でやってあるものですから、こういう形でマニュアルどおりやったはず

です。ただ、議員がおっしゃるとおり、それは一理あると思います。ただ、行政も破産する事態になりかねないという今の世の中ですから、これは行政と民間と結ぶときの契約がこれでいいかというのは少し私も確認したいと思っています。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

検証していただきたいんですけれども、その下には、公序良俗に反し、その他著しい不信の行為があったとき、これも村が言われるなんてもうとんでもない。何で村がそんなこと言われ

律があって、事業用定期借地権設定は必ず公正証書をとらないといけないということになっています。公正証書には、おかしいものはないんですよ。これも全部読んだんですけども。これはですね、貸すほうが今度は村になりますから、借りるほうが民間だから、これについてはね、こういうところは全部向こう側になっているんですよ。村がじゃなくて、向こうが取引停止処分を受けたとかね、民事再生手続やったとか、第三者からの差し押さえとか、こういうのがあったら契約解除されますよというのがあるんですよ。だから、こういうところは契約書があること自体、本来おかしいから、変えてくださいと。

もっと変えるところがありますから、とりあえずここだけ。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

御指摘ありがとうございます。プライドがないわけじゃなくて、この辺はしっかり精査をしていきたいと思っております。ただ、先ほど申し上げたように細かい話になると、これはまた御指摘いただいたように、少しルネサンスさんとももう一度確認をして、行政と民間が結ぶ場合、これでいいのかどうかということも踏まえて、少し専門家を交えて検討していきたいと思っております。

ですから、この辺の御指摘はありがたくいただくとして、細かい話はまた担当課のほうで検証していきたいと思っております。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

じゃ、維持管理についてのちょっと条文のおかしいところ。工事の瑕疵担保責任というのは、瑕疵があった場合は誰が誰に求めるものでしょうか。契約書にちゃんとありますから、ちょっ

と聞きたいんですけども。瑕疵担保責任、ちゃんと契約書にあります、17条。これは維持管理と関係ありますから。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 7時36分 休憩

午後 7時38分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（新垣邦男）

細かい話になりますので、ただ、我々も弁護士を通して作成してあるので、恐らく先ほどの問題と一緒にだと思います。民と公の契約の問題ですから。この辺で問題ないのかどうなのか、そして何が問題なのか、もう少し我々も専門家と協議をして、これはおかしいんじゃないかと、これは直すべきじゃないかということは協議したいと思っています。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

最初に村長に反問されてしまって、おどろいてしまって、順序立てがちょっとできないんですけども、もう細かいところはやめるということにして、守秘義務をちょっと聞きたいんですけども。議会に対するこの契約書の守秘義務はおかしくないのかと思うんです。何でかというと、執行部と議会は二元代表制ですよね。そして決定権は議会にありますよね。だから、本来は契約書をつくるときの決定権が議会にあるはずなのに、何で執行部が結んだ契約書が議会に内緒かと。いやいや、これにあるんですよ、ちゃんと契約書に。これもおかしくないかと思うんですけども、これは細かいことじゃなくて重要なことですから、お答えください。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

契約書は議会に議決権がありませんから、だから、議会に求めて議決をするという必要性はないわけです。村は、民間と契約すればいい話ですから。議決権がないからこれを提案していないわけですね。ですから、その辺は御理解いただきたいと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

じゃ、議会に説明したとおりのものをどう契約したかというのは議会に示さないでよろしいということですか。おかしいですね。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

議会に示さないというよりも、例えば全員協議会の中でそういう声があれば、議員さんから要望があれば、当然これは見せていきます。ただ、案件として上程するあれはないわけですから、議会に。議会の決定権、そういうことで採決もないわけですから。あえて何でそれをやらんといかんかということになると思うんですよ。ですから、当然そういう情報として知り得たいというのであれば、議会じゃなくて別の場で皆さんに開示をしながら見ていただくということは構わないと。当然これは相手の了解を得ての話ですけども。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

もう非常に飛び飛びになっているんですけども、契約書の題名の定期建物転貸借契約書となっているんですけども、転貸借契約書というのは、あなたと契約して、私は別に貸しますよの転貸借契約書なんです。だけれども、このリース契約というのは、ルネサンスから村が借りますというようなものですよ。転貸借じ

やないんです、これは。転貸借は、向こうと、首都圏リースですか、向こうがするのを転貸借契約。村とルネサンスがやるのは賃貸借契約じゃないかと。だから、これも間違っていますよと言ったら、もうさっき間違っているかはっきりわからんと言ったんですけども、もうそもそもその題名自体から間違っているんじゃないかと。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 7時42分 休憩

午後 7時42分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（新垣邦男）

議員からいろいろ細かい指摘があるんですが、それはもう一度我々も見直したいと思います。当然これは我々が勝手にやったもんじゃなくて、弁護士を通してやっていますんで、弁護士の了解を得てつくったということですから。それがおかしいというのであれば、もう一度、弁護士なり専門家に見ていただいて、これで指摘があったけれどもどうなんだという確認をしたいと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

1件1件やってももうらちがあきませんから、まとめて一応話、もう何条、何条言いますので、その部分はぜひ……

○村長（新垣邦男）

言わないでいいです。後で。言わないで、後でやりますよ。

○7番（比嘉盛一議員）

内容もきちんとありますから。

○村長（新垣邦男）

だから、後でやりましょう。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 7時43分 休憩

午後 7時44分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

もう後はありませんけれども、直すべきところが私が見たら13カ所ありましたので、ぜひこの13カ所は、多分、私は課長にはどこどこと言いましたよね、何条、何条ということで。だから、言ったんですけれども、これも村長の耳にも入っていないということは、やはり議会が始まるのに、一般質問が始まるのに村長の耳に入っていないのはちょっと意外だったんですけれども。ぜひそういう面は直して、私がこれ言っているのは、ちゃんとした契約でちゃんとして運営してくださいということを言いたいわけです。結局、指摘して喜んでいるわけでもなくて、ちゃんとした契約書がないとちゃんとした運営できませんから。後々困ることはやらんほうがいいと。だから、後々困らんように。

それから、この契約書がですね、この人が見る契約書とこの人が見るのは理解の仕方が違うと。違うということ自体、契約書になっていないんですよ。やっぱり誰が見ても同じような意味にとられないといけないので、ぜひそういうのも含めて直していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（名幸利積）

休憩します。8時に再開します。

午後 7時45分 休憩

午後 8時00分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

通告に従い、一般質問をいたします。

先ほどの熱い討論の中、ちょっとおさまたったと思いますんで、ゆっくり進めたいと思います。

防災行政についてお伺いいたします。

東日本大震災から8年たった今、防災組織の取り組みをより一層考えなければならないと思います。自分の命は自分で守るしかない、そのことを住民にしっかりと理解させ、また行政と消防がしっかりと連携を強化することができているのか危惧しているところであります。

北中城村では、自主防災組織は5団体しか設立していないこともあり、まだ防災に関する知識が低いのではないかと感じております。そこでお伺いいたします。

自主防災組織の設立育成に向けた地域住民とともに取り組む防災について、どのように取り組みをしているのかお伺いいたします。

2番目に、地域住民との防災の意識の高揚の取り組みをどのように進めているのかお伺いいたします。

3番目に、防災組織の中で消防との連携を強化することも大切だと思いますが、どのようにお考えですか、お伺いいたします。

4番目に、防災に強い村づくりを行政、民間、企業との取り組み、連携が必要だと思っておりますが、どう考えているのかお伺いいたします。

次に、2番目に、戦略的農業推進についてお伺いいたします。

戦略的農業推進が平成29年度より実地していますが、コンテナ水耕栽培実験の状況、また、琉球大学との連携協定のもと、こういった商品開発ができているのか。また、これからの6次商品化に向けた琉球大学と北中城村の特産品、もちろんアーサは特産品として商品開発が進められていると思いますが、これからの北中城村の商品開発が進められていると思いますが、これからの北中城村の商品開発は、村内の業者と

ともに進めていくのも当然であります、県内、県外の方々にも参加して商品開発の実現に向けては取り組んだほうがよいのではと思っておりますが、いかがでしょうか。

1、コンテナ水耕栽培実験の状況はどのような成果が出たのかお伺いいたします。

2番目に、琉球大学と北中城村の6次商品化に向けた取り組みの推進状況をお伺いいたします。

3番目に、これからの北中城村の6次商品化に向けた商品開発は、村内の企業は当然であります、県内、県外の方々にも参加して、商品開発の実現に向けて取り組んだらどうかと思っておりますので、伺います。

次に、3番目、農業振興の取り組みについてお伺いいたします。

農業振興の継続するために人・農地プランに基づき担い手の確保に努め、農地バンクを活用した農地を提供し推進するとともに、村推奨品目を栽培推進し、農業者の所得向上に向けた農業振興をしていく。そして、大型店舗への販路拡大をしていくと、平成30年度の施政方針で掲げていますが、どのような取り組みと成果があったのか。また、新たに取り組みがあればお聞かせください。

それでは、お伺いいたします。担い手の確保はどのように考えているのか。

2番目に、販売促進事業はどのようなになっているのかお伺いします。

3番目に、大型店舗への販路拡大を目指す但也有ありますが、JAや地域の業者とも販路を広げたらどうかと思っておりますが、どのようにお考えか。この3点をお伺いいたします。よろしくお願ひします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、金城高治議員の御質問にお答えい

たします。

まず1点目です。防災行政についてということで御質問がございますが、詳細については担当課長のほうに答弁をさせたいと思ひます。

議員御指摘の行政と消防がしっかり連携をするというのはもう当然でありますので、今しっかり連携をしながらやっていきたいと思ひております。

また、自主防災組織5団体ですが、これからぜひお願いをして、全自治体が立ち上がるということを目指していきたいと思ひております。

2点目の戦略的農業推進にということですが、今、水耕栽培も順調に実証実験が進められております。議員御質問の開発に向けた事業化をどうするかということも踏まえて、進捗状況を担当参事に答弁させたいと思ひております。

3番目の農業振興ですが、これも今、一生懸命担当課のほうで取り組んでおりますので、進捗状況を担当課長のほうに答弁させたいと思ひております。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

金城議員の最初の防災行政についてお答えいたします。

まず1点目の自主防災組織の設立育成の件ですが、各字自治会長などから、自主防災組織への相談等があれば、総務課、福祉課、社会福祉協議会などで立ち上げに向けての情報交換ができる体制は整っております。また、自主防災組織でない地域自治会が防災訓練をする場合、食料費の助成、またはお互いも参加を行っているところでもあります。

2点目の防災意識の高揚ですが、自主防災組織の防災訓練、また、村の防災訓練の様子を村の広報紙などを活用して、住民への防災意識の

周知を行っているところであります。また、今年度はちょうど防災マップを作成しておりますので、準備でき次第、各世帯へ配布する予定であります。

3点目の消防との連携であります。本村の防災計画でも北中消防も防災対策本部組織の中に含まれておりまして、今年度実施した村の防災訓練、自主防災組織の防災訓練にも一緒に関わっているところでございます。

4点目の民間企業の取り組みであります。当然、民間との連携も必要と考えておりまして、イオンや徳洲会病院など6社との地域防災協定や商工会などとの災害協定を結んでいるところであります。以上です。

○議長（名幸利積）

農林水産課参事。

○農林水産課参事（鹿島直昭）

議員の2番目の質問、戦略的農業推進についてお答えさせていただきます。

コンテナ水耕栽培の状況がどのような成果が出たのかということでございますが、成果といたしましては、現在までに栽培収穫まで完了し、事業化へのめどが立ったものはグリーンリーフ類、カラシナ、三尺バナナ、島ニンニク、ミョウガでございます。また、水耕栽培で苗栽培を可能としたものとしましては、根ワサビ、コーヒー、ハーブ類となっております。

また、本施設の活用面ということでは、障害者の雇用及び障害者みずからの運用についても可能性を見出しているところでございます。

2番目の琉球大学と北中城村の特産品、6次商品化に向けた取り組みの進捗状況はということでございますが、まず初めに、今回ここで琉球大学と北中城村の特産品に関しましては、水耕栽培で栽培したもの、または今後栽培の可能性を見出せるものというところでの6次化商品ということで検討しております。ですので、今回、地産地消及び地域外販売を視野に入れて、

商品の安全性を保ちやすい加工法を検討しまして、燻製、漬物、焼き菓子の3種類を選定の上、試作品といたしましては、黒ニンニク漬けや燻製、バナナケーキラスク、ミョウガのピクルス等を試作しております。

次に、これからの北中城村の6次商品化に向けた商品開発は、村内の業者は当然ですが、県内、県外の方々にも参加して商品開発の実現に向けて取り組みはできるのかということでございますが、これにつきましては、今やっております事業検証ですが、これが一括交付金を活用した本村の取り組みである以上、村内企業を中心に進めていくというふうな考え方がまず必要と考えております。しかしながら、事業化や事業性を考えますと、商品開発や販売流通等に当たりましては、県内外の企業とも協力していくことが不可欠であると思っております。以上です。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

金城高治議員の3点目の農業振興への取り組みについてお答えいたします。

まず1点目の担い手の確保についてですが、現在、北中城村の人・農地プランの担い手となる中心経営体へ更新確認を行っているところで。予定としましては、27経営体35名、うち法人3経営体、個人24経営体となっております。前年度より8経営体の増予定となっております。

担い手確保につきましては、中心経営体へ農地を集積し、農業の安定化を図りたいと考えています。新規の担い手につきましては、中部改良普及センターと連携し、情報発信に努めていきたいと考えております。

2点目の販売推進事業につきましては、しおさい市場、農林水産課、村営農指導員にて月に2回ミーティングを開き、村内農水産物の情報を共有し、給食調理場及び大型店舗、村内飲食

店等への出荷を行っております。

イオンへの売り上げは、2月末時点で251万4,000円、前年より45万9,000円の増となっております。給食調理場への出荷額は170万1,000円、前年より14万5,000円の増となっています。

3点目の販路拡大につきましては、大型店舗のみとは考えておりません。地域の飲食店への販路を広げようと考えております。JAの販路拡大につきましては、しおさい市場を通しますと手数料が発生しますので、それよりは農家独自でJAへ出荷してもらったほうが農家の所得にもつながると考えております。以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

1点目のほうから、防災行政についてから始めたいと思います。

今、自治会等の防災組織の取り組みについての説明がありましたけれども、やはり今、村全体で5団体と私今把握しているんですが、それでふえていないのか、確認したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 8時11分 休憩

午後 8時12分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

平成30年度時点5団体であります。以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

やはりまだ東日本大震災から8年たった今ですけれども、村でも今14部落あって、その中でまだ8割も活動していないと、自主防災組織な

わけですね。今の当局の答弁で、私が聞いたところで、やはり窓口に来ないと指導等ができないというふうにどうしても捉えてしまうんですよ。できれば各自治体等の集まりがあれば、ここに顔を出して、やはり説明、指導、あとこういった取り組み、申し込みはそんなに手間はかからないよとか、まだ知らない自治会があると思うんですよ。そういったのに説明、これからやってもらいたいと思うんですが、その辺、当局どういうお考えでしょうか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

平成26年度から1団体できまして、30年度で5団体ということは、結構少なくはないと思っています。各自治会等でもですね、自主防災組織については十分自治会長を通して把握しているのがありますので、準備等も含めて、今からやるという団体も聞いておりますので、何かあれば手伝っていただけるような体制は十分にできていると思っております。以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

できれば行政が各自治会へ出向いてというのはどうしても無理があると思うものですから、できるだけ村内で、こういった申し込みの仕方があるかというのを、やはりまだこの中では把握していないと思うんですよ。常に説明が本当になされているのか、今、この防災組織がいかに、自主防災組織が大切なものなのかというのは、消防も初め各自治会でもやってはいいということは言っていたんですけれども、やはり行政が窓口なので、しっかりと行政のほうで取り組んでもらって、目標を高く、4年間で5カ所というのは低くないというのは、これは行政の考えですので、できるだけ、もっと上を目指し

て、この自主防災組織の取り組みを村全体で盛り上げていけば、そういう地震が起きたときにどう対応するかというのは、これは北中が特別ではありませんので、沖縄全体、いつこういった災害が起きるかわかりませんので。自主防災組織というのはすごいこれから活躍になるんじゃないのかなと。起こしても、年に1回か2回ぐらいの訓練ですんで。それだけで住民が意識が高まれば、それでも助からない命も助かる場合が絶対あると思うんですよ。それをできればもう少し目標を掲げて、今年度中には8割は持っていきたいなという行政のもくろみがあるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

議員御指摘のとおり、当然、全自治会が自主防災組織を立ち上げてもらいたいという希望は本当に持っています。先ほど担当課長からもあったように、呼びかけもしていますし、社会福祉協議会や福祉課も非常に頑張ってもらっています。

ただ、こちらから頻繁に出向いてやれやれというわけにもなかなかいかんのかなと思っていきます。これは地域によって少し温度差があったりなんかして、考えているんだけど、なかなかアクションが起こせないとか、そういうこともあるんですね。ぜひその辺はまた行政のほうでサポートしながら、立ち上げですね、啓蒙なり支援なり、ぜひやっていきたいと思っています。我々としては、早目に全自治会が立ち上がっていただきたいという思いは強く持っております。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

ぜひですね、本当に今、これからマップ作成なり、住民にこれから告知をするというのも大

切なことです。これは遅いぐらいじゃないのかなと思いつつも、やっぱりそういった行政が取り組みを進めて、あとはそういった窓口だけではなく、説明をぜひやってほしいなど。月に1回は自治会長会の集まりもあると思いますので、そこに出向くのはできると思いますので、ぜひそうやってもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

我々も一生懸命自主防災立ち上げに向けての支援はしっかりやっていきたいと思っています。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

あと、本来、民間との連携が必要と思っています。それで、今、6社の地域防災拠点の、商工会を通して災害協定を結んでいると思いますが、6社の、できればどういった方々が協定を結んでいるかお聞かせください。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

今、私が言ったのは、商工会はまた別個に協定を結んでいます。今6社の話だけしますと、まず村とイオンモール沖縄ライカム、これは電力と飲料水をやることになっています。また、イオン琉球株式会社は食料品、日用品です。中部徳洲会病院は医療関係で、プログレッシブエナジーさんはLNGの電気供給ですね。ルネサンス、水ということで、6社で協定を結んでいるところであります。以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

やはり今、民間企業が細かく入っていないと

いうのもちょっと危惧するところであります。できれば、どんなふうな災害が起きてどこに避難できるかというのがありますんで、できるだけ民間企業、例えばファミリーマートさんとかコンビニさんあたりは24時間、村内にも24時間営業はやっているところもあると思います。できれば商工会を通して、そういったマップも配りながら、どういったことができますかということで、できれば細かく村が防災に強い村であるには、やはり民間の小さいところから契約も必要じゃないのかなと思いますが、いかがですか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

今、大きい会社だけとやっている感じなんですけれども、商工会とも別個に防災協定、基本的に災害関係の土木関係をやっているところです。また、中部地区の電気協会さんと、万が一停電になった場合の発電機とか投光器等を含めて、今協定を結んでいるところです。小さいコンビニ等含めて、どういうやり方があるのか、また商工会と意見交換できれば、取り入れていきたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

どうしてもこのソフトの部分から、ハードな大企業さんとの取り組みはできていると思いますが、やっぱりソフトの部分で細かい事業者たちとの取り組みも決めていけたら、もっといい組織ができるのかなと思っております。どうしても九州あたりで、熊本あたりも民間企業、小売会、商工会通しながら、コンビニが重点的に賛同して入っているということも聞いております。どうしても九州のほうがこの取り組みに関

しては、やっぱり目の前で起きたもんですから、取り組みもすごいんですよ。それで、行政はつながっていますんで、ぜひその辺を見習って、これからの自主防災組織をふやすということはもちろんのこと、行政が一定こういった役割分担があるというのをぜひ、できれば本当はここで示してもらいたいんですけれども、なかなか今、この自主防災組織をふやしていくマップだと思うんですが、民間がどのような取り組みができるかというのを集めて、話し合いの場も持っていただきたいなと思っております。どうしてもこの81号線の通り沿いや企業さんも北中はかなりいますんで、そういう方たちが協力してもらおうとなると、すごい組織力もアップすると思います。その辺ぜひやってもらいたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

今、総務課長からあったように、ぜひそういう意識は高めていきたいと思っています。ただ、まだ我々も情報不足で、個別企業さんがどういう形でかわられるのかということも踏まえて、今、議員からあったように先進地がどういうふうにやっているのかも少し研究しながら物事を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

ぜひですね、防災というのは、やっぱり住民皆さんがかかわることですので、ぜひ取り組んでもらいたいなと思っております。

じゃ、2番目にいきます。戦略的農業推進についてからいきたいと思います。

成果といたしましては、現在まで栽培の収穫まで終了しましたとのことですが、ほかの数、栽培も今何種類か上げているんですが、ほかの栽培も可能なのか。今、例えばイチゴ狩りもす

ごい今時期で、いろいろと沖縄本島内でも各地域でやっていますが、その栽培もできるのか。パッションフルーツ等もですね、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（名幸利積）

農林水産課参事。

○農林水産課参事（鹿島直昭）

議員の御質問にお答えいたします。

イチゴ狩りというのは、コンテナ内でイチゴを栽培するとなった場合に、受粉をどうするかとか、また、今の設備状況をちょっと改修しなくては行けませんので、今の段階ではその点はちょっと保留の段階で、今後の展開の計画としては、一応想定はしているところでございます。以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

今、ハウス栽培でイチゴ等かなりなっているんですが、あれはやはり自然に受粉をさせているのでしょうかね。コンテナですから、一応無菌でやっているとは思いますが、こういった受粉の仕方というのは、自然に頼らず、こういった実験でできないものかお伺いします。

○議長（名幸利積）

農林水産課参事。

○農林水産課参事（鹿島直昭）

御質問にお答えします。

いや、やろうと思えばできないことはないと思うんですけども、まだ、要は中に入っている作業員等々がそういうものになれていない状況で、例えば蜂を使って受粉するといった場合には、その蜂の管理とかそういうところも必要になってくる。そしてまた、空気の流れによって受粉させようというものもあるそうなんですけれども、そうすると、今度は糖度の問題とか形の問題、そこがうまくいくのかという。ですので、ちょっと今のところは、早急にそのよう

な実証にというところまでは、技術的にはまだ達していないという状況でございます。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

せっかく実証実験をやっていますので、ぜひそれができるのであれば、やはり夢があることですので、ぜひチャレンジしてもらいたいなと思っております。

やっぱり興味がない商品だけというのは語弊かもしれないですけども、人気のある商品、夢がある商品を実験で水耕栽培でできるんですしたら、北中でも取り組むことができるのかなと思っています。やはりやって、成果を上げて、これが商品化につながる、産業につながるというのが実験だと思いますので、できたらその辺もやってほしいなと思っております。

雇用の問題で、この障害者雇用及び障害者の運用についても可能性を見出しているということでした。去年、我々は政務活動費を使って、障害者のあるさんさん山城さん、これは京都の京田辺市のさんさん山城を視察、見学してきましたんですけども、障害を持っている方々が働いているのかなと思うぐらいに活気があって、すごい感動もしましたし、このカフェとかですね、子供たちとお年寄りが触れ合ったり、結構すごい活動をしているところで、後で資料もあげたいと思うんですが、一生懸命できるものから自然にお年寄りが集まって、得意分野で伸び伸びと仕事をしているということで。集って仕事をする、つながりがここで生まれるというものを掲げて、いい成果を出しているんじゃないのかなと思いました。やはりそういった実験によって、こういった障害者を使う、一緒に参加して仕事ができるもので実験ができれば、それこそすごい取り組みじゃないのかなと思っております。

ですので、農福連携を取り組んだ事業をこれ

からこの戦略的農業推進の中でできるのか、その辺も伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

今、議員からあったように、障害者雇用も可能性あるんじゃないかということですから、当然今、参事からあったように、将来的にはそういうこともしっかり見据えてやっていきたい。そして今、先進地があるわけですから、そういうことも研究しながらやっていきたいと思っています。

そして、その作物ですが、まずはあれもこれものということじゃなくて、着実にやれるものからしっかりやって、成果を出していきたいと思っています。当然、将来的にはまたいろんな場所も踏まえてやれる可能性があるだろうと思っていますが、今こちらに掲げたものについては、もうかなりいい形で出ていますので、こういうものをしっかり仕上げていながら、また新たなものにもチャレンジしていく体制をどう構築していくかがこれからの課題なのかなと思っています。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

ぜひですね、本当にこれからの農業というのは、担い手もなかなかできない中、この水耕栽培とか、そういった楽な農業で、また、障害を持つ方々と一緒に仕事ができるのであれば、本当にすばらしい、この実験の意味があるのかなと思っています。ぜひ取り組んでもらいたいと思います。

2番目に、地産地消及び地域販売を視野に入れ、商品の安全性を保ちやすい加工を検討していますということで、3種類ほど試作品を作成していますということですが、私は、こ

の水耕栽培でコンテナで限られたものでやるというのは重々承知なんです、これもあらゆる分野から、もっともっと民間も入れながら話し合いを持って、どういった加工をすれば商品化につながるかというのもぜひやってもらいたいなと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

農林水産課参事。

○農林水産課参事（鹿島直昭）

今の議員の御質問にお答えいたします。

まず、水耕栽培のこの6次化、商品開発の前から、もう既に農林水産課のほうで営農拡大に向けて、それに関して6次化というのも視野に入れて取り組みを進めておりますし、企画振興課のほうでも、この村内の特産品を活用して6次化商品という形で商品化を進めておりました。その中で、水耕栽培の実証実験を行うということで、この予算で一括交付金、内閣府に申請したところ、単に栽培だけでいいのかと。この商品をもっと付加価値をつけて、もっと収益の増加、拡大を図っていくために6次化というのも検討すべきではないかというアドバイスがありました。

ただしというところで、ほかにも一括交付金を使って、今、北中城のほうではこの6次化をやっている、水耕栽培の栽培を実証したもの、もしくは実証しようというもので検討なさという助言というか指導がございまして、いまこのような状況になっております。以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

一括交付金でも、行政からも幾らかは出ていますので、やはりその辺はできる範囲を広げながら6次化で商品の開発をしてもらいたいなと思うんですが、県内にこの水耕栽培と商品化に向けた取り組みができる業者というのは、今で

きているのか。それと、業者を判別、今やっているのか。その辺教えてもらえますか。例えばですね、村内にお菓子屋のメーカーさんとかちんすこうさんとか、いろいろあると思うんですよ。そういった、一緒に取り組んで、この野菜を使ってこういったのができるのかとかですね。やはり実験の段階ですので、企業さんとの、あとケーキ屋さんもありますし。こういった取り組みかわからないですけども、投げかけてもいいのかなと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

今、6次化、村内の企業とかと連携ということで、今実際ですね、パッションフルーツを使った、パッションフルーツをピュアにして、村内の飲食店にメニューの開発を行って、今取り組んでいるところでございます。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

農林水産課の課長のほうから答弁を頂くのはと思ったんですが、やはり水耕栽培でそういった規定もあるんですかね。一括交付金の中で、こういった今、実証実験している中で、行政と企業と、この野菜をつくった後に商品開発ができるのかというのはですね、一括交付金を使っていますから、できませんというのか、その辺がわからないものですから。どうでしょうか。

○議長（名幸利積）

農林水産課参事。

○農林水産課参事（鹿島直昭）

御質問にお答えします。

一括交付金を使っておりますので、今使っている間は、商品を販売して収益を得るということはまずできません。それと同じように、企画品の開発自体はいいんですけども、そのの市

場性を考えたときに、マーケティングでそれをどういう形で検証していくのかというところになると、なかなかそこまで踏み込んで今検証できるのかというところがございまして。商品自体、試作品でこんな農産物を使ってこうできないかというような検討は、村の中の飲食店とかお弁当屋さんとか惣菜屋さんの方々にも力をかりて、いろいろとアドバイスをいただいて進めているところではございます。以上です。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 8時35分 休憩

午後 8時36分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

どうしても実証実験で一括交付金をもらっているものですから、どこまでの範囲で企業と絡んでいいのかと、私もわからないものですから。ですが、できるだけ村内企業も、たくさん商売している方がいるものですから。できるだけ案を聞いて、いい作品ができるのであれば、その中でやってほしいなというのがありますので、ぜひよろしくお願いいたします。

次にいきます。

農業振興の取り組みについてお伺いいたします。

前年度より8団体の増加、この担い手の募集で、今、村内で前年度より8経営団体の増加を予定していますとありますが、この8団体というのは、個人、それとも法人の団体なのかお聞かせください。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

法人については前年と同様で、個人の経営体が増の予定となっております。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

担い手不足の中、この8団体がまた農業に関心を持たれているということは、私はいいことだと思っております。ですが、まだまだ農業振興、これから担い手不足がどんどん起きると思うんですが、今、やっぱり村で農業をしてよかったというものは、全面的にほかの村とは違うというのを出していかないと思うんですが、その辺、農林課長、北中城村の農業の取り組みは、ほかの村にはないよさがあるというのはどの辺にあると思いますか。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

お答えいたします。

25年、30年前までは、やっぱり北中城はですね、本当に中部の中でも、そして県内でも優秀の産地で。その中で、本当に限られた面積ですね。都市型において、農業振興を図っていくということは、やはりそういう意味では、過去のそういった部分を本当に見つめ直しながら、第1次産業の魅力を発信できるということが、とても魅力ではないかなと考えております。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

農業が本当に中心となって、経営体をできるんでしたら、本当に素晴らしい第1次産業のアップじゃないのかなと思うんですが。やっぱり収穫して、農業の安定化を図るというのがありますが、これから農業の図る上で、どういった指導、安定化を図っていくのかお聞かせください。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

お答えいたします。

やはりこの農業で食っていける、そういう意味では、認定農業者の育成及び高齢者、女性を含めた新規就農に対する就農支援策、そういうものの展開を図る中で、他産業並みのそういう所得水準にできるように努めていきたいと考えております。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

ぜひ取り組んでもらいたいと思います。

2番目に、販売推進事業についてお伺いします。

今、しおさい市場を中心に指導員と農林水産課と月に2回、ミーティングを行っている、情報交換をしているということですが、大変素晴らしいことじゃないのかなと思っています。

その中で、給食センター調理場、あと飲食店への出荷を行っているということですが、これからだと、飲食店にも今現在卸しているのか。これから、北中全体でどのぐらいの飲食店があるのか把握しているのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

お答えいたします。

現在、一応飲食店に何店舗か、もう既に、出荷しております。村内いろんなカフェとかたくさんの飲食店がありますので、そういう意味では、今この時期に作物がこのぐらい生産量が上がるということをきちっと情報を収集して、販売促進をやっていききたいと考えております。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

今現在何件ぐらい卸しているんでしょうか。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

今現在、飲食店につきましては3店舗出荷しております。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

できるだけ、今、北中城村はカレーハウスやら食べ物の食のいっぱいありますから、喫茶店みたいなものもありますし、飲食もいっぱいありますんで、ぜひ20件、30件と回ればいいのかと思っております。ぜひ取り組んで、どうしてもおさい市場の状況もそれで少しは半減できるのかなと思っておりますんで、ぜひ頑張ってください。

それと、次にイオンモールの売り上げも増加している、あと、給食センターへの出荷額も順調に伸びているとありますが、やはりまだまだ給食センターへの出荷等も、以前は100万といわず二、三百万、もしくはもっとだと思えますが、やっぱりそれもできたことは、確実にできると思えます。ですので、ぜひこの170万1,000円、14万5,000円の増とありますが、この数字を上げるんでしたら、やはり売り上げのどの程度の目標額が見込めるか。月にイオンさんに卸したのに対して、目標額を常に設定して、それに近づけるような、どうしても月に2回もミーティングしているんでしたら、ぜひ目標額を立てて、売り上げを立てるということもぜひやってほしいんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

お答えいたします。

やはり議員の御指摘のとおり、そういうのが目標設定も重要ではないかなと考えております。ただ、まだ今、北中城村の農家の皆さんがどのぐらいの生産の確保ができるのか、それと、防

除日誌、やはりこの大型量販店になりますと、防除日誌というか、そういったものが求められますので、強化をしながら、ある程度の生産量を見込んで、どんどん出荷につなげていきたいと考えております。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

できれば目標を立てながら、やはり何事も目標を立てないとやった意味がありませんので、できるだけしっかりと目標を立ててやってもらいたいなと思っております。

今、農林水産課と参事のほうで、どうしてもダブる意見になると思うんですよ。どうしても同じ方向性にいつているもんですから。できればこの課というのも一本化して、密に連絡をとりながら、今できているのかどうかというのも私疑問には思うんですが。今の水耕実験やっていますよね。農林水産課長もおりますが。やはりその辺のどうしても質問の中でダブったりするもんですから。お互いの意見が交換できて、同じ方向性にいくのも私は一つの手かなと思うんですが、一つの課にやって、それも販路拡大に向けて、縛りがないような取り組みで両方の意見がお互いに反映できるような組織づくりも必要じゃないのかなと思うんですが、ちょっと最後に。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

いや、今一つの課ですよ。一つの課に、農林水産課に参事がいるということですが。ただ、参事には、今、植物工場とか水耕栽培、これからの農業を少し企画立案してもらってやってもらいたいと。要するに、先ほど話があったように、後継者不足なんですね。耕作放棄地が多くなっていると。これをどう解消していくかという、なかなか若い人にすぐにこの従前の農業

をやりなさいというのはなかなか厳しい時代になってくるだろうと思っています。ですから、植物工場とか水耕栽培とかということで、新しいものにチャレンジして、新しい農業をこれから開発していきたいと。そして、従前の農業とどうマッチングさせていくかと。そういう中から6次産業化を目指していくと。

だから、思いは一緒ですから、それぞれの今やろうとしていることは共有をしていますので、ぜひそれを農業振興という形で、新たな時代の農業を目指していこうということですから、その辺は御理解いただきたいと思います。

○6番（金城高治議員）

終わります。

○議長（名幸利積）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。議員各位、執行部の皆さん並びに傍聴の皆さん、大変御苦労さまでした。

午後 8時47分 散会

平成 3 1 年第 2 回北中城村議会定例会会議録						
招 集 年 月 日	平 成 3 1 年 3 月 8 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	平成31年 3 月19日 午後 6 時00分			議 長	名 幸 利 積
	散 会	平成31年 3 月19日 午後 8 時07分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出席 等別	議 席 番 号	氏 名	出席 等別
	1 番	安 里 道 也	出	8 番	喜屋武 すま子	出
	2 番	稲 福 恭 秀	出	9 番	天 久 朝 誠	出
	3 番	伊 集 守 吉	出	1 0 番	比 嘉 義 弘	出
	4 番	大 城 律 也	出	1 1 番	山 田 晴 憲	出
	5 番	上 間 堅 治	出	1 2 番	比 嘉 義 彦	出
	6 番	金 城 高 治	出	1 3 番	比 嘉 次 雄	出
	7 番	比 嘉 盛 一	出	1 4 番	名 幸 利 積	出
会 議 録 署 名 議 員	1 1 番 議 員		山 田 晴 憲			
	1 2 番 議 員		比 嘉 義 彦			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	新 垣 邦 男		教 育 長	砂 川 恵 重	
	副 村 長	比 嘉 聰		教 育 総 務 課 長	喜 納 克 彦	
	総 務 課 長	仲 本 正 一		生 涯 学 習 課 長	與 儀 光 敏	
	総合調整監兼企画振興課長	石 渡 一 義		建 設 課 長	瀬 上 恒 星	
	会 計 課 長	米 須 清 喜		農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	楚 南 兼 二	
	住 民 生 活 課 長	名 幸 芳 徳		健 康 保 険 課 長	安 里 直 彦	
	税 務 課 長	奥 間 かほる		農 林 水 産 課 参 事	鹿 島 直 昭	
	上 下 水 道 課 長	安次嶺 正 春		学 校 教 育 指 導 主 事		
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第4号

平成31年3月19日（火曜日）

1. 開議 午後6時00分

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

一 般 質 問 通 告 書

順位	質 問 者	件 名
4	天 久 朝 誠	1. 葛巻町との姉妹町村盟約締結30周年記念事業
5	比 嘉 次 雄	1. ゴミ不法投棄について 2. 美崎地区海岸砂堆積について 3. 陸上競技場建設について
6	大 城 律 也	1. 村税（滞納と不納欠損）について 2. 那覇広域都市計画区域の見直しについて

○議長（名幸利積）

皆さん、こんばんは。前日に引き続き20日水曜日までの3日間是一般質問の本会議は夜間議会であります。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午後 6時00分）

日程第1．一般質問

○議長（名幸利積）

日程第1．一般質問を行います。

順次発言を許します。

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

それでは、通告に従いまして、一般質問を始めます。

葛巻町との姉妹町村盟約締結30周年記念事業。

岩手県葛巻町と本村は、姉妹町村盟約30周年を迎え、記念祝賀会を平成31年2月7日に岩手県葛巻町で開催されました。平成31年度は北中城村で葛巻町の皆様をお迎えし、記念祝賀会を予定しています。

今回、葛巻町の記念祝賀会へ参加させていただいた折に、町内を視察させていただきました。その中で、岩手県立葛巻高等学校への山村留学、そして葛巻町学習塾の取り組みを紹介いただきました。

葛巻町山村留学は、平成27年度から岩手県で初めて山村留学生を受け入れ始めました。費用の面でも葛巻町の支援が充実しており、県外からの留学生は月額2万円の寮費で、高等学校では珍しい学校給食を含む土日祝祭日問わず365日朝昼晩の3食がついており、入学時の制服購入費用も助成されます。山村留学性は、葛巻高等学校の教育課程に加え、希望に応じて北上高地の大いなる自然を生かしたくずまき高原牧場で実施されるさまざまな体験活動にも参加できます。

そして、特に注目したいのが葛巻高等学校に隣接している葛巻町学習塾であります。葛巻町学習塾は、全国展開をしている民間学習塾が運営し、受講者の学力や進路に合わせたカリキュラムで行う個別指導を行っている学習塾です。塾の授業料、教材費も葛巻町が負担し、無料で利用できます。山村留学生は現在、葛巻高原牧場の宿泊施設、くずまき交流館プラトーの客室を学生寮としていますが、平成31年度には葛巻高等学校の近く、グリーンテージに隣接した新たな学生寮が供用開始となります。

山村留学生は、平成28年度3名、29年度3名、30年度3名、31年度が10名を越す予定とのことで、着実に実績を重ね、高い評価を得ています。本村の子どもたちにも葛巻町山村留学と無料塾を知ってもらい、ぜひとも希望者には四季折々の大自然を体験しながら集中して勉学に取り組める環境の葛巻町で3年間生活し、葛巻町と本村をつなぐかけ橋となっていたいただきたいと思います。

そこで、葛巻町と本村の姉妹町村盟約締結30周年を記念して、本村から葛巻町山村留学生支援事業を新たに創設し実施してはどうかと考えています。具体的には、月額2万円の寮費、365日3食つきと、沖縄から葛巻町までの移動費用（年末年始、夏季休暇など）を本村が支援します。身の回りの必要なものは自分で準備しますが、基本は自己負担なし、人数は村の予算の範囲で1名か2名程度。以上の提案は、本村の人材育成の観点からも意義があるのではないかと考えますが、当局の考えを伺います。

次に、葛巻町と本村の職員の人事交流を予定していますが、進捗状況を伺います。

次に、葛巻町の皆様をお迎えしての本村で行われる記念祝賀会の計画内容を伺います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、天久朝誠議員の御質問にお答えいたします。

葛巻町との姉妹町村盟約締結30周年記念事業に関連してということで御質問をいただきました。私も議員と一緒に2月7日、葛巻町で開催された30周年記念祝賀会、参加をしてみました。同じように町内の施設を見学させていただきましたが、確かに葛巻町の取り組みは何に対しても非常に素晴らしいと私も非常に興味し、びっくりしたところであります。とりわけ、全ての事業に非常に建設的に物事に取り組んでいるんですが、私はこういう財源がどこから湧いてくるんだろうということが一番大きな関心事でしたが、そこまではなかなか、短い期間では尋ねられなかったのが残念かなと思っております。ただ、行政の取り組みについては、非常に勉強しなければならんなと思っているところがあります。

議員から御指摘の山村留学の取り組みは、非常に素晴らしい取り組みだと思って、関心をしておりました。私もいろいろ質問したんですが、当初はなかなか難しかったということです。議員がおっしゃるとおり、年々少しずつその成果を上げてきたということでもあります。今は非常に民間事業者ともマッチングをしっかりとって、近隣の市町村からも学生たちがやってくるというような状況になっているようであります。確かに葛巻町は姉妹町村ですから、本村から送り出すということも非常に人材育成という観点からは有意義なものがあるのかなと思っております。

ただ、これはまた子供たちや保護者、学校側との調整も必要なのかなと思っております。すぐそれができるというのはなかなか厳しいものがあるかと思うんですが、その辺の取り組み、考え方については、教育委員会のほうに答弁をさせたいと思っております。

2点目の30周年記念事業の一環として、我々

としては今回、職員の人事交流というものを考えております。この山村留学が30周年記念事業となるかどうかということは、なかなか難しい。今すぐ即答はできませんが、将来的にそれは十分検討していけると考えておりますが、学校現場の考え方等々も勘案していきたいと思っております。

2点目の人事交流の進捗状況と祝賀会の契約内容については、総務課長のほうに答弁させたいと思います。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（砂川恵重）

ただいまの天久朝誠議員の御質問にお答えします。

御提案の葛巻町山村留学生支援事業の趣旨は、本村にとっても人材育成の観点からも意義のあるものだと思います。そこで、教育委員会といたしましては、中学校へのより詳しい情報提供を行いながら、学校と協力をして、まずニーズの把握をしていきたいと考えております。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

天久議員の御質問にお答えします。

私のほうから残りの2点についてです。

まず、職員の葛巻町との人事交流につきましては、平成31年9月から11月の3カ月間を予定しているところであります。採用5年以上の一般職1名を派遣予定でございます。新年度に入って、人事交流の協定書締結後、職員の人選を予定しているところであります。

3点目の葛巻町との記念祝賀会の件ではありますが、平成31年11月の合同物産展の時期に合わせて行う予定であります。内容等については、今後、関連課と詰める予定となっております。以上です。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

では、山村留学の再質問から進めていきたいと思えます。

教育長に伺いたいんですが、沖縄県北緯26度、暖かいところで育った生徒たちが北緯40度の全く逆というような環境で教育だったり生活だったりをするということは、教育的な観点からどのような効果があるのか、予想されるのかを現時点で何か考えがありましたら伺いたいと思えます。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（砂川恵重）

沖縄は確かに1年を通して暖かい気候に恵まれていて、四季の変化は少ないわけですが、北緯40度の葛巻町になりますと、自然の変化といいますか、四季の変化折々が非常にはっきりしているということでした。

それから、冬の生活における厳しさというのは、やはり沖縄では体験できない、非常に厳しいものがあるのではないかなと感じました。そして、冬に対する備え、準備等々は、まさに沖縄ではなかなか体験できないような生活のサイクルを考えた、先を読んだ、教育的な意義があるのではないかなというように感じました。

それから、村長からの話もありましたけれども、いろんな事業において先進的なといいますか、非常にアイデアにあふれた取り組みをなさっているなというのを感じながら、そちらへ、こういうところに留学するんですしたら、かなり得るものが大きいのではないかなという感じを持っています。以上です。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

わかりました。

あと、一緒に同行して視察をしたんですけれど

ども、あちらの葛巻県立高等学校と隣接する学習塾の中身まで見せて、生徒の皆さんとは時間帯が合わなくて、学習しているお話はできなかったんですけれども。施設、そして講師陣のお話を聞いて、あの支援体制というのをつくっている葛巻町のこの学習塾に対する率直な感想を伺えたらと思えます。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（砂川恵重）

葛巻高校のすぐ隣に宿舎と、それから葛巻町立の無料学習塾でしたけれども、ネットを通して、どちらかというと自学、自習を中心にやるわけですが、主体的に勉強していて、やっぱりひっかかったところ、わかりにくいところは、4名の講師さんが常に待機していますので、即その質問に答えられるように、あるいはひっかかってなかなかわかりづらいところは即説明ができるようにやるということは、学習効果上も非常に有効なことができるのではないかなと思えます。

それから、やはり東京からのシステムを導入しているようで、大変すぐれた内容かなという感触を受けました。以上です。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

最初の答弁で、情報提供していきたいと、そしてニーズの把握もしていきたいという答弁があったんですけれども、まず、おっしゃるとおり、どれだけ葛巻町のこの体制がよくても、こちらに北中城村の子供たちが知らないと、まず行動できないので、まず情報提供をこちらも行ってほしいという願いを持っているんですが、同時に、これはいつごろにどのような方法で、対象はどこまでですね、この情報提供をして、ニーズの把握をしていくかというのを具体的にですね、決まっていなくてもいいんですけれど

も、こういうふうにやっていきたいなというのがあれば、お聞かせください。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（砂川恵重）

学校側といいますか、校長先生とも、どういう状況かということでちょっとお話ししましたが、葛巻高校のカリキュラムだとか学習内容とか学科だとか、それから進路状況とか、そういうことも含めて中学校3年生の生徒さんや父兄へ、進路部などを通して情報を提供できないかなと。

それから、機会があればですが、葛巻町からいらっしゃったときに、タイミングよく合うんでしたら、御父兄などへの実際のお話などができればなど、直接の葛巻町の方たちからの話を聞いたほうが、父兄や生徒にも聞いてもらったほうがいいのかということはお考えしております。以上です。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

まさに今、教育長がおっしゃったように、現地の、沖縄を体験しに来る、お互い交互に今、スキーを体験して、葛巻の皆さんは沖縄の海を体験するというやりとりがあるんですけれども。そこで、やはり教育委員会の職員も同行しますので、ぜひ学校で早目に興味ある保護者の皆さんに周知していただいて、こういったものがあるよというのをお知らせから始めていただいて。あわせて、3年生だけではなくて、やはり1年生のところから、1年、2年、3年と、考える時間というのは必要だと思いますので、ぜひ進路の決める3年生だけではなくて、1、2、3年生、全て同時に情報提供して、具体的なやりとりも相談できるような体制があったらいいなと思うんですけれども、それはどうでしょうか。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（砂川恵重）

確かに今おっしゃるように、1年のときから情報提供していれば、それなりに効果はあると思います。ただ、進路を主に、進路をといいですかね、進路情報を主に細かく伝えていくのが3年生が多いものですから、詳しい情報等は、やっぱり3年生中心かなと思います。また、もちろんこの募集要項等の大まかな資料としては、これは当然1年のときから伝えていくことが大切かなとは考えています。以上です。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

ぜひよろしくお願いします。

その中で、例えば将来的なニーズがあるなというもし感覚があれば、実際に予算をどの程度必要かとか、その予算獲得に向けての予算要求なんかは、教育委員会としてはやっていきたいという考えなのか伺います。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

お答えします。

まずですね、ニーズがあるかどうかを把握して、ニーズがあるんだということであれば、これは財政、昨今厳しい財政状況です。それを財政も含めて調整しながら、他の事業との兼ね合いもありますので、そのときに判断させていただきたいと思います。以上です。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

わかりました。

じゃ、村長に伺いたいんですけども、今、財政のお話があるので、実際2万円の補助で10カ月なのか12カ月なのかちょっとわからないん

ですけれども、約20万ぐらいとして。移動も含めて30万から40万の間はお一人かかるのかなと思うんですけれども、年間ですね。これは財政が支出するかどうかは後々いろんな査定があるんでしょうけれども、まず私が一番魅力と思っているのは、葛巻町と北中城村が30周年の兄弟としての契りの記念の年でもあるんですけれども、それ以上にまた葛巻町が今定住促進等で頑張っているというので、こちらから何かサポートというか、一緒に何かできないかなという思いも少しあるんですけれども。それ以上にですね、やはりあちらの施設とか受け入れ体制とか見たときに、また葛巻町との信頼関係を見たときに、今、山村留学、そして無料塾というのを活用しない手はないんじゃないかなとシンプルに思って今回提案させていただいています。その背景に、やはり30年間の積み重ねがあって、子供たちを預けても大丈夫だという、ほかの市町村、留学先、例えば海外とかですね、そういったものより非常にハードルは低くてやりやすいのかなというのが1つです。

ですので、お金を支出する際はいろんな査定があると思うんですけれども、こういった保護者の安心感なども含めて、総合的に私は将来的にやってもいいかなという思いで提案していますので、村長として、今そういったバックグラウンドも考えて、今現時点でどのような考えで、将来的に可能性がどれぐらいあるのか、もし示せるのであればお願いしたいと思います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

議員の趣旨は、とても私も理解はします。ただ、環境が違うというのは、向こうは、葛巻町は人口減少が非常に激しいと。町長はそれをとて心配しておりました。我が村は人口増ということで、その考え方、価値観が非常に違うんですね。向こうは教育にそれだけ投資をして、

近隣の市町村からとにかく子供たちを呼びたいということで、当然近隣の皆さんは、それだけ整備をされている施設はないわけですから。近くでもあるしということで、人がふえてきているということです。これはもう葛巻町の努力だろうと思っています。

ただ、沖縄から高校生活を葛巻町でやるということになると、これは本当に果たしてハードルは低いのか高いのか。私はなかなかこれを理解させて、環境がいいから向こうがいいよという話だけじゃ、なかなか厳しいのかなと思っております。当然子供たちの進路をどうするのかということは、何も東北まで行ってという保護者もいらっしゃるはずですから。お互いが30年で蓄えてきたこの信頼関係、そしてこれからのお互いの関係をより明確化して、保護者にそれをどう伝えて子供たちに納得させていただくのか。一人でも、ぜひ山村で、東北で高校を受けて勉強したいという人たちがふえてくれば、当然その財政的な問題も踏まえて、これをどうするかということでやっていきたい。そして、せっかく山村留学するわけですから、それは両町村で将来的にこの子供たちをどう持っていくのかということ踏まえてビジョンづくりをしなければいけないのかなと思っております。

希望者がいるから、はい、行っておいでということではなくて、やっぱりその辺はしっかりした将来ビジョンを立てながらやるべきだろうと思っております。ただ、今財政が厳しいからやらないということじゃなくて、すぐにはなかなか難しいでしょうけれども、ぜひそういうことも理解して、東北での生活に耐えられて大丈夫と、やってみたいと、どうしてもやってみたいという子がいるなら、ぜひ将来的には、私は積極的に取り組んでもいいんじゃないかなという思いはしております。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

おっしゃるとおりだと思います。

あわせて、今お話しした内容だけじゃなくて、やはり高校生になって、次のステップで難関大学を目指すときに、学習塾、一般的には年間60万円から100万円と言われている幅でかかってくるということを聞いています。そこをなかなか経済的に出すことができないという家庭もありますし、あわせてそういう家庭でも、やはり将来的にこういった大学に進みたいという生徒もいらっしゃるかなと思います。その中で、やはり十分に施設の説明をして、将来、もちろんかけ橋になっていただきたいんですけども、そういった部分でもしっかりメリットを感じてもらえるような説明の仕方、両町村の今の30年の歩みをしっかり知ってもらって、その上でももちろん判断していただきたいと思っております。その中で200名のうち1人でも出てくれば、本当に強い意志だろうなと感じますので、その際はぜひ教育委員会も財政部局もサポートしていただきたいなと思うんですけれども。

その前にまずはやはり、教育長、1年生から早目の情報提供というのは必要なと思いますので、この辺は、先ほども答弁していただいたんですけども、そういった部分も、今、村長が話した部分もあわせて情報提供をして、相談に乗れる体制をまたつくっていただきたいなと思いますけれども、いかがですか。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（砂川恵重）

やっぱり沖縄と全然生活環境が違うわけですから、それはもうかなりの覚悟を持たないといけないと思います。そのために、やはり生活面も含めて、向こうでの何ですかね、学習等も含めて、内容等も含めて、より詳しい情報を生徒本人にも、学校にはもちろんですけども、それから御父兄にも伝えて、それでもどうしても

行きたいというんでしたら、それだけのやる気といいますかね、それは非常に、それだけの意志力を持って学びたいという生徒がいるならば、応援できるかなという感じはしますけれども。

そういう意味で、より細かな丁寧な情報を伝えていくというのが重要なこと。そのことによって、1年のときからいろいろ考えながら、進路部に常にそういう情報というのは蓄えられるわけですから、興味のある生徒は進路部等に行って情報をもらって、そして真剣に考えてもらいたいなというところであります。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

すぐになかなか形にできとは思っていませんので、まずしっかりとした一步一步から、楽しみにしていきたいなと思っております。

次に、人事交流の件なんですけれども、今回、北中城村から1名、そして葛巻からも1名、交換人事の交流ということなんですが、今回のこの人事交流の目的と、その後の今後の展望まで今考えられているのであれば、聞かせてください。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

まず、30周年記念事業として、職員にアンケートをとって、30周年事業としてどういうのをやりたいかということで、一つの案として、この職員の人事交流というのがあります。もちろん葛巻町との姉妹町村という目的の中で、お互い人事交流することは非常に大切だということで、今回、31年度から3カ月間ということになっています。

また、今後も、まずは試しということで3カ月間やりますが、継続できるのであれば継続していきたいと思っております。以上です。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

では、今回、職員がお互い行き来するんですけれども、こちらは北中城村から送り出す職員は、あちらの課のどの部署に入りたいとか、そういった希望というのは事前の調整ではもうできているのか伺いたいと思います。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

向こうとの話し合いでは、人事異動等もございますので、どの課と決めた場合に、なかなか異動したばかり職員が手を挙げられなくなるということがありますので、基本的にこちらから行く職員と向こうから行く職員が別の課であっても、お互い5年以上という勤務年数を含めた条件がありますので、おのおの仕事ができるということで、それは決めておりません。以上です。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

それでは、新年度に入ったら人事異動も終わっていますので、例えば北中城村から葛巻町のどの課に入れたいという要望とかも可能なのか伺いたいと思います。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

うちが向こうの希望をやるというのはございません。あくまでこちらが派遣する職員がどの課の誰ということを決めて向こうに送り出す予定であります。以上です。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

これは葛巻町も一緒の条件ということですね。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

そのとおりでございます。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

3カ月という期間なんですけれども、その間で、例えば北中城村に来て、または葛巻町に行って、その部署、課の間で何課、何課という異動というのも考えられるのか。複数の課をちょっと経験というか、異動して業務することもあるのか。その辺まで話しているのであれば聞かせてください。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

基本的に向こうに送り出す職員については、向こうが部署を決めるわけですし、基本的に北中城村では、こちらから行く職員の課に配置しようと思っています。課を異動させるということは考えておりません。以上です。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

では、事前の2月に行ったときにいろいろ準備したと思うんですけれども、その際に、葛巻町から沖縄に来たときには、どこかお住まいが必要ですし、今の地域おこし協力隊のような移動手段も必要なのかなと思うんですけれども、この辺の、こちらがまた葛巻町に行ったら同じように必要なのかもしれませんが、この辺の費用分担などはどのようになっているのか伺いたいと思います。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

向こうから研修に来られる方は、給与、手当等は向こうが持つことになっております。例えば北中城村で時間外をやれば、本村が払う。別個に宿泊先、3カ月の宿泊先と車はこちらで持つということでお互い話し合いをしているところでございます。以上です。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

わかりました。人事交流は以上なんですけれども、その人事交流の職員の次の記念祝賀会なんですけれども、こちらの調整役なんかも、時期的にはあるのかなと思うんです。この辺はそこまでやりとりは、担当課がそのままずっとやっていくのか、この人事交流の職員も含めて考えているのか、伺いたいと思います。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

人事交流と記念式典を今、総務課を中心に進めていますが、30年度から総務課、企画課、教育委員会、教育総務、生涯学習課、観光協会が集まっていろいろ話し合いをやっていますので、それを中心に記念式典は行っていく予定であります。以上です。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

わかりました。

記念式典ですね、日程だけ大まかに決まっています、内容等は全て今からということよろしいでしょうか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

そのとおりでございます。以上です。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

これは今、教育委員会と企画、総務と協力してやるとおっしゃっていましたが、ほかには実行委員会形式ではなくて、そのまま課の中で連携で決めていくということよろしいでしょうか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

基本的な中身については、この関連する課で決めて、あと全庁体制でやるということで、庁議等でも葛巻町に行った際の30周年の報告も含めてやっているところでございます。以上です。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

細かいことは今から詰めていかれると思うんですけれども、2月に私たちも非常に葛巻町で歓待を受けて、その際は、やはり印象に残ったのは、これまでつながりがあった町民の皆様が参加されていて、恐らく葛巻町の行政のほうがそれをしっかりこれまでメモ等をとっていて、いろんな事業でかわりがある人を呼んだり、例えば少年野球の監督さんを呼んだりしていたと感じたんですけれども、北中城村もこれまでの過去の葛巻町との関係までも掘り下げて、またそういった祝賀会にしていくのか。方向性だけわかればいいんですけれども、そういう方向なのか、それともまた違った内容で進めていきたいと考えているのかですね。答弁をお願いします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

基本的に葛巻町が先に祝賀会をやっていますので、形式的には葛巻に似たような形のメンバー、かかわってきたメンバーを呼べたらいいなという形で思っております。以上です。

○議長（名幸利積）

一般質問を続けます。

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

通告に従いまして、一般質問を3点行います。
まず1点目、ごみの不法投棄について。

近年、北中城村でも不法投棄のごみがふえている。一向に減らない不法投棄ごみ、なぜなんだろう。一般家庭ごみはもちろん、粗大ごみ、電化製品ごみ、建設現場から出たコンクリート破片ごみなど、さまざまな不法投棄、いつの間にかなかったはずのごみが置かれ、しばらくすると便乗投棄され、だんだんとふえて山となっていく。適切な処理方法を行っていれば、このようなことは当然起こるはずはない。捨てられている場所は、人目につかない山道、奥まった農道、遊び、休憩した後の海沿いや木陰、モラルや道徳心はみじんも感じられず、つつい、あるいは自分一人はとの考えが見苦しい環境になっていく。

昨年は、県的大型民間処理場の違法行為で県から再三の指導にも対応せず、契約破棄、処理業務停止になった業者が出ました。ごみ処理環境が最も厳しくなり、処理費用の高騰も不法投棄の一因だとも言われています。このようなことを踏まえ、村当局の見解を伺います。

1つ、村内至るところに不法投棄がなされている現状の把握はしているか。また、投棄されている主な場所を伺います。

2つ、村民から不法投棄の訴え、処理願い、苦情はあるか、内容はどのようなものか伺います。

③その対策はどうしているか伺います。

2点目、美崎地区海岸砂堆積について。

美崎地区海岸沿いアーサ養殖場西側、北中城高校から海岸線護岸を東に約200メートル一帯が砂の堆積が物すごい状況である。潮の流れによるアーサ養殖には影響はないか。また、護岸の消波、コンクリートが消えるまで砂が押し寄せ、台風時、あるいは高潮時には砂塵、潮が防潮林をも超えて住宅地に降りかかるそうである。万が一、津波が押し寄せた場合は、被害が助長される砂の堆積であり、防災の観点からしても対処すべきだと思いますが、当局はどう考えるか伺います。

3点目に、陸上競技場建設計画は。

中頭郡で唯一陸上競技場のない北中城村、議会でも再三質問が出ているにもかかわらず、中長期的にも計画が見えず、村体育協会事務局の苦労はそれ相当なものである。村陸上競技大会を開催するに当たって、他市町村への借用願は、相手の都合もあり、場合によっては中止に追い込まれるときもある。いつまで続く間借り運営はですね。村長の考えを伺います。以上です。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、比嘉次雄議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目です。ごみの不法投棄についてですが、議員がおっしゃるとおり、本当にこれはゆゆしき問題で、頭の痛い問題であります。幾ら注意喚起やパトロールをしても、なかなか一向に減らないと。根本的な対策がなかなか打てないということで、非常に悩ましい問題であります。不法投棄がされているのを把握しているかということですが、担当課においては、パトロール等々をしておりますので、把握をしていると思っているんですが、本当にこの根本的な対策というものをどうするかを本当に真剣に考えなければいけないなと思っているところであ

ります。

御質問の詳細については、担当課長のほうに答弁をさせたいと思っております。

美崎地区の海岸の砂の堆積についてということですが、これも確かに美崎地区の皆さんが大変困っているという状況は認識をしております。その状況も踏まえて、それぞれ担当課長のほうに答弁をさせたいと思っております。

陸上競技場建設ですが、議会でも取り上げられて、御質問を受けたんですが、なかなかこの問題、長年、非常に懸案事項であります、当然ないよりあったほうがいいので、何とかしたいとは思いますが、ただ、なかなか本村、陸上競技場を設置をする用地というんですかね、そういう場所に苦慮しているということでもあります。今後とも用地も踏まえ、財政的な調整も踏まえ、どうすればできるかということはいっしょに考えていきたいと思っているところであります。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

ただいまの比嘉次雄議員のごみの不法投棄問題についてお答えいたします。

まず、1番目の不法投棄がなされている現状を把握しているか、また、主な不法投棄されている場所はということですが、村民からの通報、それから資源ごみの回収の途中等のパトロールを実施して発見した箇所は把握しております。住民生活課のほうで把握しているところは、まず喜舎場高速道路、側面のほうですね。それから仲順社協の裏手側村道、熱田農地保全山手側農道付近、渡口みどり公園付近から島袋への村道及び農道ですね。それから、安谷屋土地改良区、安谷屋高速道路側道、荻道中学校付近、大城登又線付近、団地付近の港湾施設の一部になるかと思うんですが、等がございます。

それから、市民からの苦情等、そういった電話があるかということですが、頻繁にあるわけではなくて、たまたま地主が回ったら、不法投棄があるけれども、どうにかならないかという電話等は年に数件ございます。

それから、その対策については、パトロールの実施、それから不法投棄の注意喚起の看板等の設置で対応しておりますけれども、これを継続してやっていきたいと考えております。以上です。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

比嘉次雄議員の美崎地区海岸砂堆積について、潮の流れによるアーサ養殖には影響はないかについてお答えいたします。

海岸砂堆積についてですが、堆積すると、やはり潮の流れが変わります。潮の流れが変わることによって、アーサの養殖に影響が出てきます。ここ数年、砂の変動が激しくなり、網が砂に埋まった場所がありました。現在はこの現状に合わせて、網の位置を上げたりして養殖を行っているところでございます。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

比嘉次雄議員の砂塵等の防災対策についてですが、また自治会とも調整しながら、自主防災組織立ち上げに向けて促して行って、そこで何かあれば調整等を行っていききたいと思っております。以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

それでは、ごみの不法投棄から再質問をしたいと思いますと思っております。

担当課はパトロールもしっかりしていると、その都度都度あわせてやっているということな

んですけれども、ごみの不法投棄、たしか8年前ですかね、10年前ですかね。県の事業がございましたよね。雇用対策だったと思うんですけれども、1,000万近くの費用をかけて、各地域に不法投棄されているごみの回収ということで行った経緯がございます。そのことによって、今パトロールをしっかりとしているということなんで、パトロールの目的と日程等があるんですか、伺います。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

お答えいたします。

パトロールの目的は、やっぱりパトロールをしているということで、不法投棄をする者に対して注意喚起というんですかね、やっていますよということでの意識づけのためにやっています。

日にちを決めてやっているかということですが、けれども、通常、資源ごみの回収とかそういったもの等もやっていますので、いつ、何曜日何時からとか、そういった日程を決めてやっているわけではございません。あいている時間を見つけてやるか、通報のついでに少し遠回りをして周辺を見て回るというような形での対応をしているところでございます。以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

この1番目の答弁ですね、主な不法投棄されている場所というのが結構ございますね。答えてもらったのが主に9カ所、私が思っていた以上に多いわけです。その辺、それ相当な把握はしているんだろうなと思っておりますけれども。

さて、その不法投棄されたごみが見つかりました。その対処というのはどのようなになっているのか伺います。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

お答えいたします。

基本的には、このごみについては管理している地権者の方が処分をすることになっております。ただ、村としましては、年間わずかではあるんですけれども、ある程度予算はあるんで、その範囲内であれば、その地権者の方に燃えるごみとか、燃えないごみ、そういうのが分けられるのであれば、分けておいてくださいということで、回収して、青葉苑のほうに持ち込んでいます。

ただし、家電ごみとか村で処分できないものは、もう地主さんのほうに、申しわけないんですけれども、そちらのほうで処分をお願いしますということを今伝えている状況でございます。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

例えば農家の方々、自分の畑に不法投棄されている。当然のように道に出しますよね。出します。そのまま放っておくわけにはいきませんから。あるいは、各自治会あたりも、例えば美崎地区あたりでも防潮林、防風林の、今とてもきれいになっていますけれども、あの下から出た、あるいは海から出た漂着物もそうなんですけれども、可燃ごみも相当混ざっています。タイヤも混ざっています、電化製品も混ざっています。こういう例えば出たらですね、やはりそれなりの対処をしていただかないかというのが住民の願いではないでしょうかと思いますけれども、予算の都合というのもわかります。ただ、その予算が限られていますので、じゃ、対処できない分については自治会が片づけなさい、あるいは個人が片づけなさいというのはいかがなものなんでしょうかと思うんですけれども、どうでしょうかね。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

先ほども申し上げたとおり、本来であれば、この土地に関しては地権者が管理することになっていると思います。通常捨てないように、その周辺の草を刈ったり、住宅地の近くであれば花を植えたりとか、そういったことをすることも可能かと思うんですけれども、数年来放ったらかしで原野状態になっているところに不法投棄されているところが結構あるかと思うんですが、村としましては、全部が全部、それを片づけられるかという、そうはいきません、今言ったように村が対処できるごみについては対処します。ただし、ちゃんと分別してくださいということで協力を仰いでいる状況です。そのほかに困難なごみについては、村でも処分できませんので、大変申しわけないんですけれども、その辺は今後の課題かと思っています。

ただ、現状としては、連絡があった場合は、それは管理しているそちらの対応ですよということで、いつも対処しております。以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

例えば私の土地にごみが捨てられました。この不法投棄されたごみを北中城村では村道、農道とかございますよね。そういうところを私が片づけました、それは、まずこの土地から出たんですけれども、置かれているところは村道です、置かれているところは農道です。となると、片づける責任者がまた違って来るわけですよね。そういう対処というのは建設課になるのか、あるいは農水になるのか、その辺いかがでしょうかね。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

先ほどもおっしゃいましたけれども、基本的

には地権者のほうで片づけてくださいということで、こちらは言っています。村のほうから、村道に置いてくださいとか、農道に置いてくださいということは言っていないわけですし。ただ、確かに地権者の方、農道とか村道に上げて、そのまま置いている場合も多々あるかと思っています。そのときは、その管理者である建設課、農林水産課あたりも対処はしているかと思うんですけれども、その都度、相談しながら、先ほどから言っているように、処分できるごみに関しては分別してもらって、時間を見てこちらのほうで回収しますということでの対応はやっているところでございます。以上です。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

根本的に不法投棄をなくすにはどうするかということが大事なんですよ。今、議員御指摘のとおり、じゃ、このごみはこっちに持っていけないから片づけるか、じゃ、私もそうしようという話になると、非常にこれは困るなと。県道だろうと農道だろうと、出せば行政がやるよという話が、またこれが固定化されたら非常に困るなと。今、対応はそれぞれできる限りはやっているはずなんです。

厄介なのは、これにそういう莫大な予算をかけて、やって本当に解決するのかということ。私は非常に思っているんですよ。恐らく不法投棄というのはもう見えないときに、夜やるとか、誰もいないときにやるとか、誰がやったかわからないという話になるんで、この防止対策をどうするか。これはもう市町村、非常に頭の痛いところなんです。例えばあの首長はあそこに防犯カメラを設置したらどうかというんですが、誰もいないところに防犯カメラを何カ所も本当に設置できるかという議論も我々するんですけれども、根本的にどうするかというのは、非常に今後の大きな課題だろうと。これはもう

市町村だけの問題じゃなくて、県ぐるみですね、これをやって見つかった場合はもう罰金を何倍も取るとか。そういう対処方法をしないと、根本的な解決にならんと思っております。

議員御指摘のとおり、本当に頭の痛い問題なんですけど、ただ、言えることは、なかなか行政がそれ全て負担してやるというのは厳しいという現実があります。ぜひこの辺でもですね、お互いがどうして対策すればいいかということを知恵を出してやっていけないもんかなというふうに思っているところであります。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

確かに村当局、行政、生活環境課も、看板も至るところに立っております、今ですね。あるいは、この防犯カメラ設置というのも、それは相当の費用がかかってくると思われます。村長が言っているように、いかにこれをなくするかというのが一番大切なことなんですけれども、昨今、農道にコンクリート破片、瓦れきが土のう袋に100袋ぐらい不法投棄されております。まず、その対策について伺ったらまた参考になる可能性もありますので、農水課長。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

次雄議員の質問にお答えします。

先ほどこの農地に、不法投棄されて、まずは一応ですね、警察署に届けて、まずそういったいろんな中身から特定できないのか。そういう中で今対処を行って、いろいろまた看板等立てたりして、注意喚起することが今行政としてできるところでございます。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

参考になりましたかな。

そうですね。なぜ捨てられたかと。あるいは、その捨てた人が当然悪いわけなんですけれども、警察に届けて、万が一これが捨てた人が見つかったら、当然のように罰則が出てくるはずなんですけれども、そういうふうな対策も本当に必要なかなとも思っております。ただ、証拠品とか、なかなか探すのも難しいだろうなというふうにも思っていますけれども。いかにですね、今、各自治会も、あるいはボランティアの個人の人たちも一生懸命、各地区をきれいにしよう、きれいにしようということで頑張っているわけでございます。その中で、どうしてもごみが出てくる、あるいは不法投棄の中でも出てくるということで、頑張っている人たちがどこに届けるのかというと、どうしても村当局、行政にしかないわけですよ。それを受け取ってもらおうというのが一番大切なことだと私は思っていますけれども、それを対処の仕方ですね。じゃ、申しわけありません、もう予算がありませんので、自分たちで片づけてくださいというふうなことになりつつあるんですけれども、本当に根本的な対策としてはいかがなものかとも思うんですけれども、村長、どうでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

私が聞きたいぐらいで、どうでしょうかということで。ただ、本当に頭の痛い問題であります。今みたいに大量に何か、産業廃棄物みたいなものがやると、これはもう犯罪ですから。これは警察にお願いして対処するしかないだろうと思っています。

どうしてもこの、特にこの辺がひどいんだということになると、対策を講じないといかんだろうと思っていますが、一番肝心なのは、じゃ、行政がやるからいいよという話になると、行政はそれにかかる予算というのが大変なものになるもんですから、その辺もなかなか、はい、私

やりますよということは言えないのが現状であります。

ただ、この辺はしゃくし定規に線引きするんじゃないくて、少し対応を我々も柔軟にやる必要があるだろうと思っております。ですから、この辺はぜひその地域の皆さんと、あるいは地権者の皆さんと少し話し合いがどうしても必要だろうと思っております。全て個人でやりなさいという、投げるわけにいかんだろうと思っております。ただ、行政が全部受けますよとも言えないということを御理解いただきながら、どこで落としどころを見つけていくかということを模索をしていきたいなと。万が一こういうときはやっていきたいと思っております。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

そういうところで、毎月自治会長会も3回あります。お互い、議会でもそういう提案がされていますので、やっぱりいろんな対策の方法を、あるいは意見交換等をしてもらって、この不法投棄のない北中城村、ごみ山にならないような北中城村をしっかりと考えていただければというふうに思っております。

じゃ、次に2点目にいきます。

美崎地区の海岸の砂堆積についてですけども、アーサの影響がどうのこうのというのはまだ聞いていませんけれども、網を上下させることによって避けられるのかなという今感想も受けたんですけども、実際にはいかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

お答えいたします。

やはりこの堆積すると、先ほど申しましたように潮の流れで影響が出てきます。ただ、この堆積をまたとるにしても、そういったまたいろ

んな部分の、海流ですか、そういういろんなのが予想されますね。一概にこれはもう影響がないとは言えません。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

そうですね。一概に影響がないとは言えない。あるいは、影響もあり得るという答弁ですので、組合員が今、実際に感覚的にですね、うわこれは大変だなというふうなことではないだろうという今答弁だと私も受けていますけれども。以前、アワセ埋め立ての開発の中で、潮の流れが変わってヘドロがたまった。そのヘドロの上に要らぬ海草が生えて、アーサに影響したという、そして、一旦、県議会でも取り上げられましたけれども、そのアワセ埋め立ての影響との因果関係がまだつかめないというふうな状況が今までも続いております。

そういうことでありますので、アーサに影響なければ、それなりにいいんですけども、なきにしもあらずということですので。ただ、アーサの観点からは、それはないにしても、今回ですね、その砂の堆積が、要はあの護岸というのは消波コンクリートで10段階あるんですよ。あります。北中城高校から県総向かつての対岸線ですね、750メートルあります。その北高から200メートルぐらい行ったところに今一番砂の堆積がたまっているわけですね、堆積があるわけですね。そこの堆積のあり方が異常なほど、この護岸から2つ目の消波ブロック、いわゆる海岸から8つはもう埋まっているわけですよ、コンクリートがですね。高潮、あるいは台風時には砂塵が舞い上がる、防風林を超えて美崎地区に降りかかっている。あるいは高潮のときにも潮もかかっていると。万が一、津波が来た場合は、この砂が津波を助長していくんではないかというふうに私思っているんですけども。防災の観点からしてどうでしょうか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

今現在、砂について問い合わせ等はございませんが、ただ10年ぐらい前に、台風等で、空台風が吹いて、岬の道に砂が大分たまっているということで、自治会長のほうから、地域だけでできないということで、職員含めてとった経緯はございます。

今現在、自治会長に聞くと、地域住民で道路にたまった砂については、随時、みんなで協力して海に捨てているということでございました。以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

その堆積した砂を取り除いたらどうなるんだろう。私もよくわかりませんよ。取り除いたら、またかえって被害が大きくなる、先ほど農林水産課長が、またこれはおかしくなるんじゃないかということもありましたけれども。でも、砂塵が飛ぶ、あるいは高潮で波が防風林、防潮林を超えていくというふうな状況の中では、どうしてもこの砂をどうにかしないといけないだろうと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 6時59分 休憩

午後 7時00分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

議員が御心配するのもごもっともだなと思っています。実は我々も近くの家具屋さんが浸水して、それが原因じゃないかということも指摘

されています。裁判中なんですね。

それで、実は我々も県にお願いしたんですよ、取り除いたほうがいいんじゃないかと。しかし県は、それは自然にたまっただけだから、取り除いていいのかどうかと。逆に彼らは護岸を守っているんじゃないかという見解なんですね。この辺の見解が非常に割れるものですから、さてどうしたものかということで、これは取り除いたほうがいい、あるいはそれもあつたほうがいいのかということも踏まえて、少し専門家を交えて研究しないといかんと思っているところであります。

ですから、ここで対処の方法というのはすぐ返事はできないんですが、議員御指摘のとおり、これが舞い上がったら美崎地区の皆さんにも迷惑がかかるんじゃないかということを踏まえて、どうしたものかということをし少し専門家を交えて我々も調査をしたいと思っております。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

初耳です。ほかのところでももしかしたらそれの被害かもというのが今出て、調整ではない、裁判、闘争になりかねないという報告なんですけれども。

いずれにせよ、今、高潮とか砂塵とか、地区の被害、大きな被害とかそういうものではないんだけど、今後どうなるかということもあって、県の土木事務所の先ほどの話もありましたから、その辺しっかりと意見を調整しながら取りまとめてもらえればというふうに思っておりますので、これも一つ、いい回答をお聞きしたなと思っておりますので、次に移ります。

陸上競技場の中長期計画もないわけですので、実際に担当課が答えることはないように今質問は村長にしたいんですけれども、苦慮しているわけですよ、村の陸上競技大会。もうジプシー生活が今10年ぐらい続いております。中城ごさ

まる競技場とか北谷グラウンドとかですね、読谷まで行った経緯もございます、あるいは沖縄市。以前は県総がですね、J2のサッカーがまだ誘致されないまでは何とか借用できる可能性もあったんですけれども、今100%無理な状況になっております。

北中城村の陸上競技大会が年々衰退してきております。競技人口、競技種目、中城村民の人から、あなたたち何やっているんだというふうな、陸上競技大会じゃないだろうというふうな言葉までいただいております。中城村は22部落ですか、そういうのがあって、ここに何千名も集まって競技するわけなんですけれども、我が北中城村、出ない種目どころか出ないチーム、自治区ですね。そういうこともあるということで、やはり村から出て陸上競技大会をするということは、相当な力が必要、エネルギーが必要であって、当局、事務局ですね、役員も含めて、大変な目に遭っておりますので、その辺も、とてもじゃないけれども、陸上競技大会はどうしても地元じゃないかということがございます。

村長は、やっぱりできればつくりたい。この前あったじゃない、那覇広域都市計画区域からの脱却ということで、新聞紙上にもございました。それというのは、中城村も含めてですけれども、可能なことなのでしょうかね。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 7時04分 休憩

午後 7時05分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（新垣邦男）

確かに陸上競技場も10年前とは違って、簡単に借りられないという状況は十分理解をしております。ただ、これまで優先順位としては、体育館が先だろうということだったものですから、

それを優先させてもらったんですが。

関連して、都市計画区域の見直しということで新聞紙上にあったということで、それがあればできるかということですが、今、県と調整して、見直したいと、我々両村長がこれから要請もします。知事にもこれを理解していただいて、県の事務方にも理解していただいて、どうしてもこの見直しを早々にやりたいということを考えております。

ただ、なかなかこれがすぐ、はい、そうですかと、あしたあさってというわけにはいかんだろうと思っていますので、ただ、これが10年も20年もという話にはなりませんよということは我々は申し上げているところであります。早々な土地利用の見直しということも踏まえて、そういう観点から、土地利用の見直しは住宅地、要は確保したいということが基本的な考え方があります。いい場所があって、平坦な土地があって、そこが最適地だということが見つかるならば、土地利用の見直しに絡めながら、やれる可能性はあるのかなと思ってはおります。

ただ、すぐ一長一短にできるかどうかというのが非常に微妙でして、これからの取り組みですから、土地利用の見直しは。それも状況を見ながらやっていきたいと思っております。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

そうですね、もちろんこの短期間で、1年、2年でできることとも思ってはおりませんけれども、やはり広大な土地を必要とする陸上競技場、一部であろうが全村域であろうが、この土地利用計画の中で那覇広域から外してくれというのが大方村民の願いでもあると思います。

1つ提案したいのは、ヒマワリ畑を陸上競技場にしたらどうかということなんですけれども、その見直しというのは可能でしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

私も見直せないかなと思っていますが、これなかなか農振地域ですから、簡単に陸上競技場をつくるから見直しましょうというわけにはいかんだろうと思っています。農振地域を外すときはどうしても農業が絡んでどうにかする、絡みながらしっかり活用できないというのが現状ですから。地権者もいらっしゃいますから、すぐどうのこうのとは言えませんが、そういう見直しもぜひ視野に入れながらできたらいいなというふうには思っております。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

北中城村、今、特に下地区というんですか、東海岸地域は二男三男がお家をつくれな、土地はあっても、もう村外に転出しているという状況がたくさんあります。そういう中で、どうしてもこの那覇広域から抜け出すということが一番の選定ではないかとも思います。

その中で、この今の広大なヒマワリ畑を陸上競技場にしていく。あるいは予算、あるいはメニューとなると、いろんな防災タワーとかですね、いろんな関連も出てくると思われますので、ぜひとも村長が、あるいは浜田村長がおっしゃる那覇広域都市計画区域から外していただけるような施策を計画等も練って順次進めていただければというふうに思っていますので、もう一度。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

すぐ陸上競技場と、その土地利用の見直しが関連するかというと、なかなかお答えしづらいんですが、陸上競技場は陸上競技場で時代の趨勢とともに必要だということですから、そのことを踏まえて少し前向きにどうすればできるかを

考えていきたいなというふうに思っております。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

村民のスポーツ振興、生涯スポーツも含めて、やはりこの陸上競技場というのは小さい少年から、実際に必要なものだと思っています。昨今、北中城村の子供たち、中学校も含め小学校もみんなとてもスポーツ関係では球技も競技も頑張っております。そして、もしかしたらオリンピック選手も出る可能性もございますので、いろんな形の中で、このスポーツ振興を含めて、ぜひとも陸上競技場の建設計画に着手してほしいと思っています。以上です。

○議長（名幸利積）

休憩します。7時20分再開します。

午後 7時10分 休憩

午後 7時20分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

一般質問を続けます。

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

皆さん、こんばんは。

さて、春3月、4月であります。卒業、入学、進路、就職、転勤、定年、まさに悲喜こもごも、人去り人来る時であります。若鳥は巣立った後に羽の重さを知ると言われております。そこで、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、村税、滞納と不納欠損についてお伺いをいたします。

税とは、公共サービスを提供するための財源調達のために民間部門から強制的に徴収されるものである。地方自治体において根幹的な財源である。地方財政に大きく影響を与えるのは、少子高齢化の到来である。税金を負担する人が減り、逆に税金を使う人がふえる、そういう社

会になってくる。生産年齢人口が今後減少することが見込まれている。介護保険等の社会保障制度に基づく公費負担が急増する。財政基盤を揺るがすとともに、行政サービスの減退につながりかねない。社会基盤の整備、市街化調整区域の見直し等、強力に推進する必要があります。本村の諸改革において、自立を実現させるためには自主的な財源確保の強化であることは言うまでもない。そこで、平成29年度決算書を参考に、村税について質問をさせていただきます。

1、平成29年度の現年課税調定額に対して、納期内に徴収できた、その徴収金額と徴収率を伺います。

2、滞納金額に対して、納期を過ぎてから任意、もしくは差し押さえなどの手段によって徴収され、整理済みとして処理された、その現年課税分滞納金額と徴収率を伺います。

3、納期内外合わせた平成29年度課税調定額の収入金額と収入率を伺います。

4、課税調定金額から収入済金額を引いた金額は、年度内に徴収することのできない滞納繰越金額となるが、その滞納繰越金額、徴収不納率を伺います。

5、時効を待たずに納税義務が消滅して欠損処理された税金があれば、その金額を伺います。

6、地方税の不納欠損処理について、地方自治体が不納欠損として税を処理するための基準を伺います。

7、滞納繰越分の徴税費の増加によって税収の増加を図ることが可能であるとしても、税収確保のために幾らでも徴収費用を費やされてもよいというわけでもない。重要な問題は、税収入の増加、あるいは滞納額や不納欠損額を低下させるためにどの程度の費用を投入するかである。最小の徴税コストで最大の徴税成果を上げることである。その取り組みについて伺います。

2点目であります。那覇広域都市計画区域の見直しについて伺います。東海岸地域の土地の

効率利用であります。

村民の生活は永久である。地域社会の発展は無限である。人間生活の基盤は土地である。立地の有利性は、土地の効率的利用によって地域の発展につながる重要な課題である。総合的視点に立って土地利用の具体化を進めなければならない。

1、中城村、北中城村が新年度から都市計画の区域見直しに向けて、両村長が共同で取り組むことが新聞で報道されている。現行の都市計画の位置づけでは開発に強い規制がある。見直しまでには一定の年度がかかるとみられる。それまでに体制の確立、準備である。計画区域の変更決定権限を持つ県などに、両村長で連携をして要請し、実現をしたい。中部広域都市計画移行で東海岸地域の津波対策を含めた防災機能を持つ公共施設の建設、公園整備、商業施設の誘致、新たな住宅用地の確保で、周囲の土地の効率を高めていきたい。村長の所信を伺います。

2、人口減少、高齢化社会の到来、東海岸一帯の人口の伸びが鈍化する中で、世帯分離の傾向が今後も続くと思込まれることから、那覇広域都市計画区域の見直しを強く要請しなければならない。村長の見解を伺います。

3、中部広域都市計画区域で現在、市街化区域と市街化調整区域の線引きはない。両村は中部広域都市計画への移行などで土地の有効活用を広げて、都市計画区域における将来の人口や産業の動向である住宅地等の円滑な供給と計画的な整備を進めて、無秩序な市街地が形成されないように住みよいまちづくりの開発である。改めて村長の決意を伺います。以上であります。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、大城律也議員の御質問にお答えいたします。

村税について御質問がありますが、詳細につ

いては担当課長に答弁させたいんですが、基本的に我が村は徴収率は非常に高いほうなんです、県内でも。現年度分になると99%、全体でいっても96%ということになっております。県内市町村では上位のほうということです。ですから、不納欠損、確かにありますが、これはどうしても生活困窮者、納税したい、できないという方々が結構いらっしゃいます。ですから、この方々も踏まえて少しずつでもいいですよと言いながら、村長も一緒になって回ったりなんかしております。さらには県税とも連携協力をしながら、そういう取り組みは、今、職員は非常に一生懸命やっているところであります。そういう意味では、徴収係の頑張りですね、こういう、100%は到底それは無理な話ですけども、どうしても中には大変厳しい方々がいらっしゃるという現状を踏まえると、徴収係のその頑張り、私は評価してもいいんじゃないかなというふうに思っておりますが、ただ、議員から細かい御質問がありますので、それに関しては税務課長のほうに答弁をさせたいと思っております。

2点目の那覇広域都市計画区域の見直しについてであります。3点ほどありますが、これは3点、恐らく関連するだろうと思っております。新聞紙上で両村長が那覇広域から中部広域都市計画に移行したいということを言いました。実はもう内々に、県知事にも、正式な要請ではないんですが、直接お話をし、ぜひそれを考えてもらいたいということで、両村の人口の伸びは非常に著しいものがあるということで、どうしても調整区域、さらには農振地域がかぶっていて、長年それが解決されないということを訴えてきました。玉城デニー知事もそのことを真剣に受けとめていただいて、県議会の質問で、ぜひそれについては努力していきたいということがありました。当然、副知事からも私にそういう連絡がありました。一緒に頑張りましょう

ということがあったので。我々としては、新年度早々、県知事にもぜひ要請をしていきたいと思っております。

ただ、これはあくまでもトップ同士の話でありまして、まだ正式にどうしろということで事務方におろしておりません。これはもう、まず両村長が花火を打ち上げてやらないと動かないんじゃないかということも踏まえて、新聞報道をやりました。早速もういろいろなところから、それがどうなっているんだということで来ておりますので、これは、ただ打ち上げるだけじゃなくて、これからは要請をしっかりと、事務体制も強化しなければならないと思っています。

ですから、区域の見直しをするのか、あるいは両村だけの区域にするのかとか、これはいろいろ方法があらうかと思っております。ですから、村としては、調整区域の中では住宅地の確保ができない、そしていろんな開発ができないということがありますから、その点も踏まえてぜひ県と調整をしながらやっていきたい。

そして、議員が御指摘の無秩序な市街化が形成されないようにということは十分把握をしながら、守るところはしっかり守っていく、開発するところは開発していくということをしっかりとやらないといかんだろうと思っています。

ただ、それには事務体制、役場内部の体制を自分たちで決定しなければならないので、そういう強化をしなければならないということがあります。ただ線引きを直せばいいというものじゃなくて、直すには自分たちで計画をして、自分たちでその処理をして、立案していかないといけないということがありますので。この体制の強化もあわせて考えないといけないと思っております。

ですから、この中身が今非常に重要なんですね。一緒に県もやろうということになっていきますので、この中身を充実させていくということをしてこれからしっかり取り組んでいきたいと思っ

ています。

○議長（名幸利積）

税務課長。

○税務課長（奥間かほる）

大城律也議員の質問にお答えいたします。

まず1番目の村税、滞納と不納欠損についてですが、平成29年度の徴収実績及び徴収業務の取り組みについて、下記のとおりお答えいたします。

なお、報告数値に含まれるのは、村民税、固定資産税、軽自動車税であります。

まず1番目ですが、納期内の収納済み額といたしましては20億9,930万6,000円、徴収率は90.8%です。2番目の納期限経過分収納済み額は1億9,258万7,000円、徴収率は8.3%、3番目におきまして、29年度、現年課税分の収納済み額が22億9,189万3,000円、現年度の徴収率は99.2%、滞納繰越分収納済み額が3,245万7,000円、その徴収率は34.9%、合計いたしまして23億2,435万円、合計の徴収率は96.8%となっております。

4番目のほうの現年度の課税分の滞納繰越額といたしましては2,018万8,000円、収納未済額が0.8%、それと過年度分の平成2年から28年度にかけましての滞納繰越額が5,225万7,000円、収納未済額が56.2%となっております。合計いたしまして、滞納繰越額が7,244万5,000円で総収入未済額は2.9%であります。

問いの5番目の時効を待たずというのは、3年停止及び即減だと思しますので、停止3年時効で消滅した額といたしまして177万9,000円、即時消滅は116万8,000円となっております。

6番目の税を不納欠損として処理する場合の基準ですが、これは関連法といたしまして、国税徴収法の第153条と地方税法第15条の7に基づき、北中城村税滞納処分の執行停止に関する事務取扱要綱第4条に定めています。不納欠損になるものは執行停止が前提となっております。

で、その場合の要件は、1つ、滞納処分をすることができる財産がないとき、2つ、滞納処分をすることによって、その生活を著しく困窮させるおそれがあるとき、これは生活保護と同等と考えております。3番目に、滞納者の所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるときとなっています。

7番目にしましては、徴収係は正規も含め4人であります。その中で預金や給与を押さえたり、タイヤやミラーズロック、また不動産の差し押さえ、家宅捜索などやっており、29年度の差し押さえ件数は28年度の140件から216件と76件ふえ、村税の徴収率は1.4%の96.82となっており、年々増加していて、費用対効果は十分にあると考えております。以上です。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

私のほうからは、村長の意見に補足する形で、現在の北中城村の状況、これについて御説明したいと思います。

北中城村におきましては、昭和47年に沖縄県によりまして那覇広域都市計画区域に指定されております。昭和49年に市街化区域及び市街化調整区域、これの線引き、区域区分が決定されております。

これまで市街化調整区域におきます都市計画法第34条第11号に規定されております、これは調整区域内での緩和措置というものがあるんですけれども、こういった対応もこれまでやってきております。また、島袋や美崎、あとアワセゴルフ場跡地で実施されました土地区画整理事業、土地区画整理事業といいますのは、宅地をつくっていかうという事業なんですけれども。事業を展開していく中で、こういった地域を市街化区域へ編入という形で、市街化区域の拡大をこれまでやってきております。

現在、村内全体におきまして、人口が全体的

には微増傾向でございますけれども、まだ各集落においては、また減少傾向も見られる地域もございます。そのために、北中城村を取り巻く内外の状況をですね、調査や村としての将来のあり方を見据えたまちづくりの検討がまず必要ではないかと考えておまして、一概にこの区域の見直しについてすぐ実施できるものではないと考えております。

現在、北中城村第4次総合計画ですね、前期基本計画、これは期間としては平成27年から31年というものの基本構想に、まず、「人と緑が輝く健康長寿と文化のむら きたなかぐすく」という将来像が過去に村議会において承認をいただいている状況でもございますので、これに沿ったまちづくりを今後取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

それでは、村税について、再質問をさせていただきます。

1つ目であります。納期内で納めなかった場合に対して課せられる延滞金、これも発生をすると思いますが、この延滞金、完全徴収に取り組んでいるか伺いたいと思います。

○議長（名幸利積）

税務課長。

○税務課長（奥間かほる）

延滞金につきましては、納入された時についている延滞金を徴収しておりますので、納入された分に関しては徴収しております。以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

2番の再質問であります。滞納税金の回収のために差し押さえた財産を換価するための手続をとった事例があるかどうかお伺いいたします。

○議長（名幸利積）

税務課長。

○税務課長（奥間かほる）

不動産の差し押さえ等に関しましては、本村独自ではちょっとできませんので、県税及び他市町村とともに差し押さえた分の私たちの分の配当分をもらっています。以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

今ちょっと最後のところ少し、他市町村という。

○議長（名幸利積）

税務課長。

○税務課長（奥間かほる）

他市町村といいますのは、近隣の沖縄市であるとかうるま市、県税のほうと一緒にタイアップしてやっていますので、そのときに応じて市町村は変わります。そのケースに応じてかかわっている市町村が違いますので。以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

ちょっとよく理解できないんですが、例えば納期内に納めなかった人が村内にいるわけですよ。そのときに、この財産差し押さえをするというのは村のほうでやるんじゃないんですか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 6時42分 休憩

午後 6時45分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

僕がお伺いしているのは、そういう差し押さえして、いろんな手続を済んでですよ、最終的に差し押さえをした財産、村自体で換価をした事例があるかないかをお聞きしているんです。

なければいけないでよろしいです。

○議長（名幸利積）

税務課長。

○税務課長（奥間かほる）

村独自での換価はありません。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

わかりました。ありがとうございます。

次にいきます。

3番目です。再質問を行います。

滞納繰越分収納済額に対しての延滞金はどれぐらいになりますか。

○議長（名幸利積）

税務課長。

○税務課長（奥間かほる）

すみません、ちょっと決算書を持っていないくて、細かい数字がわかりませんので、あとで報告したいと思います。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

じゃ、後日お願いいたします。

3番目の2番目について再質問します。

滞納した人の滞納徴収率34.9%であるという報告を受けておりますが、この滞納する人は、滞納が長引く傾向にあるのかなというふうに思うんですが、毎年毎年新たな人がかかわってくるのか、あるいはずっと大体同じ人になるかということではありますが、お願いします。

○議長（名幸利積）

税務課長。

○税務課長（奥間かほる）

滞納する方はさまざまありますが、毎年ちょっとずつおくられて払う方ももちろんいますし、あとまた、病気等、あるいは失業等で収入が激減して払えなくなる方もいますので、一概に同じ方とは言えません。なので、滞納を起こさな

いたために現年度から徴収率を上げるように努力しています。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

わかりました。

4番目の再質問をさせていただきます。

合計滞納繰越額で翌年度へ滞納繰り越しされる金額とその繰越率を伺います。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 7時49分 休憩

午後 7時52分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

税務課長。

○税務課長（奥間かほる）

合計滞納繰越額の7,245万5,000円がそのまま繰り越され、それは全体の2.9%に当たります。以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

新年度にそのまま繰り越されているということでもいいわけですね。わかりました。

それでは、再質問です。5番目に再質問いたします。

執行停止と即時消滅とありますけれども、その要件と具体例を伺います。

○議長（名幸利積）

税務課長。

○税務課長（奥間かほる）

それは6番のほうで御説明いたしました（1）、（2）、（3）が停止条件で、具体的にいいますと、給与及び財産とか全部調べて、この方に財産がないときとか、もう本当に困窮世帯であり、生活保護の申請をしたいんですけどもというぐらいのレベルの人たちを停止し

ています。それが3年たったときに消滅しています。あと、即時消滅は、もう本当に生活保護になった人、あるいは破産宣告の方たちが即滅、その場ですぐ、3年を待たずして消滅することを言っています。以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

これは3年というのは、村条例なのか、それともこの自治体の取り扱い、地方税、消滅時効5年というのものもあるんですけれども、どちらが、3年が優先だとは思うんですけれども、この違いをちょっとお願いします。

○議長（名幸利積）

税務課長。

○税務課長（奥間かほる）

5年というのは、普通に滞納が始まって5年、何もせずに経過したときは5年で落ちますが、その前にいろいろ調査をかけて、停止というのは、もうこの方が払える力がないというんですかね。そうした場合に3年の期限が始まります。それで、5年より先に3年の期限が来たときには3年で消滅という形です。3年より手前に5年の期限が来たときは5年で消滅という形になります。以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

これは、税務課長、この停止と即時消滅というのは大体似たような条件になりますか。

○議長（名幸利積）

税務課長。

○税務課長（奥間かほる）

似ているというよりは、停止のさらに重たいというか、のが即時消滅です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

わかりました。ありがとうございます。

それじゃ、7番、最後になりますが、7番目について再質問します。

140件から216件、増加しているわけですが、1件当たりのこの徴収のためにいろんな努力をしていると思うんですけれども、大体幾らぐらいの費用がかかっていますか。

○議長（名幸利積）

税務課長。

○税務課長（奥間かほる）

費用に関しましては、まずこの滞納者宛てに特定記録という、差し押さえますという通知を送るのが242円、その後、あと銀行とかに調べる費用が1通当たり330円等になっていますので、約600円ぐらいが郵送費用とか手数料になります。以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

金額的に600円ぐらい掛ければいいわけですね、この件数にですね。わかりました。

次にいきます。

徴収を担当する徴税吏員といいますか、職員といいますか、これは裁判所の令状がなくても家宅捜査を行える職員、権限をお持ちになっているわけですね、お聞きします。

○議長（名幸利積）

税務課長。

○税務課長（奥間かほる）

そうです。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

わかりました。

3番目、再質問であります。

税金の滞納額が多額である場合、または納付意識が極めて希薄である場合など、徴収が困難であると判断した場合は、税務課を中心に徴収

チームを結成する必要があると私は考えるわけですね、今4名しかいらっしゃらないわけですから。大変な業務であることは十分承知しております。そういう中で、行政を挙げて、そのチームをつくって作業をされているのかどうか伺います。

○議長（名幸利積）

税務課長。

○税務課長（奥間かほる）

現在のところ税務課だけでやっております。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

わかりました。できるだけこの時間外とかいろんな対応をされていると思いますんで、できたらそのチームをつくってやっていただきたいなというふうに思っております。

税務課長、税金の申告期間で大変忙しい中、こういう質問させていただきました。ありがとうございました。

以上で税務関係については終わります。ありがとうございました。

続きまして、那覇広域都市計画区域の見直しについて再質問させていただきます。

まず最初の件について質問いたします。

市街化調整区域における都市計画法第34条の11号、規定に基づく住宅緩和区域の取り組みで、島袋地区、美崎地区、アワセゴルフ場跡地の市街化区域への編入は高く評価するものであります。緑や農との共生である。住民の心身や健康で文化的な生活を送るという上で重要なものである。一定程度保全が図れることが重要である。これらの社会経済情勢の変化にも対応したまちづくり計画の取り組みが必要である。北中城村まちづくり基本構想をもとに緑と農の共生が必要と考えますが、その辺いかがですか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 7時59分 休憩

午後 8時01分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（新垣邦男）

まず、見直しがまだまだなんですね。やりたいという強い希望であります。ですから、もし見直しがされると、そこはしっかり計画を立ててどうするかということを村で考えなければいけないわけです。ですから、先ほど担当課長からあったように、今、第4次総合計画があります。それには入っておりません、これは。ですから、それをまた再度見直しをしなければならぬのかなと思っていますんで。仮定でそういう話はなかなかできないんですけれども、まずそれを目指そうということで、目指して、それが実現可能性があるんならば、当然計画はまた見直ししなければいけない。それまでは第4次総合計画ですつといくしかないわけですね。そういうことです。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

それじゃ、次に移ります。

現在、人口増加傾向にある本村でもありますが、今後は人口減少が見込まれている。特に年少人口、生産年齢人口の減少である。少子高齢化の進展である生産年齢人口の減少により、税収に減収が予想されるわけですね。人口減少が財政に与える影響ということでもありますので、まずこの那覇広域からの脱却の中で、東海岸地域の開発は大切であるというふうに考えておりますが、その辺をお聞きします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

今、那覇広域から外れた場合の開発の話をな

さっているのかなと思うんですが、現段階では、東海岸、当然視野に入れながらやらなければいけないと思っています。これまでも地権者の皆さんを何とか集まってもらって、計画の見直し、そして東海岸のまちづくり計画をつくって一緒にやりましょうというんですが、なかなか全てが御理解いただけるものではなかったのが前に進まないという現状があります。

ですから、今やるべきことは、今の現状の中でどうするかということをもっと進めていきたいなというふうに思っているところであります。当然、東海岸を努力しないといけないということを頭に入れておりますが、ただ、現状では調整区域、あるいは防災対策等々を考えて物事を進めないといけないので、なかなかハードルが高いなというのが現状であります。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

わかりました。

最後になりますが、人口の減少と高齢者の増加を前提に、住民が健康で快適なライフスタイルを送ることができるまち、人口や年齢構成の変化に対応して経済活動が営まれるまちづくりであります。村全体の土地利用のあり方等について、長期的な視点に立って村の将来像を明確にして、その実現に向けての大きな転換のチャンスであるというふうに思っているわけであり、極めて重要な取り組みであるというふうに思います。都市計画区域の具体的な都市計画の見直しに当たっては、北中城村まちづくり基本構想、この中で基本的な考え方を示す方針を策定すべきであるというふうに思います。議案作成を目指して、都市計画手続をさらに進めていただきたいなというふうに考えております。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

当然その都市計画の広域化の見直しについて、それが実現可能性が出てきたと。時期がいついつごろになるんだということになると、これはもう大幅な見直しというんですかね。総合計画の見直しをしなければならんだろうと思っております。ですから、それが実現するために、またしっかり今の第4次総合計画を、これに基づいて進めていながら、将来的なまちづくりを広域化の見直しに伴ってやっていくのは必然です。ですから、しっかり取り組みたいと思っております。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

ぜひお願いしたいなと。この那覇広域都市計画区域の中で、市街化調整区域がまだまだ80%ぐらい占めているわけですね。これからのまちづくり、このような那覇広域都市計画区域の中で40年の制約を行ってきたわけであり、ぜひ今後ともそういう状況を変化を求めて、中部広域都市計画区域に編入できるように全力を挙げていただきたいなと、私自身もそう思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上であります。

議長、ありがとうございました。終わります。

○議長（名幸利積）

以上で本日の日程は全部終了しました。

議員各位、執行部の皆さん並びに傍聴の皆さん、大変御苦勞さまでした。本日はこれで散会します。

午後 8時07分 散会

平成 3 1 年第 2 回北中城村議会定例会会議録						
招 集 年 月 日	平成 3 1 年 3 月 8 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	平成31年 3 月20日 午後 6 時00分			議 長	名 幸 利 積
	散 会	平成31年 3 月20日 午後 9 時03分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出席 等別	議 席 番 号	氏 名	出席 等別
	1 番	安 里 道 也	出	8 番	喜屋武 すま子	出
	2 番	稲 福 恭 秀	出	9 番	天 久 朝 誠	出
	3 番	伊 集 守 吉	出	1 0 番	比 嘉 義 弘	出
	4 番	大 城 律 也	出	1 1 番	山 田 晴 憲	出
	5 番	上 間 堅 治	出	1 2 番	比 嘉 義 彦	出
	6 番	金 城 高 治	出	1 3 番	比 嘉 次 雄	出
	7 番	比 嘉 盛 一	出	1 4 番	名 幸 利 積	出
会 議 録 署 名 議 員	1 1 番 議 員		山 田 晴 憲			
	1 2 番 議 員		比 嘉 義 彦			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	新 垣 邦 男		教 育 長	砂 川 恵 重	
	副 村 長	比 嘉 聰		教 育 総 務 課 長	喜 納 克 彦	
	総 務 課 長	仲 本 正 一		生 涯 学 習 課 長	與 儀 光 敏	
	総合調整監兼企画振興課長	石 渡 一 義		建 設 課 長	瀬 上 恒 星	
	会 計 課 長	米 須 清 喜		農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	楚 南 兼 二	
	住 民 生 活 課 長	名 幸 芳 徳		健 康 保 険 課 長	安 里 直 彦	
	税 務 課 長	奥 間 かほる		農 林 水 産 課 参 事	鹿 島 直 昭	
	上 下 水 道 課 長	安次嶺 正 春		学 校 教 育 指 導 主 事		
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第5号

平成31年3月20日（水曜日）

1. 開議 午後6時00分

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

一 般 質 問 通 告 書

順位	質 問 者	件 名
7	伊 集 守 吉	1. 村道1号線（仲順、屋宜原線）の道路改修について
8	安 里 道 也	1. 多目的アリーナ建設事業について 2. 教育支援について
9	比 嘉 義 弘	1. パークサイドの壁の崩落 2. 二元代表制の一環として 3. 村長の公約 4. 新規事業 5. 職場内の環境
10	喜屋武 すま子	1. 村民体育館の駐車場について 2. 交通弱者への支援について 3. 障がい者の雇用について

○議長（名幸利積）

皆さん、こんばんは。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午後 6 時 0 0 分）

日程第 1．一般質問

○議長（名幸利積）

日程第 1．一般質問を行います。

順次発言を許します。

伊集守吉議員。

○3 番（伊集守吉議員）

通告に従い、一般質問を行います。

村道 1 号線（仲順、屋宜原線）の道路改修について。

（1）北中城村は、観光立村を目指し、観光協会を立ち上げました。近年、イオンライカム周辺は大変なにぎわいを見せており、それに伴い、村道 1 号線を利用しホテルコスタビスタへ宿泊する観光客も大幅に増加していると思われます。

さて、屋宜原交差点の問題については、平成 23 年度の地域懇談会において、屋宜原自治会から要望いたしました。この交差点は、国道 330 号線ライカム方面から村道 1 号線に左折する際、急角度になるため、大型バスが曲がれない状況です。特に屋宜原から国道に出るため駐車している車があれば、左折ができません。その対策を村長に伺います。

①大型車でもスムーズに左折できる道路改修が必要だと思いが。

②屋宜原地域懇談会で出されたこの件に関する要望事項を村で検討したことはあるか。あるなら、検討した結果を具体的に伺いたい。

（2）村道 1 号線（仲順、屋宜原線）は、通学路、役場往来や観光道路としても大変重要です。喜舎場高台にはあやかりの杜、ホテルコスタビスタ、現在建築中の大型ビルもあり、観光

バスや大型の工事車両がひっきりなしに通過しています。今後ビルも完成すると、さらに交通量は多くなると思います。屋宜原から喜舎場までは児童生徒の通学路で、歩道に安全対策が十分でないところもあり、大変危険です。

また、五、六年前には大きな土砂崩れが発生し、一定の期間道路が通行できず、住民は石平から迂回するような不便を強いられました。この村道は、あやかりの杜から屋宜原公民館付近まで道路に大きな亀裂が沈下している場所があり、現在アスファルト等で応急処置として補修された場所が至るところにあります。自治会の役員会でも議題となり、地震や大雨などで大規模な地滑りが発生しないか大変危惧しています。そこで、村長に伺います。

①村道 1 号線の抜本的な道路改修が必要ではないか。

②地質、土質調査は行ったことがあるか。あれば、その結果を伺いたい。

③歩道のガードレール設置などの安全対策。以上です。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、伊集守吉議員の御質問にお答えいたします。今回こういう形で素晴らしい資料も準備していただいて、わかりやすく、大変ありがとうございます。

議員御指摘のとおり、この村道仲順屋宜原線については、これまでも議会でも、地域懇談会でも出ております。我々も非常に懸案事項の一つとして、どうにかしなければならないということを常に思っているところなんです。御質問の中で、検討しているのかということですが、当然、前から検討はやっています。ただ、今御質問があるように屋宜原入り口の問題、そして急カーブがある、それをどういう形でやるのか。簡単に拡幅といっても、用地の問題があるとい

うことも非常に懸案事項でありますので、逆に別のルートということも考えられないとか、いろいろ内部ではそういう検討は重ねているところでもあります。

ただ、議員御指摘のとおり、本当に観光客も多くなっているということですから、ぜひこれは新年早々に県や国にも要請しながら、財政的な確保もあわせてやっていきたいと思っております。既存の道路に、当然それを基本とするんですが、余り執着することなく、ほかにいい方法はないのかどうなのかということも踏まえて、ちょっと専門家とも協議をしていきたいなと思っております。

地域住民の皆さんが御心配するのはもう重々承知をしておりますので、村としてもこの重要道路を早急な対策を講じていきたいというふうに思っているところでもあります。

経緯と今後の考え方等々、そして2番目、3番目の点については、担当の建設課長のほうに答弁をさせたいと思っております。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

それでは、私のほうから（1）の②番及び（2）の①、②、③につきまして御説明いたします。

まず（1）の②番、屋宜原地域懇談会で出された、その後での村の検討はということの御質問なんですけれども、平成25年度におきまして、これは委託業務として、村道と国道が交差する交差点につきましては、大型車両の通行、もしくは一般車両の通行、この分も含みまして検討いたしております。

続きまして、（2）の①、先ほど村長も申し上げましたとおり、村としまして最近では、直近では平成26年、過去には平成17年にあの路線上で地滑りが発生しておりまして、災害復旧として対応した経緯もございます。村としても

重要な路線としては十分認識しているところでございます。やはりこちらの重要路線でありますし、拡幅ないしは線形の変更、こういったのを含めると、かなり大規模な工事になると予想されます。こういったものを村単費で対応するというのは大変困難ではないかというふうにも認識しておりますので、どうかして国とか県の補助をいただけるような交渉をこれからまた進めてまいりたいと考えております。

2番につきまして、地質、土質調査を行ったことがあるかという件なんですけれども、実際、平成17年、平成26年に斜面が滑り落ちた際に、原因が何かということ調べるために、この時点でボーリング調査を行っております。ボーリング調査の結果を見ますと、大体斜面の表面から2メートルから3メートル程度は表土、もしくは埋め土の層がございます。その下に泥岩層と言いまして、ちょっとかたい層があるような場所でございます。

現在の道路の状況から見ますと、もともと斜面を一部削って、平らな部分をつくって通行に要しているような形状ではないかと予測されるんですけれども、また、これまでホテル等が建築された際に、やはり通行車両の増に伴いまして、道を広げていったという経緯があるというふうに推測されます。ですので、実際、もともとあった山を削って整地して道路を整備しておりますので、完全に安定しているというような道路ではないということは認識しております。

続きまして、3の歩道のガードレール設置などの安全対策の件なんですけれども、現在、建設課におきましては、道路維持修繕として、部分的に老朽化しておりますガードレール、ガードパイプ、アスファルト舗装面もそうなんですけれども、順次修繕、全面的に修繕というのがちょっと予算的にも難しいところもございますので、部分的に広いところにつきましては順次行っている状況でございます。以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

最初に、この村道1号線の状態を説明してから質問をしたいと思いますので、手元の写真を見てください。

まず、1番からです。①の写真は屋宜原入り口の写真です。この写真から、ライカム方面から来た大型車両は自車線では曲がりません。国道に出る車が停車していたら、絶対に曲がりません。

ガードレールを見てください。先のほうが潰れています。多分これは大型車両がぶつけたんじゃないかなと思っています。

次に2番です。②の写真です。これは屋宜原公民館から上のほうにちょっと行ったところの写真です。止水栓の周りがですね、へこんでいるんですよ、大分。この止水栓が浮き上がっている状態ですね。その手前の白いところは沈下しています。

3番目の写真です。この写真はあやかりの杜向けの左側にある建物の少し上のほうの写真です。ここは大分沈下しているんですよ。これを工事している方に先週聞いたんですけど、これは15センチは沈下しているらしいです。アスファルトを2回に分けて埋め戻すようなことを言っていました。

この4番目の写真です。これは道路、道路にはこんな大きな亀裂が入っていますね。こういった亀裂がですね、アスファルトでかため舗装したところが至るところにあります。

次、5番目です。この写真はあやかりの杜手前の大きなカーブになっているところです。道路を横断して亀裂が入り、段差がついています。ここで地滑りが起きると、連鎖反応で大きな災害にならないか心配しています。

以上がこの村道1号線の状態です。

なお、この写真は、12月19日、1月13日、3

月11日に写した写真です。

先週ここはアスファルトで応急処置をやっていますね。

では、ここで、写真の1番の屋宜原入り口のほうから質問いたします。

この屋宜原入り口の件は、平成23年度の地域懇談会から8年がたっています。これまで議会でも何度か取り上げられているみたいですが、何の進展も見られません。対応が鈍いと感じていますが、どうですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

確かに以前の懇談会でも出て、どうにかしたほうがいいんじゃないかということは重々我々も認識をしております。ただ、ここだけをやるというわけにはいかないはずなんですね。ですから、やるならもう全体的にこれはやらないと、恐らくここだけやったって、大きなものを通るとしても、議員が御指摘のように、また上のほうの混雑ですかね、それも大変心配であります。やるなら全体的な見直しを設計をかけてやらなければいけないだろうと思っています。そういう認識は十分持っています。

先ほど担当課長からもあったように、じゃ財源はどうするのということは極めて重要ですので、これ今、ぜひですね、県や国にもお願いをしながら補助を探してやっていきたいというふうに思っております。

我々も非常に懸念をしているんですが、仲順屋宜原線全体をどういう線形を持っていくかということを根本的に考えないと、一部一部ではなくて、本当に今ある基本路線でいいのかどうなのか、あるいは別な対応がないのかということも踏まえて少し検討しなければならないだろうと思っています。

大変、区民の皆さんには御迷惑をかけておりますが、早々にそれも対応していきたいと思っ

ております。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

答弁書を見ると、確かにいろいろあって、莫大な費用がかかると、そういうふうな返答になっているんですけども、ただ、自分が考えているのは、この道路の両側の建物とか、住居とかアパートですね、これを立ち退きさせて改修をやってくれとは言っていないんですよ。とにかくこの道路を、出口ですね、330号線の出口、向こうのほうを改修してくれと、これだけです。これに書かれているような、答弁書に書かれているような事じゃないんですよ。これ全て上から、あやかりの杜のほうから役場入り口までやったら、大変な莫大なお金がかかりますよ。だけれども、入口だけだったら大丈夫じゃないですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

これ以前にも出たんですが、国道から入り口ですね、屋宜原線入り口、これをやるには高低差があるんですよ、ありすぎて。だから、技術的に難しいと。見た目は簡単じゃないかとおっしゃるんですが、これは国道とその下の屋宜原の高低差があって、これ短い期間で、本当にこれは大型車がおられるかということで問題になって、なかなかそれも厳しいなと思っています。

ただ、議員がおっしゃるとおり、ここだけでいいよという話にはならないと思うんですね。じゃ、上をいつやるかという話になるので。我々としては一体として考えたいと思っています。当然そうじゃないと、なかなか予算もおきませんし、国との協議というのはなかなか難しいだろうと思っています。

ですから、その辺は十分県や国ともこれから

ぜひ協議をしたいと。国に話はしてあります、県にも。どうにかしないと、これもう年々観光客が多くなって大変だよという話はしているんですが、なかなかいい返事をもらえないので、再度強力に私はその交渉をやっていきたいと思っています。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

わかりました。

だけれども、物すごい長い期間になりませんか。上から入り口までだったら。それを村としてどう考えているかですね。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

今、期間は言えないんですが、やっぱりこういう道路改修をやる場合は、地権者の同意、そして周辺住民の同意、交通をとめなければいけません。そのときの対応の問題をどうするかということ細部にまたがって協議が必要なんです。ですから、例えばその中で地権者が嫌だという話になると、なかなか進まないということにもなりかねません。今、私がやりたいのは、県や国に行って、とにかくこの危険な、今そこで災害が起こったら目も当てられないよというような話をしながら、何とかそこにお金を投入してほしいと。そういう補助メニューがあって、それが活用できるというのであれば、次は地権者の皆さんとの交渉をやって設計をしていくということです。これは時間がかかるんじゃないかとおっしゃるんですが、将来的に見て、なるべく早目に私はやりたいなと思っています。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

あと1つお聞きしたいんですが、今建物が建っていないところから改良するとなると、これ

は高低差だけがひっかかっているんですか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

これは平成25年度に設計をした際に検討した中で、現在、今国道に対して直角に、S字をもって直角につながっているような形の三差路の形状になっているんですけれども、ちょうどこちらの高低差及び大型車両がもし曲がってきた際に、どういうタイヤの軌跡、タイヤの曲がり方をするかというのを図面上で確認しております。そうした場合に、現在の道路面積では逆に大型車両の左折は現状では難しいというのも確かに確認されておりますので。実際それをどう対応するかといいますと、もう道路自体の幅と、あと取りつけ方ですね、道路へのぶつけ方についてを全面的に修正しないと、先ほど議員がおっしゃられたような国道側からの大型車両の左折は可能にはならないという状況になっております。

ですので、この辺につきましては、逆にこの現在の道路の周辺、恐らく今、国道を挟んでちょっと谷になって、下に大きな水路が流れているんですけれども、その近くまで恐らく道路用地として必要になってくるのではないかと考えております。以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

わかりました。

なるべく検討してもらって、どうかお願いできないのかなと。もうここだけは本当に、観光バスが全然曲がれない。自分なんかもうそういう経験があるんですよ。曲がれなくて、北中インターから石平周りで来たこともありますので、ぜひお願いします。

次の2番目ですね。平成25年度に交差点の件で検討したとありますが、その内容と結果をお

願います。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

これは先ほど御質問の中でお答えしたとおりでございますけれども、これは現在の交差点の形が結局大型車両、もしくは普通車両、こういったものの通行についてどういう問題が発生しそうなのかということが1つです。それと、現状の形のままでもし左折を可能とするのであれば、やはり先ほど議員がおっしゃられたとおり、逆に村道側から国道に出る車をもっと後ろでとめて、実際停止線をもっと屋宜原の内側のほうですね、あそこでとめたら、逆に大型車両が曲がれるのではないかという検討もやっております。

実際こういった方法がとれるかということはこのつくった図面を持って、警察、あとは国道事務所にも、現状をもうちょっとよくできませんかということと相談に行きました。ただし、警察とかのお話によると、この停止線を逆に後ろにずらした場合、今置いてある信号機の位置自体が逆に勾配がきついもんですから、今度は停止線で待っている車が見えなくなる、信号が。ということは、信号をまた新しく作り直さないといけない、建て直さないといけないとか、あと、バックして今度は国道まで行くのに距離があるんで、逆にルール違反とか交通違反を逆に招きかねないといいますか、促進しかねないような状況になるのであれば、警察としてはちょっと賛成はできないみたいな御意見もいただいております。

そういうこともございまして、実際根本的に変えるのであれば、先ほど申し上げたとおり、道路自体の幅とか、そういったのも含めて全面的に考えて、新しい設計、ないしは方法を検討しないといけないのかなということで、平成25年度の設計業務は一旦そこで回答といいますか、

その状況となっております。以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

わかりました。

次ですね、（2）の①の件ですね。この道路は、村道1号線ですけれども、写真で説明したとおり、欠陥だらけの道路ですよ。地震や大雨などでいつ地滑りが起きてもおかしくないとは思っています。応急処置だけではなく、抜本的な改修が必要だと思いましたが、いかがですか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

議員が御準備していただきました写真等もあるように、現在やはり傷んでいる状況がかなり進捗しているというのはこちらでも認識しております。ただし、これ以上悪くならないと言ったらちょっと大げさにはなるんですけれども、部分的に維持修繕費が対応できる分に関しては順次対応しているところでございます。

ただ、これを抜本的にといいますと、あそこは斜面の途中に、中間に道路があるものですから、全体的に崩れないようにするためには山側、あと谷側に対する対応も考えないといけないです。道路部分のみの対応だと、結局は上から崩れたとか、下からまた崩れたということであれば、村道としての機能が果たせませんので。

そういうことになりますと、やはりこの村道を挟んだ前後の斜面、両サイドの斜面ですね。この部分につきましても検討が必要ということになりますので、どうしても道だけやれば、結局根本的に解決するかといいますと、それはちょっと違った考えになるかと思っております。以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

本当にこのままで補修、補修でやっていいものかと。後々、今アスファルトとか埋めたりして、どんどん多くなりますよね。この間にまた土砂崩れが起きないかと。

きょうもちょっと見たんですけど、この段差、この5番目のところなんですけれども、段差がついているところ、同じように段差がついているんですよね。切れているところから下がっているもんだから。ただ埋めているような状態なんです。あれで大丈夫なんですかね。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

今現在、維持修繕でやっておりますのは、完全に対応した形ではなくて、応急処置という形で捉えていただきたいと思います。この5番につきましては、道路を横断する形で排水路が入っております、埋めた形ですね。その排水路が入っている部分と、逆に入っていない部分の沈下するスピード、ないしはそういった下の地盤の強さの差がこの表面にあらわれているような状態でもございますので、こういったのが段差、走行に特に支障が出る部分に関しては、やはり現状の段階では維持修繕として、私どもとしては、今後に対応していかないといけないのかなというふうに考えております。以上です。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

議員が御心配しているのもごもっともだと思います。今、担当課長からあったように、我々としては応急処置ですね、維持修繕はしっかりやっていきたいと思っております。

ただ、抜本的な話となると、これはすぐ、いつまでにできますというのは今ここでは回答できないんですが、私としてはぜひ早々に県、国に要請して、この現状を訴えて対策を講じてほしいというお願いをぜひやっていきたいと思っ

ております。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

どうもありがとうございます。本当によろしくをお願いします。ぜひ国、県に要請をよろしくお願いします。

では、次ですね、2番目です。ボーリング調査を行ったと先ほども言っていましたけれども、この結果は、土砂崩れのところだけですか。それとも、その範囲はどの辺まで調査したんですかね。あの沈下しているところも調査していますか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

先ほど御説明の中でもちょっと触れたんですが、実際ボーリング調査を行いましたのは、地滑り、災害が発生した滑った部分の上の部分ですね、まだ地形として残っている部分、あと滑ったところの下の部分ですね。これを調べて、このあたりの地層がどうなっているかを調べたというのが、今回、平成17年と26年ですかね、この2カ所にわたっては行っております。以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

本当に土砂崩れは道路の上ですよ、起きたのはね。問題はこの道路なんです。これだけ亀裂も入って沈下もしていると。ここを何とかしないと、本当に土砂崩れが起きてからじゃ、もう大変なことになりますよ。屋宜原は全て石平を回り、サングリーン道路を回り、喜舎場もですけどもね。こういう状態ですので、ぜひその安全対策だけはお願いします。

じゃ、次にいきます。

3番目の件ですけども、ガードレールやガ

ードパイプの修繕は本当によく対応していると思っています。しかし、屋宜原公民館から上のほうからあやかりの杜近くまで、歩道にガードレールなどが設置されていないところがあるんですよ。大分あるんですよ。だから、これ本当に危険です。ガードレールがなくて、これから交通量が多くなったら、余計心配なんですよ。この安全対策、何とかできませんかね。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

ちょっと議員が御心配されている件につきまして、現在ガードレールがついている部分とついていない部分が何で違うのかというのから御説明したいんですけれども、道路自体はカーブがある場合に、走行している車がカーブが左に曲がる場合には、右側の外側にガードレールをつけます。何でもかといいますと、車は走っていて内側に切り込むことはまずないというのが前提なんですけれども。そういった場合にはカーブの外側につけるのが一般的です。

今回こちらのガードレールのついていない歩道、こちらにつきましては、現在車道と歩道に段差がございます。これが15センチ、ないしは17センチぐらい、場所によってはあるんですけども。こういった場所においては、直線部分を含めまして、車の一般的な走行速度だと、この段差では乗り上げないとか、そういった指標もございまして、実際は通行されているときには、あればあったで安心なんですけれども、実際つくるためにはある程度の私どもとしては根拠が必要になってまいります、法律的なものについてもですね。

だから、こういった状況も踏まえまして、現在まではそういった歩道部分に対しては、ちょうど内側部分についてはガードレールとかそういったのは設置していない状況になっております。以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

ガードレールがないところですね、学生とか学校へ行く、行き帰りですね。歩道から歩かんで、車道から歩くのもよく見るんですよ。ガードレールがあれば、この歩道から多分歩くと思うんですよ。そのまま本当にいいのかなと。今これ本当に交通量が多くなるのに、そのまま、ずっとそのままでもいいんですかね。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

議員がおっしゃるとおり、ずっとそのままでもいいのかとおっしゃられると、ちょっと回答に困るんですけれども。やはりこういった歩行者の誘導に関しましては、歩行者に対しては横断防止柵とかという、またガードレールとはちょっと、ガードレールというのは基本的には車に対するもので、歩行者に対するものはガードパイプ、もしくは細いタイプのやつですね。そういったものがございまして、そういったものが車に対してじゃなくて、歩行者のための横断防止柵、ないしははみ出し防止に対する対策がとれないかということは、ちょっと私どもでも検討したいと思います。以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

本当にですね、この安全対策だけはもう本当に子供たちのためにもぜひ必要だと思っていますので、ぜひ検討して、できたらお願いします。

最後にですね、これはもう質問じゃないんですけれども、今後ですね、この1号線は、本当に一般車両、観光バスなど、ますます通行量が多くなると思います。この道路は一本道で、屋宜原からあやかりの杜までの間に回り道はありません。ここで災害が起きてしまうと、本当に

通れなくなってしまうと、村民、観光客ですね、一番困るのは屋宜原なんです。もう本当に遠回りしかできない、回り道がないもんですから。だから、これは本当に災害が起きないうちに、早目にこういうのは対策をとってもらいたいなと思っています。

補助事業として、県や国とも協議していくことですので、早急に取り組んでくださるようお願いして、質問を終わります。以上です。

○議長（名幸利積）

一般質問を続けます。

安里道也議員。

○1番（安里道也議員）

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、多目的アリーナ建設事業についてお伺いいたします。

さきの村長選において、多目的アリーナ建設は争点の一つでありました。そのとき村長は建設推進を掲げ、当選されました。しかしながら、その後、諸問題があり、進展が見られない状況にあります。この件に関しましては、村民から賛否両論がある中、いつになったらはっきりするのかという声が寄せられております。私も早急に解決しなければならない事案だと思っています。当局の具体的な推進に向けての道筋と諸問題の解決策をお伺いいたします。

続きまして、教育支援についてお伺いいたします。

将来の北中城村を担うのは子供たちであります。その子供たちの教育を支援していくことは、教育委員会の大きな役目であります。現在、国政において消費税増税に伴い、教育の無償化に向けての検討がなされております。また、奨学金制度においては、給付型奨学金を拡充することも検討されております。本村においてもこのような教育支援は充実、拡充していきたいものであります。そこで、教育支援の一つである奨

学金制度について伺いたいします。

1、現在の本村における奨学金制度の種類、内容、利用状況をお伺いいたします。

2、これまでも給付型奨学金制度の創設に向けて提案が何度かされておりますが、その後の進捗状況をお伺いいたします。以上であります。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、安里道也議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目です。多目的アリーナ建設事業ということで、なかなか進展が見られないんだが、どうなっているんだという御質問です。そのとおりであります。ただ、その諸問題というのは、現在、用地の買収が1件だけ滞っております。当初計画していた期間でできないのは、それが大きな要因で、今、用地の交渉もやっていますが、なかなか進展が見られないというような状況であります。

この多目的アリーナについては、体育館用地とあわせて、そこは公共でやるということで当初から仮換地もして、当然こちらに売っていただくという前提のもとに我々は作業を進めてきたんですが、その1件で今非常に滞っているという状況です。既に防衛省から補助もいただいて、一部用地の購入もしているところであります。ただ、そういう今現状を考えると、一時中断というような形になってきております。

ただ、一つやらなければいけないのは、まずこの用地の解決をしなければならない。用地の解決をして初めて現状に合った多目的アリーナがどうなのかということで、当初の計画どおりいくのかいかないのかということをもう一度、その時点で検証しなければならないだろうと思っております。

これは国の補助をいただいているので、やるやらないというのは簡単に結論は出せません。

そして、我々としては、そこは防災拠点という大きな位置づけをしております。じゃ、それにかわるものはどうするんだというまた問題も出てきます。ですから、早急に私としては進めたいんですが、まずこの用地の解決を早急にしながらやっていかなければならんだろうと思っています。今、国にもお願いして、もうしばらく待ってくれということで、わかったと、じゃ、今一時中断しましょうということの回答を受けておりますので、早目にこの用地の問題が解決しないと、なかなか前に進まないというのが現状でありますので、その辺は御理解いただきたい。我々としても精いっぱい、その事業を完成に向けていろいろ考えていきたいと思っております。

2点目の教育支援についてですが、これは教育委員会のほうに基本的な考え方を答弁させたいと思います。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（砂川恵重）

安里道也議員の質問にお答えいたします。

質問の①番、現在の本村における奨学金制度の種類、内容、利用状況についてお答えいたします。

貸与型の奨学金で、県内の短期大学、4年制大学ともに月額3万円です。県外は4万円、大学院のほうは5万円、現在25人が利用なさっております。

②これまでも給付型奨学金制度創設に向けての提案がありましたが、その後の進捗状況を伺いますということですが、育英会では給付型奨学金の創設について、何度か議論をしてまいりました。しかし、育英会の奨学金制度を安定的に恒久的に運営するには、現時点での給付型奨学金制度の創設は厳しいと、奨学金検討委員会では、結論に現在のところはなっております。以上です。

○議長（名幸利積）

安里道也議員。

○1番（安里道也議員）

アリーナ建設について再質問をさせていただきます。

現在、これまでもありましたように、用地取得の件で苦勞なさっているかと思います。改めて、建設課のほうでは先方のほうに交渉に行くという回答でございますが、これまでの内容と今回同じ内容で交渉に行くのかどうか、その辺お聞かせください。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

私どもが先方の地主様にお会いするときに提示できる条件は、基本的には当初の条件のままになると思います。ただし、現在、きょうの新聞各紙でもちょっとやっておりますとおり、沖縄県が地価の上昇が全国1位、平均でですね、というような状況もございます。逆に当時土地の鑑定評価をやっておりますけれども、現在のまた土地鑑定評価を行った場合、逆にそれに従えますかという話と、逆にそれが金額がもし上がった場合、実際今度は購入金額が高くなりますので、実際これに対する補助金の増額、ないしは村が単費で対応しないといけない部分も増額になる可能性もございますので、このあたりもまた、議会の皆様方にもお諮りして、このあたりが逆にできるかという問題も、それを解決しないといけないという問題もございますけれども。やはり基本的にはこれまでやってきた交渉の仕方になるかと思われます。以上です。

○議長（名幸利積）

安里道也議員。

○1番（安里道也議員）

今までと同じような交渉になるかと思いますが、なかなか先方には、これまでと同じように、御理解いただけない状況があると思います。

前議会のときに村長は、法的な措置も考えて用地取得のほうは必ず解決するというふうに聞いておりますが、そのようにして用地取得をしっかりと、裁判になるとは思いますが、そのような考えがあるかどうかお聞かせください。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

この用地は当初から公共でやるという約束のもとに土地を集積したんですね。それを了解いただいて、仮換地をやりました。今回、換地をします、まだの方に。換地をするので、その時点で、その地主の方がどういうことを判断なさるのが一応、私としては注目をしているなと思っています。

この土地は、御本人が買って使うとか、他人に売るとか、そうできない状況であります。これはもうどう待っても、将来的にですね、待ったとしても、村が諦めなければ永遠にそのままというふうになります。ですから、その地権者の方も、非常に将来的にはお困りになるんじゃないかなというふうに私は思っております。ですから、なるべく地権者の皆さんにも御迷惑かけないように、円満な解決をぜひ私は図っていきたいと思っております。ぜひその交渉を少し加速しながら、先方の御意見も聞きながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（名幸利積）

安里道也議員。

○1番（安里道也議員）

わかりました。できるだけ円満に解決していただきたいと思っております。

答弁のほうでは、見直しをしながら建設を進めていきたいと答えておりますが、現在の段階では、防災拠点、それからコンサート会場、スポーツもできる多目的な目的でやるわけですが、内容のほうに変更は考えていますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

議員御指摘のとおり、一番懸案事項は、用地の問題を解決しなければ進展しないということです。用地の問題が解決すると、もう当初の計画から年数たっております。当然皆さん御心配のように沖縄市にも1万人ができるということですから、この社会的状況が変わっていることになります。当然それは、じゃ、どうするかということをもう一度将来に向けて本当にそれでいいのかどうなのか。そして我々が目的とする防災拠点としてどういう機能でやれるのかということは、やっぱり立ちどまって考える必要も出てくるのかなという今思いはしております。

ですから、その辺を慎重に私としては対応していきたいと思っているところであります。ですから、まず、その用地が長引けば長引くほど、社会的状況が変化をしていくということですから、それはまた社会的状況を勘案しながら対応しなければならんだろうと思っております。当初の計画どおりに全ていくというわけにはいかないのかなという認識に至っております。

○議長（名幸利積）

安里道也議員。

○1番（安里道也議員）

事業が長期化することは、非常に財政にとって負担があるかと思います。また消費税も増税になりますので、これに関しては早目に、土地の問題ですね、解決していただいて。もし進めるのであれば、自信を持って進めていただきたいとは思いますが、村民の中から、この採算性についていろいろ声が聞かれます。そういった採算性について、これまでも考えてはいたとは思いますが、1億円の維持費がかかると言われていますので、それを補うぐらいの採算性は見込めるかどうか御説明をお願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

議員御指摘のとおり、消費税も上がるというような状況で、労務費、資材の高騰等々踏まえて、本当に環境が変わってきております。当然、当初計画どおり何も変えずにやるというのはなかなか無理があるのかなと今思っています。私も賛否両論あるというのは十分理解をしておりますので、その時点で本当にそれがいいのかどうかということ、やっぱりこれは議会にも説明しながら、村民の皆さんに説明しながら、納得いただけるような形じゃないと、この事業はうまくいかないだろうと思っております。この辺は私ももう一度慎重に将来を見据えた取り組み方をぜひ検討していきたいと思っております。

ですから、やっぱりいろんな状況を勘案しながら、決して焦ることなく、村にとって、村民にとってこれがよかったと言われるような施策にしていきたいと思っております。

○議長（名幸利積）

安里道也議員。

○1番（安里道也議員）

採算性についてはまだ検討、お答えいただけませんでした。そういった見通しはついているのか、今までどうだったのかどうかお答えください。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

その利用形態とか採算性についても、今アドバイザーを入れてもらって、いろんな角度で検討しております。例えばコンベンションの事業、そして、これから県が今、MICEをやろうとしています。そういう状況等々も踏まえて、北中城の規模で何が一番いいのかということも踏まえてですね。収益性の高いもの、当然当初は1億ということで、概算でやっているんですが、当然その1億がこれかかると、もたないだろう

と思っています。ですから、その辺はしっかり採算性を見越してやらないと、なかなか厳しいものがあるだろうと思っていますんで、その辺はしっかり頭に入れながら、考えていきたいと思っています。

○議長（名幸利積）

安里道也議員。

○1 番（安里道也議員）

よくわかりました。

この建設に関しましては、いろんな意見があるかとは思いますが、最終的には村民の利益になる施設にしていってほしいと思います。そのためにはいろんな方々と相談しながら、村民のためになるような施設を目指していただきたいと持っております。

続きまして、教育支援のほうに移らせていただきます。

村の奨学金制度としては貸与型のほうでやっているということであります。現在の高校生が進学するときにおいては、学費の負担が大変大きくなっております。県内の国立大学においても80万円ほど、おおよその金額ですが、すみません。私立大学では120万円、専門学校で100万円、そういった意味においては、高額な負担を強いられます。このような状況で、進学を希望する生徒のほとんどが日本学生支援機構の貸与型奨学金を申し込み、借り入れをして進学をしています。

この奨学金に関しましては、本人へ貸与し、卒業後本人が返していくシステムとなっております。しかしながら、現在の厳しい社会情勢から低賃金で返済が滞り破産するケースが年々ふえているような状況にあるようでございます。

そこで伺います。本村においてもこのような事例はあるのかどうか。そして、どのように対処なさっているのかどうか。よろしくお願いいたします。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

本村におきましては、破産、支払いが困難になることにより支払っていただけないような事例はこれまで1件もございません。ただし、確かに支払いが困難になって、そのまま払わないのではなくて、支払い期間を猶予してくれという相談は受け付けます。私たちもそれに対する猶予期間などもございますので、それはもう臨機応変にですね、1年なら1年、待つんだと、そういったので対応してございます。以上です。

○議長（名幸利積）

安里道也議員。

○1 番（安里道也議員）

そういったことですので、少し安心はしましたけれども、そういった滞ることがあれば、原資のほうが減ってきますので、生徒に対して細かい御指導のほう、返済の御指導のほうよろしくをお願いします。

続きまして、給付型奨学金制度について伺いたいします。

能力があるにもかかわらず、経済的な理由で進学を断念する生徒がいるかと思います。私はこういったことは人材の育成においてマイナスだと考えております。ぜひともこういった優秀な学生は、進学していただきたいとは思っておりますが、家庭的な、財政的な理由でどうしても進学できない、そういったケースがございます。そういった意味においても、給付型の奨学金制度を創設していただきたいとは思っております。

これまでの議会の答弁の中で、給付型の奨学金を創設するにはどれぐらいの財源が必要かということがありました。そこにおいては、教育長のほうから約400万円ほどがかかるという答弁がありました。私は、400万円と聞きますと、そんなに大きな額ではないかと、意外と少ないなというふうな感触は持っておりますが、この

財源確保に対して大変厳しいと言われておりますが、これまで財源の確保に対してどのような取り組みをなされてきたのかお伺いいたします。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

育英会のほうでは、委員会の中でたびたび給付型奨学金についての提案、例えば議会の中でそういった御質問があった場合に、その後の委員会の中において、実際、給付型奨学金ができるのかどうかというお話は、議題としてかけてはいます。毎回同じような結論になるんですけれども、現在の給付型にするのではなくて、そうするのであれば、もう少し人数をふやしたらどうかとか、そういった受け皿を大きくするのが本来育英会の目的ではないかと。そもそも給付型をやってしまいますと、常にお金が出ていく一方で、返済してもらえない。だから、そもそもの母体、本来の目的である行きたいけれども行けない子供の、何ですか、設立された趣旨自体が崩れてしまうんじゃないかということで、給付型奨学金についての資金集めるんだということは、一切まだしたことがございません。以上です。

○議長（名幸利積）

安里道也議員。

○1番（安里道也議員）

これは給付型の奨学金を私は貧困家庭の頑張っている学生に支援していただきたいという考えはあります。その点において、財源確保において、県内においては大きな企業がございます。そういった企業に御理解をいただき、資金調達をすることも考えてみたんですが、そういったことは考えてはいませんか。

それと、一昨年度でしたかね、教育支援の中で、北中城中学校への補助事業があります、ふるさと納税ですけれども。そういった資金も活用できないかどうか。そういったことを財源に

して、楽器補助の事業がありましたけれども、そういった教育支援の中の予算に入れていただきましたけれども、そういったふるさと納税、それから企業を活用していく、そういった面で財源を確保し、ぜひとも創設していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

議員の趣旨は非常に私もいいなとも思っております。ただ、給付型になると、これは育英会とは別にしなければならんだろうと思っています。育英会の趣旨はありますから、それとは別に給付型を創設するのにはどうするかということなんですが、それが一番頭の痛いところで。お金がたくさんあれば、早々にでもやれるんでしょうけれども、なかなか村としても今最も財政が厳しいということですから。議員の提案として、企業さんにもお願いしたらどうかということも踏まえて、これは一応、私からも当たってみたいというふうに思っています。どこまでできるかはあれですけれども、少し意見交換をやるには、これは村長がやったほうがいいだろうというふうに思っております。その御提案は一応預らせていただきたいと思います。

ただ、今、議員から提案があったふるさと納税に関しては、それぞれいろんな事業の配分しているんですね。ふるさと納税をいろんな事業に配分しないで、全てこれだけにするというものであるならば、可能性はあるかもしれませんが、なかなかそれは今現時点では厳しいだろうと思っています。当然ふるさと納税から教育に関する支援も出しているわけですので。それも提案としては非常におもしろいなと思っているんですが、ただ、給付型はもう少しですね、工夫というか、検討が必要だろうかと、私自身そう思っています。これは今後少し、他自治体がどういう形でやっているのか、北谷町さん

が少し第一歩、やっているようですが、そんなに金額は大きくないという話は聞いているのですが。どういう形でやれるのかというのを十分研究していきたいと思っております。

○議長（名幸利積）

安里道也議員。

○1番（安里道也議員）

前の答弁では400万円ほど、教育長が財源はあればできるというふうに答えておりますけれども、ふるさと納税の一部を充てるということは考えてもいいんじゃないかなというふうに思っております。

それと、企業等もやっぱり力をかしていただいて、交渉していただいて、ぜひとも貧困問題で、家庭的な非常に厳しい状況で、優秀でありながら進学ができない子供たちがおりますので、ぜひ創設をしていただいて、そういった子供たちを支援する意味においても、積極的に取り組んでいただきたいと思います。教育長の見解をお伺いします。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（砂川恵重）

実は安里道也議員の提案といいますかね、話、確かに理解できるところもあります。最初、私が教育委員になったときも、最初の段階ではそういう意見で、奨学金運営委員会の中でも話をしましたが、具体的に検討していきますと、やはり資金的には厳しいなというのがもう本音でございます。もちろん資金があればできるわけですが、なかなかその辺が、資金をつくるというのがそう簡単にいかないところがありますので。またこれは検討事項としまして、今後とも念頭に置きながら、奨学資金の運営に当たっていききたいと思っております。以上です。

○1番（安里道也議員）

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 7時05分 休憩

午後 7時05分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

通告に従い、一般質問をいたします。

昨年に続き税収は大幅に伸びていることは事実であります。村内外からも北中城村はアワセ地区の発展に伴い、税収が顕著にふえ、その財政も極めて安定し、未来に向けても明るい展望が持てるのではないかとよく言われます。しかし、どういうわけか現実とは違うような気がいたします。税収がふえている割には、村の予算を編成するのに四苦八苦しているとの声がちまたから聞こえたりもします。確かに各課からの聞き取りにおいても、大事な事業の予算も削減されているケースが結構目立っております。そのあたりを確認しながら質問を進めていきたいと思えます。なお、今回は3月の予算議会ということもあり、若干多目に質問をさせていただきます。

1点目、パークサイドの崩落の件ですが、昨年の24号の台風によると考えられますが、安谷屋のパークサイドの北側の壁の崩落の件について伺います。

1、念のために、パークサイドの壁の崩落については把握されているのか。

2、安谷屋の由緒ある内間殿内（野呂）のお墓が近くにありますが、対応が急がれると思いますが、どう考えていらっしゃるか。またさらに、パークサイドの民家が近くにあることも事実であります。

それから2点目です。二元代表制の一環として質問をしたいと思えます。若干戸惑いましたが、やらせてもらいたいと思えます。

以前から議会が要望している議会だよりの全

面カラーがいまだに実現しておりません。一方、当局の広報誌は全面カラー化しているが、その事実は御承知でしょうかということで、1点、当局の広報誌の年間の経費、金額等はどれぐらいか、また、議会だよりは幾らか。

次、議員と村当局の情報の差は歴然としております。その差を少しでも解消するために、4年に1回の県外の所管事務調査も必要じゃないかと考えております。いかがでしょうか。

3点目、村長の公約として、公約の1つであるパークゴルフ場について伺います。

1、村長の任期が2年を切ったが、実現の見通しはあるのかということ。

それから、パークゴルフの先進地である久米島に調査に行ってみてわかったんですが、陸上競技場が2個入るぐらいの規模だと私は見ました。村内にそれぐらいの土地が確保できるか伺います。

村民にとって必要性の高い陸上競技場建設に構想を置きかえたらよいのではないかと考えております。

4点目、新規事業、もう既に新聞に掲載されたセルラーとの連携事業について。

1、事業内容の詳細についての説明をお願いしたいと思います。

そして、新たな予算が必要なのかと思うが、その件も伺いたいと思います。

そして、実証実験を行っている水耕栽培との関連はどのようなものか伺います。

それから5点目、村の税収は増加し、大型事業も一方ではふえている。少なくとも職場環境も大きく変化すると思います。その件を伺います。31年度の職員の増減も改めて問います。

とりわけ各課、教育委員会も含めてですが、臨時職員の増減を示してもらいたいが、よろしく願いいたします。そして、その理由について説明を求めたいと思います。以上です。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、比嘉義弘議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目です。パークサイドの壁崩落についてということですが、崩落現場の確認は先日、私もやってきました。ただ、今すぐどうのこうのなるものでもないなということで、民家の件を心配なさっていましたが、民家は上の奥のほうにあって、直接崩落とは関係ないような感じがいたしております。そして、野呂の墓についても、墓自体は個人所有なんですね。ですから、村が特にそれに関して復旧をするというようなことは、今対応は考えておりません。

2点目の二元代表制の一環ということで、広報の話がありましたが、これは後ほど企画振興課長のほうに答弁をさせたいと思います。

そして、議員と村当局の情報の差が歴然としているということなんですが、この情報の差が歴然としているというのはちょっとどうか、もう一度教えていただきたいと思います。

これは私のあれなんですが、所管事務調査、これが以前は所管事務調査だったんですが、今は政務活動費で対応できているんじゃないかなと私は認識をしているんですが、その辺は後でまた御指摘いただければと思っております。

村長の公約についてということで、3点目ですね。パークゴルフ場はどうなっているんだということですが、現在、見通しについては法規制、規模と整備内容、適地選定、事業手法、土地の担保等々について検討を今しているところでもあります。任期中での整備の着手報告は、私は可能ではないかというふうに今考えております。

パークゴルフ場の規模については、村として検討基準としているのは、久米島も加入しております日本パークゴルフ協会の公認コース規模を考えているところでもあります。基準では0.7

ヘクタール以上となっておりますが、協会が事例に掲げているコースでも1.2ヘクタール程度であることから、陸上競技場の規模とは考えておりません。

なお、陸上競技場の公認最小規模は第4種の競技場、記録会ができるものなのですが、それでも2.1ヘクタールは必要ということになっております。

陸上競技場建設に構想を置きかえる考えはないかということですが、現時点ではパークゴルフ場のほうが早いんじゃないかというふうに私は思っております。

新規事業ですが、セルラーとの連携事業なのですが、おっしゃるとおり新聞に掲載をされておりました。ただ、これは新規事業というよりも協定を結んだということであります。既にセルラーさんは水耕栽培の委員としてかかわっていらっしゃるんで、今後もセルラーの力を借りたいということで、これからどういう連携ができるかということで、まずその連携を図っていきこうと、協定を結んだということでありますんで、新規事業ということにはならないだろうと思っております。新たな予算が必要じゃないかということですが、先ほど申し上げましたように、協定を締結しただけで、現時点で予算が必要だとかいうことは全くありません。ですから、今後に向けて、将来に向けて、お互いがあるものをセルラーの力を借りれるんだったら、連携協定を結んだほうがやりやすいだろうと思っています。

新聞にも8市町村でしたかね、ありましたけれども、それぞれセルラーさんの情報、そしてその力を活用したいということで、もしそういう必要性があれば、そういう事業化があるんだったら、それはやっていこうというふうに思っています。

3点目の実証実験と水耕栽培との関連ということですが、これは農林水産課の参事のほうに

答弁をさせたいと思っております。

5点目の職場内の環境ですが、これは何か細かいお話ですんで、総務課長、あるいは教育委員会のほうに答弁させたいと思います。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

私からは広報について回答いたします。

カラーの問題について、事実承知かということで、一応承知しております。

それと、金額はどのぐらいかという御質問に対して、村広報誌の平成30年度の委託料は466万5,000円となっています。また、広告収入が90万円を得ておりますので、実質的には376万5,000円ということになります。

議会においては、議会事務局に確認したところ118万6,000円とのことです。実際は発行回数も、部数もページ数も異なるので比較できませんので、私のほうで1ページ当たりでちょっと比較をさせていただいたら、村の広報誌は2.5円、議会においては3.2円という結果になっております。以上です。

○議長（名幸利積）

農林水産課参事。

○農林水産課参事（鹿島直昭）

私のほうでは、4、新規事業で③水耕栽培の実証実験との関連はという御質問にお答えいたします。

水耕栽培の実証実験との関連ということでは、協定の内容ですが、通信の活用も盛り込まれているんですけども、ベースとなるのは水耕栽培、スマート農業でありまして、その取り組みの一環といたしましては、無償で設備構築段階から実証実験の実施にかかわって、現在4年目となっております。セルラーさんの力を、いろいろ技術を導入させていただいております。以上です。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

比嘉義弘議員の御質問にお答えいたします。

私は5点目の職場内環境についてです。

まず平成31年度の職員の対前年度増減についてですが、平成30年度比較で2人の増でありまして、142名の予定であります。

次に、臨時職員の件ですが、まだ予算案の段階ですので、まだ人数は確定ではありませんが、予算案の中で、予算書に示されている部分と各課の臨時の平成31年度最新の3月現在の臨時職員数の増減及び主な増減理由については、下記の表のとおりでございます。以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

1点目のパークサイドの壁の崩落の件について、質問いたします。

崩落現場を確認したようですが、どういう感じを受けたか御答弁をお願いします。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

お答えします。

パークサイドの崩落については、去年の台風24号、9月28日から30日にかけて沖縄近海に接近した大型の台風の影響と思われますけれども、そのパークサイド、このアカイ玉御墓と言いますけれども、その上の壁の部分なんですけれども、ここは琉球石灰岩でできていまして、長い年月の間に亀裂が入っていたと思われます。その亀裂部分に土砂の堆積がありましたので、それが長雨とか長い間の風雨にさらされたので、落ちてきたものだと思います。

私たちも現場のほう行っていますけれども、現場に行ったのが台風が去って10月9日ですね。総務課と一緒にしていますけれども。大分大きい岩というんですかね、が落ちてきて、ちょ

っと危険な状態だったものですから、奥にあるお墓のことは見ることはできませんでした。以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

答弁には、個人所有だから、ある意味では村は余り関係ないというような答弁されていますけれども、それはどういうことですか。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

内間殿内ですね、アカイ玉御墓なんですけれども、ここは村の文化財としての指定も受けていないものですから、そういう、また文化財であっても、現場が大きいものですから、補助事業としては、文化財の事業としてはちょっとできないということです。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

個人的には対処するのは、僕はしないんじゃないかと思いますが、今、教育委員会から見ると、私は上からと、下からも見たんです。まさにおっしゃるとおりで、ある意味では、そのお墓には今のところ影響はないかなと思います。ただ、あの現場、怖いなと思いました。上から大きい塊、石が流れ落ちていて、その間にまた、壁とその石の間にも、今度は1つ鋭い、何ていうか、板みたいな。でも、これも岩ですから、非常に怖いなと思いました。下手するとこれは2次被害が起こらないかなという1点と、もう一つ、この岩がああ安谷屋と荻道のあの道路に流れていかないかなという危惧がある。そういう意味で、できれば村もそれなりの対応をしてもらいたいなという考えを持っていますが、いかがですか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 7時21分 休憩

午後 7時21分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

先ほど生涯学習課長からもありましたとおり、実際、斜面ですね、のり面の崩壊につきましては、やはり私有地内のものでございますので、まずは地権者さんが対応していただくというのが原則でございます。ただし、先ほど答弁の中にもあったとおり、総務課とも合同で、私どもの職員も一緒に同行して現地のほうを確認したんですけれども、実際の現場の崩落状況ですね、地滑り状況については、まず、県の災害とかそういうものに該当しないかということで、まず中部土木事務所に状況の写真も含めて報告しております。ただし、県のほうからは、あくまでもこういった危険の区域にはちょっと現在の規模では該当しないというような回答がございました。私どもとしても、あくまでもこの下に2次被害があるのではないかとというのも周辺の調査をしたんですけれども。実際の斜面の崩壊の状況からいたしましたら、実際、下に今、教会が1軒ですかね、一番近くに、崩れた下のほうにあるんですけれども、実際今後崩落がもっと大規模にならないと、そこまでの2次被害は及ばないというふうな、数字上のデータが出ておりました。

ですので、まずはこの地主さんに状況を報告して、実際の対応については、まずは地主さんで御検討いただきたいということで、私どもは進めております。以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

地主さんにも一度お会いして、そして皆さん

方がいらっしゃっていることも知っています。

ただ、その辺の返事がまだもらえていないということで心配はされておりますけれども。昔の村長、仲村栄春さん、あるいは大城永昌さんなんか、すぐ村長がまさに飛んでいって、あるいは台風の後とか何かの災害の後には飛んでいっています。そういう意味で、僕はぜひ村長にも、僕が素人だけれども、非常に怖いなという感じがするんで、ぜひちょっと見ていただきたいと思いますと思いますが、いかがですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

私も既に見に行きました、上からも見てきて、住宅地が大丈夫だろうかとか、今言う教会あたり。今、県道ですから、県道に心配は私は今のところないんじゃないかなと思っております。ただ、岩が落ちて、この岩が落ちたのがかなり大きいんですよね、大きいんです。ただ、これがそのままこっちへ転がるかというのは、今のところはなかなかそれが断定できないんじゃないかなという担当からの報告だったんで。じゃ、それはまず少し様子を見ようかという段階だろうと思っています。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

確かに岩が四角とか三角等であればいいんだけれども、ちょっと丸っこいんですよね。少し流れる可能性があるんで、心配して、その質問をさせていただきましたけれども。

では、過去に個人所有で、その被害があつて、村が対応した例はありますか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 7時26分 休憩

午後 7時26分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

近いものとしましては、村が直接やったものではないんですけれども、これは県で対応していた事例がございまして、この場合には、実際崩落した現場のすぐ近くに家が10軒以上集まっていて、実際これ以上崩落が進む場合には、そこに今お住まいの方の生命にかかわるおそれがあるということで、緊急で県のほうで対応していただいた事例はございます。ただし、村が、あくまでも私有地の中で滑ったということで、実際これは、これも条件の一つなんですけれども、住居が近接して、逆に影響が及ぼされるだろうというところが10戸以上ないと、実際こういった対応は、公共、もしくは私ども自治体としては対応が困難だということでございます。以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

僕もたしか若松公園だったんじゃないかなと思ったりするけれども、あれも大分時間をかけてもめましたよね。もめたという言葉はおかしいけれども、なかなか対応が進まないということではなかったかなと思うんですけれども。そういうケースにはならないということですか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

沖縄県の判断といたしましては、やはりこういった法律にのっとった形での判断になりますので。実際、向こうに関しましては、もう住宅がすぐ間近のところで私有地なんですけれども、そこで地滑りが起きたということでございまして、これは県のほうで早急に対応されたという事例でございます。以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

ぜひ今、地域の区民の皆さん方も御心配していますんで、何とかいい返事がもらえればいいかなと思っております、よろしくお願いします。

次に、二元代表制ということで、それが適当な質問かなと思うんだけど、名称でいいのかなと思うんだけど、いきたいと思います。

二元代表として、村長も議員も村民の選挙により選ばれる。それはある意味では、不公平感のないように村政が進めると思うが、その次の点に疑問を感じております。村広報誌は全面フルカラー、議会だよりは表はカラーですが、中身は白黒。もう1点、以前あったと言われる4年に1回の所管事務調査もあったが、現在はそれもない。改めて伺います。

ちなみに村誌の予算は466万5,000円、議会だよりは118万6,000円、大差があるような感じがいたします。私は1枚の価格よりも全体の価格で見るのが大事かなと思っています。そこで質問いたします。全面オールカラーと、中身の白黒では大分村民の印象が違うと思うが、そのあたりはどう考えていますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

一部カラーですよ、議会も。それで、村民から苦情があるというのは私もまだ聞いたことはないんですが、どうなのでしょう。全面カラーじゃないと読まないよとか、そういう御意見があるのかなのか、少しこれは議会にですよ、私のところにはないもんですから、どうなんだろうと思っているんですが。どうしても必然性があると、全面カラーにしないといけないということであるならば、当然考えなければいけないはずですが、その辺はどうなのかなと今思っているところであります。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

御承知のとおり、インパクトが違うというのかね。例えば我々も議会だよりをつくって、もう議員の皆さん方が工夫してやりますけれども、これは全国の議員の評価もありますし、それは沖縄県もあります。これについては、カラーじゃないとなかなか表彰が受けられない。近くには北谷町がありますけれども、もうフルカラーになっています。一部の白黒というのは、もう我々の村ぐらいじゃないかなと思ったりもします。そういった意味で、ぜひ我々はそれを実現したいなと思っています。

そして、その中で、議会はペーパーレスを進めています、そのためタブレットの研修も今行っています。その中で、やっぱりそこの担当の方が白黒よりも文字はカラーがいいと勧められました。意を強くしてきょうは質問していますけれども、ぜひその予算化をいずれ提案してもらいたいなと思っています。

今ですね、この件でちょっと事例を、僕もしぶとくこれは質問させてもらいましたけれども、松くい虫の件で。イオンの東側にしっかりもう真っ赤に松が、我々もいわゆる観光立村を目指しているんで、あのあたりを何とかしたいなということで、私は議会で訴えました。当然真っ赤を強調していますんで、これ見たらですね、見てください、真っ黒で点々ところが赤ですというふうになっているんで、何か説明がしづらいというか、我が村はどうなっているのと、これは言われました。

そういう意味からすると、私は議会が要求するのも当たり前かなと。やはり我々も村民に訴えたいと。どうですか、もう一度。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

これはもう少し議論が必要なかなと思って

おります。当然、本村も財政が豊かで、こちらのほうから議会もカラーにしたらかどうかといえるぐらいの財政力があれば非常にいいなと思っていますが、そういうことであるならば、少し議会とも議論を重ねながら、財政措置をどうするかということも踏まえて今後検討していきたいと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

もう1点ですね、例の所管事務調査、これは過去にやっているんですよ、4年に1回かな。議員全体で行くという形で。そのころは政務活動費はたしかになかったんじゃないかと思いますが、しかし、政務活動費の一つのいい点というか、一緒にも行かず、基本的には一緒に行きたいということですけども、半分に割って行く。そしてまた、自分が今後、今度は質問したいというターゲットがあった場合には、1人でも行くような形に。その一つの例が久米島に私が行った例です。

それでですね、現在、政務活動費は我々からすると、もう全県にあると。全部の議員があると。そして、最近では、その所管事務調査もあると。でも、我々はどちらかというと、やっぱり村当局との情報の差、我々は、議会は情報が足りないと思っと思っています。質問しても、やっぱりなかなか我々が村に対しての質問が容易でないということがわかりました。そういった意味で、所管事務調査については4年に1回いかがですかということです。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

ちょっと目的がですね、私は少し理解ができない部分があるんですが、所管事務調査から政務活動費に移ったと思うんですね。そのほうが毎年小回りがきいて、個人的な活動もできるん

じゃないかということです。4年に一遍、政務活動の必要性というんですかね、それはどうなんでしょうかと。先ほど来私が疑問なのは、議会の情報が少ないということですが、これは、それはぜひ議会議員の皆さんにも頑張ってもらいたいと思うわけですね。4年に1回、政務活動がないから情報が少ないということには当たらないだろうと思っております。

ですから、政務活動費の今の状況がどうなのかということも踏まえて、もう少し政務活動に力を入れてくれとか予算をつけてくれとかという話ならですね、私としては、じゃ、何が問題でどういう形でふやさなければいけないのかということなんです、政務活動もあって、今、4年に一遍の所管事務調査というのは、果たしてどうなのかということも踏まえて、少し議会議員の中で御議論をいただきたいなと思っております。

やっぱり情報は、議員も我々も一緒ですから、同じ両輪と言われているわけですから、我々は少ないよということではなくて、ぜひ積極的に情報収集していただきたいというのが私の思いであります。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

村長、情報はやっぱり差はありますよ。皆さん方はいっぱい職員もいらっしゃるし、我々は1人で走っています。なかなかうまくとれない、あるいはタイミングが合わないとかいろいろあって、情報が少ないとはいつも思っています。

そういった中、実は議会も頑張っている1点、去年の全国の町村の議会の評価で、前議長、比嘉義彦議長が相当踏ん張ってもらって、我々11位なんです、全国で。これはメディアが評価した実績で、皆さん方も御承知かと思うんですけれども。それなりに我々も頑張っておりますけれども、いかんせん情報がやっぱり少ない

のかなというのは日々感じています。また、村長がおっしゃるように、一生懸命我々も情報収集については頑張っているつもりですが、なかなか追いつかないというのもあります。

ぜひこの所管事務調査、今さっき、政務調査で間に合うんじゃないかと言いますけれども、額がもう少し上がれば、今の1回を2回ぐらいに行けるかなと思ったりもします。月1万円ですかね、トータルで12万、もう1回どこかへ行ってしまおうと、これでなくなります。議員として、また仲間の皆さん方にもぜひこの政務調査費はしっかり使って、そしてこの一般質問に使えればなど、利用できればなどと思っています。

では、次にいきます。

村長の公約の一つであるパークゴルフ場の建設ですが、この中でちょっと難しい、現在、法規制、あるいは規模と整備内容、適地選定、事業手法、そして土地等々について検討しているとのことですが、本当にそれを何か一つずつ考えていくと、任期中に本当に建設大丈夫かなと思いますけれども。このちょっともしあれば、データ、法規制、あるいは規模、整備内容等々のわかりやすく説明できれば助かります。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

今は、先ほど答弁したとおり、その構想なんです。構想中の中で、これはいろいろこの絡みがあるもんですから、今その調整中なんです、県とも。ですから、これはなかなか公にすると、その地権者の問題とか、何でこれはこうなるんだというようなことがまた議論沸騰になってしまうので。やがてある程度の構想ができますので、それを説明する段階で公表したいなと思っておりますので、これに関してはもうしばらく、大変申しわけないんですが、もうしばらく時間をいただきたいと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

村長、またその時期になったらぜひ御説明いただきたいと思います。

それですね、僕の勘違いなのか知りませんが、けれども、実際行ったときに雨が降っていたんですよ。この女性の方から説明を受けて、ずっと広く見えたんです。でも、実際は生涯学習課長からの答弁だと、我々は陸上競技場の倍ぐらいあるかなと見たんです。でも、今答弁だと、何かそれも陸上競技場よりは少し小さいんじゃないかなと言っていました。

そこで、僕が心配するのは、やっぱり頭の中にどこかにですよ、パークゴルフ場よりかは陸上競技場を優先したほうがいいんじゃないかと、アドバイスもあるもんですから、そういうので表現をしてしまいましたけれども。その土地の見通しみたいなものはありますか、生涯学習課長。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 7時42分 休憩

午後 7時42分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（新垣邦男）

ですから、先ほど申し上げたように、この構想の中で今それを、そこをやろうということをやっています。ですから、それも今交渉中ですので、もう少し時間をいただきたいということでもあります。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

ということは、逆に言えば、いつごろ調査費とかそういった具体的な行動というのは、これからですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

調査を同時並行で、構想の中で国の補助をいただいて、構想を今つくり上げていますんで。それがやがて説明する時期が来るだろうと思います。

パークゴルフ場は、何も平らじゃなくていいですよ。いろんな斜面地がないとおもしろくないということもあるんで。おっしゃるとおり久米島は36ホールあったと思います、私も行ったんですが。あそこは長年町有地を活用できなくて、苦肉の策でやってみようということで、それが非常に大ブレークをしたということです。ですから、つくり方もあるんですが、18ホールぐらいあれば、私は非常に健康対策としてはいいんじゃないかなというふうに思っています。パークゴルフ場だけじゃなくて、いろんな機能を兼ね備えた今構想段階ということで、御理解いただきたいと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

ちょっと矛盾した形になると思いますけれども、私は以前も陸上競技場の建設について質問しました。あのときにはちょっと孤独だったんですが、1人で質問だから。でも、最近では議員も二、三名ふえましてね、少し心強くなっていまして。できたら、パークゴルフ場もいいけれども、優先的に、もしパークゴルフ場ができてしまったら、陸上競技場は実現は遠のくのかなと思ってしまったんで。今回はぜひつくれということでもなくて、むしろもう少し、ちょっと待ってもらえませんかという質問でした。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

ぜひですね、パークゴルフ場と陸上競技場は

別個に考えてもらいたいなと思います。きのう、おとといですかね、比嘉次雄議員からもあったように、非常に体協も困っていると。間借りでということは、これは十分認識をしています。ただ、パークゴルフ場と陸上競技場の、予算規模も違いますし、面積も違いますし。当然、今すぐ陸上競技場というわけにはなかなかいきませんが、当然これは課題は課題として、将来的にはそれもやらなければいけない。ただ、本村にまとまった土地がなかなかないということもありますから、土地利用の見直し等々も踏まえて、それはやらないわけじゃなくて、検討課題だなというふうには認識をしております。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

村長がね、今のように別個に考えてくれと、別次元の問題ということでおっしゃったけれども、広さがどっちも大きくなるもんだから、ついついくっつけたくなるんです。優先順位を決めなくなる、そういう感情があるんで。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

陸上競技場とパークゴルフ場は同規模ではないと思います。これは、陸上競技場は当然グラウンド、400かどうかわかりませんが、そこにグラウンドとスタンドもある程度やらなければいけないということで、いろんな機能を備えなければなりません。ですから、そう簡単にはなかなか財政的にも厳しいのかなと思っております。

パークゴルフ場は、いろんな格好でやれるだろうと私は思っていますんで、用地さえ確保できれば、そんなに金は要らないということですから。その辺を少し対策を今講じているところでありますんで。ぜひパークゴルフ場もつくって、陸上競技場もつくったらどうかというぐら

いの御提案をお願いしたいなと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

ありがとうございます。

パークゴルフ場ですと、もうおっしゃるとおり、ゴルフともまたちょっと違って、どっちかというと、ゴルフはボールが上に飛ぶ、天に飛ぶ、しかし、パークゴルフは芝生の上を転がして遊ぶスポーツというか。そういった意味からすると、若干パークゴルフ場は、考えると、少しお金がかかるんじゃないかなとも思っています。ただし、中城の陸上競技場、あれは2億9,000万かかったそうです。ただ、向こうはですね、幸いに電源のああいうのを活用しながらやったんで、すごく少なくなかったと。でも、余り全国の競技場というよりも、むしろ田舎の400トラックぐらいのを考えれば、僕は陸上競技場もそんなに難しいものではない。一番問題は、やっぱり土地の確保だなと思っています。

じゃ、次にいきます。

新規事業について、答弁の中に、双方の資源を活用してとあるが、セルラー側LTEや5G等のICT技術とあるが、それをちょっとわかりやすく説明できませんか。LTEとかそういう用語がわからないんで、よろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

農林水産課参事。

○農林水産課参事（鹿島直昭）

今の御質問にお答えいたします。

通信の速度、あと一度に扱える情報量、そういうものが現時点では4Gが5Gになってというような形で、そういう言い方になっているのがこの表現の仕方です。ICTは、よくICだとかITだとかありますが、それらを活用していろんなコントロールをするというような応用の仕方を横文字のそれぞれの頭文字をとったも

のでの言い方になっております。以上です。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

何でセルラーさんとやるかということが疑問であるんだろうと思うんですが、セルラーは今、水耕栽培に力を入れているんですね。それだけじゃなくて、今あったようにＩＣＴ、その水耕栽培というものは、情報、そしてその記録というんですかね、それが極めて重要なんですよ。その調査研究してデータ、データの集積をしっかりやれば、次にやるときに間違いないということですから。ぜひセルラーさんの力を、今、県内では一番、セルラーさんしかやっていません、水耕は。だから、一緒にやりませんかということで、彼らは４年前から乗ってきて、一緒に調査研究をして、それを実用化するときには、セルラーのそういう情報網、ＩＣＴの力、ＡＩの力をかしていただきたいということでの協定の締結であります。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１０番（比嘉義弘議員）

おっしゃるとおりセルラーさん、毎月 a u に支払いに行くもんですから、a u でまさにこの水耕栽培の何ていうかな、サンプルみたいなものがあります。そういう意味で、セルラーさんは水耕栽培に力を入れているんだなという認識はあります。

それともう一方の北中城村の資源は水耕栽培、次世代型施設園芸等となるスマート農業と思うが、それもわかりやすく説明できればお願いします。

○議長（名幸利積）

農林水産課参事。

○農林水産課参事（鹿島直昭）

今の御質問にお答えいたします。

スマート農業という言い方をしておりますが、

きれいで格好いいという、昔、汚いとかいろいろ悪い表現をされていましたが、それにかわるようなきれいな表現というところでスマート農業というのがあるんですが、中身は、要はいろいろな情報機器を活用して、この栽培の設備、方法等々を管理していこうじゃないかと。例えば雨が降ったら自然に屋根が、ハウス栽培であれば自然に屋根がとか、あとは温度調整によっては遮光ネットがとか、湿度計から湿度状態が悪ければ、水を流すとか。あと、いろいろなテレビカメラで遠隔的に監視したり、何かブザー、アラームが鳴ったときに、それを感知して対処するとか、そういうような技術を導入して農業を行っていこうというようなことをスマート農業という言い方をしております。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１０番（比嘉義弘議員）

先ほど、もう今現在、提携の段階だから、予算は要らないだろうと。お互い協定して、納得いって成功すると、そういう段階からすると、いわゆるこの予算は必要になってきますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

今のは連携協定です。だから、そうすると事業化して、セルラーさんのいろんなそういうＩＣＴの技術をやるということになると、契約に変わります。当然将来そういうことが起きれば、契約を結んで、その予算も措置をしなければならんだろうというふうに思っています。

○１０番（比嘉義弘議員）

わかりました。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１０番（比嘉義弘議員）

あと、もう最後になりますけれども、職場環境についてと、これも得意分野でないんで、上

手に質問できるか気になりますけれども。

税収等や人口増により、当然職員の増が考えられるが、逆に今数字を見ていると、臨時職員が7名減になっている。なぜ7名減になるか説明をお願いしたいと思います。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

増減理由の中に書いてありますけれども、主な理由は事業の見直しのための減とか、育休の代替職員がまた復帰したとかというものが主な要因であります。以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

なぜそのように僕は質問に至ったかといいますと、実は、いつだったか、ごく最近のことです。3階に夜の11時ごろですよ、明かりがついているんですよ。ちょっとびっくりして守衛さんをお願いして、ちょっとそこへ行っていていいですかということで。よろしいですよと。行ってみたら、女性2人の職員が仕事をしています。さらにびっくりしたのは、皆さん方はちゃんと正職員ですかと聞いたら、臨時だったんです。そういう意味で、やっぱり仕事も徐々に、この2つの課ではなかったけれども、そういった意味で、いい意味で遅くなったのか、あるいは仕事が遅くて残ったのかわかりませんが。いずれにしても、ちょっと今、臨時職員も聞くとところによると、他の自治体の臨時職員も結構能力が豊かとか才能があって、非常に活用しやすいとかね、そういったこともあるんで。やっぱり臨時職員については、今後も仕事量がふえるんで、できれば減らさずに、何とか仕事の環境をいいようにして、臨時であっても削減しないような方法がないかちょっと聞きたいと思うんですが。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

ここ5年見てみますと、職員も135から140に7名、今増になっているところです。先ほど残っていたという、臨時職員については、臨時職員で残るとことは多分ございません。嘱託職員が職員、課長とかの許可を得て、締め切りとかあって残っているんだろうなということではちょっと推定しますが、臨時職員についてはそういうことはございません。

毎年度、臨時は変動がございまして、その都度、あくまで臨時に与えた業務というのがありますので、業務に見合った職員数の確保というものについては努力しているつもりでございます。以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

おっしゃるとおりだと思いますけれども、ただ、役場の雰囲気は何となく経費削減されて、臨時の皆さん方も少し削減されると、そういう状況になっていないかということで、やっぱり心配をします。我々もそのあたりを聞くと、やっぱり大丈夫かなと。これからさらに人口もふえてくるし、あるいは税収もさらにふえてくるんで。本当にこれで間に合うのかなということを感じて、今回質問しましたけれども。

もう一つ、1点聞いていいかな。ちなみにですね、税務課ではなくて、福祉課。これは我々サウンディングアピールということで、県民投票の7時から立って、のぼりを立てていますけれども、その7時に福祉課の電気がついているんですよ。そして、この帰りじゃなくてふだんの帰りに、大体9時ごろとか、福祉課だけがついている。これ守衛さんのほうにも聞きました。いつもこうなんですかと。そうですと。そのあ

たりの何か改善というのかな、ないのかなというのを感じましたけれども、村長どうですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

基本的に臨時が多いというのは余りよくない傾向なんですね、当然。ですから、我々としては、別に減らすということではないんですが、事業の見直しとか、事業に沿って、事業が終わったら一応終わってもらおうということでの対応をしているところであります。

ただ、税務課とか、福祉課とか、その時期時期によって、申告事業とか保育所関係だとか、そういうときには確かに少し残業も多くなる可能性はあります。ただ、年がら年中、そこは臨時、嘱託職員が夜遅くまでやっているということは、基本的にはありません。先ほど総務課長からあったように、上司の許可を得て、この期間までに終わらなければいけないということであるならば、職員も一緒にやるはずですよ。臨時だけ置くということはまずないという認識を持っています。それはもちろん私もですね、改めて検証しながら職員に確認をしていきたいと思っています。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

村長がそうおっしゃるんで、少し安心はしましたけれども、やっぱり村長まで情報が届くには、もう大体遅いということで覚えていただければね。この前も我々のところに来ていませんと、クレームは来ていませんと。でも、あるんですよ。僕はこの前も質問しましたけれども、やっぱりむしろ自分たちが聞き取りというか、積極的に聞くということにしたほうがいいのかなと思います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

先ほどは臨時職員の話ですか。

○10番（比嘉義弘議員）

いや、臨時職員と言ってしまったら、僕は一緒にたたかれると思うけれども。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

議員がおっしゃるとおり、村長はわからないんじゃないかということは、確かに全てはわかっておりませんが、そういう御指摘ですんで、もう一度、全課そういう対応を確認をしていきたいと思っています。原則、臨時職員の方々がそんな遅くまではやっていないと私は思っているんですが、いや、やっているよということであるものですから、もう一度、私も確認をしたいと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

僕かつてですね、あやかりの杜で、任期というか期限が3年では少し落ちついて仕事ができないんじゃないかなということで、5年にしてもらいました。これはもう感謝しています。臨時についても、実は、基本的に規則は1年ですよ。でも、我が村は2年と。お隣の中城は、聞いたら5年だそうです、臨時が。そのあたりを、もう質問ではなくて、そういうことで、今回は失礼いたします。終わります。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

中城5年という話ですが、前にも一般質問等でお答えはしていますけれども、平成32年度から会計年度任用職員というのが始まります。それに向けて試行期間ということで、1年1年継続できるやり方で、今のところ5年以上できる

やり方をしております。以上です。

○10番（比嘉義弘議員）

ありがとうございます。

○議長（名幸利積）

休憩します。8時15分再開します。

午後 8時01分 休憩

午後 8時15分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1点目ですけれども、村民体育館の駐車場について伺います。

村立体育館は昨年の11月5日に村民のスポーツイベントの拠点として供用開始されました。これからスポーツのほか、レクリエーションやサークル活動、展示会などの利用が広がっていくことでしょう。しかし、最近、体育館利用者から駐車場が満杯で駐車できなかったことがあったとの声がありました。また、私の知人で、スポーツクラブに入会しましたが、車が駐車できないことがありまして、水泳の利用をやめたという方がいらっしゃいます。そこで質問をいたします。

①体育館のオープンからこれまでの各月の体育館の利用状況、イベント名や主催者、利用人数などはどうなっておりますか、お聞きします。

②教育委員会は、体育館利用者の方が駐車場が満杯で駐車ができなかったということを聞いたことがありますか。

③スポーツクラブ・ルネサンスライカム24の利用者と体育館の利用者の駐車場区分はそれぞれ何台なのか教えてください。

④両施設前の駐車場の所有権はどちらに帰属していますか。

⑤駐車場係は常駐しておりますか。

⑥駐車場隣に空き地があり、車を駐車しているのを見かけますが、利用者に許可を与えているのですか、伺います。

⑦特に体育館を利用する村民には、いつでも安心して車が駐車できるように環境を整えるべきと思うが、村はどう考えていらっしゃいますか。

2点目に、交通弱者への支援について伺います。

高齢者の方が体育館やスポーツクラブを利用したいという声をたびたび耳にします。だが、高齢なため車が運転できず、利用がかなわない方がおります。コミュニティバスが実現するまでの間、村民の健康増進を図る観点から、両施設へのアクセスの利便性を高める方策として、例えばタクシー利用権割引制度やスポーツクラブへの送迎をお願いするとか、村として何らかの支援ができないかお尋ねいたします。

3点目に、障がい者の雇用についてお伺いいたします。

障害があっても私たちはともに生きる社会を築いていく必要があります。障害者の雇用は、障害者雇用促進法による法定雇用率を満たしていますか、お尋ねいたします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、喜屋武すま子議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目です。体育館の駐車場についてということですが、7点ほどありますが、後ほど教育委員会のほうで答弁をさせたいと思いますが、その中でも駐車場がなくて利用できなかったという声を聞いたということですが、これまで、私のところにはまだそういう声が届いておりません。詳細は私もちよっとよくわからないんですが、現場でどうなっているのかを少し教育委員会に答弁させたいと思います。

7点目です。私のほうで答えておきたいと思いますが、いつでも安心して車が駐車できるように環境を整えるべきではないかということですが、当然それはできればぜひやりたいとは思っていますが、限られたスペースであります。限られた台数でありますので、これをすぐ整えるというのはなかなか難しいだろうと思います。ですから、駐車台数が完璧に整えるというのは、どの施設もなかなかそれは難しいことじゃないかなと。今の世の中で、それほど用地があるわけでもないものですから。その辺は、将来に向けてはぜひ考えなければいけないことだろうと思いますが、ぜひ利用者の皆さんに迷惑にならないような形で周知とかそういうことも踏まえて対応は検討していきたいと思っております。

2点目の交通弱者への支援ということで、高齢者の方々にタクシーとかバスとか、そういうことができないかということですが、体育館やスポーツクラブにですね、高齢者の方々がどのくらい御利用なさっているのかということがまだ私も把握をしておりません。また教育委員会がどれだけ把握しているかちょっとわかりませんが、ただ、高齢者の方々を対象として、体育館のみに村がタクシー利用助成ということは、今のところ考えておりません。そういうことではなくて、例えばコミュニティバスは高齢者が病院へ行きたいとか、そういう施設を回りたいとかいうことで、今実証実験でコミュニティバスの検証をやろうと思っています。体育館、スポーツクラブのみにそれをやるという今考えはございません。

ルネサンスさんがどう考えているかは、後ほど教育委員会の答弁をさせたいと思っております。

3点目です。障害者の雇用についてということですが、法定数を満たしているかということなんで、これはそれぞれその担当課のほうに答弁をさせたいと思います。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

喜屋武すま子議員の質問にお答えします。

まず、大きい1番目のほうですけれども、11月5日のオープンから2月末までの利用状況についてなんですけれども、スポーツとかスポーツサークルなどの利用が495回、約9,900名、専用使用、これイベント等も含めてなんですけれども、19回ありました。約2,900名となっております。詳細については資料として添付しておりますので、参考にしてください。

続きまして、利用者の駐車場が満車で駐車できなかったことを聞いたことがありますかということなんですけれども、村民体育館のほうは管理のほうは委託しておりまして、直接教育委員会へのそういった電話等があったことはありません。また、管理人にもお伺いしたところ、利用者からのそういう声は聞いていないとの返答をいただきました。

続きまして、2番目のルネサンスと村の体育館との駐車区分の件なんですけれども、特に駐車区分は設けておりません。

続きまして、駐車場の所有権の件なんですけれども、駐車場の所有権は村に帰属しておりますが、敷地全体をルネサンスが賃借しております。

4番目の駐車係は常駐しておりますかについては、駐車場係の配置はしてありませんが、特に混雑が激しい場合はルネサンスの職員が対応を行っている聞いています。

5番目、駐車場を隣の空き地の駐車を見かけるといことなんですけれども、多分これについてはルネサンスと村民体育館の道を隔てて向かいの隣接地のことだと思いますけれども、ここについてはイオンライカムの従業員の駐車場が、職員が契約して借りていますので、私たちのほうでは、ここはイオンの職員の駐車場です

ということで、とめないでくださいという看板も立てております。

続きまして、交通弱者の対策についてなんですけれども、スポーツクラブ・ルネサンスさんに確認したところ、送迎バスの運行計画はないとのこと。ただし、個人がルネサンスと契約して、お金は生じるんですけれども、送迎をお願いするなら、それは検討はできるかもしれないということの返答はいただいています。以上です。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

続きまして、喜屋武すま子議員の3番目の障害者雇用について答弁いたします。

まず、北中城村役場の障害者法定雇用率は、法律で2.5%であります。平成30年6月1日現在の調査がございまして、我が村は、北中城村役場としては2.71%で、法定雇用数を超えている状況であります。以上です。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

お答えします。

教育委員会におきましては、平成30年度法定雇用率は満たしておりません。以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

それではまず、村民体育館の駐車場について、1点目からお伺いしたいと思います。

①なんですけれども、利用は、スタートにしては非常に使われていると思うんですけれども、ただ、月であるとか日であるとか、あるいはまた人数のばらつきであるとか、そういうのは、また日によって利用回数が多いとか、サークルなんかもあるので、そうなると思うんですけれども。今のこの①では、やはり村民体育館だけ

ですので、フィットネスクラブのほうも数えるとかかなり利用数はふえていると思うんですけれども。ここのほうで、私たちが今後の推移を見守る必要があるかと思いますが、どういうふうにして今後、その人数ですね、体育館であるとか、あるいはスポーツクラブの人数は、やはりその施設があるということがわかると、利用人数もふえてくると思うんですけれども、どのように推移を見通しているのかお聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

お答えします。

村民体育館については、11月のオープンからまだ4カ月程度で、私たちも利用者のニーズについてはことし1年をかけて、どういう形の利用形態になるのか、例えば今、琉球キングスさんとかも定期的に借りたいとか、あと卓球のプロチームが沖縄にもありますので、そこも借りたいとかいろいろと来ているんですけれども、今のところはセーブして、村民が優先ということで、どのぐらいの利用状況があるか把握がまだ十分ではないものですから。そのところを検討して、今後資料、数値とかが目標ができて、改めてそういう貸出方法とかについても再度考えていきたいと思っています。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

琉球キングスさんも、お借りしたいという話があるので、利用しての見学したいとかという形になるので、その施設利用のほかに見学者がいたりして、ふえる可能性もありますので、ぜひこれはもう実施して、綿密な計画を立てないと、非常に駐車場問題が出てくると思いますので、そこら辺をしっかりと把握しないといけないと思っています。

担当課としては初めてで、これからスタートするので、1年を通してみないとわからないというのがあるんですけれども、やっぱり中間報告なりとって、やっていただきたいんですけれども、いかがですか。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

お答えします。

確におっしゃるとおり、また4月から新年度もスタートしますので、その中間の年の9月、利用が11月から始まりましたので、8月あたり、夏休みの利用がどうなるのかまで見て検討していきたいと思います。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

よろしくお願いします。

それから、②についてなんですけれども、体育館の管理委託をしているということなんですけれども、そちらはどこの業者に、相手方はどちらなのかをお聞かせください。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

村立体育館の管理については、東京に本社がある興和さんと契約しています。そこはまたルネサンスの清掃とか管理も同時にやっていて、そのほうが従業員の効率とかの面を考えましても、管理している職員については現地採用で、沖縄の方なんですけれども、興和さんという会社と契約しています。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

それから、この管理人からは特に苦情を聞いていないということがあるんですけれども、実際、私のほうにある方からですね、車がとめら

れなかった、それからある男性の方からなんですけれども、ここのスポーツクラブを利用して水泳に行ったら、もう二、三回、ちょっと車がとめられなくて。それでもう怒っちゃってですね、やめた男性がいるんですよ。

だから、やはり管理人から特に苦情を聞くだけではなくて、教育委員会としても現場を視察して、時々、毎日とは言いませんけれども、時々時間帯で利用状況が変わってくるので、ぜひそこら辺を検証してほしいんですけれども、いかがですか。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

お答えします。

おっしゃるとおりですね、私たちも時間をつくってでも、時間帯を変えて利用者の状況を把握していきたいと思います。以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

特に夕方5時以降になると、すごく利用者がふえるんですね。だから、そこら辺もあるので、時間帯によって随分違うし、あとは団体さんが使う土日とかそういうものもありますので、ぜひそのことについては状況把握をしてほしいと思います。

それから、③なんですけれども、村民体育館とルネサンスの利用者との駐車区分は特に設けておりませんということは、どういう理由なのか教えてほしいと思います。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

この利用区分につきましては、一般質問の初日の比嘉盛一議員の質問にもお答えしたんですけれども、体育館、今言われているアリーナの用地の村有部分についても駐車できる状態に、

満車のときには向こうにも案内していますので、150台ぐらいは駐車スペースはあると思っています。スポーツクラブも体育館にしても出入りが、多分1人当たりのスポーツする時間、2時間から3時間ぐらいを見えていますけれども、その中でも駐車場の空きのスペースは生じてくるとは思っています。

確かに駐車場の確保は現実の問題なんですけれども、お互いが有効に使えるための理由として、区分は直接は設けていません。以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

私、例えばアパートを借りるときでも、自分の指定した駐車場というのがあるんですね。もし私がアパートを借りたとか、あるいはマンションを借りるときは、その人の指定された駐車場があるわけですよね。ですから、やっぱり村民体育館の前にも、ある程度の区分をしていたのであれば、村民は迷わないし、結構体育館の前というのは便利だから、満杯にしているんですよ、1列目というんですかね。かなりやっていて、そういうところをぐるぐる回っている方がかなりいるんですよ、特に5時後とかですね。そこにとめられなくて、また次のアリーナ用地のところに行くとかありますので、やっぱり村民の利便性とか、あるいは村民に混乱を与えないためにも、ここは例えば体育館の前でしたら、村民が使ってくださいよとかという感じでできないのかどうかですね。やっぱり何ていうのかしら、若い人だったらぱっとわかるけれども、中高年にいくと、どこにとめようかね、どうしようかねとかですね、結構迷ってぐるぐる目を白黒させたりする方がいるんですよ、見ていると。

だから、そこら辺はやっぱりここは体育館利用者が使える場所ですよということの区分はできないものかどうか、再度伺いたいと思います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

お答えいたします。

アパートやマンションの駐車場とは、これは基本的には違うと思います。アパートやマンションは、適当にどこでもいいですよという話になると、これはまた大変なことになるんじゃないかなと思っています。

我々としては、ルネサンスさんと村体育館と、それだけのスペースしかないんで、お互いが活用できるようにやったほうがいいだろうと。これ限定して、区分してですよ、時期的にいうと、そこは満杯だけれども、そこはあいていっていると、使っちゃいけないよという話になっても困るだろうと思います。

確かに今、スタートしたばかりですから、利活用の方法等がよくわからないということも踏まえて、今後そういう対策は考えていきたいと思いますが、敷地を区分する必要は私は今ないと思います。ですから、それはぜひ御理解いただいて、空きスペースがなるべくないように、両方がうまく利用できるように、そして必要であるならば、常駐の警備とか、今後これは考えていく必要があるだろうと思っています。混乱がないような方法をどうとっていくかということは検討事項だと思っています。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

私は共有部分にすると、混乱は起きると思うんですね。やっぱり村民を優先して、施設というのは、体育館は村民が使えるようにして、余った場合は、例えばルネサンスが使うとかという方法はできないのかどうか。あいたところにルネサンスの利用者が、スポーツクラブが使ってもらおうとかですね。もちろんスポーツクラブを使う方が、村民もいるわけなんですけれども、

体育館が主となると思うんですね。ですから、体育館を利用する方たちが主になって、そこは十分に使わせてもらって、余った場合は、例えばそのスポーツ施設が余ったスペースを、あいたところを利用してくださいとか、そういう方法はできないのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

ルネサンスも村民が多く御利用しているんですね、当然のごとく。ですから、村民専用とか、なかなかこれは難しいんじゃないかなと私は思いますよ。ですから、体育館、ただ体育館は恐らく団体で御利用するのが多いんじゃないかなと思っています。その場合は、団体さんには、個人ではなくて団体でまとまってとか、そういう指導はやっていけるんじゃないかなと思っています。

さきの質問で担当課からあったように、体協の場合はそれぞれ考えてやってもらうということで、しかし、この周知のやり方をもう少し我々が工夫してやっていけたらうまいぐあいにいくんじゃないかとは思っています。ただ、全て完璧にというのはなかなか難しいので、今こういう形でやったほうがいいかということは、これは当然我々も検討しなければならんだろうと思っています。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

私は、ある程度の区分はしていただいて、村民優先でやっていただきたいんです。もちろんスポーツのクラブを使う方も村民はおられますけれども、あちらのほうはまた村外の方も結構多いですし、もちろん体育館も村外の方は使うと思うんです。ここの施設というのは、どうしても体育館がメインですので、そこら辺は私は余

り、村長のちょっと答弁には納得しておりませんけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

村民が安心して、そこにとめられるようにしないと、探すのにぐるぐる回ったりとか、どこにとめていいかなとか。どうしても体育館の前というのはすぐにとめられてしまうので、村民も困っているんじゃないかと思っております。

それから、この④なんですけれども、ルネサンスが賃借しているということなんですけれども、ちょっと私、違和感を感じるんですけれども、やっぱりこれは村が土地開発公社、北中城村の土地開発公社と契約をして、村に帰属しているんで、またルネサンスに貸すということは又貸しというんですかね、そういうことになると思うんですけれども、どうしてそうなるのかですね。村がせつかくもう帰属しているのに、ルネサンスが賃貸して相互の有効活用とするのは、私としては非常に違和感があるんですね。やっぱり村がそのまま帰属して、駐車場として使わすということはわかるんですけれども。そこら辺についての考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

これは特に問題は、法的にもですね、問題はないと認識をしています。当然、村が契約をしているんですが、ルネサンスに賃借して、やってもらおうと、建ててもらおうということで、これはなぜそうなったのかということは、これは前にもお話を、これまで議会でするね、村民体育館を建設するときにもお話をしてきたところでありまして、これは今さらですね、なぜこうなったのと言われても、少し私も困るなと思っています。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

この駐車場については、やっぱり村民優先というイメージというのは余り湧かないんですけれども、そこら辺は村としてそういうのであれば、村民が理解できるかどうか、私としてもわかりませんが、一応お聞きしております。

それから、駐車場係が配置はありませんけれども、特に混雑が激しい場合にはルネサンスの職員が対応を行っていますということがありますが、ルネサンスの職員が対応するということは、どういうことなんでしょうか。ここは、体育館は委託事業でもあるんですけれども、さっき言ったところの業者さん、そこが管理をしないで、ルネサンスの職員が対応するというのはどういうことなんでしょうか。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

お答えします。

私たちが体育館の管理を委託しているのは、体育館の貸し出しの管理でありまして、それは常に、5名の方を雇っているんですけれども、ローテーションで1人しかいない状況なんです。主に、管理といっても貸し出し等がメインでありまして、駐車場の配置については、ルネサンスさんが利用者さんを多分配慮して、向こうの職員がやっているということは聞いていますけれども。最近ではそこまでの混雑がないということで、駐車場係は出していないということもお伺いしています。以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

先ほどから申し上げているように、非常にこの体育館とスポーツクラブの利用者が入り口のほうがもう入れかわり立ちかわりで、もう5時後になるとすごいんですよ。出たり入ったりですね。そして駐車場自体もすぐ入れかわりも非常に激しくて、ちょっと事故が起きないのか

なと思って、私は危惧をしております。

それから、体育館とクラブとの出たところの駐車場のところにたまに車がとまったりするんですね、道路側に。それも非常に危険じゃないかなと思ってですね。それとあと、お隣のアリーナの用地のほうに最近、車がとめられておりますけれども、そこの管理も必要なので、やっぱりこの駐車場係というのは必要ではないかなと私は思っているんですけれども。安全面の面から、事故が起こらないようにするためにも、あるいは管理の面からも、今はちゃんとした配置ではなくて、混雑が激しい場合に対応しているということなんですけれどもね。やっぱりこれは、私は必要じゃないかなと思うんですけれどもね、その駐車場係というのは。いかがですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

今は駐車場係配置しておりません、当然。先ほどあったように、ルネサンスさんが善意で、混んでいるからということで、職員の皆さんがやっているといるということですから。ただ、配置していないというようなものは、そこまで急に混雑というんですかね、多くなるとは、我々も認識がなかったんで。ただ、議員御指摘のとおり、非常に夕方混雑するよということがあるものですから、今後、少しルネサンスとも協議をしながら、その配置、時間帯でもいいでしょう。そういう配置をするような方向で検討はしていきたいと思っております。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

利用者の安全面からしてもですね、あるいは駐車をスムーズにするためにも、ぜひ必要かと思っておりますので、お願いしたいと思います。

引き続きですね、この駐車場のスペースなんで

すけれども、体育館とスポーツクラブのほうで150台ですよ。そうですね、今あるのは。それでお隣のほうのアリーナ用地で村有地がありますね。そこに今、車、最近とめていますよね。体育館の隣にアリーナ用地があつて、その村が取得した駐車場があるのかな。すぐそばと、それからずっと奥のほうにありますけれども。そこは何台ぐらいになっているんでしょうか。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

お答えします。

アリーナ予定地の村有の部分にとめられる駐車台数は74台となっています。以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

どうもありがとうございます。

現在、体育館とクラブとのところが150台で、そしてアリーナ用地の分が74台で150台で、224台ぐらいはとめられるということなんですけれども、今度、本当に利用者がですね、非常にふえてくると思うんですよ。その何ていうのかしら、体育館とか、それからフィットネスクラブですね、あるので。やっぱり今後どうしても駐車場のスペースは幾らあっても足りないのかなと思っておりますので、今後確実にこの駐車場のスペースを確保して、村民に迷惑をかけない、あるいは村民だけじゃなくて、もちろん利用者なんですけれども、やってほしいんですけれども。やはり駐車場の拡大について、今後やっていくのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

議員、確実にとおっしゃっているんですが、なかなか確実は難しいだろうと思います。あれ

だけのスペースの中で、じゃ、幾らあればいいのと。幾らでも必要だよという話になりかねないんで、それはなかなか難しいだろうと思っています。

ただ、今後もですね、もう少し拡張できるところ、スペースがあるならば、その検討をぜひしていきたいし、ルネサンスとも話して、ルネサンスさんも欲しいということですから。どうすればもう少しふやしていけるのか。そして、利用状況も踏まえて、村民の皆さんに周知をしながら、駐車場少ないですよということも告知をしながら、ぜひ工夫する方法も我々も一緒になって考えていきたいと思っています。

ただ、駐車場の台数をふやす努力はぜひやっていきたいと思っております。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

駐車場がやはり確実にとめられるように、その施設を利用してよかったと言えるような仕組みをつくっていくには、スペースが非常に大きな問題になると思いますので、よろしくお願いします。

次に、交通弱者への支援についてなんですけれども、私は、やっぱり交通弱者というのは、もちろん高齢者だけではないです。やはり若い人にも障害を持った方もおりますし、特に私が思うのは、最近、高齢者の方がスポーツクラブを利用したいというのが結構いるんですね。やっぱり高齢者は、自分に年いってから人に迷惑はかけないためにも、自分で健康を維持したいとかですね。そういう要望が非常に強くなっておりますし、スポーツというんですかね、自分の体を鍛える、そういう志向も非常に強くなっておりまして、何名かの方が、やっぱりどうしてもこのスポーツクラブを利用したいけれども、夫婦がですね、運転ができないとか、あるいは免許証を返上したとかですね。そういう方もい

て、毎日、あるいは週に二、三回通うにしても、タクシーを利用するのは非常に負担になるということがありまして、何とか村としては支援はできないかということで質問させていただいております。

これ事例としまして、例えばということを言っているんですけども、やっぱりコミュニティバスが実現するにはまだ時間がかかるので、高齢者が利用したい、だけれども行けない、タクシーを利用するには負担がかかるということで、そういう交通のアクセスができれば利用したいなという声は幾つか拾っております。

ですから、やっぱり高齢者福祉という意味では、村民にそういう交通弱者、弱い方々、自分で運転できない方々に対しては、福祉の支援としてどうにかいい方法はないものかと私考えておりますけれども、どんなでしょうかね。やっぱりその施策も必要ではないかと思うんですけども、お聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

大変難しい御質問だなと思います。高齢者のためにそのスポーツジム、体育館を使うために、運転できないから村でタクシー等やバスを準備したほうがいいんじゃないかということですが。これはですね、あくまでも健康増進ですから、近いからあそこが利用したいという気持ちはわかるんですが、まず、そうであるならば、福祉優先だと思います。あそこは健康増進ですから、やっぱり病院、リハビリをしなければならぬ、自分の健康を守らなければいけないという、もうこれは必然でやらなければいけない方々には、それなりの対応を村として考えなければいけない。当然それはやらなければいけないことはやらないといけません。今そこまでですね、健康増進まで手を伸ばして行政が本当にやれるのかどうなのかということは、非常に需要とい

うんですかね、その人たちの声も聞かないとわからないんですが、どのぐらいあるのか。今すぐ、それも検討しようということにはなかなか私は難しいだろうと思っています。

現状の把握も当然必要だろうし、将来的にはそれが可能かもしれませんが、今は、やっぱり私が目指すタクシー利用券だとかコミュニティバスというのは、高齢者にぜひ利用してもらいたいというのは、とにかくこの公共施設に行きたくても行けないとか、病院に行きたくても行けないとか、そういう意味ではぜひこれはやらなければいけないことだと思うんですが、これも一緒になって、体育館やスポーツジムに関しても、それが一緒にできればいいんですが、なかなかそれはまだ福祉部門も十分できていない中で、なかなかこの健康増進施設への対応というのは今の段階では難しいのかなというふうな認識を持っています。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

やっぱりこのスポーツクラブを利用するにしても、若い人だけじゃなくて、中高年、それから高齢者、そういう方たちが一生懸命に運動して自分の健康維持をしたいというのは、私は医療の削減にもつながるのではないかと考えて質問しております。

それから、やはり高齢者の方が、今どういう手だてがないということを村はおっしゃっておりますけれども、例えば今、村が計画しておりますコミュニティバス、正式には観光周遊バスの運行について計画をしておりますけれども、その件について、それが実現すれば少しは可能なのかなということを考えておりますけれども、それについてですね、この前も説明はあったんですけども、やはり村民は恐らくそのことについて知らないの、ちょっと観光周遊バスの件について、御説明をお願いしたいと思います。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

一括交付金事業を活用して、観光コミュニティバスの実証実験を予定しております。今年度は実証実験の計画書をつくったところです。今年度、内閣府に認めていただければ、11月ごろから実際に走らせたいというふうに思っています。ルートとしては、イオンモールを発着に、あとは中城城址までを結ぶ形です。途中は、中央公民館であるとか、あと中村家住宅、パークサイド、役場、あやかりの杜、EMなどの拠点をつなぐことで考えております。以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

今、運行のルートをおっしゃっておりますけれども、イオンモール沖縄ライカムのほうから出発しますので、体育館はかなり近くはあるんですけれども、例えばこの体育館とかフィットネスクラブですね。そこら辺の駐車というのはできないのかどうか。そうすれば、非常に、今言ったような高齢者があるとか、障害者の方たちがもう利用は可能かなというのがあるんですけれども、いかがですか。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

現時点の計画では、イオンモールライカムを出た後、次は中央公民館を考えております。これをしばらく実験してみて、アンケートをとって、要望が多ければ、また停留所をふやしたり減らしたりというのが実験の趣旨となっております。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

ぜひまたこの実証実験をして、バス停の増も

含めて検討していただきたいと思います。

次に、障害者の雇用についてお伺いいたします。

確かに平成30年4月1日で障害者雇用促進法によって、役場の法定雇用率は2.5%になって、現在は2.71%ということなんですけれども。この村長部局の2.71%の内容について、現在のその数を割り出したところの職員数と、それから障害を負った方の職員の数のカウントの仕方などを説明していただきたいと思います。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

北中城村役場と村長部局は、まず省くのは教育委員会、水道課、幼稚園、保育所、保健師あたりが省く人数です。あと、正職員数プラス1年以上雇用の臨時、嘱託が入ってきます。ただ、嘱託については、今30時間勤務、職員の4分の3勤務になっている職員については0.5人カウントですね。今全体で147.5人おります。障害の数は、等級が高い1級、2級が2名カウント、残りが1名カウントとなっていて、全体で4人となっております。以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

次に、教育委員会についてお尋ねします。教育委員会の現在の職員の数ですね。それから、法定雇用率ですけれども、そこら辺をお聞きしたいと思います。教育委員会のほうは2.4%ということではあるんですけれども、今のようなカウントの仕方を説明していただければ助かります。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

ただいま総務課長のほうが答えていただいた

数字なんです、私たちのほうで基礎となる数字が62人、それから求められる法定雇用率が1.4弱でございました。ただ、私たち1人も採用していませんので、それを満たしていないということになっています。以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

障害者雇用促進法には、やはり障害者を雇用するように、法定雇用率を守るように言われているんですけども、どうして教育委員会のほうでは障害を持った方がいないのかお聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

教育委員会といたしましては、まずそもそも認識が間違っていたと。先ほど総務課長の答弁もありましたように、1年以上雇用する臨時職員もそのベースにカウントするというのがございます。私たちはその1年以上という臨時をそもそも省いていたと。そのため正規職員でカウントしていたため、そもそも対象事業所には当たらないと思っていて、採用に至っていないというのが実情でございます。以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

それでは、ことしじゅうに採用を見込んでいるのかお聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

私たちのほうで特に正職員を採用するということはできないんですが、次年度に関しましては、できるだけ、臨時職員もカウントされますので、臨時職員の採用ができればと考えてございます。以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

正職員を採用はしないというんですが、したくないというか。正職員を何ていうのかしら、想定をしていないという話になると思うんですけども、その理由をお聞かせください。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

そもそもしたくないというわけではございません。教育委員会に採用権がないということで、私たち教育委員会で正規職員をそもそも採用する権限を持っていないという意味で、今そういうふうなお答えをさせていただきました。以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

それでは、村長にお伺いします。人事権を持っている村長ですね、この障害者の雇用についての考え方をお聞きしたい。例えば臨時であるとか嘱託であるとか、正職員であるとか、採用するに当たってはあと思うんですけども、村長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

障害者法定雇用というのがあるわけですから、やりたくないとかそういうことは全く考えておりません。優秀な方がいらしたら当然採用をやりまし、ぜひそれをもっと配置をしていきたいというふうに思っています。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

優秀な職員がいれば採用したいということは、正職員ということの解釈でよろしいですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

そういう理解でよろしいかと思います。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○８番（喜屋武すま子議員）

障害を持った方に希望を与えることはとても大事なことで、やはり社会の一員として、ともに生きるという意味では大変重要だと思っておりますので、御答弁ありがとうございました。ここで私の一般質問を終わります。

○議長（名幸利積）

以上で本日の日程は全部終了しました。これをもって一般質問は全て終了しました。

議員諸君、執行部の皆さん並びに傍聴の皆さん、大変御苦労さまでした。本日はこれで散会します。

午後 ９時０３分 散会

平成 3 1 年第 2 回北中城村議会定例会会議録						
招 集 年 月 日	平成 3 1 年 3 月 8 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	平成31年 3 月27日 午前10時00分			議 長	名 幸 利 積
	閉 会	平成31年 3 月27日 午前11時17分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出席 等別	議 席 番 号	氏 名	出席 等別
	1 番	安 里 道 也	出	8 番	喜屋武 すま子	出
	2 番	稲 福 恭 秀	出	9 番	天 久 朝 誠	出
	3 番	伊 集 守 吉	出	1 0 番	比 嘉 義 弘	出
	4 番	大 城 律 也	出	1 1 番	山 田 晴 憲	欠
	5 番	上 間 堅 治	出	1 2 番	比 嘉 義 彦	出
	6 番	金 城 高 治	欠	1 3 番	比 嘉 次 雄	出
	7 番	比 嘉 盛 一	出	1 4 番	名 幸 利 積	出
会 議 録 署 名 議 員	1 1 番 議 員		山 田 晴 憲			
	1 2 番 議 員		比 嘉 義 彦			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	新 垣 邦 男		教 育 長	砂 川 恵 重	
	副 村 長	比 嘉 聰		教 育 総 務 課 長	喜 納 克 彦	
	総 務 課 長	仲 本 正 一		生 涯 学 習 課 長	與 儀 光 敏	
	総合調整監兼企画振興課長	石 渡 一 義		建 設 課 長	瀬 上 恒 星	
	会 計 課 長	米 須 清 喜		農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	楚 南 兼 二	
	住 民 生 活 課 長	名 幸 芳 徳		健 康 保 険 課 長	安 里 直 彦	
	税 務 課 長	奥 間 かほる		農 林 水 産 課 参 事	鹿 島 直 昭	
	上 下 水 道 課 長	安次嶺 正 春		学 校 教 育 指 導 主 事		
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第 6 号

平成 3 1 年 3 月 2 7 日（水曜日）

1. 開議 午前 1 0 時 0 0 分

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1	議案第 4 号	北中城村植物ごみ資源化ヤードの設置及び管理に関する条例の制定について	委員長報告、質疑、 討 論、決 定
2	議案第 1 6 号	平成 3 1 年度北中城村一般会計予算について	〃
3	議案第 1 7 号	平成 3 1 年度北中城村国民健康保険特別会計予算について	〃
4	議案第 1 8 号	平成 3 1 年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算について	〃
5	議案第 1 9 号	平成 3 1 年度北中城村公共下水道事業特別会計予算について	〃
6	議案第 2 0 号	平成 3 1 年度北中城村水道事業会計予算について	〃
7	議案第 2 2 号	村道北中城高校 1 2 7 号線橋梁下部工工事改定契約について	説明、質疑、 委員会付託省略、 討 論、決 定
8	同意第 2 号	北中城村監査委員の選任について	〃
9	同意第 3 号	北中城村教育委員会委員の任命について	〃
1 0	陳情第 31-2 号	「役場庁舎建て替え」等公共工事の地元企業優先活用について（要請）	即 決
1 1	陳情第 31-3 号	全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める陳情書	〃
1 2	意見書第 1 号	日米地位協定の見直しを求める意見書について	〃
1 3	決議第 1 号	閉会中の議員派遣に関する決議について	〃
1 4		閉会中の継続調査の申し出	

○議長（名幸利積）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．議案第4号 北中城村植物ごみ資源化ヤードの設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（名幸利積）

日程第1．議案第4号 北中城村植物ごみ資源化ヤードの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（上間堅治議員）

議案第4号 北中城村植物ごみ資源化ヤードの設置及び管理に関する条例の制定について。

平成31年3月11日、本委員会に付託されました議案第4号 北中城村植物ごみ資源化ヤードの設置及び管理に関する条例の制定について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては、3月12日、25日に開催され、全委員出席のもと審議を行いました。執行当局からは担当課長が出席しました。

質疑の主なものと、それに対する答弁について御報告します。

指定管理にした場合のメリット、デメリットとはとの質問に対し、指定管理は、ある程度の運用に関しては指定管理者が決めることができ、関連作業の副産物として得た利益は指定管理費用と相殺でき、指定管理者から提案があればあるほど村の持ち出しが削減できる可能性が出てくる。デメリットは特にないと思うとの答弁。

第4条、指定管理者の業務、（3）回収及び受け入れについて指定業者が行うのかとの質疑に対し、回収に関しては、現在資源ごみの回収

日に回収しているが、今後指定管理にしたとき、指定管理業者が行えるかについては契約の中で確認していくとの答弁。

第6条、休業日は日曜日及び祝祭日とあるが、各自治会が行う一斉清掃や村関係団体はほぼ日曜日の作業である。対応はできるのかとの質疑に対し、村の一斉清掃等の日曜対応は契約の中でできると考えているとの答弁。

第7条、搬入の制限、2項（5）特定樹木（ヤシ、有害植物、根株等）及び駆除が困難な雑草（ムラサキカタバミ、コーブシ等）の対応についてとの質疑に対し、指定管理にした場合、特定樹木、有害植物に詳しい業者になると思う。しかし、一度に多くの搬入があった場合は、煩雑になり見落としもあると思われる。搬入する方々にも制限植物の周知も図りながら運営してもらうとの答弁。

第8条、搬入方法についてどのように行うのかとの質疑に対し、今までどおり予約を行いながら、どのようなものをいつ、どの程度の量か、搬入者の身元も確認しながら行っていくとの答弁。

第9条、搬入物の処理で販売もできるとある。第7条、搬入の制限との絡みで、有害植物が混ざった堆肥が拡散した場合の責任はどこにあるのかとの質疑に対し、保険等の問題もあると思う。その件に関しては契約の中で対応するとの答弁。

指定管理した場合、今後設備投資もあり得るのかとの質疑に対し、第9条2項で、堆肥化したものは販売することもできるとある。販売するに当たり、計量器や袋詰めする機械等も必要になってくる。指定管理者の協議の中でどこが負担するか確認していくとの答弁。

以上、質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長（名幸利積）

これより委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号 北中城村植物ごみ資源化ヤードの設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第4号 北中城村植物ごみ資源化ヤードの設置及び管理に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2．議案第16号 平成31年度北中城村一般会計予算について

○議長（名幸利積）

日程第2．議案第16号 平成31年度北中城村一般会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

一般会計予算審査特別委員長。

○一般会計予算審査特別委員長（天久朝誠議員）

議案第16号 平成31年度北中城村一般会計予算について。

平成31年3月11日、本委員会に付託されました議案第16号 平成31年度北中城村一般会計予

算について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては、3月12日、14日、15日、18日、25日に開催し、18日、25日に金城高治委員が欠席のほかは全委員出席のもと審査を行いました。執行当局から担当課長及び係長が出席しました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について御報告いたします。

歳入、1款1項1目村民税個人分が前年度比で2,289万7,000円の増額になっている要因はとの質疑に対し、1、主に高額所得者の転入によるもの、2、不動産等（長期一般、短期一般、株式譲渡など）の売却による所得増、3、納税義務者の増加や個々の所得増。納税義務者の推移は、平成30年度当初予算納税義務者数7,151人、平成31年度納税義務者数7,445人で294人増。調定額の推移は、平成30年度当初予算調定額6億5,039万5,000円、平成31年度6億7,289万5,000円で2,250万円増となるとの答弁。

1款2項1目固定資産税が対前年比で794万7,000円の減額になっている要因はとの質疑に対し、現年課税分の土地・家屋・償却資産は、平成30年12月4日時点の課税標準額に税率1.4%及び上昇（下降）率、徴収率を乗じて算出している。平成30年度において償却資産の当初予算上昇（下降）率を0.95%で設定したが、補正第3号で2,200万円を減額したため、平成31年度においては上昇（下降）率を0.9%に設定し、前年比当初予算を920万4,000円、土地907万6,000円増、家屋1,663万7,000円増、償却資産3,491万7,000円減、それぞれ減額した設定となった。また、過年度分は実績に応じた収率30%を見込んでの額となり、前年度より125万7,000円増となっている。合計で794万7,000円の減額であるとの答弁。

22款3項2目1節雑入、土地賃借料（村民体育館）について、土地は現在、沖縄県町村土地

開発公社の所有になっていると思われるが、賃借料が北中城村の収入になっている理由はとの質疑に対し、当該土地については、沖縄県町村土地開発公社が貸し主、北中城村が借り主となり土地使用賃借料を締結している。その契約書内で借り主が第三者へ有償で貸与できるものとして定めているとの答弁。

歳出、2款1項5目19節村民提案（活動支援事業）交付金が対前年度比で70万円減額の理由はとの質疑に対し、平成31年度は、チョウの里づくりが10万円、東北エイサープロジェクトが20万円の継続2事業を計上。本事業は平成20年度から実施し、延べ62事業を採択してきた。近年では、金融機関を初め法人企業等による支援が充実している。今後はこれらの活用を促すことで財源を確保しつつ、まちづくりを支援していくとの答弁。

企業等の支援が充実とある。村内組織を紹介できる取り組みを行えるかとの質疑に対し、区長会や村広報を活用できるか考えてみるとの答弁。

2款1項7目19節南米3カ国青年研修派遣事業補助金廃止の理由はとの質疑に対し、研修参加への申し込み数が少ないことと財政面で厳しいことで、平成31年度より廃止となっているとの答弁。

2款1項10目防災無線整備事業の計画内容はどうなっているかとの質疑に対し、平成31年度は親局1局とライカム地区へ子局1局を予定している。平成32年度子局14局、平成33年度子局20局を整備し、平成34年度に現子局撤去で事業完成予定となっている。あわせて平成32年度よりIP通信も設置予定との答弁。

2款1項14目北中城村史編さんの予算が計上されていない理由はとの質疑に対し、平成31年度に事業再開の予定であったが、残り2巻の完成までの全体のスケジュールが明確にできていないため、財政面からの検討により予算計上を

見送った。今後の再開時期は未定であるが、戦後編の聞き取りに関しては、委員会費を計上しているため対応可能。村史編さんの先生方とは連絡は取り合っており、こちらの事情も理解してもらっているとの答弁。

2款1項35目15節村役場第一庁舎改築工事費の詳細内容及び建設に関して要望書が出ている村内事業者との関わりについてとの質疑に対し、現在業者選定が終了し、3月25日に協定書締結に向けて調整しているところである。基本設計、実施設計後の平成31年8月に事業契約を締結し、11月から本体工事着工を予定し平成32年9月完成予定となっている。設計及び工事管理業務を村内企業が行うことになっている。建設に当たっても施工可能な工事は見積もり依頼や施工協力を依頼することになっているとの答弁。

2款2項2目13節土地の評価がえにおいて活用する標準宅地の不動産鑑定評価委託料の内容はとの質疑に対し、平成33年度固定資産税（土地）の評価がえ（平成32年1月1日評価時点）において活用する標準宅地の不動産鑑定評価である。評価委託料の内容としては、標準宅地46地点（単価5万8,000円）、大規模地域3地点（2地点掛ける単価70万円、1地点掛ける単価60万円）、基準地4地点（単価1万2,000円）、検討会議等35万円となっているとの答弁。

3款1項3目13節生きがい活動支援事業委託料におけるデイサービスセンターしおさいの災害時避難通路の整備費についてとの質疑に対し、老人デイサービスセンターしおさいの災害時避難通路の整備については、指定管理者である村社会福祉協議会と施工方法や概算見積もりで協議を行っているところである。同施設の老朽化による修繕箇所も含めて協議を進めており、このたびの当初予算には計上を見送り、補正予算で対応していく方針。総務厚生常任委員会による所管事務調査において指摘を受けていたとおり、災害発生時の同施設利用者の避難誘導の確

立は喫緊の課題と認識している。早期の避難通路の整備に努めていくとの答弁。

3款2項2目19節特定教育・保育施設運営負担金（認可保育所）が対前年度比で5,944万6,000円増額の理由はとの質疑に対し、平成31年4月に設置認可予定の認可保育園もりのなかま保育園北中城園、定員54名が開設することによる負担金の増となっている。年齢別でゼロ歳児が6名、1歳児が6名、2歳児6名、3、4、5歳児はいずれも12名との答弁。

認可園スタート後の待機児童予測はとの質疑に対し、正確な数字は確定していないが、申し込み状況からの速報値が現時点で62名。特に1歳児が30名余りと突出しており、4、5歳児に関してはほぼゼロとの答弁。

3款2項2目19節保育所等整備補助金の詳細内容はとの質疑に対し、2020年4月開所を目指し新たな認可保育園の整備に対する補助金2億1,347万7,000円。同事業の事業者については、当初平成31年4月開所を予定し計画を進めていたが、土地の取得がおくれ開所が困難となり、選定事業者から辞退を受けていた。今年度新たに再公募を行い、社会福祉法人温和会が決定した。整備予定場所は、アワセ土地区画整理地内、定員90名との答弁。

3款2項5目15節しまぶく学童クラブ建設工事の詳細内容はとの質疑に対し、島袋小学校内への放課後児童クラブの建築整備を行うもの。当初、昨年度に整備予定であったが、必要な財源の確保が困難であったことから整備を見合わせ、県との調整や必要な財源の確保について検討してきた。結果、県の放課後クラブ支援事業の補助金上限額の拡充が予定され、同事業に着手するもの。土地に高低差があり、外構面の見直しと、設備面では窓の明かり取りができないかと一部設計変更予定。設置場所は、島袋小学校内の体育館の北東、駐車場側との答弁。

4款1項4目13節施政方針の中で新たに個別

検診導入と記載された村民検診委託料（がん検診）の内容についての質疑に対し、従来は胃がん、大腸がん、肺がんの検診は各公民館で実施される集団検診会場、または人間ドックでの受診となっていた。この機会を逸すると、がん検診を受診することは難しくなる。婦人科検診や特定健康診査が個別で検診を受診できる状況であることから、受診体制を整備する必要がある。そこで、平成31年度からは、集団のみならず個別医療機関でも受診できるよう、選択肢を設ける。また、近年がん検診実施については、国が示したがん予防重点健康教育及びがん実施のための指針に基づくよう、県より指導されている。本村もがん検診の質を高めるため、昨年度から検診機関との調整を図り、次年度は、指針どおり婦人科の隔年受診や20歳以上から受診していた胃がん、大腸がん検診を40歳以上にするこで、科学的根拠に基づいたがん検診を多くの住民に正しい検診を正しく行うように努めていくとの答弁。

5款1項3目19節北中城村地産地消出品者協議会補助金が対前年度比で50万円減額の理由はとの質疑に対し、スタッフの内部努力を行いながら売り上げの向上を図り、村の持ち出し負担を軽減するための減額との答弁。

6款1項2目19節チャレンジデー2019助成金の内容はとの質疑に対し、毎年5月の最終水曜日に人口規模がほぼ同じ自治体間で、午前0時から午後9時までの間に15分間以上継続して運動やスポーツを行った住民の参加率を競い合い、敗れた場合は対戦相手の自治体の旗を庁舎のメインポールに1週間掲揚する。住民参加型のスポーツイベントで、村民の運動習慣づくりのきっかけとなる。初年度の対戦相手は、岩手県葛巻町に決定し、姉妹町村盟約30周年記念事業の一環としてのイベントと考えている。事業費の8割が笹川スポーツ財団から助成され、各会場で人数カウントする方への謝金、参加者に配る

グッズなどに使われる。3月中に実行委員会を設置して、これから周知に入る。今年度に関しては、老人クラブ、各公民館で活動するサークル、スポーツクラブルネサンスに通っている方々も数字に入れるとの答弁。

6款1項2目19節北中城まつり実行委員会補助金が対前年度比376万4,000円増額になっている理由はとの質疑に対し、平成30年度は一括交付金の補助金減額で、青年エイサーまつり、北中城しおさいまつりを合同開催した。平成31年度は青年連合会より、しおさいまつりでは、青年会はあくまで出演者になってしまう。自分たちで祭りをつくり上げたい。そういう活動が地元への恩返しであり、アピールにもつながるという理由で、祭りを独自開催したいとの強い要望があり、両祭りを別々で開催した場合の予算を計上した結果、増額となっているとの答弁。

別々に祭り開催していたときと、去年の合同開催したときの決算と内容を比較検討したことがあるか。財政が厳しいときは合同、財政がよいときは別々。村の方針はどうなっているかとの質疑に対し、直接検討はしていない。方針についてはまつり実行委員会に諮ってみたいとの答弁。

6款1項3目13節観光周遊バス導入支援業務委託料の詳細内容はとの質疑に対し、平成31年度に実施する内容として、主に実証実験の効果検証を行うほか、バス停留所配置の詳細検討、有償運行に向けた検討などを行う予定との答弁。

バス停留所は学生の通学に使えるのかとの質疑に対し、バス停留所は、イオンモールを出発して中城城跡に向かって設置する。その途中で何カ所か設置する。その中で中学校のそばに設置するが、通学時間に合わせて走らせるわけではないので、学生の使用は今考えていない。村内をくまなく走るバスではない。前回それを行おうとして、バス会社が出せないということで頓挫した経緯がある。とにかく足がかりとして

できるところから走らせたいということで、今回、観光という名目で予算をとっているので、主はイオンモールと中城城跡で、その間で寄れるところはできるだけ多く寄るという形でまずは走らせて、乗客が多ければ徐々に広げていこうと考えている。他市町村を調査するとどこも赤字経営なので、まずは小さくスタートして、利用が多ければ次に大きくしていくことを考えている。運行時間は9時半から5時半まで、1時間おきに9便を考えているとの答弁。

6款1項3目19節観光協会補助金が対前年度比で120万円増額になっている理由はとの質疑に対し、イオンモール内にできるスタジオの年間借り上げ費用。29年度の議会でFM局をつくれなかと質問を受けた。そこで検討してきたが、多額の費用がかかる。村の若者がFMぎのわんで番組をやっており、ラジオのほかにスマホで見れるよう動画をSNSで配信している。動画はお金がかからないので、それを配信できるスタジオをつくってほしいとイオンに依頼したところ、つくってくれた。そこを観光協会に借りてもらう。面積は42平米で、放送局みたいなスタジオになっているとの答弁。

9款1項2目8節、9節、14節ちむあぐみ塾関係の予算が計上されていない理由はとの質疑に対し、ちむあぐみ塾関連予算については、英検・漢検等各種検定補助事業とともに、平成21年度から地域振興事業助成金を活用し実施してきた。昨年度の開催箇所は5カ所。ここ数年は各種検定補助事業費が大幅に増大し、助成金の大半を占めている。そのため予算の確保が困難となっているとの答弁。

村の補助で手厚くなった分、英検や漢検の受験者数の増加に伴う結果と課題はとの質疑に対し、平成21度が9万円だったのが30年度に120万円。応募者が大分ふえているが、それに伴って合格率も伸びているかということ、そうとは言えないのが課題との答弁。

9款2項1目13節北中城小学校アスベスト調査委託料の内容はとの質疑に対し、平成33年度に予定している北中城小学校の空調設備更新工事設計業務の中で既設設備にアスベストが含まれていないかを調査する。平成33年度に予定している空調設備工事に係る調査を入れる予定との答弁。

9款5項2目13節中央公民館アスベスト・P C B調査業務委託料の内容はとの質疑に対し、中央公民館では、ホール用の空調機器設備、防災用発電機、高圧受配電気機器が老朽化し更新時期を迎えており、平成30年度において、防衛補助を活用し設計業務を行った。更新の時期は未定だが、設備の解体等を行う場合、労働安全衛生法に基づき、アスベスト使用の有無を調査する必要がある。また、高圧受配電気機器については、P C Bを含有する場合において、P C B特別措置法において適切に処分することとなっている。今回はアスベスト調査が41万6,000円、P C B調査が28万7,000円。調査結果で仮にアスベスト等が含まれていた場合は、設計の変更は考えていないが、除去の費用は計上しないといけないとの答弁。

過去に中央公民館にアスベストが入っているということで、予算が計上され議会で諮られた。その際、村内の公共施設全てを調査する必要があるかとの質疑も出ていた。あやかりの杜や地区の公民館など今後調査は必要ではないかとの質疑に対し、大規模改修の際に調査を入れ、工事に入るべきだと考えているとの答弁。

危惧するのは、老朽化し、とりかえ時期が来たから調査を入れて確認したい旨だが、万が一アスベスト等が含有されている場合、沢山の村民が利用する公共施設で人体に被害を及ぼすことは考えられないかとの質疑に対し、調査し影響がある可能性があるならば、補正予算で対応するとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決

の結果、本委員会は全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長（名幸利積）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号 平成31年度北中城村一般会計予算についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。

議案第16号 平成31年度北中城村一般会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（起立全員）

○議長（名幸利積）

起立全員です。議案第16号 平成31年度北中城村一般会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3．議案第17号 平成31年度北中城村国民健康保険特別会計予算について

○議長（名幸利積）

日程第3．議案第17号 平成31年度北中城村国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（上間堅治議員）

議案第17号 平成31年度北中城村国民健康保険特別会計予算について。

平成31年3月11日、本委員会に付託されました議案第17号 平成31年度北中城村国民健康保険特別会計予算について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては、3月13日、15日、25日に開催され、全委員出席のもと審査を行いました。執行当局から担当課長及び係長が出席しました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について御報告いたします。

歳入、1款1項1目徴収率95%で設定されているが、今後次年度以降の見込みはとの質疑に対し、予算編成の基本は、予算割れを避けるため、歳入においては過少計上、歳出においては過大計上することになっている。予算上は95%の徴収率となっているが、年々徴収率は上がっている。平成29年度決算においては97.43%、県内でも上位の徴収率である。今後もこの97%台を維持できるように努めていければと考えているとの答弁。

12款4項9目1節歳入欠陥補填収入が前年度比5,717万8,000円増額の理由と最終的な見込み額はとの質疑に対し、給付費の最終支払いが出納整理期間である4月であるため、前年度中にその支払い額が把握できない。高額手術等の不測の事態に備えた10款予備費や歳出3款県納付金等の増額に対応している。臨時職員や嘱託職員に係る経費を補助金等から充当することにより一般会計からの繰入額を減額する措置をしている。赤字ではあるが、予備費がそのまま残るか、あるいは給付費として支出しても県支出金とその分増額となる。また、そのほかの収入がふえる可能性もあり、最終的には8,000万円から1億円程度になると考えているとの答弁。

歳出、6款1項1目13節特定検診未受診者対策の詳細内容はとの質疑に対し、民間会社が全国の各市町村が行っている特定検診の受診率向上を支援する事業である。これまでの勧奨通知は一律の表現であったものを人口知能を活用して過去の受診経緯等から解析、再勧奨を送れば、受診する確率の高い方を優先順位としてターゲットを選定、4パターンに分類しそれぞれの心理特性に応じたメッセージを用いた勧奨通知を行う事業内容。県内実績は那覇市のみ、全国的には300を超える自治体と取り引きしている。経費は349万2,000円、全額調整交付金の補助対象になっているとの答弁。

検診履歴を民間会社に送るというが、情報の漏えい等の対応はどうなっているのかとの質疑に対し、契約で対応することになる。300以上の実績もあるので、ほかの市町村の契約内容も勘案して今後決めていくとの答弁。

9款1項7目23節償還金、利子及び割引料が対前年度比900万2,000円減額の内容はとの質疑に対し、これまで市町村が国や県とやりとりを行っていた各種交付金、負担金等の概算交付や清算を平成30年度より国保の運営主体が県に移管されたことにより、市町村において計上する必要がなくなったための減額。残りの金額は税の修正申告の返還金が生じた場合の経費になるとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長（名幸利積）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありません

か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号 平成31年度北中城村国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。

議案第17号 平成31年度北中城村国民健康保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（起立全員）

○議長（名幸利積）

起立全員です。議案第17号 平成31年度北中城村国民健康保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4．議案第18号 平成31年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（名幸利積）

日程第4．議案第18号 平成31年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（上間堅治議員）

議案第18号 平成31年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算について。

平成31年3月11日、本委員会に付託されました議案第18号 平成31年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては、3月13日、15日、25日に開催され、全委員出席のもと審査を行いました。

た。執行当局から担当課長及び係長が出席しました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について御報告いたします。

歳入、1款1項後期高齢者医療保険料の徴収率見込みはどのようになっているのかとの質疑に対し、平成31年度の徴収率については過去の実績を勘案し、特別徴収のいわゆる年金天引き分については100%、普通徴収のみずから納める分については98.5%で見込んで計上している。合計すると99.09%を見込んでいるとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長（名幸利積）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号 平成31年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。

議案第18号 平成31年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（起立全員）

○議長（名幸利積）

起立全員です。議案第18号 平成31年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5．議案第19号 平成31年度北中城村公共下水道事業特別会計予算について

○議長（名幸利積）

日程第5．議案第19号 平成31年度北中城村公共下水道事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について副委員長の報告を求めます。

建設文教常任副委員長。

○建設文教常任副委員長（大城律也議員）

おはようございます。

それでは、金城委員長が議長の報告のとおり欠席でありますので、かわりまして副委員長の私のほうから御報告をさせていただきます。

議案第19号 平成31年度北中城村公共下水道事業特別会計予算について。

平成31年3月11日、本委員会に付託されました議案第19号 平成31年度北中城村公共下水道事業特別会計予算について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては、3月13日、15日、25日、26日に開催し、25日、26日に金城高治委員長が欠席のほかは全委員出席のもと審査を行いました。執行当局から担当課長及び係長が出席しました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について御報告いたします。

歳入、1款1項1目1節下水道使用料について、人口は増加しているが前年度と比較して100万円増とほぼ横ばいの要因はとの質疑に対し、アワセ土地区画整理地区での高層マンション等の開発により、接続件数は増加が見込まれ

るが、節水型機器（トイレ、シャワー等）の普及など、利用者の節水志向の高揚等により、1人当たりの使用水量は減少傾向にある。また、基地使用料は年度毎の増減が大きく、推計が困難であることも踏まえて、使用料金収入は過大な計画とならないよう前年度並みとし、消費税率のアップ分を反映しているところであるとの答弁。

節水型機器等の普及のために人口がふえても使用水量は減少傾向とのことだが、下水道の接続の普及率は伸びているのかとの質疑に対し、平成30年度は工事の配分額として工事費用まで賄い切れなかったため、新しい設備の拡大等について今年度はなかった。接続率は最近のデータとして平成29年度末になるが、62.6%である。今年度の新規の接続件数が150件（平成31年3月14日現在）となっていると答弁。

歳出、1款1項1目1節下水道事業県補助金の減額の理由はとの質疑に対し、島袋地区浸水対策事業の実施工程によるものである。平成30年度は3号調整池（JA側）の整備に向けて、用地補償費用と工事費用（第1期分）及び、その工事に関連する業務委託費用（現場技術業務、磁気探査業務）を計上している。平成31年度は、引き続き3号調整池の工事（第2期分）を実施するものとして、その整備に必要な費用を計上している。工事の内容に伴って減額となっているとの答弁。

この事業に関して順調に進行していると理解してよいのかとの質疑に対し、今年度の実施内容としては、用地補償については解決している。工事の発注のほうは用地解決が年を明けてしまったので、次年度に繰り越して行う予定である。これについては別途補正予算で繰り越しをしている。したがって工事について進捗はしていない、新年度に入ってから行っていく。平成31年度の予定分を引き続き実施することで1期の進捗によって次の仕上がりがいつごろになるかが

決まってくるとの答弁。

1 款 1 項 1 目 19 節雨水利用促進助成金の詳細及び年度ごとの実績はとの質疑に対し、村では、雨水利用促進補助金交付制度として、島袋地区の浸水被害軽減を目的として、島袋地区の浸水被害に係る流域内で、貯水容量 1 立方メートル以上の雨水貯留施設、またはこれと同等以上の雨水浸透能力を有する施設を設置した場合に、1 件につき最大 5 万円まで助成する制度である。これまで 3 件、平成 28 年度に 1 件、平成 29 年度に 2 件、平成 30 年度はゼロ件の活用実績にとどまっており、村としては、ホームページでの掲載、下水道普及促進とあわせて戸別訪問やポスティングを行うほか、島袋地区浸水対策に係る住民説明会等において、この助成制度についても紹介するなど、普及促進に向けて広報を行なっているとの答弁。

水害が多発する流域内への啓蒙活動というのが重視されるかと思われる。いま一度貯水タンク、雨水浸透ますについて周知する必要があるかと思うがとの質疑に対し、普及促進に向けて住民の方に意識づけをしてもらうためにも積極的な広報が必要かと思うので、村の広報を通じて、いろいろな方法で広報の強化を図っていきたいとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を可決すべきものと決定しました。以上であります。

○議長（名幸利積）

これより副委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 19 号 平成 31 年度北中城村公共下水道事業特別会計予算についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する副委員長の報告は原案のとおり可決です。

議案第 19 号 平成 31 年度北中城村公共下水道事業特別会計予算については、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（起立全員）

○議長（名幸利積）

起立全員です。議案第 19 号 平成 31 年度北中城村公共下水道事業特別会計予算については、副委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 6．議案第 20 号 平成 31 年度北中城村水道事業会計予算について

○議長（名幸利積）

日程第 6．議案第 20 号 平成 31 年度北中城村水道事業会計予算についてを議題とします。

本案について副委員長の報告を求めます。

建設文教常任副委員長。

○建設文教常任副委員長（大城律也議員）

議案第 20 号 平成 31 年度北中城村水道事業会計予算について。

平成 31 年 3 月 11 日、本委員会に付託されました議案第 20 号 平成 31 年度北中城村水道事業会計予算について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては、3 月 13 日、15 日、25 日、26 日に開催し、25 日、26 日に金城高治委員長が欠席のほかは全委員出席のもと審査を行いました。執行当局から担当課長及び係長が出席しま

した。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について御報告いたします。

平成31年度の主な建設改良工事と単独事業の詳細はとの質疑に対し、補助事業では、北中城村内配水管改良工事として、村道荻道登又線で配水管434メートル及び島袋配水ポンプ場の機械・電気設備の更新工事を予定している。また、単独事業としては、県道宜野湾北中城線道路改良工事の進捗に応じて、既設配水管の移設工事を予定している。なお、補助事業は、水道未普及地域解消や使用水量の拡張、老朽化した施設の改良工事等として、水道事業計画、現計画、第5次拡張事業計画に位置づけられたものが対象となっている。通常の維持管理は補助事業の対象外となっている。県道宜野湾北中城線道路改良工事に伴う既設配水管の移設は、県道内に埋設した占用物であり、道路管理者である県の求めに応じて実施するもので、水道事業計画の位置づけもないため、補助事業の対象にはならないことから、村の単独事業として実施するものであるとの答弁。

計画は順調に進んでいるのか、沖縄県が主体である工事を含めて問題、あるいは支障を来すことはあるのかとの質疑に対し、現在第5次拡張計画の中で平成40年度までの更新計画も含めて一部事業の実施内容の見直しがある。今回条例改正等もあったが、人口規模を増加させることを含めて事業認可の変更手続を進めているところである。それを踏まえ次年度新たな更新計画を作成してそれに基づいて今後の更新作業を進めていきたいと考えているとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を可決すべきものと決定しました。以上であります。

○議長（名幸利積）

これより副委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号 平成31年度北中城村水道事業会計予算についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する副委員長の報告は原案のとおり可決です。

議案第20号 平成31年度北中城村水道事業会計予算については、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（起立全員）

○議長（名幸利積）

起立全員です。議案第20号 平成31年度北中城村水道事業会計予算については、副委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7．議案第22号 村道北中城高校127号線橋梁下部工工事改定契約について

○議長（名幸利積）

日程第7．議案第22号 村道北中城高校127号線橋梁下部工工事改定契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、議案第22号 村道北中城高校127号線橋梁下部工工事改定契約について御説明申し上げます。

議案第 22 号

村道北中城高校 127 号線橋梁下部工工事改定契約について

下記のとおり工事請負契約を締結するために、北中城村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 47 年条例第 57 号）第 2 条の規定により議会の議決を求めます。

記

1. 契約の目的：村道北中城高校 127 号線橋梁下部工工事
北中城村字 渡口 地内
2. 変更工期：（ 原 ）平成 30 年 6 月 1 日～平成 31 年 2 月 22 日
（第 1 回変更）平成 30 年 6 月 1 日～平成 31 年 3 月 29 日
（第 2 回変更）平成 30 年 6 月 1 日～平成 31 年 6 月 28 日
3. 改定契約金額：¥ 96,613,560－
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額：¥ 7,156,560－
4. 契約の相手方：宜野湾市普天間 2 丁目 39 番 3 号
有限会社ヤマウチ設備
代表取締役 山 内 聡

平成 31 年 3 月 27 日 提出
北中城村長 新 垣 邦 男

別添、工事請負改定契約書並びに工事変更協議書、さらには変更平面図の添付をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○5 番（上間堅治議員）

契約変更ということなんですけれども、この工事の内容と、また追加工事になった理由をお伺いします。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

御質問にお答えいたします。

今回、変更契約の内容といたしましては、添

付しております変更協議書をごらんください。

土工事関係で数量の大幅な増があるんですけども、まず工事をやる時には実際現地で発生する土を持って埋め戻したりすることが大体基本的な対応となるんですけども、実際今回工事をするに当たりまして、掘った土自体が埋め戻しに適していなかったというものが大部分でございました。それで、もともと発生土を利用すべきところではあったんですけども、良質土、実際購入土で埋め戻しを行って、既定の規格に該当するような形で工事できるように設計変更を行ったものでございます。以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

じゃ、この大きな部分というのは、埋め戻しに係る土の金額だというふうに理解していますが、調査でこういったのもやったのかやらなかったのか。何ていうのかな、この実地調査とかはやると思うんですけども、この辺でわからなかったのか、その辺をお伺いします。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

設計の段階で実際ボーリング調査等を行って、現地の地質については確認して設計は行っているところなんですけれども、実際掘ってみて、ボーリング調査で調べていたときよりも含水比と言いまして、水の含み方が多かったとか、実際埋め戻しに適さなかったとかということが多々ございます。ただ、今回工事を始めまして、現地のほうも、職員のほうも確認に行っておりまして、やはり適していないことを確認しておりますので、これも長期的な構造物ともなるものですから、そういった安全も含めまして、埋め戻し土の変更を行っております。以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

それでは、前もって調査しても、そういった事例が出てくる可能性はあるということによろしいのかというのと、また、第1回目の変更の場合にもそうだったんですけども、これもちろん補助金等がちゃんとしっかり出てくるのか。この辺、最後をお願いします。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

この変更の対象になった土の利用が可能か可能ではないかというのは、実際調査の部分である程度の予測はできるんですけども、掘ってみないとわからないというのが正直なところでございます。ですので、変更をしないといけな現場というふうに今回はこちらの現場に関しては判断しておりまして、やはりこういった変更協議書を交わしまして、変更契約をやりたいと考えております。

あわせまして、こちら補助金の対象となっておりますので、工種としましては。必要工種ともなっておりますので、このあたりにつきましては、変更の金額に対する約8割の補助の対象の金額となっております。以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本委員会の委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号 村道北中城高校127号線橋梁下部工工事改定契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。議案第22号 村道北中

城高校127号線橋梁下部工工事改定契約については原案のとおり可決されました。

日程第8. 同意第2号 北中城村監査委員の選任について

○議長(名幸利積)

日程第8. 同意第2号 北中城村監査委員の選任についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
村長。

○村長(新垣邦男)

それでは、同意第2号 北中城村監査委員の選任についてを御説明申し上げます。

同意第2号

北中城村監査委員の選任について

北中城村監査委員に下記の者を選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

住 所 宜野湾市

氏 名 喜 納 秀 樹

生年月日 昭和47年 生

平成31年3月27日 提出
北中城村長 新 垣 邦 男

提案理由

平成31年3月31日付で北中城村監査委員、比嘉善弘氏が任期満了となるため。

略 歴 書

住 所 宜野湾市
氏 名 喜 納 秀 樹
生年月日 昭和47年生

学 歴

平成10年 沖縄国際大学法学部法学科（夜間） 卒業

職 歴

平成 3年 沖縄国税事務所 採用
沖縄国税事務所及び管内税務署
国税庁
東京国税局管内税務署勤務
平成26年 石垣税務署 辞職
平成26年 税理士登録
喜納秀樹税理士事務所 開業

別添、喜納氏の略歴書を添付してございます。
よろしくお願いいたします。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第2号 北中城村監査委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本案は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。同意第2号 北中城村監査委員の選任については同意することに決定されました。

日程第9．同意第3号 北中城村教育委員会委員の任命について

○議長（名幸利積）

日程第 9. 同意第 3 号 北中城村教育委員会
委員の任命についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
村長。

○村長（新垣邦男）

同意第 3 号 北中城村教育委員会委員の任命
について御説明申し上げます。

同意第 3 号

北中城村教育委員会委員の任命について

北中城村教育委員会委員に下記の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

住 所 北中城村字仲順

氏 名 大 屋 みゆき

生年月日 昭和 36 年 生

平成 31 年 3 月 27 日 提出
北中城村長 新 垣 邦 男

提案理由

北中城村教育委員会委員安里 恵氏が平成 31 年 3 月 31 日で任期満了となるため。

略 歴 書

住 所 北中城村字仲順

氏 名 大 屋 みゆき

生年月日 昭和 36 年 生

学 歴

昭和 58 年 3 月

日本体育大学体育学部体育学科 卒業

職 歴

昭和58年11月～昭和59年 3月	嘉数中学校保健体育科 補充教諭
昭和59年10月～昭和62年 2月	沖縄県内 官公庁 臨時職員
昭和62年10月～平成 7年12月	琉球新報中部支社 臨時採用
平成24年 6月～現在	北中城村文化協会 事務局

その他の経歴

平成25年 4月～平成27年 3月	北中城中学校父母教師会副会長
平成27年 4月～平成29年 3月	北中城村学校評価委員
平成28年 4月～平成30年 3月	北中城高校PTA副会長
平成30年 4月～現在	仲順婦人会副会長

大屋氏の略歴書を添付してございますので、お目通しいただきながら、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第3号 北中城村教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。同意第3号 北中城村教育委員会委員の任命については同意することに決定されました。

日程第10. 陳情第31－2号 「役場庁舎建て替え」等公共工事の地元企業優先活用について（要請）

○議長（名幸利積）

日程第10. 陳情第31－2号 「役場庁舎建て替え」等公共工事の地元企業優先活用について（要請）を議題とします。

お諮りします。ただいま議題になっている陳情第31－2号 「役場庁舎建て替え」等公共工事の地元企業優先活用について（要請）は、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略することにしたと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を

省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第31－2号 「役場庁舎建て替え」等公共工事の地元企業優先活用について（要請）を採決します。

なお、陳情第31－2号については、予算審査特別委員会において地元企業優先活用が強く要望され、執行当局も見積依頼や施工協力を依頼する答弁である。確実に履行することを加えてお諮りします。陳情第31－2号 「役場庁舎建て替え」等公共工事の地元企業優先活用について（要請）は採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。陳情第31－2号 「役場庁舎建て替え」等公共工事の地元企業優先活用について（要請）は採択されました。

日程第11. 陳情第31－3号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める陳情書

○議長（名幸利積）

日程第11. 陳情第31－3号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める陳情書についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題になっている陳

情第31－3号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める陳情書は、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第31－3号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める陳情書についてを採決します。

お諮りします。陳情第31－3号は採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。陳情第31－3号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める陳情書は採択されました。

日程第12. 意見書第1号 日米地位協定の見直しを求める意見書について

○議長（名幸利積）

日程第12. 意見書第1号 日米地位協定の見直しを求める意見書についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

大城律也議員。

○４番（大城律也議員）

米軍普天間飛行場の辺野古移設工事強行、欠陥オスプレイ県内強行配備、東村高江の国内最大の米軍施設だ。豊かな自然環境の中に辺野古新基地建設、ヘリポート基地の強行建設だ。国の姿勢、県民の理解を求めるなら、人、そして

暮らしに目を向けた変化でありたいものである。県内には、米軍の管理下にある訓練区域、水域が広い範囲にあり、県民は沖縄の土地、海、空を自由に使えない。米軍は特権的地位を定めた欠陥地域協定によって治外法権を欲しいままである。沖縄の将来像を決めるのは、沖縄県民の民意が大切である。

よって、次の意見書を提出いたします。

意見書第１号

日米地位協定の見直しを求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第１４条の規定により提出します。

平成３１年３月２７日 提出

北中城村議会議長 名 幸 利 積 殿

提出者：北中城村議会議員

大 城 律 也

賛成者：北中城村議会議員

喜屋武 すま子

比 嘉 盛 一

伊 集 守 吉

山 田 晴 憲

比 嘉 次 雄

比 嘉 義 彦

上 間 堅 治

稲 福 恭 秀

安 里 道 也

天 久 朝 誠

比 嘉 義 弘

日米地位協定の見直しを求める意見書（案）

我が国には、日米安全保障条約に基づく日米地位協定によって、３１の都道府県に１３１施設、約９万８千ヘクタールの米軍基地施設が所在している。

米軍基地を抱える全国の市町村は、我が国の防衛、安全保障の一翼を担う一方、米軍基地の存在による住民生活への過重な負担を抱えている。

特に、全国の米軍専用施設の約７１％を占める沖縄県においては、米軍基地から派生する事件・事故や航空機騒音、環境問題、並びに米軍人・軍属等による犯罪が、戦後７３年を経た今日においてもなお後を絶たず、地域住民の生活に多大な影響を及ぼしている。

日米地位協定は、日米を取り巻く安全保障体制や我が国の社会環境が大きく変化しているにもかかわらず、昭和３５年に締結されて以来、５０年以上もの間、１度も改正されていない。

これまで運用改善や環境補足協定の締結がなされてはいるものの、米軍基地から派生する様々な事件・事故等から国民の生命・財産と人権を守るためにはまだ不十分で根本的な解決のためには日米地位協定を抜本的に見直す必要がある。

よって、本村議会は、村民の生命・財産と人権を守る立場から、日米地位協定を抜本的に見直しされるよう、強く求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成３１年（２０１９年）３月２７日

沖縄県中頭郡北中城村議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣

以上であります。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第３９条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書第１号 日米地位協定の見直しを求める意見書についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する

ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。意見書第1号 日米地位協定の見直しを求める意見書については原案のとおり可決されました。

○議長(名幸利積)

日程第13. 決議第1号 閉会中の議員派遣に関する決議についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

天久朝誠議員。

○9番(天久朝誠議員)

日程第13. 決議第1号 閉会中の議員派遣
に関する決議について

決議第1号

閉会中の議員派遣に関する決議について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

平成31年3月27日

北中城村議会議長 名 幸 利 積 殿

提出者：北中城村議会議員
天 久 朝 誠

賛成者：北中城村議会議員
喜屋武 すま子
比 嘉 盛 一
伊 集 守 吉
山 田 晴 憲
比 嘉 次 雄
比 嘉 義 彦
上 間 堅 治
稲 福 恭 秀
安 里 道 也
大 城 律 也
比 嘉 義 弘

閉会中の議員派遣に関する決議について（案）

本議会は閉会中に、下記の諸研修会へ議員参加することを決議する。

記

1. 沖縄県町村議会議長会主催による議員研修会
（平成31年度沖縄県町村議会議長会事業計画に基づく諸研修会）
2. 中部地区町村議会議長会主催による議員研修会
（平成31年度中部地区町村議会議長会事業計画に基づく諸研修会）
3. 全国市町村研修財団が実施する市町村議会議員向け研修会
研修科目：議会議員特別講座
期 間：平成31年8月7日から8月9日まで
場 所：市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）
4. 本村議会主催による議員研修会
（平成31年度中に開催される諸研修会等）

平成31年3月27日
沖縄県中頭郡北中城村議会

以上です。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから決議第1号 閉会中の議員派遣に関する決議についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。決議第1号 閉会中の議員派遣に関する決議については原案のとおり可決されました。

次にお諮りします。ただいま可決されました閉会中の議員の派遣に関する決議の内容について及び日程等の変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。日程変更等を要するときの取り扱いは議長に一任されました。

日程第14．閉会中の継続調査の申し出

○議長（名幸利積）

日程第14．閉会中の継続調査の申し出の件を議題とします。

総務厚生常任委員長、建設文教常任委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りした申し入れのとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会における議決事件の字句及び数字、その他の整理に要するものは、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本定例会における議決事件の字句及び数字、その他の整理に要するものは議長に委任することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日をもって議会は閉会となりますが、議員各位には長い会期中、熱心な御審議をいただき、議長として心から感謝を申し上げます。

以上をもって本日の会議を閉じます。これをもって、平成31年第2回北中城村議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午前11時17分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北中城村議会

議長_____

署名議員_____

署名議員_____